

平成 17 年 12 月

第 3 回にかほ市議会定例会会議録

平成 17 年 12 月 14 日 開 会

平成 17 年 12 月 28 日 閉 会

にかほ市議会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 17 年 12 月 14 日第 3 回にかほ市議会定例会がにかほ市象潟公民館 2 階大ホールに招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榊原 | 均 |

1、本日の出席議員（ 45 名 ）

| | | | | | |
|-----|-----|----|------|----|----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-------|-------|
| 11 番 | 宮 本 | 久美子 | 12 番 | 工 藤 | 久 市 |
| 13 番 | 加 藤 | 照 美 | 14 番 | 長 谷 川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正 雄 | 16 番 | 佐々木 | 正 勝 |
| 17 番 | 竹 内 | 賢 | 19 番 | 池 田 | 好 隆 |
| 20 番 | 梶 原 | 澄 夫 | 21 番 | 伊 藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正 己 | 23 番 | 村 上 | 次 郎 |
| 24 番 | 山 田 | 明 | 25 番 | 高 橋 | 二 郎 |
| 26 番 | 飯 尾 | 善 紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥 四 夫 |
| 28 番 | 佐 藤 | 功 | 29 番 | 佐 藤 | 文 昭 |
| 30 番 | 小 川 | 正 文 | 31 番 | 本 藤 | 敏 夫 |
| 32 番 | 佐 藤 | 範 義 | 33 番 | 菊 地 | 衛 |
| 34 番 | 宮 崎 | 信 一 | 35 番 | 伊 藤 | 晃 |
| 36 番 | 須 田 | 鉄 郎 | 38 番 | 齋 藤 | 信 義 |
| 39 番 | 池 田 | 敏 郎 | 40 番 | 佐々木 | 正 明 |
| 41 番 | 市 川 | 雄 次 | 42 番 | 佐々木 | 栄 |
| 43 番 | 佐々木 | 春 男 | 44 番 | 須 田 | 金 一 |
| 45 番 | 加 藤 | 光 裕 | 46 番 | 佐々木 | 正 勝 |
| 47 番 | 榊 原 | 均 | | | |

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

37 番 佐々木 元

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|---------|---|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 竹 内 享 一 | 参 | 事 佐 藤 正 |
| 庶 務 係 長 | 藤 谷 博 之 | 主 | 査 佐々木 美 佳 |

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 教 育 長 | 三 浦 博 |
| 総 務 部 長 | 須 田 正 彦 | 市 民 部 長 | 笹 森 和 雄 |
| 産 業 建 設 部 長 | 金 子 則 之 | 象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 松 野 勝 弘 |
| 仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 阿 部 五 郎 | 金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 三 浦 忠 彦 |
| 教 育 次 長 | 佐 藤 定 夫 | ガ ス 水 道 局 長 | 宮 崎 俊 雄 |
| 消 防 長 | 高 橋 誠 | 総 務 課 長 | 齋 藤 隆 一 |
| 企 画 課 長 | 竹 内 規 悦 | 財 政 課 長 | 佐 藤 好 文 |

| | | | |
|-----------------|--------|-------------------|--------|
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会 事務局 長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侂 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良一 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども 科学館 長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登美雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成17年12月14日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 行政報告
- 第4 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 第5 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 第6 議案第40号 監査委員の選任について
- 第7 議案第41号 にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定について
- 第8 議案第42号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第43号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第44号 にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第45号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて

- 第12 議案第46号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第13 議案第47号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第14 議案第48号 平成17年度にかほ市一般会計予算
- 第15 議案第49号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第16 議案第50号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第17 議案第51号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第18 議案第52号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第53号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第20 議案第54号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第21 議案第55号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計予算
- 第22 議案第56号 平成17年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第23 議案第57号 平成17年度にかほ市水道事業会計予算

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は45名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから平成17年第3回にかほ市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

37番佐々木元議員から欠席の届け出が出ております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、3番佐々木春男議員、4番竹内睦夫議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。29番佐藤文昭議員。

【議会運営委員長（29番佐藤文昭君）登壇】

議会運営委員長（佐藤文昭君） おはようございます。平成17年第3回にかほ市議会定例会の招集の告示を受け、去る12月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その報告をいたします。

総務部長の出席を求め、定例会議案についての説明をいただき、会期日程、議案・陳情の付託等について協議いたしました。会期日程、議案付託一覧表は配付のとおり、会期は本日12月14日から28日までの15日間として提案しております。

一般質問の日程を3日間と設定、議案・陳情の件数を考慮しますと、委員会の運営上、余裕のない日程になりますが、年内に議会を終えたいことからこのような日程で審査をお願いしたいと思ひ

ます。今後、当局におかれましては、定例会の日程について余裕のとれるよう早めに議会を招集するよう強く要望いたします。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙については、本市から組合議会議員として議長が選任されていましたが、このたび1名が増員になることが組合議会で決まりました。議会運営委員会で協議したところ、広域組合議会の内容からして総務常任委員長である須田鉄郎議員を選任することにしましたので、よろしくお願ひします。

また、にかほ市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を本日举行します。本日、本会議終了後、全員協議会を開催します。会期中の委員会日程表は12月21日委員会に付託された後、各委員会を開催し、日程を決めて事務局に提出してください。

また、委員会報告書及び閉会中の継続審査、調査の申出書、陳情等に伴う意見書案は、12月27日午後5時まで事務局に提出してください。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（榊原均君）これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

－ 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君）28番佐藤功です。今、議運の委員長から報告ありましたが、報告の中に14日から28日までの15日間ということですが、実質9日の日程しかありません。特に、委員会においては4日間ということで、その審議内容、しっかりやるとすれば少な過ぎると思います。暮れの28日までというようなことで、委員長も認めておるように、余裕がなかったからというような理由であります。さきの臨時議会30日の中でも議会を一度とめております。そういう観点からいきますと、当然、今回の定例議会というものを真剣に議運の中で審査しながら日程を組むべきだと思います。そういう観点に立ちますと、会期の日程についてはもう少し考慮すべきではなかったかと思いますが、委員長としてどのように考えておられますか、答弁をお願いします。

議長（榊原均君）答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君）今、佐藤議員からお話ありましたけれども、その件についても議会運営委員会で突っ込んだ議論をしまして、委員会の日程、あるいは一般質問の日程も含めて、何よりも一般質問が19人とおりましたので、一般質問のほうの日程を3日間と決めまして、それによって委員会の日数も少ないという議論がありましたけれども、先ほど申しましたように、28日御用納めということから、委員会の日程についてはそのようなことに決定したわけです。よろしいですか。

議長（榊原均君）佐藤功議員。

28番（佐藤功君）先ほども委員長、御用納めにこだわっておりますが、何も御用納めにはこだわる必要ないと思います。

それで、再度お尋ねします。突っ込んだ議論をしたということですが、どのような、議論の内容を説明してください。

議長（榊原均君）答弁、佐藤議会運営委員長。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 08 分 休 憩

午前 10 時 09 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） 一つは、先ほど申しましたけれども、一般質問が 19 人ということで、3 日間と設定した理由は、会議規則は午前 10 時から 5 時までとなっておりますので、一般質問の時間が 40 分となっているという点から当局と答弁のやりとりも考えますと、一般質問の人数を 1 日何人と設定することはできないと判断して、一般質問の日程を 3 日間と設定をしております。

なお、今、佐藤議員からもありましたけれども、御用納めということで、私、申し上げましたけれども、延会ということは、そういうお話も議会運営委員会の中で出ましたけれども、延会ということについては特別な場合に限り余り好ましくないの、議事日程に記載のとおり、会議規則第 23 条には、「議事日程に記載した事件の議事を開くに至らないとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない」という記載もありますけれども、そういうことは、延会というものは特別な事情のない限りそういうふうなことはできないということで議会運営委員会のほうで話をしております。

議長（榊原均君） 佐藤功議員。

28 番（佐藤功君） 次に、お尋ねしますが、陳情の取り扱いはどういうふうに議運では考えておりますか。

議長（榊原均君） 答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） 陳情のほうについては、各委員会に付託して審査をお願いするように決まっております。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。 — 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 2 点ばかりお伺いしたいと思います。

1 点は、議会運営委員会が 30 日以降ですか、臨時議会の前を含めてこの定例会に向けて 2 回開かれています。その中で、今回の場合は、お話によりますと 12 月の 7 日に開いたと。その中で 11 月 30 日の臨時会のあの本会議のいわゆるやり方について、新聞等にも出ていますし、市民の皆さんからもいろんな話が聞こえてきております。議会運営委員会として、今後の議会のあり方について、そういう 11 月 30 日の臨時会の休憩の仕方、ああいう議会運営について話し合われたのかどうか。これが 1 点であります。

2 つ目は、主な新規事業ということで出されております。私たちは、いわゆる 3 町が一緒になって初めての予算であります。したがって、それぞれの町の内容については十分承知をいたしませんし、ほとんど知らないというのが、他の町については、だと思えます。したがって、資料をきちんと出していただきたいと、こういう要望も出しておりました。そういう資料について、どのような論議がされてこのものしか出てこないのか、伺いたいと思えます。

議長（榊原均君） 答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） 議会運営委員会については、11月の25日と12月7日の日に開いております。2回です。

それから、今、竹内議員からありました11月30日の臨時議会についての件についても議会運営委員会でお話をしております。そういう中で、非常にこの議事日程、あるいはそういうものについても、大変、議会運営委員会の中でも、議会運営委員会と当局との連携が非常になかったということで、そういうお話をしておりますので、そういうことのないように今後の定例会の中で生かしていきたいということでお話をしております。

それから、新規事業の資料提出については、11月25日の議会運営委員会の中で、当局で提出できる資料については出していきたいということでお話をしております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 今のお話の中で不十分だなという思いをしております。

1つ目は、11月30日の件について、これはやっぱり議会のあり方が問われていると思うんです。私たちは市民の皆さんから負託されて、今、暫定在任特例中でありませけれども、いずれにしても市民の皆さんから負託されております。もちろん当局の皆さんも、市長を初め市民の期待にこたえるべく執行をやるわけですが、その議会があのような形になっていたということについて、ただ言葉だけの反省じゃなくて、いわゆる当局との連携が不十分、そういうことじゃないと思うんです。

基本的に議会というのはどういうものなのか。市長は議会を招集しているわけですから、それに対する責任もあるわけです。ましてや当日のあり方としては、議長も案内を受けているにもかかわらず、市長が欠席するので、行かなければならないのでということで、議会としての、議会のいわゆる顔である議長は、自分が案内されているということを全然言わなかったわけですよ。そういうあり方というのは私はやっぱりおかしいと思うんですよ。したがって、議会運営委員会が責任を持つわけですから、議会の運営について、きちんとした、私はやっぱりその中での討議がされてしかるべきだったと思うんです。その論議の内容について、議会運営委員の皆さんからどういう論議をされたのか、具体的にメモしてあったらこれは伺いたいと。

2つ目は、新規事業ばかりじゃありません。この予算案を見てもわかるように、何が何だかわからないんですよ。例えば、どういう請負工事なのか、あるいはどういう負担があって、あるいは補助なのか、全然わかりません。これで私たちに討議をしてくれということであればおかしいと思うんです。いわゆる仮本予算が3月31日まで、そして10月1日から暫定予算ということで3ヵ月間。そして、本予算の場合は、新市長選出後、市議会に提案するというので10月1日から3月31日までのことで仮本予算に新市長の政策的な経費等を加えて編成するというふうになっているわけですよ。こういうふうにして出されたものに対して、議会運営委員会として、これ十分審議ができるのかどうか、それを判断して決めたと思うんですけれども、その辺のやり方について、もっとやっぱりきちんとした資料を出していただきたいということを議長として当局に言っていただきたいということで、これは私のほうから求めたいと思います。この点について伺います。

議長（榊原均君） 答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） 最初に、後段のほうの質問に答えますけれども、本会議での資料については議会運営委員会でも先ほどお話ししましたように話し合いまして、当局の範疇の中で資料を全員に提出していきたいということで確認しておりますので、当局の範疇の中では資料を提出していただくということでお話をしております。

それから、11月30日の件でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、非常に大変、議会運営委員会の中でそういうお話ができなかったことについては深く反省しております。今後、臨時会についても議会運営委員会を開いて、そして対応していくという話をしております。

議長（榊原均君） 竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 資料の関係について、いわゆる当局の範疇の中でという、その意味がちょっとわかりません。どういう範疇なのでしょう。私は、やっぱり審議をするためにはできるだけ資料を出していただきたいと、こういうことなんです。新規についてはこういうふうにして出されましたけれども、新規でなくとも、例えば大きな工事とか、学校ごとの予算の内容とか、わからないわけですよ。小学校と中学校としかないわけですよ。例えば学校予算にしても、これで、じゃ、工事が何百、何千万円になって、小学校のどこの工事なのか、わかりますか。わからなければ審議できないんじゃないですか。そういう資料を含めて、当局としてきちんと出していただきたいということを行っているわけですよ。

議長（榊原均君） 答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） それについては、議会運営委員会の中で、今、申し上げましたように、当局にはできるだけ資料の配付をお願いするということで議会運営委員会でお話ししております。当局のほうに要望しております。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。 — 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 23番。前の同僚議員の質問に関連しますけれども、議会運営の仕方、特に臨時議会のあり方について運営委員会でどのような協議をしたかということについて質問します。

1つ目は、日程のとり方について、市長に議運として何か申し入れをしたのか、しないのか。それが1つ目。

2つ目ですが、討論の仕方。通告は、この前は反対討論だけだったわけですが、それ以前の質疑のときには、議長は通告がなくともほかにないかというふう呼びかけております。したがって、反対討論を聞いてその場で賛成討論を必要とするという場がある可能性もあるわけです。したがって、議長としては反対討論の通告だけだったけれども賛成討論はないかということをお問うべきではなかったかどうかというふうに思うんですが、そのような運営について議運として協議したかどうか。

3つ目、採決の仕方ですが、最初は起立採決、そして次の議案では無記名投票。そして、それ以降は採決は起立採決というふうにして、2つ目だけ無記名投票にして、若干の異議の声があったわけですが、そのまま進めたわけですが、この点について議運ではこの運営についてどのような評価

をし、今後どうするかということについて話し合ったかどうか。

4 つ目ですが、議長がシナリオにないというようなことを話をして議会を進めているというようなことは、これはあるべき姿ではないというふうに思うわけです。この点について議運では協議をしたかどうか、今後の運営についてどう対処しようとしたか。その4点について、議運の協議結果をお知らせ願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤文昭君） 11月30日の臨時議会の点については、議会運営委員会の中ではそういう臨時議会についてお話をする機会、事前にはありませんでした。特に、市長に対してもそういうふうなお話をする機会はなかったということは、先ほども申し上げましたけれども、議会運営委員会の中で大変反省をしております。

それから、討論の仕方については、それらも含めて議会運営委員会として議事日程の全般について11月30日の臨時議会の件については反省をしまして、今後そのようなことのないような形の中で議会運営委員会を開いて対応していくということでお話をしております。

それから、採決については、この前、臨時議会でそういうことがありましたので、今後はすべて起立採決でいくということで確認しております。

それから、シナリオにないということについては、協議はしておりません。

議長（榊原均君） 村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 討論の仕方などについてはちょっと不明、はっきりした答弁がないわけですが、議会運営委員会としてはやはり細かな点まできちんと把握をし、それを今後に生かす、そういう姿勢でなければいけないと思うわけで、今、答弁あった採決の仕方、すべて一律に起立採決でいいかどうかというのも今後出てくる可能性があるわけです。したがって、採決の方法は原則として起立採決であるけれども、このことについてはどうかということを経験して、そして変更してみんなの了解を得て進めると、そういう民主的な運営をしなければいけないのではないかと。こういう観点から質問しておりますので、あと質問は終わりますけれども、今後の議会運営委員会等ではそういう細かなところまできちんと責任を持って進める、こういうふうにするべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月28日までの15日間に決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） きょうは、大変お寒い中をお集まりをいただきましてありがとうございます。

す。

今、議運の中で、委員長に対する御質問の中で、11月30日の臨時議会については、大変私からもおわびを申し上げたいと思います。今後そのようなことがないように十分気をつけてまいりますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

それでは、定例議会ひとつよろしくお願ひしますが、最初に市政報告を申し上げます。

初めに、施政の基本方針について申し上げます。

11月13日に行われましたにかほ市長選挙では、多くの市民の皆さんから御支援をいただき、市長としての重責を担うことになりました。改めて責務の重大さを痛感しながら、「新市まちづくり計画」の基本理念であります「夢あるまち」「豊かなまち」「元気なまち」の実現に向けて全力を傾注してまいりますので、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力を賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

市政の運営方針については、選挙戦などでお約束してきた4つの基本原則に基づいて、6分野を柱とする90項目にわたる施策の実現に努力し、市民の皆さんが「合併してよかった」と実感できるようなまちづくりに努めてまいります。

第1の原則は、「旧3町が持つ特性や特色を、さらに伸ばすことができるようなまちづくり」を進めます。

「健康で豊かな田園工業都市」を目指した旧仁賀保町、「自然と調和のとれた輝く町」を目指した旧金浦町、そして「未来に誇れる町」を目指した旧象潟町。この3つの町の特性や伝統・文化が共生し、そして融合しながら、新たな文化を創造するまちづくりを進めたいと考えております。

第2の原則は、「より多くの市民の皆さんが、積極的にまちづくりに参加する協働のまちづくり」を進めます。

市民一人一人が明るく希望と未来を語り、夢の実現のためにさまざまな機会と方法で、まちづくりに市民と行政が共同参画できるシステムづくりを進めてまいります。

第3の原則は、「将来にわたり計画的な事業展開ができるように、安定した財政環境」を確保します。

国の三位一体の改革による補助金の廃止や縮減、地方交付税や臨時財政対策債の抑制など厳しい財政状況の中で、中長期の収支見通しを立てながら、夢あふれる新生「にかほ市」をつくり上げていくために、簡素で効率的な行財政システムの確立を目指してまいります。

第4の原則は、「生活弱者といわれている、体に障害のある方や、高齢者の皆さんに常に目を向けた市政」を行ってまいります。

この4つの原則を基本にしながら、行政の進め方、合併協定に対する取り組み、安全・安心な暮らしと環境づくり、豊かな地域福祉の実現、産業の育成と支援、次世代の育成支援の6分野を柱とした施策を展開したいと考えております。

1つ目の「行政の進め方」においては、各種の事業を実施するに当たり、計画を策定する段階から、市民、町内会組織、NPO、ボランティア団体などと協働していく仕組みをつくることを初め、男女共同参画社会の推進、行政のスピードアップ、民間の視点の導入、行政機構の見直し、入札制

度の改革などを進めてまいります。

2 つ目の「合併協定に対する取り組み」については、合併協議・協定の内容を尊重し、文化施設の早期建設を目指すことを初め、新市まちづくり計画の早期実現のために、市総合発展計画、基本計画、実施計画、防災計画、地域福祉計画などの諸計画を策定してまいります。

3 つ目の「安全・安心な暮らしと環境づくり」では、災害に強いまちづくりを目指して、安全・安心のまちづくり計画（防災計画）を作成し、津波や地震など災害発生時の情報伝達・避難経路や避難場所の確保・備蓄品の十分な確保に努めてまいります。

また、環境の保護に配慮した循環型社会を目指して、ごみの分別、再資源化などを進めてまいります。

さらには、交通体系の充実を図るため、旧3町間の不連続部分の道路整備を進めるとともに、日沿道の整備促進や羽越本線の高速化についても、引き続き国県などへ強く要望してまいります。

4 つ目の「豊かな地域福祉の実現」に向けては、住民が安心して生活ができる地域づくりを目指して、地域福祉計画を策定いたします。

子供を安心して生み育てることができる子育て支援、医療費の窓口負担の軽減など、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりに努めてまいります。

5 つ目の「産業の育成と支援」においては、中小企業の経営安定を図るための利子補給制度や新規起業者支援を初め、商工業の育成と発展のための支援を行ってまいります。

また、集落営農など経営体の強化や、特色のある農産物の生産拡大支援などを初め、農林水産業の育成と振興のための支援を行ってまいります。

また、すぐれた自然や遺産、貴重な伝統芸能などを生かし、観光産業の育成と発展に取り組んでまいります。

最後に、6 つ目の「次世代の育成支援」としては、老朽化した象潟中学校や仁賀保中学校の改築を初め、学校教育環境の整備、生涯スポーツや生涯学習への取り組みを支援してまいります。

以上、私が訴えてきた6分野にわたる施策を「新市まちづくり計画」の6本の柱、すなわち、安心して暮らせるまち、豊かな自然と環境のまち、人と文化を育むまち、活力ある産業のまち、人と情報が交流するまち、参加と自立のまちとリンクさせながら、一つ一つの施策を着実に実現できるように努力してまいります。

さらに、私は、今後の市政を運営するに当たり、今まで申し述べてきた基本原則や施策・自治の仕組み・まちづくりの基本理念などを具体化した市政の骨格としての、仮称でございますが、「にかほ市まちづくり基本条例」の整備を進めたいと考えております。

この条例には、まちづくりの方向性、市民の権利と義務、市長・議会・職員の役割と責務、市民参加のあり方、協働のまちづくりのあり方などを規定したいと考えております。また、この条例は、今後の行政計画や施策等に一定のルールを与え、より具体的で素早い行政サービスを提供するための基本になるものと考えております。

この条例（案）の策定に当たっては、市民の皆さんとの「協働」で行ってまいりたいと考えております。

また、市長選挙では新市を二分するような激しい選挙戦でありましたが、新生「にかほ市」が発展していくためには、何よりも市民の皆さんが心を一つにして力をあわせながらまちづくりを進めていくことが大切であります。

今後、議会や市民の皆さんと協力しながら、「にかほ市民」としての一体感を醸成することに努めてまいります。

また、選挙戦などで、多くの市民の皆さんから、市政に対する率直な疑問や御意見、そして叱咤激励をいただきました。これらの声を心に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいります。

以上、施政の基本的な方針について申し上げましたが、「市政の主人公は一人ひとりの市民」という基本姿勢に立って、夢あふれる新たなふるさと「にかほ市」をつくるために努力を重ねてまいります。

次に、油の流出事故について報告いたします。

12月6日火曜日午後3時半ころ、金浦ガス製造所において、600立方メートルの有水式ガスタンクにオイルを充てんする作業中、上部ガス槽のタンクをつっているワイヤーが外れ、落下によってタンク内の水と油がオーバーフロー管を伝わって道路排水路に流れ、結果的に金浦漁港まで流れ出すという事故が発生しました。

ガス水道局では、漏れ出した油の回収に全力で当たり、消防や漁協と連絡をとりながら、漁業に及ぼす影響を最小限に食いとめるべく作業を行いました。発生時刻が夕方だったために、当日は漁港に流れ出した油量や状況が正確には把握できませんでしたが、翌日早朝から状況把握と油の除去に当たりました。

幸いにも漁業には影響がなかったとのことでありますが、漁業関係者にとっては、ハタハタ漁の大事な時期であり、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

また、製造所付近や排水路沿線の住民にも、多大な不安と御心配をおかけしましたことを重ねておわびを申し上げます。

再発防止については、他の製造所も含め、油類の構外流出防止対策を直ちに行うとともに、施設の再点検と整備、作業手順の再検討と見直し、職員の再研修を行い、再発の防止に万全を期してまいります。

最近の市政について報告いたします。

国の財政再建や地方の権限と責任を拡大し、地方の裁量権を高めるための三位一体の改革は、このほど政府と与党の合意により、目標としていた3兆円の税源移譲が確定しました。このことに対する各都道府県知事の評価もさまざまであり、分権の効果についてはまだ不透明な状況であります。いずれにしても、この改革がにかほ市に与える影響を注意深く検討し、関係する事務事業については、具体的な試算を行いながら、効率的で効果的な行財政運営を行ってまいります。

新年度の職員採用は、一般行政職5名を予定しております。合格者については既に公表しておりますが、公務員としての必要な研修を行い、市民の負託にこたえられるよう育成してまいります。また、消防の職員採用は3名を予定しております。消防学校への入校など必要な研修を行い、市民の負託にこたえられる消防士に育成してまいります。

合併記念式典を3月下旬に実施したいと考えております。合併に尽力された方々に対し、感謝と敬意を表するとともに、新たなふるさとかかほ市の建設とさらなる飛躍を、市民の皆さんとともに誓い合いたいと思います。

次に、市税の状況について申し上げます。11月末の調定額は、個人市民税が3億6,749万円、法人市民税が2億3,392万円、固定資産税が5億1,284万円となっております。

市県民税の申告相談は、2月6日から3月15日までの期間で行います。今年から、これと同時に消費税の申告もあわせて行います。申告相談は、象潟地区は象潟構造改善センター、金浦地区は金浦庁舎第一会議室、仁賀保地区は仁賀保庁舎大ホール外4カ所で行います。

本年10月1日現在で国勢調査が実施されました。現在、県で点検・集計中ですが、にかほ市の国調人口は2万9,000人をわずかに下回った模様です。近々、総務省統計局から速報値が公表される予定です。

国際交流ですが、9月27日から10月4日にかけて、仁賀保中学校の生徒16名、引率者4名、計20名が米国ショウニー市を訪問し、事故やトラブルもなく、全員元気に帰国しました。ショウニー市とは平成2年に姉妹都市提携を結び、毎年、相互訪問交流を続けており、今回が16回目の訪問です。

「ふるさと会」は11月20日に「ふるさとかかほの集い」が東京プリンスホテルで、金浦ふるさと会が中野サンプラザで、また、11月27日にはふるさと象潟の集いが台東区民会館でそれぞれ開催され、3会場合わせて約550人の会員が集いました。来年度以降の開催については、それぞれの会の事情もあり、すぐに一つになることは難しいようですが、将来の合同開催に向けて、役員同士の協議を重ねていくことにしています。

旧象潟町で17年度から取り組んでいる「協働のまちづくり」を实践する「夢いきいき21マイタウン事業」は、町内会などからこれまでに12件の申請があり、その助成額は137万1,000円となっております。10月5日には、象潟小学校PTAが中心となり、同小相撲大会にあわせ、相撲解説者の舞の海秀平氏を招き、相撲指導や講演をしていただく事業を展開しました。このような市民の皆さんが自主的に取り組む地域づくり活動を一層支援していきたいと考えております。

上浜・上郷両地区の高速インターネット通信網(ADSL)の整備については、早期着工をNTT東日本株式会社に強く働きかけてきたところですが、12月5日に、17年度内にはサービスの提供を開始する旨の回答をいただいております。

携帯電話など移動通信が行えない地帯の解消を目的とする「移動通信用鉄塔整備事業」については、11月11日に着工し、新年度からサービス提供ができるようになります。これにより釜ヶ台地区でも携帯電話の使用が可能となります。

小出・院内の両診療所の増改築工事が完成し、小出診療所は11月14日から、院内診療所は12月2日からそれぞれ診療を開始しております。待合室や点滴室の増設、体の不自由な方のためのバリアフリー化など、患者さんには大変喜ばれております。

象潟地区に建設中の斎場改築工事の進捗状況は、既設斎場の解体工事を含め、27%となっております。今後は本体工事の進捗状況にあわせて、機械設備、電気設備、火葬炉の工事と進んでまいり

ますが、18年2月中旬の供用開始に向けて順調に推移しております。

今年の稲作の作況指数は、中央部で100の平年並みとなっております。11月30日現在の地域別一等米比率は、仁賀保地区が94.1%、金浦地区が85.6%、象潟地区が93.8%で、市全体では92.8%となっております。金浦地区の比率が低かった主な原因は、胴割、倒伏などによる品質低下によるものです。

本年3月に国が策定した「食料・農業・農村基本計画」を受けて、19年度から「経営所得安定対策大綱」が実施されることになりました。内容は、担い手の明確化、経営安定対策の創設、米の生産調整支援対策の見直し、農地や水などの保全向上のための対策の創設が骨子となっております。今後、国・県・農協などと一体となって説明会を開催し、制度と内容の周知を図ってまいります。

国の補助を受けて、仁賀保・象潟両地区で市民との協働による地球温暖化防止緑づくり推進事業を実施しました。仁賀保高原にブナを1,500本、象潟地区御嶽公園にケヤキなど500本を植樹しております。

松くい虫防除対策事業の秋駆除は、3地区で1,368本、処理材積で923立方メートルを予定し、事業発注をいたしました。

次に、漁業集落環境整備事業で行う金浦地内の排水路改良工事は、5路線、延長725メートルについて12月中旬に発注の予定です。

漁業経営構造改善事業で16年度から3ヵ年継続事業として行っている築いそ造成工事の17年度分事業は、3月15日に完了の予定です。

県事業の漁港整備事業は、象潟小瀬漁港の改良、金浦漁港の沖防波堤のケーソン製作・漁港周辺臨港道路の整備、平沢漁港の東防波堤延伸と港内のしゅんせつなどの事業が順調に進捗しております。

農業集落排水事業は、上浜中央地区において管路工10工区、延長にして7,191メートル、中継ポンプ17ヵ所、フラッシュ用水 — これは飲雑用水でございます — 7工区、7,645メートル、処理場内整備等を行っております。今後は、7工区について清算し、推進工、管路工、水道工事を行ってまいります。

鳥海山ろくを取り巻く、にかほ市、由利本荘市、酒田市、遊佐町の3市1町と観光団体などで組織する環鳥海地域観光交流推進協議会が、国土交通省に応募しておりました「環鳥海地域・観光づくり実践プラン（癒しのふるさと・鳥海隠れ家ツーリズム～自然を活かし、歴史を活かし、人を活かす。日本人が忘れてきたものを再発見する旅へ）」が多くの応募の中から選定され、認定を受けました。環鳥海地域観光がクローズアップされ、観光客の増大に結びつくことを期待しています。

観光協会の合併についてであります。11月29日に旧象潟・金浦・仁賀保の観光協会の合併を目指す第1回3町観光協会合併協議会が開催され、早期の合併に向けて協議していくことを確認しております。行政としても側面からの支援をしております。

旧金浦町が13年度から5ヵ年事業で実施していた金浦大竹線の改良工事は、下層路盤まで完成し、3月までに取り付け道路と舗装工事が完成し、全線開通となります。

横岡地区の県道象潟矢島線の歩道設置については、11月に地権者説明会が行われ、19年度完成の

計画で事業が進められることになりました。これにより、上郷小学校への県道通学路のほとんどが歩道整備されることとなります。

除雪計画についてであります。近年にない12月の降雪量となりましたが、今季については、旧町当時の体制で実施することとし、12月1日から体制を整え出動しております。また、各地域からの除雪要望や苦情等への対応については、各庁舎の担当が迅速に指示や処理を行い、冬期間の生活路線の確保に努めてまいります。

日沿道の整備については、本荘インターから仁賀保インターまでの仁賀保本荘道路が、19年開催の秋田国体までに、仁賀保インター手前の国道7号線に接続されることを目標に現在、工事が進められております。また、象潟仁賀保道路13.7キロについても、17年1月に都市計画決定がなされております。これに伴って、仁賀保インターから金浦インターまでの仁賀保南高速線7キロについては、10月上旬に路線の関係者に対し、測量立ち入り説明会が開催され、現在は路線測量などの調査が行われております。今後は酒田市までの延伸を関係機関に引き続き要望してまいります。

5年度より進めてきた公共下水道事業の進捗状況ですが、整備済み面積は493ヘクタールで、全体計画の56%に達しました。また、10年4月からの供用開始以来、今年10月末までに3,304戸、1万290人が使用しており、水洗化率は65.7%となっています。

17年度分の公共下水道事業については、仁賀保TDK独身寮付近と象潟市民グラウンドから象潟庁舎付近の面整備工事、金浦黒川中継ポンプ場から仁賀保芹田中継ポンプ場間の圧送管工事は、年内に完成の予定です。象潟体育館付近の面整備・仁賀保京田のJR横断の管渠工事は、来年3月の完成予定となっています。

また、下水道事業団に委託している処理場・中継ポンプ場建設工事については、笹森処理場の処理池3系列の工事は21年度の完成、久根添・黒川・芹田・鈴の中継ポンプ場建設工事は、19年度の完成を目指して工事を進めております。13年度から進めていた金浦中継ポンプ場建設工事は、来年3月には完成となりますが、一部引き渡しを受けて稼働しています。

合併後、初めての「にかほ市市民文化祭」を11月3日から6日までの4日間、象潟会場、金浦会場、仁賀保会場で開催しました。期間中の入場者数は、象潟会場で延べ5,214人、金浦会場で延べ1,200人、仁賀保会場で延べ9,500人で、3会場合わせて昨年より1,627人の増加となりました。また、出展作品数は3会場合わせて6,047点ありました。そのほか芸文協加盟の各団体の発表会や創作体験コーナー、バザーなどの催し物も行われ、芸術の秋を堪能した4日間となりました。

10月14日に「第12回きさかた全県少年少女俳句大会」を開催いたしました。全県37小中学校から3,059句の応募があり、市内からは8小学校から504句、4中学校から650句の作品が寄せられました。

11月4日に「第3回おくの細道朗読コンテスト象潟大会」が開催されました。市内の4中学校から9人、県内の2中学校から4人、県内外の高校4校から13人の合わせて26人が参加しています。

にかほ市仁賀保地区の成人式は、来年1月9日の成人の日に、仁賀保勤労青少年ホームで行います。対象者は151人となっております。18年度の成人式は、市全体で一緒に実施したいと思っておりますが、期日や方法等についてはこれから十分検討してまいります。

象潟中学校改築事業については、9月に発注した造成工事がほぼ完了しており、今月中に完成検査を行います。設計についても、7月に業務委託をした設計業者が建設委員会からの要望・意見を踏まえながら設計作業を進めており、間もなく基本設計がまとまる予定です。まとめ次第、議員の皆さんには内容の説明を行い、御意見を聞きたいと考えております。

ガス熱量変更事業の準備作業についてであります。供給管の遮断による漏洩検査が終了し、現在は全需要家のガス器具の保有数や使用状況、排気筒などの状況調査を仁賀保地区から順に実施しております。東北地区のガス事業者の協力を得ながら、来年の2月末まで行われます。

緊急消防援助隊・施設整備事業で整備を進めていた「災害対応特殊ポンプ自動車CD」が18年2月中旬に配備されます。これにより災害時における対応能力が強化されます。

119番通報システムの変更によって、12月6日から携帯電話による119番通報がにかほ市消防本部司令部で直接受信できるようになりました。これによって音声状態がよくなり、通話先の場所の確認が速くできるようになるため、緊急対応が迅速にできるようになります。

終わりに、本年1月1日から11月末までの火災件数は、建物火災が8件、車両火災が2件、その他の火災が2件、合計12件で、昨年と同じ件数になっております。また、消防自動車の緊急出動件数は85件になっております。救急件数は、交通事故が84件、一般負傷が106件、急病が最も多く613件、その他が98件、合計901件で、昨年と比較して125件の増となっており、救急自動車の出動要請が年々増加しております。

以上、市政報告とさせていただきます。

議長（榊原均君） これで行政報告は終わりました。

日程第4、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に、36番須田鉄郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました36番須田鉄郎議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました36番須田鉄郎議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に決定しました。

日程第5、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第182条第1項、第2項の規定によって議会において選挙することになっております。

お諮りします。選挙の方法はどのようにしたらよろしいでしょうか。 — 35番伊藤晃議員。

35番（伊藤晃君） 議長が指名する5人の選考委員会で指名推選はどうでしょうか。

議長（榊原均君） 35番伊藤晃議員より、議長が指名する5人の選考委員による指名推選の意見が出されましたが、御異議ありませんか。 — 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） いずれ、ずっと投票でやってきておりますので、投票でしたほうがよろしいと私は思います。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） ないようでございますので、ただいま選考委員を立てての指名推選ということと選挙という2つの案が出ましたので、ここで起立採決で決定させていただきます。

しばらく休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど御発言ありました選挙の件でございますけれども、選考委員を立てるという伊藤晃議員の提案につきましては、もう一度、皆さんと御確認させていただきますけれども、選考委員を立てて、その中から選挙管理委員と補充員の案を出していただいて、それを全体にかけて皆さんの同意をいただくということになりますので、選考委員で決定する、決めるということではございませんので、その辺のところをまず御理解をしていただきたいと。そういうことで、もう一度、5名の選考委員で推薦していただくということに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、5名の選考委員を指名いたします。11番宮本久美子議員、20番梶原澄夫議員、25番高橋二郎議員、33番菊地衛議員、44番須田金一議員を指名いたします。

念のため申し上げます。選挙管理委員の選任については氏名だけで結構ですが、補充員については1番から4番までの順位をつけて次の休憩中に選考してください。

しばらく休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員による結果の報告を求めます。宮本久美子議員から、その結果の報告があるそうでございますので、これを許可します。

11番（宮本久美子君） 選考委員会の結果を御報告いたします。皆さんのお手元に配付されております、須藤顕、佐々木智恵子、佐々木真澄、田村豊子委員を報告いたします。

それから、補充員の報告をいたします。第1順位です。相馬孝一。第2順位、阿部芳雄、第3順位、伊藤タマキ、第4順位、村上キサ子。

以上でございます。御報告を終わります。

議長（榊原均君） 指名推選による選挙管理委員会の委員及び補充員の選考結果はただいまのとおりでございます。

お諮りします。ただいま報告ありましたように、選挙管理委員には、須藤顕さん、佐々木智恵子さん、佐々木真澄さん、田村豊子さんを、補充員には、第1順位、相馬孝一さん、第2順位、阿部芳雄さん、第3順位、伊藤タマキさん、第4順位、村上キサ子さんを当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会の委員及び補充員には、ただいま申し上げた方々が当選されました。

日程第6、議案第40号監査委員の選任についてから、日程第23、議案第57号平成17年度にかほ市水道事業会計予算までの議案18件を一括議題とします。朗読を省略しまして当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、議案の要旨について御説明をいたします。

議案第40号監査委員の選任についてでございます。

にかほ市監査委員に、院内字堀ノ前2番地、小松欽一氏、57歳を新たに選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴を添付しておりますのでよろしく願いいたします。

議案第41号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

携帯電話等の移動通信が行えない地域の解消を図るため、市単独事業で釜ヶ台地区に移動通信用鉄塔を建設中ですが、アンテナを設置する電気通信事業者より事業に係る分担金を徴収するための条例を制定するものでございます。

議案第42号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定でございます。

地方税法の一部改正に伴い、平成18年度分以後の個人住民税の改正については、合併前に各旧町において専決処分していますが、平成18年1月1日施行部分については、各旧町の法人格の消滅とともにその効力がなくなったことから、再度未施行分の関係条文改正案を提案するものでございます。

議案第43号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定でございます。

国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険運営協議会の委員の定数に新たに被用者保険等保険者を代表する委員2名を加え、計11名とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第44号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定でございます。

平成16年度から進めております象潟斎場の建て替え事業は、平成18年2月中旬の供用開始に向けて工事を進めておりますが、ペット用の動物炉が新設されることから条例の一部を改正するものでございます。

議案第45号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。

公共下水道事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から700万円を限度に繰り入れることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第46号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてでございます。

簡易水道事業の運営のため、平成17年度一般会計から500万円を限度に繰り入れすることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第47号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてでございます。

農業集落排水事業の推進を図るため、平成17年度一般会計から900万円を限度に繰り入れすることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第48号平成17年度にかほ市一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,255万6,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を20億3,000万円と定めるものでございます。

議案第49号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,030万3,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を1億8,000万円と定めるものでございます。

議案第50号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,476万9,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を200万円と定めるものでございます。

議案第51号平成17年度にかほ市老人保健特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,285万5,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を4,000万円と定めるものでございます。

次に、議案第52号平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,628万7,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

次に、議案第53号平成17年度にかほ市簡易水道特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,185万1,000円と定めるものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を500万円と定めるものでございます。

議案第54号平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,601万4,000円とするものでございます。

また、一時借入金の借り入れの最高額を4億円と定めるものでございます。

議案第 55 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 万 3,000 円とするものでございます。

議案第 56 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計予算でございます。

収益的収入の予定額を 2 億 1,731 万 1,000 円、同支出の予定額を 2 億 1,642 万 3,000 円とし、資本的収入の予定額を 8 億 8,832 万 8,000 円、同支出の予定額を 8 億 9,707 万 2,000 円とそれぞれ定めるものでございます。

また、一時借り入れの限度額を 1 億 2,000 万円と定めるものでございます。

議案第 57 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計予算でございます。

収益的収入の予定額を 2 億 3,121 万 3,000 円、同支出の予定額を 2 億 1,556 万 1,000 円とし、資本的収入の予定額を 3 億 6,441 万 7,000 円、同支出の予定額を 5 億 1,633 万 5,000 円とそれぞれ定めるものでございます。

また、一時借入金の借り入れ限度額を 6,000 万円と定めるものでございます。

以上でございますが、議案の要旨について御説明をしましたが、補足説明については担当部長等が行いますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） ここで昼食のため 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから担当部長の補足説明を行います。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 40 号については補足説明がございません。

続きまして、第 41 号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてでございますけれども、このものについては、移動通信用の鉄塔施設を釜ヶ台地区に建設するものでございます。総事業費が 9,975 万円で、KDDI、NTTドコモの通信の設備になっております。分担金の額として、当該事業に係る費用の 8 分の 1 以内ということで、今回予算にも計上しておりますけれども、分担金約 1,246 万 8,000 円ほどの分担金になるわけですが、こうした中身の条例でございます。

続きまして、にかほ市税条例の一部を改正する条例でございますけれども、このものについては、先般、先ほど市長のほうからも提案説明がありましたけれども、中身について若干御説明を申し上げたいと思います。

このものについては、非課税措置についての見直しを行ったものであります。

第 24 条、個人の市民税の非課税の範囲ですけれども、年齢が 65 歳以上で所得が 125 万円を超えない場合は非課税であったものが、課税対象となったものでございます。経過措置として、18 年度の市民税において、平成 17 年 1 月 1 日 65 歳であった者は、均等割額の 3,000 円を 1,000 円に、所

得割額を3分の2の控除ということになっております。また、19年度の市民税においては、均等割額の3,000円を2,000円に、所得割額を3分の1控除ということにいたしております。この改正により均等割に影響を受ける人は、にかほ市において約1,651人程度の見込みで、税額にいたしますと190万円ほどでございます。また、所得割に影響を受ける人は1,388人を見込みを立てております。税額で900万円がふえることが予想されております。

第36条の2市民税の申告ということで、このものにつきましては、給与所得以外の所得を有しなかった者で雑損控除、医療控除等を控除を受けようとする場合は3月15日まで申告書を提出する旨になっております。

また、第63条の3については、供用土地の固定資産税額の案分の申し出でございます。このものについては、供用土地納税義務者は毎年1月31日まで案分の申し出をすることになっております。

附則の第19条ですけれども、株式等に係る譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございます。このものについては、金融証券税制について、附則第19条以下に上場株式等の譲渡所得等に係る税の特例について規定しております。これらの特例措置の延長等が主なもので、本条附則ではそれぞれの実情に応じ適用期限の延長や特例措置を講じております。

また、附則の第19条の2については、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例となっております。経過措置といたしまして、平成17年4月1日以後の事実発生の場合については適用することになっております。

以上が主な今回一部を改正する条例の中身の要件となっております。

総務部関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部長の補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから議案第43号仁賀保市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について補足説明をいたします。

これにつきましては、国民健康保険運営協議会の委員に、国民健康保険法施行令第3条第2項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を新たに加えるため委員の定数について改正するものであります。この被用者保険等保険者を代表する委員を加えるべき市町村は、退職被保険者等の数が1,500名以上で、被保険者全体に占める割合が3%以上の市町村とされております。にかほ市の場合、退職被保険者等は2,604人、被保険者全体に占める割合は24.1%と、いずれも基準以上となるために、被用者保険等保険者を代表する委員2名を新たに国民健康保険運営協議会の委員に加えるための改正をお願いしているものであります。

続きまして、議案第44号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定についてであります。

現在、建設中の象潟斎場には動物炉が設置されます。供用開始に当たりまして、犬、猫類の火葬について使用料を定めるものでありまして、内容は、にかほ市の動物は1頭につき4,000円、にかほ市以外の動物につきましては1頭につき1万円とするものであります。これにつきましては、本荘市ほか動物炉併設の斎場の料金を参考にして定めたものでございます。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部長の補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案つづり 13 ページであります。議案第 45 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてです。

旧町合併前に一般会計から相当額を繰り出していますが、今後 3 月までの業務に係る不足分を繰り入れするものであります。繰出金は一般会計の都市計画総務費からであります。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、市民部長の補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、議案第 46 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて補足説明いたします。

これは地方税法第 6 条の規定によりまして一般会計から繰り入れを行うものでありまして、繰り入れが新市に引き継がれたために今回上程しているものでございます。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部長の補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第 47 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。

これは、繰出金は一般会計の 6 款 1 項 7 目農村整備総務費の 28 節からの繰出金であります。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第 48 号の総務部に関することは総務部長から補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） まず最初に、行政報告のほうの 6 ページで、先ほど市県民税の申告相談は 2 月 6 日から 3 月 15 日までの期間で行います。ことしからこれと同時に消費税の申告もあわせて行いますということで御報告しておりますけれども、申告時点では申告会場でやりますけれども、3 月 16 日以降については、各窓口において 3 月 31 日まで消費税の申告をしますので、窓口のほうにおいていただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第 48 号の平成 17 年度にかほ市一般会計予算について、総務部関係の予算を説明いたします。

その前に、にかほ市における予算編成の流れとして、初めに、各旧町の平成 17 年度最終予算見込みから 9 月 30 日まで収入及び支出された金額を控除した後の予算残額に、新市において新たに必要となる費用を加えて仮本予算を編成いたしました。

次に、仮本予算に基づき 10 月 1 日から 90 日間のつなぎ予算であります暫定予算を編成いたしております。さらに、人事院勧告に伴う人件費及び市会議員の期末手当の改定による暫定補正予算を行っております。そして、仮本予算をベースに 10 月 1 日以降、新たな事務事業等に伴う増額となった収入支出の調整、額の確定による増減の調整及び 10 月 1 日の人事に伴う人件費の組み替えを行い、本予算を編成いたしております。

そういうことで、お手元の資料のほうに、にかほ市発足後の主な新規事業等の一覧表と、皆さんのほうに後でお渡ししました旧 3 町の主な新市の移行予算ということで、100 万円以上のものでございますけれども、このものについては一般会計の予算の新市に移行する予算でございますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、第3回市議会定例議会に、議案第48号で平成17年度にかほ市一般会計予算として歳入歳出予算総額を78億7,255万6,000円と定め、上程いたしてあります。

9月末までの決算見込額を報告いたします。

歳入88億5,006万2,000円、歳出76億2,645万円でございます。一般会計の剰余金といたしまして12億2,361万2,000円、プラス他会計の廃止に伴う剰余金ということで、このものについては象潟町からの育英資金の特会、そして土地取得特会、旅客鉄道特会ということで75万3,000円、合わせて旧町の決算剰余金につきましては12億2,436万5,000円を18款の諸収入のほうの雑入のほうに計上いたしてあります。

それでは、9ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございますけれども、主なものを御説明申し上げます。駅・港湾地区土地区画整理事業用地取得事業ということで、このものについては、旧仁賀保町のものであります。旧仁賀保農協倉庫の用地取得の部分でございます。面積が2,128平米でございます。次に、特定公共賃借住宅建設用地取得事業、このものについては、象潟町の下山団地、現保健センターでございますけれども、2,400平米でございます。次に、特別養護老人ホーム等用地取得事業、象潟町の薫風苑用地、蕉風苑用地9,718平米でございます。次に、金浦小学校建設用地取得委託元利償還金、このものについては4万8,115平米の用地の取得のものでございます。公共用地取得委託元利償還金、金浦町についてでございますけれども、このものについては、現保健センターの用地5,554平米でございます。また、象潟中学校建替用地取得事業、平成15年の取得したものでございますけれども、全体の事業費といたしまして3億3,185万1,000円ほどでありますけれども、面積にいたしまして4万181平米のものでございます。あわせて債務負担行為については、33件で、5億2,292万4,000円となっております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思ひます。第3表の地方債について御説明を申し上げます。電算システム構築事業ということで3,570万円、このものについては、合併に伴う3町の電算システムの構築事業でございます。移動通信用鉄塔整備事業は、仁賀保地区の釜ヶ台地区の通信事業でございます。7,870万円。母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金については、旧金浦地区のものでございます。150万円。高齢者住宅整備資金についても、旧金浦町のものでございます。心身障害者住宅整備資金についても、同じ旧金浦町のものでございます。斎場施設整備事業2億3,070万円については、象潟地区のものでございます。林道整備事業2,020万円、これは仁賀保町の太郎ヶ台線でございます。漁業集落環境整備事業、旧金浦町の1,080万円でございます。漁港漁場機能高度化事業、旧象潟町の720万円でございます。

それから、地域水産物供給基盤整備事業、これは仁賀保、金浦のものでありまして、仁賀保分が1,800万円、金浦分が2,300万円でございます。臨時地方道整備事業、3町で6路線でございますけれども2億6,000万円。役場1・2号線仁賀保分でございますけれども6,930万円。金浦大竹線が1億7,650万円。象潟金浦線ということで象潟で行った事業でございますけれども、外3路線で1,420万円でございます。

それから、続きまして、道路橋梁事業釜ヶ台10号線、これは仁賀保分でございます。それから、

道路橋梁事業、寒沢川の橋のかけかえ工事でございますけれども3,120万円、これは仁賀保分でございます。仁賀保運動公園整備事業、これは都市公園のものでございますけれども、仁賀保地区の6,120万円。消防ポンプ車購入事業2,430万円。防火水槽新設事業、仁賀保地区の室沢地内に1基増設したものでございます。象潟中学校建替事業1億1,780万円。学校給食共同調理場建替事業、象潟のものでございます。380万円。補助災害普及事業は、仁賀保の分で1,450万円。国体競技会場施設整備事業、仁賀保分で430万円。地域再生事業、仁賀保分で2億1,680万円、象潟分で7,690万円でございます。臨時財政対策債は、仁賀保分で2億530万円、金浦分で1億2,500万円、象潟分で2億1,740万円でございます。また、最後の市民税等の減税補てん債は3町分で4,130万円。合わせて23件で18億6,120万円の地方債でございます。

では、先ほど申し上げました旧町の余剰金12億2,436万5,000円ですけれども、このものについては、仁賀保分として3億3,939万5,000円、金浦分として3億1,133万1,000円、象潟分として5億7,363万9,000円となっております。

それでは、14ページをお開きください。歳入のほうの御説明をしてみたいと思います。1款市税1項市民税1目個人1節個人ということで、個人市民税の現年課税分の内訳でございますけれども、普通徴収分といたしまして9,344万6,000円でございます。仁賀保分として2,070万円、金浦分として1,789万7,000円、象潟分として5,484万9,000円ということで、先ほどお手元に配付しました新市に移行予算のほうに旧町ごとに記入しておりますので旧町ごとは省略させていただきたいと思っております。特別徴収分2億8,449万7,000円でございます。退職取得分が118万円、過年度分として31万7,000円、合計3億7,944万円を計上いたしております。2目の法人市民税の現年課税分は2億1,808万円でございます。法人税割が1億9,025万円、均等割分といたしまして2,783万円でございます。

2項1目1節固定資産税の現年課税分の内訳といたしましては、土地分が9,777万2,000円、家屋分が2億501万2,000円、償却資産といたしましては1億6,549万2,000円で、合計4億6,827万6,000円を計上いたしております。2目1節国有資産等所在市町村交付金及び納付金は61万円、これは郵政公社からの納付金でございます。

3項軽自動車1目の軽自動車ですけれども、このものについては223万7,000円でございます。

15ページをお開きください。4項の市のたばこ税ですけれども、このものについては8,373万8,000円ということで、旧町ごとの分については新市の移行のほうに記入しておりますので御参照いただきたいと思います。

6項の入湯税1目入湯税でございますけれども、613万円でございます。このものについては、年間利用者の見込み数を約7万300人ほど見込んだ予算の計上金額にいたしております。このものについては、仁賀保分が128万円、金浦分が280万円、そして象潟分が205万円の合わせて613万円の入湯税を予算計上いたしております。

16ページをお開きください。2款地方譲与税の1項の所得譲与税でございますけれども、このものについては18年の3月の譲与分といたしまして5,295万円を計上いたしております。

同じく2項の自動車重量税でありますけれども、このものについては平成17年の11月及び平成

18年3月の譲与分といたしまして1億4,556万5,000円を予算計上いたしております。

3項地方道路譲与税については、これも平成17年11月及び18年3月の譲与分を4,649万1,000円を計上いたしております。

3款の利子割交付金ですけれども、このものについては1,040万円、仁賀保分が500万円、金浦分が20万円、象潟分が520万円でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。4款の配当割交付金については、50万円ですので省略いたします。

5款の株式譲渡については、10万円ですのでこれも省略いたします。

6款の地方消費税交付金でございますけれども、このものについては平成17年12月及び平成18年3月、2回の交付でありますけれども、1億2,357万6,000円を見込んでおります。

また、7款のゴルフ場利用税の交付金ですけれども、これは金浦にありますゴルフ場の利用税の交付金が68万2,000円計上いたしております。

8款自動車取得税交付金につきましても、12月と3月の2回交付分ということで5,100万円を計上いたしております。

9款の地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の普通交付税でありますけれども、3町分の総額は41億8,685万1,000円ありますが、本予算での交付額については、年4回、4月と6月と9月と11月の交付であります。11月交付分として10億617万2,000円でございます。旧町分にいたしますと、仁賀保分が2億9,371万6,000円、金浦分が3億2,277万5,000円、象潟分が3億8,968万1,000円と算定をいたしております。特別交付税は、平成17年12月及び平成18年3月の交付分3億3,000万円を見込んでおります。旧町ベースで計算してみますと、仁賀保分で9,600万円、金浦分で1億600万円、象潟分で1億2,800万円の算定に今のところ計算をいたしているところでございます。

10款については、省略をいたします。

11款の分担金については、先ほど議案のほうでも説明した釜ヶ台の移動通信の鉄塔設備でございますけれども、1,246万8,000円、総事業費9,975万円の8分の1以内で電気通信事業者KDDI、NTTからの分担金であります。なお、3月20日ころには電波発信の試験をする予定で、4月には供用開始の見込みでございます。

20ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項使用料でございますけれども、このものの中で主なものは、45万2,000円のうちの主なものは、金浦庁舎内にあります土地改良区等の施設の使用料が33万3,000円ほど含まれております。

21ページをお開きいただきたいと思います。2項の手数料1目の総務手数料でございますけれども、このものについては、住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本の手数料であります。2つ目は、2節の税務手数料ですけれども、これは141万円ほど見込んでおります。これは、市税の督促手数料、各種証明手数料でございます。

28ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金1目の総務費の県補助金でございますけれども、このものについては、総務費補助金1億3,382万円の内訳といたしましては、高速インタ

ーネットのADSL、上浜のほうでございますけれども、アクセス網の整備促進費といたしまして補助金が253万円、3分の1ほどでございます。国体会場施設整備ということで、仁賀保分で補助金が200万円ほど県のほうから入っております。土地取引届出等事務費補助金が29万円。そして、田園立地地域対策交付金といたしまして900万円ですけれども、これは仁賀保地区と象潟地区の水力発電所在市町村としてのものがございます。また、この中で一番大きいのは、合併に伴い県より5ヵ年間で6億円の合併特例交付金が交付されますが、今年度分として今回1億2,000万円ほどを予算計上いたしております。

29ページをお開きください。委託金でございますけれども、総務費の委託金でございます。このものについては、県の広報の配布の委託金でございます。また、徴税費委託金については、3町分の個人県民税の徴収取り扱い委託金で、仁賀保分として343万2,000円、金浦分として140万円、象潟分として496万8,000円を計上いたしております。3節の選挙費委託金38万3,000円は、衆議院議員の選挙費委託金の清算によるものがございます。4節の統計調査費委託金は52万円ほど。これは工業統計並びに事業所統計調査等の委託金でございます。

30ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入の中の土地建物貸付収入の現年度分の内訳は、土地貸付料といたしまして909万3,000円ほど見込んでおります。仁賀保分で76件分で215万7,000円、金浦分で9件で287万6,000円、象潟分で74件で406万円でございます。また、建物貸付料については389万6,000円、仁賀保分では11件分の110万1,000円、象潟分では7件で279万5,000円であります。

31ページをお開きいただきたいと思います。3節、4節、5節の貸付収入は、上浜・上郷地区財産及び金浦地区の入会地の財産の貸付料でございます。

15款財産収入1項財産運用収入2目の利子及び配当金の1節の利子及び配当金は、各基金からの預金利息が主なものでございます。

また、3目の1節の基金運用収入は、土地開発基金の運用収入23万8,000円でございます。

続きまして、16款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、旧仁賀保町奨学会よりの寄附金として753万8,000円を予算計上いたしております。

3目の有価証券の売払収入でございますけれども、244万2,000円については、町村土地開発公社の出資金の返戻金でございます。

4目の1節の生産物売払収入は、間伐材の販売収入、象潟分のものでございます。

33ページをお開きいただきたいと思います。17款の繰入金については、2項の基金繰入金2目象潟中学校建設基金繰入金でありますけれども、1,080万円でございます。10月1日現在の象潟中学校建設基金は、5億412万8,000円ほどの基金の積み立て額になっております。

36ページをお開きいただきたいと思います。18款諸収入4項雑入6目の雑入でございます。1節の補償費は、仁賀保運動公園のバラ園の移設補償金が1,934万1,000円、日沿道建設工事に伴う支障物件移転補償費といたしまして133万円が主なものでございます。それから、5節の風力発電周辺設備管理協力金1,250万円は、仁賀保高原の風力発電及び西目地内にあります風力発電に対する管理の協力金として1,250万円予算計上いたしております。また、8節の雑入のうち、先ほどの決

算余剰金は12億2,436万5,000円と申し上げたとおりでございます。

それから、雑入の主なものを申し上げます。JRの乗車券の販売手数料といたしまして、金浦と象潟分で34万7,000円、宝くじの交付金として121万9,000円、コミュニティー事業助成金として、旧金浦町分のやつで250万円、象潟分で100万円でございます。それから、防災無線の落雷被害共済金ということで、防災無線に雷が落ちた関係で共済金が105万円ほど支払われております。

37ページの市債については、先ほど冒頭説明しましたので省略をいたします。

総務部関係の歳入は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、市民部に関することは市民部長から補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから市民部所管の歳入について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。11款分担金及び負担金の2目の衛生費分担金でありますけれども、これは旧西目町と仁賀保斎場利用に関する協定書に基づく斎場施設管理費の分担金と、最終処分場の管理費の分担金1,328万7,000円でございます。

それから、19ページの2項1目の民生費負担金のうちの3節児童福祉費負担金、これにつきましては、市内の保育園の入園者の保護者からの負担金7,053万6,000円でございます。

それから、20ページをお開きください。12款1項2目の民生使用料1節の社会福祉使用料でございますけれども、これにつきましては、総合福祉交流センタースマイルですが、これと、老人憩いの家けやき、はんの木、午ノ浜、これにつきましてはの使用料でございます、283万2,000円ほど計上しております。

それから、22ページをお開きください。12款2項3目の衛生手数料のうちの1節の環境衛生手数料でございますけれども、これは廃棄物処理手数料、犬の登録手数料、それに清掃センターのごみ収集・焼却・リサイクル処理のための手数料で394万6,000円ほど計上しております。

それから、24ページをお開きください。13款の国庫支出金の2項2目の衛生費国庫補助金であります。このうちの2節の環境衛生費補助金でありますけれども、これにつきましては、合併処理浄化槽の整備に対します国からの補助金でございます。

それから、26ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金の1目民生費県負担金でありますけれども、そのうちの3節児童福祉費負担金につきましては、これは保育料に対する県の負担金6,939万1,000円ほど計上しております。

それから、28ページをお開きください。14款県支出金の2項県補助金の2目民生費県補助金でありますけれども、その中の1節社会福祉費補助金5,552万9,000円ほどございますけれども、この中には、資料にもありますとおり、主な新規事業の中にございます高齢者筋力トレーニング事業補助金とありますけれども、この補助金が599万8,000円ほど計上されております。これは、高齢者の介護予防地域支え合い事業ということで、高齢者の筋力向上トレーニングに対しまして県から補助されるものであります。

それから、36ページをお開きください。18款諸収入でございます。6目の雑入の8節雑入の中には、リサイクル缶の売却代、リサイクル缶の売却と、スチールまたはアルミ缶、これらの歳入とし

て売払収入として560万円ほど計上されております。

以上、市民部所管の歳入については以上です。

議長（榊原均君） 次に、教育費関係に関することは教育次長からの補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委員会関係の歳入について御説明いたします。

ページ21ページをごらんになっていただきます。使用料の2節社会教育施設使用料につきましては、フェライト子ども科学館350万円、白瀬記念館100万円、勤労青少年ホーム53万円が主なものであります。同じく3節の体育施設の使用料につきましては、B&G海洋センターの287万円が主なものでございます。

次に、ページの25をお開きになってください。国庫補助金の4節の史跡等の購入費補助金でございますけれども、これは天然記念物象潟島の購入に伴う国よりの補助金でございます。

32ページをごらんになっていただきます。教育費寄附金につきましては、先ほど総務部長も説明いたしましたけれども、仁賀保町の奨学会からの寄附金でございます。

35ページをごらんになっていただきます。5目の学校給食費納付金は、象潟地区の学校の給食代の納付金でございます。

37ページをごらんになっていただきます。教育債の公立学校整備事業債は、象潟中学校の建替事業分1億1,780万円と給食共同調理場の建てかえ分380万円が主なものであります。

以上で教育部門の歳入について御説明いたしました。

議長（榊原均君） 次に、農業委員会に関することは農業委員会事務局長より補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（斎藤利秀君） 農業委員会関係の歳入は、雑入でございます。これは、農地保有合理化事業の関係で、秋田県農業公社より9万4,000円ほど入る予定となっております。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、消防費関係に関することは消防長より補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） 消防関係の歳入について御説明を申し上げます。

22ページをお開きください。12款2項6目1節消防手数料30万円でございますが、これは危険物施設の設置変更監査検査手数料でございます。

次に、25ページをお開きください。13款2項5目1節消防費国庫補助金798万4,000円でございますが、これは消防ポンプ自動車CD型の更新に伴う補助金であります。

それから、37ページをお開きください。19款1項6目1節消防債2,910万円でございますが、これは消防ポンプ自動車CD型と、平沢行ヒ森地内に40立方メートルの防火水槽1基の新設工事に対するものでございます。

消防関係は以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長より補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設部関係の歳入について御説明をいたします。

初めに、20 ページをお開きいただきます。12 款 1 項 4 目の労働使用料 3 万円ありますけれども、これは金浦にあります労働者研修センターエニワンの使用料でございます。

5 目の農林水産使用料 380 万 6,000 円ありますけれども、これについては象潟にあります農林水産直売施設の使用料半年分と、それから金浦物産センターの使用料半年分となります。

次の 6 目の商工使用料 1 節商工使用料 6,396 万 8,000 円ありますけれども、これは金浦の保養センターはまなす荘の使用料と象潟の鶴泉荘の使用料 6 ヶ月分、また、仁賀保高原の施設の使用料などであります。

7 目の土木使用料 1 節の公営住宅使用料、現年度分でありますけれども、にかほ市の住宅が 354 戸あります。これらに係る使用料となります。

次の 21 ページの 1 項使用料 5 の浄化槽使用料であります。206 万 8,000 円になりますが、鳥屋森、それから松ヶ丘などの浄化槽の使用料 205 戸分の使用料でございます。

24 ページをお願いします。13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 4 目の災害復旧費国庫負担金でありますけれども、これは仁賀保地区の町道災害復旧費に係る負担金でございます。事業費の 3 分の 2 でございます。2,927 万 4,000 円になります。

次のページの土木費国庫補助金であります。1 節の都市公園事業補助金、これは国体開催関連施設に係る補助金でありまして、仁賀保運動公園のサッカー場の整備に関するものということで、建設事業費の 2 分の 1、6,800 万円になっています。続いて、2 節の住宅費補助金でございますけれども、これは公営住宅の家賃収入補助金ということで、入居者の負担軽減に係る補助金でございます。

28 ページをお開き願います。14 款県支出金 2 項県補助金 4 目の農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金、1 億 1,338 万 9,000 円ありますけれども、この中には、中山間地域等直接支払制度交付金 1 億 152 万 2,000 円、それから 3 地区共通の夢プラン応援事業、それから地域でつくる水田農業の支援などの交付金でございます。2 節の林業費補助金、これにつきましては、松くい虫対策事業に係る補助金、それから森林整備地域活動支援交付金が国・県からの補助金でございます。水産業費補助金、これにつきましては、金浦地区の漁業集落環境整備事業、漁業経営構造改善事業、それらの補助金でございます。

5 目の商工費県補助金、2 節の観光費補助金 4,056 万 2,000 円でありますけれども、象潟地区にあります観光情報センター建設債の償還金の県からの補助金、償還額の 45%の助成になります。

それから、6 目の土木費県補助金、1 節の土木費補助金 23 万 5,000 円ありますが、これは環境整備ということで、市内にあります河川、奈曽川だとか白雪川、大沢川の草刈り清掃といったものの管理の県からの補助金でございます。

30 ページをお開き願います。14 款県支出金 3 項委託金 5 目の商工費委託金であります。1 節の観光費委託金、これは、銚立山荘の管理委託ということで県からの委託金であります。金額にしまして 123 万 2,000 円でございます。これが主なものでございます。それから、仁賀保地区にありますサイクリングターミナルの委託管理であります。自然保護課からの委託金でございます。

6 目の土木費委託金 52 万 3,000 円ありますけれども、これは建築確認事務の委託金、県からの委託金であります。

15 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目財産貸付収入 1,298 万 9,000 円ありますけれども、この中には、建物といたしまして、サンねむの木の貸付料 30 万円、1 ヶ月 30 万円の 6 ヶ月分も含まれてございます。

35 ページをお願いします。18 款諸収入 3 目農林水産業費貸付金元利収入でございます。6,501 万円ありますけれども、県漁協の委託金でございます。経営安定資金といたしましての委託金でございます。

36 ページをお願いします。6 目の雑入でありますけれども、8 節の雑入 12 億 5,686 万 9,000 円の中には、象潟にあります炭焼き小屋の炭販売だとか、それから市民菜園の協力金などが入っております。

以上で産業建設部所管の歳入について御説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、選挙費に関することについて選管事務局長より補足説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（佐藤正記君） 選挙費委託金 38 万 3,000 円ということで計上してありますけれども、これはさきの衆議院議員選挙、9 月 11 日施行されましたけれども、既に交付されている額が旧 3 町合わせまして 一 失礼しました。ページが 29 ページです。14 款 3 項総務費委託金の中の選挙費委託金 38 万 3,000 円ですけれども、これは、既に旧 3 町で交付されている額が 2,573 万 3,578 円です。それに加えて、開票速報事務経費として旧町 1 町当たり 7 万円の 3 町分で 21 万円、それから入場券郵送経費としまして 17 万 3,000 円、合わせまして 38 万 3,000 円、これから交付されることになります。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、歳出に移ります。

総務部関係に関することについて総務部長より補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 総務部関係の歳出に係る部分の主なものを御説明申し上げます。

一般管理費、39 ページの 2 節の給料ですけれども、このものについては、職員分 62 名分の給料となっております。

続きまして、40 ページをお開きいただきたいと思います。2 款 1 項 1 目 8 節の報償費 577 万 6,000 円でございますけれども、このものについては、広報等の配布業務に対する報償費といたしまして仁賀保分と金浦分を入れております。このものが約 480 万円ほどでございます。また、合併記念式典ということで、このものについての予算 97 万円ほどを入れております。主なものは記念品等でございます。

続きまして、13 の委託料でございますけれども、1,006 万円につきましては、広報の配布委託料ということで象潟分で 362 万 2,000 円ほど、そして職員の採用の試験の委託、並びに仁賀保駅の業務委託料 50 万 9,000 円、また、職員の健康診断の委託料 49 万円、JR の乗車券の販売業務委託料ということで、金浦と象潟を合わせまして 227 万 5,000 円ほど予算計上いたしております。

続きまして、19 節の負担金補助及び交付金ですけれども、負担金につきましては、合併に伴いまして福祉事務所の職員の派遣ということで、生活保護の査察指導員ということで 1 名県から派遣を

していただいております。このものの金額が337万9,000円でございます。あと主なものは、広域市町村圏組合が1,310万7,000円ほどでございます。また、補助金でございますけれども、19節の補助金でございますけれども、全国高等学校サッカー選手権出場補助金ということで、西目高校の出場に対する補助金といたしまして、今回50万円予算を計上いたしております。

続きまして、41ページ、2目の財政管理費の25の積立金でございますけれども、このものについては1億7万7,000円、財調と減債それぞれ5,000万円ほどの積み立てになっておりますけれども、預金利息ということで7万7,000円も含めた積立金にいたしております。

42ページをお開きいただきたいと思っております。42ページの13節でございますけれども、このものについては、にかほ市役所の篆刻石でございます。2,126万1,000円の中に80万7,740円ほど、仁賀保分といたしまして33万3,076円、金浦分といたしまして47万3,980円がこの予算の中に計上されております。それから、工事関係については象潟の緑中央公園の環境整備工事が749万9,000円、象潟庁舎のカウンター改修工事が135万5,000円、金浦の十二林のさくの改修工事が132万3,000円、また、新たに象潟庁舎の議場の改修工事339万円が今回予算計上されております。

続きまして、23節の償還金利子でございますけれども、このものについては、旧仁賀保町の駅・港湾地区の土地区画整理事業用地の取得償還金が681万4,000円、また、金浦小学校及び金浦保健センターの用地取得等の償還が807万8,000円、象潟中学校の用地の取得償還金が1,258万1,000円、いずれも秋田県の町村土地開発公社への償還金となっております。

5、6、7目は省略いたします。

8目の賃金でございますけれども、このものについては、金浦と象潟のバスの運転手の作業賃金でございます。

44ページの9の企画費でございますけれども、このものの13節の683万1,000円でございますけれども、これは合併に伴う標識の案内板並びに看板、3地区で216ヵ所分ということで、こうしたものが309万1,000円ほどとなっております。あと、開庁式典の業務委託、並びに仁賀保、金浦分の合併準備関連の予算が約350万円ほど計上、予算に入れております。

それから、19の補助金でございますけれども、このものについては、商工会の青年分の主催しました合併記念事業の事業であります、漫才でございますけれども、吉本興業からのものがございますけれども、150万円予算計上いたしております。また、旧金浦町でのにこにこ定住ということで、このものについて180万円ほどこの補助金の中に予算を計上させていただいております。

続きまして、10目の広報費でございますけれども、委託料の271万9,000円ですけれども、このものにつきましては、ホームページの更新が137万円、広報のデジタル化ということで129万2,000円、ホームページの作成ということで9万7,000円を予算計上見込んでおります。

11目の交流促進事業費でございますけれども、このものについては、普通旅費につきましては、金浦、仁賀保、象潟のふるさと会に出席した職員の旅費等でございます。特別旅費につきましては、旧金浦地区のほうで平成17年度にニュージーランドとの友好ということで、三役分と職員1名分の計2名分の特別旅費ということで112万円ほど予算を計上いたしております。

続きまして、46ページでございます。負担金補助及び交付金でございますけれども、このものに

については、一つは日中友好ということで、10月の19日から10月25日まで、にかほ市の市民17名ほどが参加して中国に行っております。そうしたものの補助金が40万円、そして、にかほの集いが162万円。このニュージーランドの市民訪問団の補助金といたしまして、20人分で200万円予算を計上いたしております。ふるさと象潟会が40万円であります。それと、協働のまちづくりということで183万4,000円ほどの予算計上でございます。

12目の情報化の推進については、工事請負費、委託費については、先ほど釜ヶ台の鉄塔等の施設整備も含めた予算ということで御説明しておりますけれども、合併に伴いました電算の関連のものがございまして、3億659万9,000円でございますけれども、このものにつきましては、にかほ市の基幹業務委託ということで、住基ネットや、また、国民年金、選挙、税の住民税関係、そして福祉関係では児童手当、保育料関係、福祉医療関係ということで、そうした機関のインターネット関係のソフト関係でございますけれども、そうしたものが約2億6,000万円ほど予算を入れております。

細かい内容につきまして説明をいたします。新規イントラの保守管理委託料といたしましては226万8,000円、そして、基幹ハードのソフト保守が235万2,000円、住基ネットハードが116万4,000円でございます。また、にかほ市の機関業務の、先ほど申し上げましたものが約1億2,300万円、にかほ市の戸籍事務電算システムが、合併前と合併後を入れまして3,207万円、財務人事給与システムが1,600万円ほどでございます。そして、土地情報システムが3,097万5,000円ほど、家屋調査、家屋評価システムが672万円、文書管理システムが525万円ほどでございます。また、同ネットワークのシステムが約1,038万円ほどでございます。L G W A Nが100万円ほどでございます。主なものについては以上でございます。

それから、13目、ページが47ページになりますけれども、19の負担金補助及び交付金でございます。このものについては、金浦地区にありますT D Kのサッカー場に対する施設の維持管理の補助といたしまして、旧仁賀保町と金浦町が200万円ずつの計400万円の補助でグラウンドの維持管理費用としての補助を出しております。

続きまして、2項の徴税費のほうに入ります。48ページをお開きいただきたいと思います。このものについては、新たに申告の新システム導入ということで、主な事業の中に書いておりますけれども、そうした金額と、次年度は固定資産の宅地の評価替えがございます。そうしたものの予算の経費でございます。路線の評価の業務委託料等でございます。

それから、23の償還金については、法人税及び市民税の還付金のものでございます。261万3,000円ほどでございます。

続きまして、107ページをお開きいただきたいと思います。9款消防費1項消防費の中にあります5目の災害対策費でございますけれども、107ページから108ページにいきまして、その中で、先ほど申し上げましたけれども、修繕料、10施設、108ページの修繕料でございますけれども、防災無線の金浦の防災無線と、そして象潟の防災無線ということで、象潟の防災無線については落雷の被害に遭って修繕を105万円ほど行っております。また、象潟の施設の保守点検の不良箇所が老朽化に伴いまして出てきたものの修繕が17万円、金浦分のシステムの装置の修繕ということで、防災無

線 170 万円、そして携帯型の無線用のバッテリーパックが 10 万円ということで、修繕料が約 302 万円ほど予算を計上いたしております。

続きまして、15 の工事請負費でございますけれども、このものについては、1,302 万円ですけれども、旧金浦町の塩焚浜地区の水門の排水ポンプの改良工事でございます。そういう工事の中身のものでございます。

続きまして、137 ページをお開きいただきたいと思います。12 款の公債費 1 項公債費 1 目の元金でございます。23 節の償還金利子及び割引料ですけれども、9 億 5,135 万 7,000 円ほどの金額であります。このものの起債本数は 554 件分でございます。旧町別に申し上げますと、仁賀保町分が 207 件、金浦町が 104 件、象潟町が 224 件。金額にいたしまして、仁賀保町が償還分が 3 億 8,052 万 5,000 円、金浦分が 1 億 3,174 万 3,000 円。象潟分が 3 億 6,368 万円、衛生組合が 1 件で 4,300 万 5,000 円、消防が 18 件で 3,240 万 4,000 円となっております。利息のほうについても同じ件数の 554 件分を計上いたしております。また、一時借入分として、この償還金の中に 372 万 1,000 円ほど予算を計上いたしております。

総務部関係の歳出については以上でございます。

議長（榊原均君） ここで 15 分間休憩いたします。

午後 2 時 12 分 休 憩

午後 2 時 26 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民部に関することについて市民部長より補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから市民部所管の歳出について、重点的な事項のみを御説明申し上げたいと思います。

50 ページをお開きください。2 款 3 項戸籍住民基本台帳費の 14 節使用料及び賃借料ですが、これは戸籍の総合システムの借上料でございます。

それから、55 ページ、2 款 2 目交通安全対策費、これの工事請負費でございますけれども、これは道路の外側線のライン引きとカーブミラー新設 4 基分、これに伴う経費であります。

それから、56 ページをお開きください。2 款 7 項 3 目防犯街灯等対策費、これの工事請負費につきましては、防犯灯の新設工事で 82 万円ほど計上してございます。

それから、57 ページの 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の中の補助金の 1,566 万 9,000 円ほどありますけれども、この中には地域ネットワーク活動の推進協議会というのを設置しまして、高齢者の見守り活動、あるいはボランティア活動を推進していこうということで、地域僻地総合推進事業費として 70 万円ほど計上してございます。

それから、3 款 1 項 2 目老人福祉費の負担金補助及び交付金の負担金の 2,659 万 7,000 円ですが、これは養護老人ホームの入所者への費用でございます。寿荘 11 人、松峰園 2 人入所してございます。

それから、20 節の扶助費 120 万 3,000 円、これは、はり・きゅう・マッサージの施術費への助成であります。

それから、59 ページをお開きください。これにつきまして、備品購入費 788 万 8,000 円ほどございますけれども、これにつきましては、高齢者の介護料の軽減、あるいは自立回復、寝たきり予防ということを目的にいたしまして、機械器具を使った高齢者の筋力向上トレーニング事業を新規に起こすことになっております。これに伴う機械 6 基ほどの備品購入費の経費であります。

それから、60 ページの 3 款 1 項 5 目の介護保険事業費になりますけれども、この中の 19 節の負担金補助及び交付金の負担金の中に、1 億 2,468 万 3,000 円とございますけれども、この中には、介護保険制度の改正によりまして、現行の運用システムを変更せざるを得なくなりまして、広域への負担金がふえております。その金額が、このうち 593 万 4,000 円ほどシステム変更のためにかかる経費であります。

それから、62 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費であります。この中の 15 節工事請負費、これは黒川児童館の改修工事と前川児童館のプールの解体工事でございます。

それから、63 ページをお開きください。3 款 2 項 2 目児童運営費 — すみません。その上の扶助費でございます。扶助費 1 億 422 万 2,000 円、これは児童手当にかかわる経費でございます。

それから、2 目の児童運営費の 19 節の負担金補助及び交付金ですが、これの負担金 4 億 3,982 万 9,000 円は、市内の保育所の保育所運営に対する負担金として計上してございます。

それから、64 ページをお開きください。3 款 2 項 4 目児童措置費、その 20 節の扶助費ですが、1,371 万 3,000 円、これは児童扶養手当にかかわる経費でございます。

それから、同じく 5 目のひとり親家庭福祉費、これの賃金でございますけれども、36 万円ほど計上してございますが、これは福祉事務所設置に伴いまして、生活自立支援員ということで、女性の方を 1 人お願いしております。その賃金でございます。

それから、同じページで 3 款 3 項 1 目生活保護総務費の報酬ですが、これは同じく福祉事務所設置に伴いまして嘱託医をお願いしたためにお医者さんの報酬でございます。

それから、66 ページをお開きください。3 款 3 項 2 目扶助費 20 節扶助費 1 億 2,275 万 9,000 円、これは生活保護世帯にかかわる扶助費でございます。

それから、67 ページ、3 款 4 項 2 目保健医療費の 28 節繰出金でございますけれども、1 億 886 万 6,000 円ほど計上してございますけれども、これにつきましては国保特会への繰出金、それから高額療養費貸付基金への繰り出しの経費でございます。

それから、70 ページをお開きください。4 款 1 項 2 目母子保健事業費でございますけれども、その 13 節委託料 3,169 万 6,000 円ほどございますが、この中には、予防接種法の改正によりまして管理システムを変更せざるを得ません。そのための経費 63 万 5,000 円ほど計上させていただいております。

それから、72 ページ、4 款 1 項環境衛生費、委託料、あるいは工事請負費がございますけれども、これにつきましては象潟斎場に伴う経費でございます。

それから、75 ページをお開きください。4 款 2 項 2 目清掃センター運営費の 15 節の工事請負費で

ございますけれども、ごみの焼却場がかなり老朽化してしまっていて、修理しながら延命措置を図っているわけですが、これに伴う修繕費7,140万円。主な工事費といたしまして、不燃バンクの修繕900万円、それから分配コンベア1,100万円、ごみの定量供給機895万円、それから集じん機の修理でございます。840万円ほど。これらが主なものでございます。

以上、市民部所管の歳出について終わります。

議長（榊原均君） 次に、産業建設部に関することについて産業建設部長より補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 産業建設関係の歳出について御説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。5款労働費1目労働諸費でございます。所管は商工課所管でございます。これは金浦地区にありますエニワンに係る維持管理費で、21節の1,000万円は労働金庫への委託金で、さきの暫定予算で計上してございます。

78ページをお願いします。2目の農業総務費、これは農林課の所管であります。農林課職員9人とサービスセンター職員5人分の給料が主なものでございます。

79ページの農業振興費であります。18節の備品購入費は、前川地区の集会施設に加工所をつくるための厨房機器と真空包装機であります。これも暫定予算に計上しておりましたので、設置済みであります。

19節の補助金1,866万6,000円ありますけれども、これの主なものは、あなたと地域の農業夢プラン応援事業、それから、苗木・種子の購入費助成、土づくり対策、地域農業の再編対策に係る補助金でございます。

80ページをお願いします。4目の集会施設管理費であります。これは、市内にあります農業構造改善センター、都市農村交流センターなどの維持管理費でございます。

5目の生産調整推進対策費、これは、水田における転作確認や転作の団地化の促進、また、重点作物の作付け拡大などの推進費であります。

81ページの19節補助金ありますけれども、これの主なものは、仁賀保地区の大豆の団地化の促進を図るということで、10アール当たり900円の補助ということで、115ヘクタール分の、1ヘクタールにしますと9,000円になりますけれども、1,035万円。それから、これも仁賀保地区で転作の重点作物に係る種苗費の3分の1の補助、これも206万6,000円。象潟地区の団地化の促進などあります。

6目の畜産業費、19節負担金補助でありますけれども、これは家畜導入事業に係る利子補給が主なものでございます。

7目の農村整備総務費、これは農地、農道、農業用水路、土地改良事業関係の種目であります。

82ページをお開き願います。19節の負担金補助の補助金837万1,000円ありますけれども、これは土地改良区の補助金、それから金浦地区の農道維持補修に係る原材料等の補助金が主なものでございます。

それから、28節繰出金でありますけれども、これは農業集落排水事業の特別会計への繰出金でございます。

8目の中山間地域振興費であります。これは後期対策としまして、5年の1年目になります。現在、協定数が30、協定面積が702ヘクタール、交付金1億3,316万1,000円ということで予算計上してございます。

2項の林業費1目の林業総務費になります。83ページをお願いします。交付金でありますけれども、これは分収造林に係る分収金でございます。

補償補填関係は、林道開設に伴います立木補償でございます。

84ページをお願いします。15節の工事請負費でありますけれども、これにつきましては、暫定予算にも計上しておりました中島台地区の木道、看板等の設置工事費であります。既に完成してございます。

19節の負担金補助の中の負担金であります。2,252万7,000円、説明の上のほうにありますけれども、これは県施行の太郎ヶ台林道開設事業に伴う負担金でございます。市の負担が事業費の25%ということで、2,250万円です。それから、補助金ですが、これは下刈りとか間伐の補助10%相当分でございます。交付金になりますけれども、森林整備地域活動支援交付金でありまして、これが1,328.4ヘクタール分、1ヘクタール1万円というふうな交付金になっております。

3目の一般造林事業費、これは市有林、市行分収造林などの下刈り、間伐などの費用でございます。約70ヘクタール相当分見込んでございます。

4目の松くい虫防除対策事業費です。85ページ。これは13節の委託料は、市の単独、また県単事業の松枯れの景観対策、また、国庫事業の特別伐倒、衛生伐、これらの約2,500立方メートルの伐倒駆除と薬剤の樹幹注入費でございます。これが5,100万5,000円です。

5目の緑資源機構造林事業費が、手数料のところ677万6,000円ありますけれども、5カ所の36ヘクタール分の間伐を見込んでおります。

次に、86ページをお願いします。3項の水産業費、これの所管は農漁村整備課になります。1目の水産総務費、ここは給与等2名分を計上しております。格別説明することはございません。

2目の水産振興費、一番下になりますけれども、15節の工事請負費、310万円でありますけれども、これは平沢漁港周辺駐車場の舗装工事でございます。これも既に竣工してございます。

87ページ、19節負担金5,622万円ありますけれども、これは平沢漁協の生産基盤の整備、防波堤の増設、また、金浦漁協の基盤整備ということでケーソンの製作、また、象潟地区の小湊分港の整備、また、増殖場の設置ということで、これらの県への負担金が5,622万円となっております。

貸付金は、漁協経営の安定資金ということで漁協への貸付金となります。

3目の漁港費、これは市管理の主に小砂川漁港の管理費が主なものでございます。

4目の漁業集落環境整備事業費、これは負担割合ありますけれども、国が50%、1,800万円、県が10%、それから市が40%の負担割合となっております。これは、金浦地区における排水施設の整備ということで、5カ所の725メートルを計画してございます。

次のページをお開き願います。5目の漁村活性化推進事業費、これは漁村の活性化を図るためのタラ祭りだとか、魚調理講習会だとか、それからハタハタ祭りというふうな活性化を図るための事業費でございます。12月18日に保養センターはまなすの前でハタハタ祭りを行うこととなっております。

ります。

6目の漁業経営構造改善事業費、これの負担区分、財源内訳につきましても、国が50%、市が35%というふうになっておるものでございます。これは金浦の赤石沖合いにつくります築いそでございます。自然石投石ということで、今現在工事中であります。

7目のみなとまち水産加工振興事業、これも魚介類の加工品を開発しまして商品化を図ろうというものであります。特産品の開発に新たに売主をつくって創出しようということを目的にしております。

7款の商工費1項商工費、これは商工課所管であります。1目の商工総務費であります、職員の給与等が主なものでございます。

90ページ、91ページをお願いします。2目の商工振興費、91ページの19節負担金補助、これは中小企業振興資金の利子補給金、また、補償料のほうでは秋田県の経営安定資金の融資補償料の補助金が主なものでございます。2,108万4,000円予算計上しております。

7款商工費2項観光費1目観光総務費であります、これは観光課所管でございます。92ページをお開き願います。13節の委託料は、象潟の駅前案内所の委託料でございます。

2目の観光施設費、93ページをお願いします。13節の委託料でありますけれども、これは保養センターはまなすの運営委託料3,000万円ここに含んでおります。

15節の工事請負費550万円でありますけれども、象潟のねむの丘の補修費用ということで、建物の外壁、また、水回りなどの補修費ということで既に発注済みでございます。

3項の公園費1目の積立金は、勢至公園環境整備基金に伴う積立金であります。存置目でございます。

2目の公園管理費、賃金は公園等の管理賃金ということで736万6,000円予算計上しております。

94ページをお開き願います。市内には公園が多くあります。三崎公園だとか、栗山公園、霊峰公園、はまなすの児童公園だとか、南極広場、これらの管理するためのものが委託料で、13節の委託料435万7,000円になります。

8款の土木費1項土木管理費、建設課所管になります。95ページの19節負担金補助及び交付金ありますが、これは仁賀保地区院内にあります寒沢川の橋梁かけかえ工事に係る県の負担金4,192万2,000円になります。

96ページ、97ページをお開き願います。1目の道路橋梁総務費、ここは特別説明はございません。

2目の道路橋梁維持費、97ページでありますけれども、15節の工事請負費、これは市内の道路等の道路舗装修繕工事、防護さくの修繕工事、側溝の修繕、道路の横断埋立工事、これらの工事費3,327万4,000円計上してございます。

18節の備品購入費でありますけれども、これはアタッチ式の草刈り機でございます。除雪車のロータリー部分を外して、夏は草刈り機のアタッチメントを取りつけまして、のり面だとか路肩などをアーム式で草刈りしようというふうな備品購入でございます。

3目の道路橋梁新設改良費、98ページをお開き願います。工事請負費、これは金浦地区の川尻、竹島潟の側溝改良、また、塩焚浜地内の道路側溝改良、仁賀保地区の田抓畑線1号線の拡幅、また、

中野線集落内の拡幅が主なものでございます。

それから、公有財産購入費につきましては、田抓畑線、中野線などの用地購入費でございます。

4 目の排水路維持改良費 13 節の委託料でありますけれども、これは側溝の排水路の清掃委託料ということでございます。

工事請負費につきましては、仁賀保地区の杉山地内の排水路の維持改良工事が主なものでございます。

5 目の除雪費でありますけれども、これは暫定予算の際にもお話をしましたけれども、除雪体制としましては、仁賀保地区が直営で除雪を行っている、一部の幹線道路が業者に委託ということで。象潟地区と金浦地区は一部が直営で、ほとんどが業者委託であります。これらに伴う除雪作業の委託費、また、重機の借り上げの作業に係る経費でございます。

6 目の役場 1・2 号線の道路改良事業費でございますが、工事請負費の工事費 4,500 万円でございます。

22 節の補償補填及び賠償金については、主なものはバラ園の移転補償費でございます。

100 ページ、101 ページをお願いします。7 目の金浦大竹線道路改良事業費であります。これは延長 820 メートルにわたっての道路改良と、勾配を緩やかにして直線化をするというものでありまして、下層路盤までを既に完成しております。現在、通行しておりますが、3 月には舗装の発注をして供用することとしてございます。

河川維持改良費であります。これは仁賀保地区の市管理河川、鳥森川の維持工事費であります。これも暫定予算に計上しております。発注済みでございます。

4 項の都市計画費、これは都市整備課所管であります。1 項都市計画総務費であります。102 ページ、103 ページをお開き願います。102 ページの 19 節負担金補助、200 万円の補助金がありますけれども、これは三光不動産に係る平沢の幸ノ木森地内の開発行為に伴います道路改良附帯事業費の補助金、工事費 600 万円の 3 分の 1 を負担することになります。

28 節の繰出金は、特別会計への三期分の繰出金でございます。下水道会計のほうの繰出金になります。

103 ページの 13 節委託料であります。これは仁賀保運動公園の工事業務の委託料、それから仁賀保運動公園のグラウンド芝生、植生維持管理業務の委託料、合わせたものが 1 億 62 万円でございます。

それから、工事請負費ですが、仁賀保運動公園、バラ園移設工事費、体育館わきの敷地造成工事、また、役場庁舎前の駐車場の造成工事であります。

5 項の住宅費 1 目住宅管理費であります。104 ページをお開き願います。工事請負費につきましては、象潟地区の立石団地の空き室の修繕工事と、昭和 53 年建設工事のものの修繕工事でございます。

それから、償還金利子であります。176 万円。これは、象潟地区の下山団地の建設用地取得に係る償還金でございます。

以上で産業建設部関係の歳出について説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、消防費に関することについて消防長より補足説明を求めます。消防長。

消防長（高橋誠君） それでは、9款消防費の歳出につきまして主なものを御説明申し上げます。105ページをお開きください。9款1項1目常備消防費の13節委託料でございますが、これは消防通信司令台の保守点検料。また、基地局10ワット13台、5ワット4台、1ワット21台分の消防無線設備の保守点検料であります。また、5年に1回実施しなければならない消防無線局再免許申請委託料も含まれております。

それから、14節使用料及び賃借料ですけれども、これの大きなものとしましては、消防署と警察署との直通電話の専用電話回線使用料、また、電話機のリース料などが主なものでございます。

18節備品購入費は、5年の年次計画で進めておりますセパレート型の防火衣が主なものでございます。

また、19節負担金補助及び交付金は、秋田県消防学校の専科教育に入校するための経費でございます。

次に、9款1項2目非常備消防費11節需用費中、修繕料は消防団の消防ポンプ自動車、積載車の車検に係る経費、また、緊急性の伴う消防施設等の修理費であります。

3目消防施設費の15節工事請負費は、防火水槽の新設工事と携帯電話からの119直接受信に伴う工事費であります。

18節備品購入費は、歳入でも御説明いたしました、消防ポンプ自動車C D 型を更新するものであります。

以上で消防関係の補足説明を終わらせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、教育費に関することについて教育次長より補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育委員会関係の支出の部門について御説明いたします。

110ページをごらんになってください。3目教育助成費の8節報償費は、卒業記念品85万5,000円が主なものでございます。

次、111ページをごらんになってください。同じく教育助成費の19負担金補助及び交付金でございます。これは、児童生徒の通学補助金932万5,000円、すこやか子育て支援事業補助金882万7,000円、幼稚園奨励費の補助金883万6,000円、各種大会派遣補助金が142万円が主なものでございます。

同じく25節の積立金でございます。これは育英基金積立金753万8,000円が主なものでございます。

111ページの4目英語指導助手招致費につきましては、ALTに係るものであります。

次、112ページをごらんになってください。2項小学校費の1目学校管理費13節の委託料でございますけれども、これは、各学校の各種設備補修委託487万円と耐震診断の委託料が760万円、これが主なものでございます。

113ページ、同じく学校管理費の15節工事請負費でございます。これは、上浜小学校の教室及び昇降口の改修工事費に1,098万4,000円、平沢小学校の体育館サッシ改修工事に600万円、小出小学校屋内小会館の工事費が400万円、象潟小学校の消火栓及びフェンス工事が765万円、象潟小学

校のコンピューター室の整備工事が290万円、これが主なものでございます。

次に、116ページをごらんになっていただきます。3項中学校費の15節工事請負費、これは金浦中学校の来客用のトイレの設置工事720万3,000円、それから金浦中学校の空調設備の工事808万5,000円、金浦中学校のFF暖房機取り付け工事499万6,000円が主なものでございます。

同じく17節の公有財産購入費と22節の補償補填及び賠償金につきましては、仁賀保中学校建設に伴う用地費と立木補償費でございます。

次、118ページをごらんになっていただきます。3項中学校費の13節の委託料及び15節の工事請負費につきましては、象潟中学校の建て替え工事に伴う設計委託料と用地造成費であります。

同じく118ページ、社会教育総務費の8節報償費は、講演会や文化祭、成人式等の報償が主なものでございます。

120ページをごらんになっていただきます。上覧のほうの13節委託料、これにつきましては各種設備保守及び施設の管理委託料であります。

同じページの金浦公民館費の15節工事請負費、これにつきましてはサッシの取り替え工事費であります。

122ページをごらんになっていただきます。15節の工事請負費、これにつきましては図書館のこびあの外壁雨漏り防止工事でございます。

次に、124ページをごらんになっていただきます。15節工事請負費でございますけれども、これは地上デジタル化放送に伴い、平沢地区の共同アンテナの設置工事費でございます。

同じく18節の備品購入費、これは仁賀保勤労青少年ホームの音響映像備品110万円と、図書室の新刊図書の76万9,000円購入が主なものでございます。

125ページ、15節工事請負費につきましては、勤労青少年ホームの外壁塗装工事でございます。

127ページをごらんになってください。9目のフェライト子ども科学館費の13委託料、これは各種設備補修委託749万6,000円と、ファンタジーシアター映像シナリオ製作委託料が4,389万円です。

次、128ページをごらんになっていただきます。13委託料、これは各種設備の補修委託料156万円と特別展の委託料63万円が主なものでございます。

15節工事請負費は、記念館の屋外トイレの改修工事200万円と、南極の氷の展示コーナー設置工事200万円です。

次に、129ページ、11目の文化財保護費の13節委託料は、各種設備管理委託123万5,000円と文化財の調査委託76万7,000円が主なものであります。

130ページをごらんになっていただきます。13目の天然記念物象潟買上事業費の13節委託料と17節の公有財産購入費は、天然記念物象潟島を購入するための不動産鑑定と用地測量の委託料及び土地購入費です。

132ページをごらんになっていただきます。1目の保健体育総務費の15節工事請負費、これにつきましては金浦体育館の外壁塗装工事費でございます。19節の負担金補助及び交付金の負担金でございますけれども、これは県からの派遣スポーツ主事の負担金でございます。

133 ページ、3 目屋外運動施設管理費の 15 工事請負費でございますけれども、これは仁賀保運動公園広場のナイター器具の更新工事費でございます。

134 ページをごらんになっていただきます。4 目の海洋センター管理費 19 節負担金補助及び交付金でございますけれども、この補助金の 66 万円、これは金浦の海洋少年団が韓国少年団との交流のため派遣するための補助金でございます。

次、134 ページ、5 目の金浦給食センター費の 15 工事請負費、これにつきましては給食運搬車の発着場の囲いの工事費でございます。

最後になりました。136 ページをごらんになっていただきます。7 目の象潟学校給食共同調理場建替事業費の委託料ですけれども、これは地盤調査の委託料でございます。

以上で教育部門の歳入歳出につきまして説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議会費について議会事務局長より補足説明を求めます。議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 大変ページが前にさかのぼって申しわけございません。ページの 38 ページ、39 ページになりますが、ここは議会費でございます。その中で、39 ページの 19 節 37 万 4,000 円、負担金と載っていますが、これは 10 月 1 日に市になりまして、市議会議長会への負担金が新規にプラスになったということでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、選挙費及び監査委員会費に関することについて選管事務局長兼監査委員事務局長より補足説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（佐藤正記君） それでは、選挙費、ページにしまして 50 ページをごらんになってください。選挙費については、主なものについてその内容を御説明申し上げます。

今回の本予算に計上させていただきました 51 ページの委託料 83 万 9,000 円の内容ですけれども、前回、市長選挙の際にも大変御迷惑をおかけしたと思っておりますけれども、まず、期日前投票、これ、各旧町単位でしか行うことができませんでした。それで、選挙のシステムを改良するということで、まず、第 1 点は、期日前投票を、3 地区ありますけれども、どこでもにかほ市民の有権者が投票できるようにしてバーコードリーダー 3 台導入するということです。それから、入場券をはがきに印刷して郵送するということ。3 点目は、選挙広報を郵送する際に世帯主ごとに印刷がかけられるように、約 9,300 世帯ありますけれども、3 点目がそれでございます。4 点目としまして、選挙人名簿抄本が A3 判と大きくて、投票事務、間違いが起きやすいような状態でしたので、これを A4 判にシステムを改良するということです。この 4 点で委託料が 83 万 9,000 円となりました。

次に、2 目の選挙啓発費、これも暫定予算と変わっておりませんので省略いたします。

3 目の市長選挙費についても同様です。

次のページをごらんください。52 ページの 4 目土地改良区総代総選挙ですけれども、これは象潟町の土地改良区の総代総選挙の予算でして、11 月 17 日に告示、同日と次の日 2 日間の立候補届け出がありまして、4 選挙区 42 人の定数に対しまして、4 選挙区 37 名の立候補届がありまして、11 月 24 日の日に無投票当選が確定しております。この費用については土地改良区が負担するということが市の雑入となります。

5目の衆議院議員総選挙についても、これは9月11日に終えておりますので省略いたします。

ページ飛びまして、54ページに2款総務費6項監査委員費とありますけれども、これについては監査委員の報酬と費用弁償です。特に説明することはございません。

以上で終わります。

議長（榊原均君） 次に、農業委員会費に関することについて農業委員会事務局長より補足説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（斎藤利秀君） 6款1項1目農業委員会費の主なものについて御説明いたします。

77ページをお開きください。1節報酬ですが、これは在任特例による委員36名、選任による委員6名、合計42名の6ヵ月分の報酬464万7,000円であります。内訳は、会長が月額2万500円、委員が月額1万8,500円です。

次に、8節報償費です。この22万円は標準小作料の改定に係る協議委員会の報償と農地調整事務処理に係る委員報償であります。

11節需用費の印刷製本22万8,000円ですが、これは農業委員だよりを発行するためのものです。

次のページ78ページ、13節の委託料47万2,000円ですが、これは新規電算のソフト保守の委託料と、旧仁賀保町で使用しておりました電算の契約解除に係る引き取り費用に充てる委託料であります。

以上です。

議長（榊原均君） 次に、議案第49号から議案第51号まで市民部長より補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから議案第49号国保特会の事業勘定予算について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。1款1項1目、2目、これにつきましては国保税でございます。一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて5億8,226万4,000円ありますが、この税につきましては全体の歳入の32.2%を占めております。

それから、9ページ、4款1項1目療養給付費等負担金3億995万円でありますけれども、これにつきましては療養給付費等の負担金、それから老人保健費の負担金、介護保険費の負担金、これらのトータルしたものでございます。

それから、10ページをお開きください。4款2項1目国庫補助金1節財政調整交付金でございますが、1億4,548万9,000円、これにつきましては、国から交付される普通調整交付金1億3,601万4,000円と、特別財政調整交付金947万5,000円、これらを見込んだものでございます。

それから、同じページの5款1項1目療養給付費交付金、これにつきましては、退職者医療分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、3億2,603万8,000円を見込んでございます。

それから、11ページをお開きください。6款の2項2目の財政調整交付金であります。これは、

県の制度改正によりまして新たに設けられた県補助金でありまして、今年度は経過措置といたしまして、給付費等の5%を見込んで6,821万7,000円を計上しております。

それから、同じ11ページの9款1項1目一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、一般財源化になって一般会計に入っているものから国保会計へ保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分に係る被保険者に対する支援分と、それから財政安定化支援事業の繰り入れ分、それから職員給与に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

それから、13ページ、10款3項7目の雑入でございますけれども、2億1,311万4,000円でございますが、これは9月末の決算におきまして、旧3町の国保特会の決算による繰越金の合計額でございます。

続きまして、14ページ、歳出でございます。16ページをお開きください。2款1項1目、2目、これらにつきましては、療養諸費でございますが、この主なものは一般被保険者療養給付費が5億9,972万1,000円、それから退職被保の療養給付費4億358万9,000円が主なものでございます。

それから、17ページをお開きください。一番下の2款4項1目の出産育児一時金でございますが、その中の19負担金、690万円ほど計上しておりますけれども、出産一時金として30万円の23件分、金浦地区1、象潟地区14、仁賀保地区8人を見込んでございます。

それから、その下の28節繰出金ですが、200万円でございます。これは出産育児一時金の貸付基金への繰り出し分でございます。

それから、18ページの3款1項1目老人保健医療費の拠出金でございますけれども、これは老人保健分として診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

21ページをお開きください。9款2項1目一般会計繰替使用返済金でございますが、これにつきましては9月末で決算を行った結果、金浦町の国保特会がマイナスとなったために一般会計で補ったために計上したものでございます。

国保特会につきましては以上でございます。

続きまして、国保特会の施設勘定予算について御説明いたします。

29ページをお開きください。歳入です。1款1項1目から5目まででございます。トータルが9,556万3,000円。これらにつきましては、診療報酬の収入として市町村の国保、あるいは組国保、それから政府管掌の保険、健保組合、共済組合、これらから入ってくる診療報酬でございます。

それから、30ページの一番下の4款2項1目の雑入でございますけれども、9,616万4,000円ほど計上しております。これは9月末の決算における剰余金でございます。

続きまして、32ページ、1款1項施設管理費の備品購入費でございますけれども、これはレントゲンフィルムの保管庫とか、カルテの保管庫とか、それから待合室のソファ、テレビ等の費用でございます。

それから、33ページをお開きください。2款の1項1目医療用機械器具費ですが、18節の備品購入費1,239万円でございますが、主なものはデジタル超音波診断装置等がございます。

それから、一番下の3款1項1目の施設整備費でございますけれども、13節と15節の委託料と

工事請負費につきましては、小出及び院内診療所の増改築工事に伴う経費でございます。

以上で国保施設の施設勘定について御説明申し上げました。

続きまして、議案第 51 号老人保健特別会計につきまして御説明申し上げます。

41 ページをお開きください。歳入でございます。1 款 1 項 1 目医療費交付金、これは 1 節現年度分でございますが、支払基金からの交付金の見込み額でございます。11 億 291 万 9,000 円でございます。これは歳入全体の 58.1%を見込んだものでございます。

それから、2 款 1 項 1 目の医療費負担金 1 節現年度分でございます。4 億 8,854 万 2,000 円、これは国から入ってくるもので 26.8%を見込んでございます。

それから、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、公費負担割合の段階的引き上げに伴いまして、10 月から 2 月診療分までは 100 分の 46 ということで試算してございます。その金額が 8,565 万 4,000 円となっております。

それから、同じく 42 ページの 5 款 3 項 3 目雑入でございますが、6,620 万 7,000 円あります。これにつきましては、旧各町の老人保健の特別会計の 9 月決算に基づきまして仮本予算を調整した金額でございます。

続きまして、43 ページをお開きください。歳出でございます。1 款 1 項 1 目医療給付費、これにつきましては 19 節負担金でございますが、18 億 788 万 7,000 円、これは医療給付費の見込み全体の 96.3%を占めております。

以上、老保特会の説明を終わります。

議長（榊原均君） 次に、議案第 52 号産業建設部長より補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 議案第 52 号について補足説明をいたします。

52 ページ、53 ページをお開き願います。歳入でありますけれども、2 款の使用料及び手数料であります。使用料は 3,300 戸で 1 年を通しますと 1 億 5,300 万円でありまして、本予算につきましては 9,300 万円計上してございます。

3 款の 1 項 1 目国庫補助金であります。これは公共下水道事業費に係る事業でございます。処理場、ポンプ場、管渠費に係る補助金であります。

53 ページ、一般会計からの繰入金であります。これは、先ほど申しましたように都市計画総務費からの繰出金ということであります。

5 款の 3 項 1 目の雑入であります。1 億 9,700 万円ありますけれども、これは合併前の決算剰余金に充たるもの 1 億 8,200 万円、それから消費税の還付金を計上してございます。1,000 万円計上してございます。

下のほうの下水道事業債でありますけれども、起債の充当率は、補助事業で 90%、単独事業で 95%であります。合わせまして 17 億 2,628 万 7,000 円の歳入でございます。

続いて、54 ページをお開き願います。歳出です。一般管理費であります。13 節の委託料の中には下水道台帳作成委託料 1,365 万円を含まれてございます。ほかは経常経費でございます。

次に、2 目の管渠管理費であります。これはマンホールポンプ場 64 ヲ所あります。それから管渠、長さが 10.8 キロあります。これにかかる修繕費でございます。

3項の笹森クリーンセンター費であります。55ページをお開き願います。委託料であります、主なものとしましては、笹森クリーンセンターの処理場の維持管理委託、環清工業に委託しております。それから、脱水汚泥の運搬処分の委託、それからマンホールポンプの点検の委託、これらが主なものでございます。

次に、56ページをお願いします。事業費でございます。1目の公共下水道事業費、57ページのほうに13節の委託料、15節の工事請負費がありますが、委託料につきましては、主に笹森クリーンセンター建設工事の委託、下水道事業団と協定を結んでおりますけれども、それに伴っての委託でございます。あわせて中継ポンプ場の建設工事の委託、それからJRの横断管渠推進工事の委託、こちらはJR東日本のほうの委託になりますけれども、これらの工事の委託と設計等の委託費が7億9,459万6,000円と計上しております。それから、15節につきましては、面整備に係る管渠工事、または幹線の管渠建設工事、マンホールの設置の工事4億2,180万円ですが、現在の進捗率といたしましては、事業費に係るもの、事業費ベースにおいて80%となっております。

3款の公債費でございます。23節にもありますけれども、元金に伴うものは1億5,620万2,000円、利子については1億950万円というふうになっております。

以上でございます。

議長(榊原均君) 次に、議案第53号につきまして市民部長より補足説明を求めます。市民部長。

市民部長(笹森和雄君) それでは、簡易水道特別会計予算の補足説明をいたします。

66ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目負担金は、象潟の川袋と大須郷の水質検査に伴う負担金であります。

それから、2款1項1目の水道使用料でございますが、これは象潟5地区で1,039万6,000円、仁賀保地区261万2,000円、金浦2地区266万5,000円の水道料金でございます。

それから、67ページをお開きください。4款1項1目一般会計繰入金でございます。これにつきましては、起債償還と職員給与費相当分を一般会計から繰り入れするものでありまして、これは象潟の分でございます。起債元利相当分が56万2,000円、職員給与費相当分が402万2,000円、仁賀保地区につきましては、9月までに既に繰り入れ済みでございます。

それから、同じページの一番下、6款1項1目簡易水道事業債でございますが、これは大須郷地区の水源の井戸築造に係る起債でございます。1,420万円でございます。

続きまして、歳出でございますが、69ページをお開きください。1款1項13節の委託料668万8,000円でございますけれども、これにつきましては簡水の業務をガス水道局へ委託してお願いするというので、それに伴う経費が主なものでございます。

それから、15節の工事請負費1,508万円でございますけれども、これにつきましては、大須郷地区内の水源井戸の築造と砂山地区の排水管の入れかえ工事のための経費でございます。

それから、70ページをお開きください。3款1項1目の一般会計繰替使用返済金でございますが、これにつきましても、ほかの会計でも申し上げましたが、金浦簡水が9月決算でマイナスになったために一般会計から繰り替えしたものを今回簡易水道から一般会計へ戻すということで予算措置してございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次に、議案第 54 号及び議案第 55 号について産業建設部長より補足説明を求めます。産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） それでは、議案第 54 号について御説明をいたします。

80 ページ、81 ページをお開き願います。歳入でありますけれども、農業集落排水事業の分担金であります。これは、上浜中央地区に係る分担金、納入済みということで、567 戸の 1 万 5,000 円を計上してございます。

使用料であります。1 節の施設使用料につきましては、仁賀保地区の農集排、11 カ所処理場ありますけれども、1,120 件の 3,430 万円。それから、2 節につきましては、金浦地区、象潟地区に係る下水道の使用料でございます。

その下の農業集落排水事業費県補助金でありますけれども、国庫補助金として事業費の 50%、県補助金は前年度の事業費の 10%相当額を合わせまして 3 億 8,110 万円となっております。

次の 81 ページでありますけれども、一般会計の繰入金であります。農村整備総務費からの繰入金でございます。

雑入であります。旧町における決算の剰余金が主なものでございます。

市債、下水道事業債でございます。これは公営企業金融公庫からの起債ということでございまして、補助、単独分、簡易水道分合わせまして 3 億 2,700 万円になります。

82 ページをお開き願います。歳出であります。一般管理費は、市内の処理場 18 カ所と中継ポンプ 70 カ所の維持管理費であります。

83 ページになりまして、積立金でありますけれども、県の補助金の起債の元利利息と償還金として積み立てをするものであります。

2 款 1 項 1 目の下水道事業費になります。農業集落排水事業は、今、上浜中央地区を実施中であり。現在、6 年計画の 4 年次目となっております。

84 ページをお開き願います。13 節の委託料 1,260 万円は管路中継ポンプ、営農、飲雑関係の実設計画でございます。

15 節の工事請負費につきましては、管路移設工事費、延長 5,500 メートル、また、処理場内の整備工事、中継ポンプ工事、営農、飲雑用水関係の工事と、これらが 5 億 3,912 万 1,000 円で、事業費による進捗率はやはり 80%となっております。

公債費でありますけれども、元金、利子合わせまして 1 億 2,295 万 7,000 円でございます。

それから、4 款の 1 項一般会計繰替使用返済金であります。これは旧象潟町の特別会計に係る、マイナス分に係るものであります。

予備費につきましては、仁賀保地区の決算繰越金を予備費にして計上してございます。

続いて、議案第 55 号に入ります。平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算について御説明をいたします。

鳥海山の鉾立にあります市の財産、国民保養センター稲倉山荘などの建物などの整備に係る特別会計であります。

旧会計の繰越額を雑入として取り扱い、支出では存置項目との差額を予備費として計上しております。

以上で終わります。

議長（榊原均君） 次に、議案第 56 号及び議案第 57 号についてガス水道局長より補足説明を求めます。ガス水道局長。

ガス水道局長（宮崎俊雄君） それでは、私のほうからガス事業会計、それから議案第 57 号の水道事業会計について御説明を申し上げます。

ガス事業会計のほうですが、前の暫定予算等に何ら特別変わることはございません。

予算書の 1 ページをお開き願いたいんですが、第 2 条の業務の予定量、供給戸数 6,315 戸、それから期間供給量 317 万 5,300 立方、これが期間の 3 ヶ月の延長でふえておりまして、主な建設改良事業とありますが、これは前の暫定予算等と変わっておりません。

それで、3 条のガス事業の収益ですが、2 億 1,731 万 1,000 円を見込んでおります。支出のほうですが、2 億 1,642 万 3,000 円、支出のほうには一般の営業業務に係る経費が主なものでございます。

それから、2 ページをお開きください。4 条予算のほうでは、資本的収入及び支出の収入の部ですが、8 億 8,832 万 8,000 円、支出の部では、8 億 9,707 万 2,000 円を見込んでおります。これは建設改良費に係るものが主なもので、事業予定量の（4）の主な建設改良事業を遂行するためのものでございます。

それから、予算の実施計画のほうを御説明したいと思います。4 ページをお開きいただきたいと思えます。1 款ガス事業収益、1 項のガス売上の 1 目ガス売上が 1 億 8,422 万 6,000 円になっておりますが、これは私のほうで推計した結果、約 1,000 万円ぐらい減額するだろうということで計上させてもらっております。

それから、支出の部ですが、1 款 5 項、8 ページをお開きください。1 款 5 項営業雑費用の 2 目の器具販売費用、これについては今の熱変作業等でガス器具の売上があるということで約 1,280 万円ほど増額して計上させていただいております。

それから、ページ 9 ページをごらんください。9 ページの収入、1 款資本的収入 2 項の負担金 1 目工事負担金の 1 節工事負担金、これは公共下水道等から入る補償金の額が下がるということで、約 940 万円ほど減額をして計上させてもらっております。

それから、10 ページをごらんください。1 款の資本的支出 1 項の建設改良費 31 節の工事請負費ですが、ここには、現在、象潟町にあります球形ホルダー、これをこの後休止をしたいということで、それに伴う窒素ガスの充てん等の費用 400 万円を計上させてもらっております。

続きまして、水道事業会計のほうを御説明申し上げます。

ページ 16 ページをお開きください。この会計も先ほどのガスと同じように、特別暫定予算から変わっていることはございません。

第 2 条で（4）の主な建設改良事業、これ等は当初からそのままでございます。

それで、3 条の収益的収入及び支出の収入の部の予算を 2 億 3,121 万 3,000 円、支出の予算を 2 億 1,556 万 1,000 円を見込んでおります。

17 ページをお開きいただきたいと思います。4 条予算でございますが、資本的収入及び支出のほうでございますけれども、収入の部が 3 億 6,441 万 7,000 円、それから、支出の部が 5 億 1,633 万 5,000 円。これは、先ほどの主な建設改良事業の推進のために係るものでございます。

19 ページをお開きいただきたいと思います。特別ないのですけれども、収入の部で 1 款水道事業収益の 1 項営業収益 3 目その他営業収益の雑収益のところに、簡易水道からの委託料ということで 213 万 4,000 円を増額して計上させてもらっております。

以上がガスと水道の関係でございます。

それから、先ほど市長より御報告をしていただきましたけれども、12 月 6 日の油の流出についてでございます。市民の皆様及び漁業関係者の皆様には大変な御心配をかけまして、心からおわびを申し上げたいと思っております。再発防止については、施設の点検、それから職員等の作業点検を、作業順序の点検を含めまして再発防止に努めたいということで考えております。この後もよろしく御指導お願いしたいと思います。

議長（榊原均君） これで議案に対する補足説明が終わりました。

これから議案第 40 号監査委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 40 号監査委員の選任についての討論、採決を行います。

議案第 40 号監査委員の選任については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員数は 44 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 32 番佐藤範義議員、33 番菊地衛議員、34 番宮崎信一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。32番佐藤範義議員、33番菊地衛議員、34番宮崎信一議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐藤範義君、菊地衛君、宮崎信一君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告します。

投票総数 44 票、有効投票 44 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 36 票、反対 8 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 40 号監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

議長（榊原均君） これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4 時 05 分 散 会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会 12 月定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 46 名 ）

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榭原 | 均 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | |
|--------|-------|---|---|--------|
| 議会事務局長 | 竹内 享一 | 参 | 事 | 佐藤 正 |
| 庶務係長 | 藤谷 博之 | 主 | 査 | 佐々木 美佳 |

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 市長 | 横山 忠長 | 教育長 | 三浦 博 |
| 総務部長 | 須田 正彦 | 市民部長 | 笹森 和雄 |

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 産業建設部長 | 金子 則之 | 象潟市民サービスセンター長 | 松野 勝弘 |
| 仁賀保市民サービスセンター長 | 阿部 五郎 | 金浦市民サービスセンター長 | 三浦 忠彦 |
| 教育次長 | 佐藤 定夫 | ガス水道局長 | 宮崎 俊雄 |
| 消防長 | 高橋 誠 | 総務課長 | 斎藤 隆一 |
| 企画課長 | 竹内 規悦 | 財政課長 | 佐藤 好文 |
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侂 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども科学館長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登美雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成17年12月16日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 46 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の本会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、28 番佐藤功議員の一般質問を許します。28 番佐藤功議員。

【28 番（佐藤功君）登壇】

28 番（佐藤功君） おはようございます。28 番佐藤功であります。私は、一議員として、また一市民として、日々の議員活動の中で自分で感じていること、あるいは市民から提言されたことを率直に申し述べたいと思います。

最初に、市長にお尋ねいたします。

質問の第 1 点目は、高齢社会の到来と介護福祉についてであります。

だれでも幸せに過ごし、この世を安らかに旅立ちたいと願っています。また、どんな人にも、その人にしかないものがあります。そのだれにでもない、その人らしさを自由に発揮しながら、生き抜くあり方、自立、そして自己実現の自由を促すこと、それこそがその介護の最終目標ではないでしょうか。だから、高齢者の介護は、長期化するほど家族の心身の負担を大きいものにしております。

近年、少子化と高齢化の両方が進行している中で、急速にふえている高齢者の社会的支援にかかわる費用をどのようにして負担していくかが大きな社会問題となっております。殊に、人生がますます長くなってきた今日、そして、未曾有の高齢化社会に突入しようとしている日本、いや、にかほ市でも、お互いに必要な、そして本当の介護を受けながら、この世を全うすることは、まさに人権として保障されるべき最大の課題であります。殊に、介護のあり方によっては、その人の人生、とりわけ終末が真っ暗なものになるか、それとも輝ける旅立ちになるかが決まってくると思われます。その意味において、人権として、福祉をしっかりと根底に据えた介護のあり方、また、介護福祉について、新市においてどのように取り組んでいかれるのか、また、市長は介護のニーズについてどのような考え方を持っているのか、お尋ねをいたします。

質問の第 2 点目は、市長にお尋ねします。スポーツの振興と青少年の育成・教育の拠点としての総合体育館建設の早期実現についてであります。

まず最初に、自分の経験を踏まえて、スポーツの果たす役割について思うところを申し述べたいと思います。スポーツは集団生活における規律、礼儀、チームワーク、団体と個々の関係、勝つことの喜びと負けたときの悔しさ、敗者に対する思いやりなど、人格形成に果たす役割は大きいと考えております。競技力の向上も、また、各種大会でよい成績をおさめることも、余暇時間を使って、その遊び、健康管理にもそれぞれに意義があります。スポーツ施策を行う際の何よりも必要な観点

は、人間教育の場、人間形成の機会としてのスポーツであります。3 町合併協定書にも約束されており、新市において文化施設を合併後 3 年以内に金浦地区に建設し、引き続き総合体育館施設を金浦地区に建設することになっておりますが、総合体育施設はどのような内容で、いつ建設されるのか、また、財政計画はどうなっているのか、お尋ねします。

質問の第 3 点目は、教育長にお尋ねします。学校教育の場で、子供の学習面はもとより、心身ともに健康に育つような施策がなければなりません。そのために、どのような教育方針を立てられているのか、教育長に次の点についてお尋ねをいたします。

1 つは、学校体育指導の手引を作成し、小学校から中学校に至る各学年ごとに心身の発達度合いに応じた体育授業のあり方を示す必要があると考えられます。そして、体系的に展開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2 つ目は、学校内で運動部活動指導者の養成はどのようになされておりますか。

3 つ目は、学校給食が児童生徒の健康な身体づくりにどう生かされ、そのあり方と必要性についての考え方をお伺いするものであります。

以上、3 点ほど質問させていただきましたが、答弁内容によっては自席から再質問をさせていただきます。

議長（榊原均君） 質問の 1 点目、2 点目、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 皆さんおはようございます。一般質問、ひとつよろしくお願ひいたします。それでは、佐藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

介護のあり方、介護福祉についてでございます。近年、高齢者の平均寿命の伸長は著しいものがございます。その中で、心身ともに健康で余命が延びているというわけでもないわけでございます。核家族化の進行による家庭での介護機能の低下など、身近な家族が寝たきりや認知症となり、介護が必要となることは老後の大変大きな不安であるわけでございます。これに対応するために創設されたのが介護保険制度であり、高齢者の介護を社会全体で支え合おうとしたものでございます。この制度は、高齢者の自立支援を基本理念として、福祉サービスと保健・医療サービスを総合的に提供することにより、できる限り在宅での生活を継続することを目的としております。

高齢者ができる限り介護が必要にならないこと、これが 1 つです。それから、要介護になっても、このにかほ市で暮らしていけること、これが 2 つ目です。また、介護状態になっても、悪化を防いだり、改善、維持ができること、これが 3 つ目です。そして介護保険を中心とした専門的なサービスの提供によって、家族がゆとりを持って、家族にしかできない役割を果たせるような、そういう仕組みをつくっていきたくと、そのように考えております。

このためにも、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境づくりのために、私が示している約束の事項がございます。それは、市政報告でも申し上げましたが、6 分野 90 項目の中に、グループホームの整備、あるいは認知症対応型の通所施設の整備、夜間対応型の訪問介護、老人福祉施設への入所待機者の解消、知恵や技能を生かした農業、農産加工品などの土産品をつくる物づくり、あるいはシルバー人材センターによる生きがい創生事業の展開など、こうしたことを実現することで、

介護福祉の考え方に沿っていくのではないかなと、私はこのように考えております。

いずれにしましても、元気な老人であり続けること、人生の最期を家族や知人に囲まれながら、自分らしく住みなれた地域で迎えることができるような施策も介護福祉のあり方ではないかと、このように思っております。いずれにしましても、こうした施策を実現できるように、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、スポーツ振興についてであります。先ほど佐藤議員からお話がありましたが、もっともな考え方であると思います。私は、市民の皆さんが、今、心身の健康と余暇活動の一環として、スポーツに寄せる関心が年々高まっていることも承知しております。また、先ほど佐藤議員からもお話がありましたように、青少年の育成や児童生徒の心身の健全育成を図る上からも、スポーツの果たす役割は非常に大きいと、そのように考えております。

そこで、総合体育館の建設については、3町が合併する以前に住民アンケートを行いました。その中で、総合体育館を整備してほしいという旧町民の要望も高かったわけでございます。合併協定書では、文化会館に引き続いて総合体育館を整備するということになっておりますが、これから、にかほ保市の総合発展計画や基本計画、あるいは実施計画を策定して、さまざまな事業を展開していかなければなりません。ただ、御承知のように、今、三位一体の改革が、大筋、政府、あるいは与党間で決まったわけです。4兆円の補助金の削減、そして、3兆円の税源移譲ということが決まったわけですか、これから地方交付税改革が行われようとしております。これがどの程度私たちのにかほ市に影響が出てくるのか、今の時点ではわかりませんが、わかりませんが、相当、私は削減されるのではないかなと思っております。

それから、今の三位一体の改革は18年度までです。ですから、19年度以降もさらに私は行財政改革が進められまして、地方への財政支援、そういうものが大きく削減されてくるのではないかなと、そのように思っております。こういうことから、文化会館、これは、私は進めていかなければならないと思います。しかし、それと並行に、仁賀保中学校やあるいは象潟中学校の改築も進めていかなければなりません。そういうことで、これから中・長期的な財政計画を立てながら、事業を選択し、あるいは計画的に進めていかなければなりませんので、総合体育館の整備については、いつそれをやるという形のもは、今、お答えができないような状況でございます。したがって、これから中小企業が中・長期的な財政計画も立ててまいります。その中で実施計画もできてまいりますので、その段階で議員の皆様方に御相談を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（榊原均君） 3点目、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） おはようございます。28番佐藤功議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、学校の体育指導に関する御質問でございますが、全く佐藤議員のおっしゃるとおり、子供の成長度合いに応じた体育授業を実践することは重要なことだと思っております。義務教育である小・中学校の授業においては、各教科とも文部科学省から示された学習指導要領に基づいて授業を行っておりますけれども、体育の授業も同様であります。この学習指導要領は、児童生徒

の発達段階に応じた体系的な指導のあり方をきちっとまとめたものでありますけれども、現在、学校で行われている体育の授業も、子供の心身の発達に対応した体系的な指導が実施されているというふうに認識しております。

また、各学校では、この指導要領に基づいて、各学校の子供の実態に応じた教科の経営案というものの、また、指導案というものを作成しまして、全教員、相互理解のもとに授業を展開しているところであります。今後、一層の充実を図るために、市の教育方針の中でも、本市児童の実態に即した指導のあり方について検討していくことにしております。

次に、運動部活動の指導者の養成についての御質問でございますが、現在、中学校の運動部活動の指導者の養成という観点での取り組みは特に行われておりません。ただ、年1回程度、県の主催で運動部活動の指導者や体育の指導者を対象にして、スポーツ医学的な観点から、体育や運動部活動における、けがや事故防止の面の研修会は行われております。

現在の中学校の運動部活動は、地域の専門を有する方の活用を積極的に進めながら活動しているという例が年々ふえてきております。日常の部活動においては、中体連の申し合わせ事項というものを基本にして、指導方針や指導の重点といったものを各学校できちっと確認をしながら、まず全部の指導者がそういうものをきちっと理解しながら指導を行っているというふうな現状でございます。

今後、この指導者養成というものについて、なかなか現状では、今の状況ですと、取り組むのにも難しい面があるわけでございますけれども、ことしから、県の創生プログラムの中に、教育専門官という制度ができて、今のところ、バスケットボール、バレーボールといったような種目だけありますけれども、将来的にこの制度がもう少し拡充をしてくるようになれば、こういう方を活用して、部活動の指導者の資質の向上を図ることができるようになるのかなというふうな考えを今、持っているところでありますので、まずもう少し、その制度の充実が図られることで、養成の面でももう少し体制を整えていくことができるのかなというふうに思っております。

次に、学校給食のことについての御質問でございますけれども、現在の学校給食は、栄養のバランスのとれた食事が摂取できるように工夫されているわけですが、特に不足しがちなカルシウムとかビタミンの一部については、給食の時間で1日の所要量の50%前後を摂取できるように配慮されております。子供たちの成長期の健康保持と体位向上にこのことが役立っているのではないかなというふうに思っております。

また、学校給食は子供たちの健康な体づくりということのほかに、現在、体験学習というものはいろんな面で盛んに行われておりますけれども、一番身近で学校の中でできる立派な体験活動であるのではないかなと思っておりますし、家庭科や社会科などの授業で学んだ知識を、実践を通して身につける場でもあるかなというふうに思います。さらに、給食を通して、この給食ができるまでに多くの人の労働力がかかっているおかげだよということを子供たちに気づかせることによって、感謝の心を育てることもできるのかなというふうなことを考えますと、学校給食は、子供たちの健全な心身を育てる重要な教育活動であるというふうに認識しております。

近年、食育基本法が制定されまして、食の重要性ということが.....

【28番（佐藤功君）「簡潔にお願いします」と呼ぶ】

教育長（三浦博君） ……クローズアップされておりますけれども、このことも十分踏まえながら、今後の学校給食の意義、役割を再確認しながら進めていきたいなというふうに思っております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 市長に再度質問をいたします。

市長の答弁は、非常に美辞麗句で答弁をいただきました。家庭にゆとりを持って、元気な老人を育てるといような答弁でございますが、しかし、介護を必要とする人は突然やってくるわけですよ。そういう今の社会状況からいきますと、雇用の問題、そういう状況を考えると、ゆとりを持っている家庭というのは、そうないんじゃないですか。やはりこれからの福祉行政というものは、一番重要な課題として行政施策の中に取り上げられていくべきだと思います。

厚生労働省の推計によりますと、寝たきり・痴呆性の居宅高齢者の将来推計は、2025年には、寝たきり高齢者が230万人、要するに、2000年が120万人でしたので、その倍以上の数になっていると。それから、痴呆の高齢者、これは寝たきりを除きます。これは2000年2倍の40万人、それから、居宅の高齢者を含めれば530万人にも上るといふふうに予想されておるんです。そういう社会情勢の中において、この福祉行政を無視していくということは、非常に情けないと私は思います。市長の答弁内容は薄弱でございます。もう少し具体的をお願いしたいと思います。

2点目の、合併時における協定書、これは今の横山市長も合併に加わっていた三首長の一人でありますので、無責任なことはいけません。まして、特別立会人ということで、現在の寺田典城知事も立会人になっております。そのほかに22名の合併協の方々が立会人としてつくられた協定書であります。そうすれば、市長、引き続きという言葉をどういうふうに解釈していますか。その答弁をお願いしたいと思います。

教育長に再質問いたします。非常に学校給食というのは、我々の家庭の大切な児童生徒を預かっている学校でございます。だから、やはり給食のあり方等についても、もう少し丁寧な説明が欲しかったわけです。実際に携わっている方々は、要するに、給食婦さんですよ。その身分というのが、正職員じゃなくして、臨時職員で対応されておるでしょ。学校給食の、10款の2項3目の中にいきますと、今回の、先ほどの予算の中にも514万7,000円、10款3項3目の中では102万2,000円の臨時職員の、恐らく給食婦だと思いますが、なければ訂正させていただきますが、やはりそういうような、大切な子供を預かっている職場というものは、やはり身分というものを保障して、やっぱり安全という面も強調していかなければならないと思います。その辺の考え方を再度質問いたします。

議長（榊原均君） 答弁、最初に、市長。

市長（横山忠長君） 老人福祉も含めてでございますけれども、私の基本は、やはり市民の皆さんのいろんな福祉に対しても、満足するには、積極的に相談に乗って、できるだけ解決できるような行政をいたしてまいりたいと思っております。

今回、介護保険が大きく制度が変わりました。これは持続可能な制度にしていくということで、施設入所者につきましては、居住費、あるいは食費を負担していただくというように、大きく変わっております。これについては、制度が始まって間もない、余り時間もたっておりませんので、ど

の程度経済的に不安を持っているのか、いろいろ施設のほうからお話を聞いて、じゃ、それに対して、行政がどういう形でできるのか、そういうことも含めて検討をしていきたいとは思っております。

いずれにしましても、これから新予防給付が始まってまいりました。ですから、私は、4月から地域包括支援センターを設置して、何とか元気なお年寄り、それをなるべく行政としても最大限努力してまいりたい、そのように感じております。

それから、体育館の建設でございますが、私は、体育館を引き続き建設しないということではありません。ただ、合併協定協議の内容は、私は、最大限尊重していかなければならないと思っております。ただ、これから財政がどうなるかという状況の中で、やはり限られた財源の中で、事業を積み立てていかなければならないというような、そうした場合には、私は尊重はします。尊重して、建設に向けた取り組みをしていきますけれども、そのときに、じゃ、体育館を — 仮に体育館を、とても今1~2年ぐらいはできないという状況になったときは、議員の皆さんに御相談していきたい。体育館を建設しないということじゃなくて、場合によっては、引き続きやらない場合もあるということをお答えしたつもりでございます。その点、何とか御理解をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 給食関係につきまして、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 給食に関する通告書の内容で、職員の雇用に関する御質問ではないと私は感じておりましたので、その面については触れませんでした。確かに、象潟地区、金浦地区は全員臨時雇用という形、それから、仁賀保地区の場合は、正職員も配置しておりますし、若干臨時職員もいるというふうな雇用形態になっております。

職員の身分保障という観点からいくと、やはり不安定な雇用というふうになるのは、そのとおりであります。ただ、我々としては、この少子化時代に、将来どのような給食施設の形態をとるのが適切なのかという観点なども考えながら、人員を配置しているわけでありまして。そのようなことで、やむなく今のような形態をとっているわけですが、実際、給食現場で働いていただく皆さんには、きちっと衛生安全面の研修なども重ねながら、子供たちに安全な給食が提供できるように、施設も含めて、最大限努力をしているということをどうか御理解いただきまして、雇用面については、今後、全市の給食形態をどのようにしていくかという観点とあわせて、検討をしていかなければならないことでもありますけれども、当面の間は、このような形態でいかざるを得ないかなというふうな考えを思っております。ただし、何回も言いますが、子供に安全な給食を提供するという観点からは、正職員であろうと、臨時職員であろうと、きちっとした対応で給食づくりに励んでいただいているということを御理解いただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 市長にいま一度質問しますが、市長、非常に老人に対する考え方というのが非常に浅いと私には感じてなりません。一番、市長は、常々話をするたびに、「若い人若い人」と口に出てきますが、やはり社会に生きている以上、老若男女、やはり生きる権利、人権があります。当然やはり、現在高齢者であっても、若いときもあったわけですので、それだけ社会に貢献されてきた人が多いのではないかなと、私は考えておるわけです。

そこで、老人に関してちょっと触れたいんですが、老人福祉法、ちょっとわかりますか。老人福祉法の第2条と第4条、担当者、だれかわかりますか。もしわからなかったら、担当者でなくてもいいですが、その2条ないし4条をよく熟知していれば、今、私の質問に対してのような答弁はあり得ない。

わかるか、わからないか、ちょっとお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えします。老人福祉法の条項については、今、御質問ありましたことについては承知しておりません。ただ、私は、老人を、要するに、社会にこれまで貢献した高齢者の皆さんを軽く考えているということは決してありません。常に、これまで頑張ってきた方々をどう幸せに生きていくことができるようなことを私なりに、自分なりに考えているつもりです。軽く考えていると、そういうことは決してありませんので、これからはいろいろな話を聞きながら、あるいは議員の皆さんからもお話を聞きながら、老人、高齢者福祉についてはいろいろ頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） いろいろ行政を進めていく上で、県あるいは国の指導を受けながら進める場合が多々あるわけですが、しかし、老人福祉法の第4条によりますと、これは老人福祉増進の責務の条項でございます。「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」ということで、責務の条文でございます、その基本理念というのは第2条にあります。それは、「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」やはり保障していかなきゃいけないんです。そのためにはいろいろな、行政としても支援をしていく責務があるというふうに思います。そういう観点に立ちますと、冒頭に質問いたしました介護に関する問題に入っていくわけですが、そういう点をもう少し、行政の中に具体的に進める必要があると思いますが、その点を再度答弁いただきたいと思います。

それで、市長は、常々努力するとか、いろいろ言葉を――施政方針の中にもありました。それから魁新聞の中にもありました。努めるというのは、結果的には責任をとらないというエゴなんです。やるならやる、やらないならやらないというような表現をしないと、非常に、我々尋ねていても、聞いていても、心苦しく感じる場合がありますが、市長は、その努力する、努めるという考え方は、どのような意味ですか。こういう言葉、辞典を引きますと、結果的には責任をとらないということ、努力するとか、努めるとかという、そのほかに、前向きとか、鋭意とか、十分配慮するとか、いろいろな言葉が使われますが、その辺をもう少し明確に答弁をいただきたい。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 市政報告でも申し上げましたけれども、6分野90項目の施策を掲げて、いろいろ後援会活動なり、選挙戦を行ってまいりました。ですから、私は、これを一つ一つ着実に実現できるように努力していきますという話もさせていただきました。今の高齢者福祉についても、グループホームの整備、認知症対応型通所施設の整備など、これについても一生懸命努力して実現

していきますよと、約束しております。ですから、1年1回程度、それぞれの項目、施策についてできなかったものには、なぜできなかったのかという説明責任までも果たしてまいります。そういう形で説明しております。私は、決してあいまいな形でお約束をしているわけではございません。ですから、1年1回程度は必ず、施策の進捗状況を市民の皆さんにお知らせをして、説明責任を果たしてまいりたいと、そのように考えておりますので、決してあいまいな形でやっているわけではございません。私は、一生懸命努力するということだけはお約束を申し上げますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 時間もなくなりましたので、市民の方々は、こういうことを言っておるんですよ。自治体に向けてどんな声を上げればいいのかなど。非常に暗い、非常に住みにくいというような声が出ております。やはりそういう介護世帯というのは、家庭の中のそういう方々がいないと、そういう痛みが感じられない。感じられないわけですよ。外見からは、ああ、大変だ大変だと言っていますけれども、家族の中に入ると、非常に、兄弟以上に苦しんでいる方々もいっぱいおります。そういうことで、もし答弁をいただければ。

議長（榊原均君） 今の質問に対して答弁をいただいて終わりにしたいと思います。答弁、市長。

市長（横山忠長君） 身近な問題といたしますと、私の父親も寝たきりです。それから、例えば家内の弟が車いすの生活をして一緒に暮らしています。ですから、そういう悩みとか、そういうものは、私なりにわかっているつもりです。ですから、市民の皆さんが、そういうことを、こういう事例で、あるいはどういうことなのかということもわかっているつもりですので、そういうことに、私なりに一つ一つ対応してまいりたいと思っております。

議長（榊原均君） これで28番佐藤功議員の一般質問を終わります。

次に、46番佐々木正勝議員の一般質問を許します。46番佐々木正勝議員。

【46番（佐々木正勝君）登壇】

46番（佐々木正勝君） おはようございます。46番佐々木正勝です。それでは、私から質問をさせていただきます。

市の基本計画について。

横山市政の4年任期中、住民のニーズを的確にとらえ、将来のまちづくりと建設計画について伺います。平成13年8月、合併後のまちづくり将来像を示し、新しく出てくる市のまちづくりのための、旧3町全世帯を対象に行ったアンケート結果によりますと、どんな施設やどのような整備が不足しているかという質問に対して、上位3項目は、病院関係、文化施設、高速道路を含めた町道等の道路整備でありました。平成18年度予算は、まだ策定はしていないわけではありますが、まちづくり計画を基本にした場合、普通建設事業費は、10年間で221億円余り、うち合併特例債が135億円見込まれております。平成18年以降、平成21年までの4年間で151億5,000万円見込まれ、全体の68%を占めておる状況下であります。いわゆる横山市長のほぼ4年任期中であります。将来のにかほ市にとって大変重要な時期でもあります。地域の特性を生かしつつ、将来を見通した長期的視点に立って、総合的かつ計画的に市政運営を行う必要があり、建設事業を進めるに当たっては、任

期4年間は将来を展望したまちづくり基礎となるものであり、基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画をどのように進めていくのか、まず伺います。

次に、平成18年度予算重点施策について伺います。

昨年から具体的に動き出した三位一体改革の影響が本格的にあらわれ、国や県においても、これまで以上の緊縮型予算と予想され、地方交付税及び国庫支出金の減少、並びに歳入の地方税についても減収の見込みと考えられます。予算編成の基本的な考え方についてであります。これもまた、まちづくり計画を基本とした場合、平成18年度歳出合計は179億3,000万円弱で、32%に当たる57億4,000万円が普通建設事業費に当たっております。いわゆる継続事業、緊急を要する事業、3年から5年、そうでない事業、10年以内と分類すると、普通建設事業費の57億4,000万円のパーセント対比と各事業の主な事業内容について伺います。

次に、合併協定書の確認事項についてであります。合併協定書で、新市において文化施設を合併後3年以内に金浦地内に建設し、引き続き総合体育館を金浦地内に建設するものとする確認された内容であります。今年、2月4日、象潟シーサイドホテルで行われた合併協定調印式が寺田秋田県知事立ち会いのもと合併協定書へ調印し、にかほ市が誕生し、現実になったものであります。市民の方々におかれましても、認識は今もなお変わらないものと受けとめているところであります。文化施設の3年以内の建設と明記される中で、どのような手順でもって進めていくのか、また、検討会的な委員会を設置していくのか、伺います。

次に、市政の運営について伺います。

平成13年8月、町村合併アンケート調査概要であります。当時、「合併に賛成」が48.3%、「合併に反対」が25.4%、「わからない」が24.5%、未記入が1.8%でありました。現在、パーセントに変化があるものとしても、当時合併に賛成を得られなかった多くの市民の皆さんの市政への理解をどのように図っていくか、また、どのように参画を求めていくのか、伺います。

次に、農業の振興、今後の施策展開に資する考え方について伺います。

合併前の各町では、それぞれ地域の特性を生かした農業振興に尽力してきたものと考えております。地域の農業全体の活力が低下してある状況下、基幹産業である農業の振興、農業の根幹である稲作については、米価の低落等により厳しいものがあります。しかしながら、売れる米、売れ切れる米をつくるには、高品質・良食味米づくりを一層推進するとともに、産地間競争に対応するため、土づくり肥料「大地の息吹」が欠かせないものになってきております。平成17年度 — 今年度ですか — 実績では、秋田しんせい全体で65.1%、にかほ市旧3町で70%の散布率であります。市場性の高い産地づくり、足腰の強い農業経営の確立、土づくりに対する高位平準化を図っていくことが重要課題と考えておりますが、その点についても伺います。

また、現在、水田農業構造改革交付金、いわゆる産地づくり交付金であります。これは、仁賀保、金浦、象潟地区ごとに地域水田農業推進協議会が設置されております。推進作物や助成単価については、各市町の協議会で決定しておるのが実情であります。しかしながら、推進作物、助成単価については、旧3町とも格差があり、今後早急に整備するにしても、調整に時間を要すると考えますし、また、国で示すガイドラインの水田農業構造改革の推進、いわゆる担い手の育成、集落営農の

組織、このような課題に対応するためにも、構成員、規約（案）等、早期に地域水田農業推進協議会を立ち上げるべきと考えますが、その点についても伺います。

最後に、カントリー利用の重要性についても伺わせていただきます。

12月13日から始まっているWTO農業交渉、香港閣僚会議で、モダリティー — 保護削減の基準の確立であります。上限関税の設定は避けられない状況下であります。これにより、日本農業には破壊的な打撃となることは避けられないものがあります。現在、平成19年から始まる担い手中心の低コスト農業に向けて全力で具体的検討がなされており、カントリー利用はそのコスト削減への大きな柱ともなっております。現在、西部カントリー、平成17年度利用申し込みが130%を超え、一部他のカントリーに引き受けてもらったものの、120%の荷受け状況であります。今後、意向調査を実施し、県に要望調査表を提出、また、国に対しても要望調査表を提出する必要があります。仮に平成18年度を事業実施となれば、計画書を県に早急に提出しなければならない状況下でもあります。例えば、2,000トンの貯蔵設備増設となれば、約5億円の経費がかかります。うち、国が半分の補助となる可能性であります。このカントリーの増設計画に当たって、現在の西部カントリーは平成12年度に建設され、平成13年度から稼働されたものでございます。その当時、県が5%ほど、旧4町で5%補助の実績であります。足腰の強い農業確立のため、受益者負担補助についての市長の考え方を伺うものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

平成12年、地方分権一括法の施行によりまして、国、県、市町村の関係は、これまでの主従の関係から対等の関係となり、地方分権の実践段階となっております。そして、国からの税源移譲と補助金廃止を行う三位一体の改革は、地方自治体の自己決定と自己責任が求められておることは、既に御承知のことと存じます。したがって、住民福祉の向上と地方自治確立と発展のために、手法及び手段は、地方みずからが独創的な発想と観点から企画立案し、住民への説明責任を明確にしながら、行政側と住民が情報を共有し、一体となって協力し合い、協働するまちづくりを図ることが重要であると、私は考えているところでございます。こうしたことを基本に、あるいは合併協定書のまちづくり計画を基本指針としてとらえ、当然のことでございますが、議会や、広く市民や有識者の意見などを拝聴しながら、10年後を見据えた夢のある豊かな元気なにかほ市を実現するために、総合発展計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

次に、18年度の予算の重点施策についてであります。

まちづくり計画は、市発展のための羅針盤的なものとしてとらえ、先ほど申し上げました夢のある豊かな元気なまち、にかほ市を図るために、10年後を見据えたマスタープランとして位置づけしたものでございます。具体的な事業名称、あるいは事業箇所、事業費については、合併後の新市の執行体制及び市議会の審議にゆだねるべきとして、合併協議会で確認されたものでございます。具体的な内容については、今後まちづくり計画を尊重しながら十分な検討を重ね、10年間の長期計画である総合発展計画、前期5カ年の基本計画、3カ年のローリングによる実施計画を策定してまい

ります。したがって、18年度予算の重点施策については、旧3町の実施計画にある事業や、まちづくり計画に掲げる各種の事務事業の中から選択して、それを実現するための準備行為として、予算、あるいは準備行為が整い、実施段階に入った事業などについて予算計上し、議会の御理解をいただきたいと考えております。

なお、具体的な実施事業については、現在検討段階でございますので、お示しできないことをひとつ御理解をお願いしたいと思います。

次に、合併協定書の確認事項についてであります。

文化施設の整備については、建設場所も含めて、どのような施設整備にするのか、市民の皆さんと協働で構想をまとめていきたいと思っております。したがって、18年度では、市民による検討委員会を設置するなど、準備を進めるための予算を計上しながら、実現に向けて努力を重ねてまいります。

次に、市政運営については、これからのまちづくりについては、市民一人一人が市政の主役であるとの認識に立って、活力のある、新たなふるさとを創造していくことが必要でございます。今後、各種の事務事業の計画段階から、より多くの市民に参加していただき、あるいは市政懇談会などを開催しながら、市政への理解を深めていくことに努力してまいりたいと考えております。

次に、農業振興でございます。

市の基幹産業である農業の振興については、これまで旧3町においても、多方面にわたり力を入れてまいりました。これらを受けて、新市においても、それぞれの地域の特性を生かし、各種施策を講じていきたいと考えております。

この中で、特に水稻の位置づけは重要であります。産地競争に勝ち抜くためにも、高品質食味米、そして、地域の特性を生かした売れる米づくりのためにも、秋田しんせい農業協同組合で実施している、土づくり肥料である「大地の息吹」の散布は欠かせないものだと、私もそのように考えておるところでございます。このたび、新市においても、隣市の由利本荘市及び旧3町のこれまでの取り組み状況を考慮し、引き続き助成を行う考えであります。あわせて、軽農薬、減化学肥料の促進に努め、特色のある米づくりと、そして経営体の強化を支援してまいりたいと思っております。

水田農業推進協議会交付金についてでございます。県の指導もあり、3町合併前の各協議会の総会時に、合併後も18年度までは旧3町範囲で継続することが確認されており、その相手は、産地づくり交付金に係る対象作物、助成単価も旧3町と同様の取り扱いとなります。また、規約に関してですが、前に実施した協議会総会において、軽微な変更としての名称の変更のみが確認されており、今後できるだけ早く3つの協議会を開催し、今後の農業課題や、18年度産米の生産目標数量などについて御協議を願いたいと思っております。その上で、19年からの一本化に向けて準備体制を関係団体と協議しながら進めてまいります。

最後に、カントリーエレベーターの利用についてでございますが、現在行われている世界貿易機関WTOの多角的貿易交渉状況は、我が国に対して一定の保護策が講じられている重要品目の減少及び高関税率の引き下げなどの要求によりまして、大変厳しい状況でございます。こうしたことを注視しながら、これからの農業政策に反映していかなければならないと思っております。

こうした中で、低コスト農業と安定した良質米生産拡大のために、カントリーエレベーターの利用はますます重要であると考えております。先ほどの御質問の中にも、ことしの秋の利用率が100%を超えているという状況を考慮すれば、やはり貯蔵設備の増設は避けられないものと考えておりますので、今後関係機関、関係団体と協議を進めてまいりたいと思っております。

議長（榊原均君） 46番佐々木正勝議員。

46番（佐々木正勝君） 答弁の中で、建設計画に当たっては、旧3町の実施計画の中から選択をしながら、検討しながら進めていくということでしたけれども、私、少なからず、中学校の答えは出てくるんじゃないかなと思っていたんですけども、仁賀保中学校、象潟中学校の件で、建設計画について若干伺うものでございますが、いわゆる、今、市長がお話になられました、12年度、地方分権一括法が施行されてから、合併が急速に進んでおります。それと並行して、小学校、中学校の建設も全国的に建設しておるのであります。

そういう状況の中で、建設のためのいわゆる目的基金は、さきの議案の説明会で説明がありましたから、それは要りませんけれども、ただ、そのまま本当に建設する見通しはあるのか、全国的にこのように立っていて。もしあるとすれば、今の段階で、私、専門家ではございませんけれども、建設事業申請というんですか、それとも建設事業受け付けというんですか、わからないんですけども、そのような状況が、今、象潟、仁賀保はどうなっているのか、中学校の継続のために。もし、まだ未定となれば、申請が未定となれば、本当にいつごろ、これ、申請受け付けというのはなされてくるのか、まずその辺のところをお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 中学校の建てかえでございますが、旧象潟中学校については旧象潟町当時からいろいろ計画を進めてきたところでございます。それに対しましても国の補助金がつくように、県教育庁のほうに何回か足を運んで、この必要性を訴えてきたわけでございます。したがって、これまで町民の皆さんを入れながら、学校づくりについて御意見を伺って、今、基本設計をまとめております。この基本設計が、もう年明けにはまとまりますので、まとまり次第、議員の皆さんに説明をして、そして御意見を伺って最終的な実施設計に入っていきたいなというふうに考えております。

象潟中学校、あるいは仁賀保中学校については、私は、象潟中学校については18年、19年の2カ年で整備をしたいと思っております。これは、補助金についての話です。それから、仁賀保中学校については19年から20年にかけて、2カ年で何とか整備したい、そういう考え方で、今、事務方に協議をさせております。ですから、これについても、これから県の教育庁に伺って、引き続き仁賀保中学校の建設についても補助金を受けられるように、これから頑張っていきたいなと思っております。

そのほかにも、耐震補強をしなければならないような学校もございまして、これもやはり条件が整った段階、準備行為が整った段階のものから、私は18年度の予算に反映していきたいと思っております。

議長（榊原均君） 46番佐々木正勝議員。

46番（佐々木正勝君） ありがとうございます。

それと、さきの佐藤議員と若干重なりますけれども、福祉の関係で、市長は、これからは国県の補助、それから地方債の財源、それから地方交付税の見積もり等の確保財源の推移を見ながら進めていかなければならないと答えております、この福祉の関係でも。ただ、これは、この福祉の関係は、にかほ市まちづくり計画の市民の一番関心のある事項なんです、これが。市民の一番 — いわゆる医療関係、この福祉の関係。で、市長の公約でもある老人福祉施設の50床の整備があります。私は、この財源の確保、推移は見てはいかなければならないが、少なくとも、市長の任期である4年の最終日でもいいですから、土台をつくらないと、これは公約履行にならないと思うんですよ。まして市民は、これが一番関心がある。50床待っているんですよ。ですから、前向きな形で、これらについても何とか努力してください。答弁は要りません。

それから、これも若干重なります。文化施設、3年以内に明記する中で云々ですけれども、今後、まずは場所の選定、それから面積の確保、買収、それから測量設計、事務申請手続等もあります。しかし、これはこれでいいんですけれども、私は、その前に一番重要な課題として、総合体育館施設との関連性があると思うんですよ。3年以内に建設して、引き続き、総合体育館を建設する、これはこれでいいんですよ。ただ、文化施設と総合体育館施設を隣接してつくるべきなのか、それとも場所を別々にして建設したほうが、にかほ市の将来のためになるのか、これをはっきり定めないと、ただ文化施設を3年以内に設置すると進めていった場合、もし総合体育施設を隣接した場合は、将来的に非常によい傾向があると思うんですよ。確かに、協定書では、「3年以内に引き続き」です。私はこういう考えですので、あくまでも3年以内にこだわらず、やはり総合体育施設の関連性等も加味しながら進めていくべきと考えますが、その点、もし今の考え方であればお願いします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 文化施設の整備については、先ほど御答弁を申し上げましたが、計画づくりに当たっては、市民の皆さんが参画してつくりたいと思っています。ですから、文化施設という形のものだけでいいのかということもあります。文化施設だけだとすると、1年間で稼働すると申しますか、使われる日数というのは、恐らく限られてくるんじゃないかなと思います。ですから、その文化施設にどういう機能が必要なのか、このことも市民の皆さんの御意見を伺いながら、将来に向けて悔いのない施設整備をするべきだと私は思っています。

ですから、3年以内、これは合併協議にありますので、これは尊重していかなければなりません。この話し合いの中で、市民との話し合いの中で、じゃ場所をどうするかと。行政としてはいろんな候補地を選定しながら、市民の皆さんから検討していただいて、ここが一番いいんじゃないかという場所を私は選定していただきたいと思っております。その上で、じゃ、体育館と文化施設、そういうものを併設したほうがいいのか、分離したほうがいいのか、こういうことも含めてこれからの検討課題だと思っています。

ですから、場所が決まれば、先ほどお話がありましたように、用地買収も進めなければなりません。それから、当然、協働のまちづくりの中で、市民の皆さんからいろいろな案をつくっていただくためには、ある程度の時間がかかります。その上で素案がまとまった段階で、議員の皆さんに相

談をして御意見を伺って、その上で最終的な案がまとまるわけです。ですから、目標は3年以内というふうに、今、自分は思っていますけれども、その進捗状況によっては、場合によっては延びるかも知れません。これは将来のことですから、これ、今、何とも申し上げられませんけれども、私が今考えているのは、3年を目標にしたいと、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 46番佐々木正勝議員。

46番（佐々木正勝君） 市長の答弁、非常に理解したつもりですので、これ以上の再質問は避けたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（榊原均君） これで46番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

次に、13番加藤照美議員の一般質問を許します。13番加藤照美議員。

【13番（加藤照美君）登壇】

13番（加藤照美君） 13番加藤でございます。さきに通告してあります、朝ごはん条例の制定について、食育教育への取り組みについての2点について、市長、教育長に質問をいたします。

まず最初に、朝ごはん条例の制定についてでありますけれども、最近、朝食をとらない人が増加しつつあることはよく聞きます。そしてまた、そのことが健康によくないことは当然であると思えます。中には、行政が食生活にまで介入するのかといった批判もあるかもしれませんが、食生活の不完全さにより個人が健康を害するならば、個人の問題にとどまらず、行政の面でも、住民の保健、国保の問題とも関連しますので、市長はいかがお考えか、お伺いいたします。

参考までに申し上げたいと思いますが、この条例に関しては、青森県内では1ヵ所、それから石川県内では2ヵ所の町で条例の制定をしております。

その条例の内容を若干御説明いたします。この条例の目的としては、米文化の継承を通して、正しい食習慣の普及と健康増進を図るため、朝ごはん運動についての基本方針を定め、行政、町民、関係機関及び関係団体の責務を明らかにすることにより、総合的かつ計画的に運動を推進し、もって21世紀の健康長寿目標を達成することを目的としております。

次に、基本方針としては、御飯を中心とした食生活の改善、早寝早起き運動の推進、安全及び安心な農産物の供給、町において生産された農産物の郊外地域内における消費の推進、食育推進の強化、米文化の継承となっております。そしてまた、推進本部を設置し、本部長、副本部長を置いて、ガイドラインの作成、朝ごはん運動実施計画の策定等を行うとなっております。

ガイドラインの内容としては、御飯を中心とした食生活の推進に関する事項、家庭での食に関する理解の促進に関する事項、安全な食品を選択するために、必要な正しい知識の習得の支援に関する事項、次に、規則正しい生活習慣の促進に関する事項、就寝及び起床の標準時間に関する事項、その他農薬等の適正な使用管理、あるいは農産物の生産履歴、食品表示の適正化等々、事細かく条例を策定し、活動しております。

もちろん条例に強制力はありませんが、しかし、一人でも多くの住民が条例の趣旨に賛同し同調するならば、健康づくりに大きく貢献するのではないかと思います。本市においても、こうした理念を掲げた条例を制定すべきと考えますが、市長はいかがお考えか、前向きな所信をお伺いいたします。

次に、食育教育への取り組みについて、教育長へ質問いたします。

日本の食料自給率は、カロリー換算で40%と極めて低く、食料の大切と生命のとうとさということを教育していくことが重要なことであると考えます。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事をほとんど一緒にすることのない孤食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮されております。食育教育の基本は家庭にあることはもちろんであります、その家庭の教育力が低下している現在、教育現場における食に対する教育はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、学校給食における地場産品の利用状況についてもお伺いいたします。

議長（榊原均君） 1点目、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

朝ごはん条例の制定でございますが、農業振興、あるいは地産地消を進める上でも大変重要なことではないかなと、そのように考えておりますので、今後、他県の、他市町村の状況を見ながら検討を進めてまいりたいと思います。

ただ、各人の価値観や嗜好、こういうことも大変ございますので、一概に条例を制定するという事を申し上げることはできませんけれども、食事というものは、人間が健康で文化的な社会生活を送る上では最も基本的なことであります。特に日々の活動の源となる朝食をとることは、医学的にも大切であると言われております。しかし、近年、生活習慣の多様化や忙しさに紛れて、朝食をとらない方がふえていることは、その方々が今後の社会生活を送る上でどんな影響があるのか、大変懸念されるところでございます。特に、成長期にある児童生徒の中に、朝食を食べないで登校している子供がいることはまことに心配されることであります。食事数と罹患率の因果関係は明確に申し上げることはできませんが、一般的には、朝食をとらないと、体の状態は、体温が常に低いということだそうでございます。そして血糖値も低いまま、体は眠ったままと言われておまして、その結果、いらいらや集中力の低下、だるいなどの体調不調に陥ると言われております。そういうことで、昨年度、旧象潟町においては、朝食の大切さを訴えるリーフレットを作成して、各世帯に配布しました。こういうことも含めて、新市においても、保健面や教育面で、いろいろな形で大切さを呼びかけてまいりますが、こうした啓発活動も行っていくことが必要ではないかなと、そのように考えているところでございます。

議長（榊原均君） 2点目、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 13番加藤照美議員の御質問にお答えいたします。

食育教育への取り組みについての御質問でございますけれども、御承知のように、現代の多様化した食生活環境の中で、健康づくりの基本となる食についての指導ということが大変大事なことだというふうなことで、現在、各学校でも、この食に関する指導というものの強化を図っているところであります。家庭科や保健体育、また特別活動、そのようないろいろな学習機会を通して、学校栄養士とか、その他、ゲストティーチャーをお迎えして、具体的、実践的な学習に取り組んでいると

ころであります。

1つだけ例を申しますと、5年生で家庭科だと思いますが、お米、米について学習する単元がありますけれども、そのような学習とともに、学校の栄養士を招いて、日本食についてもっと学習を深めるといったようなことを行うとか、総合学習などでは、地域の食材とか、名物料理といったものの調べ学習や、地域のボランティアの方々を招いて、実際に郷土料理づくりに挑戦するというふうなことで、いろんな観点から子供たちに、食というものは大切なんだよということを、学習を通じて感じ取ってもらうというふうな取り組みが行われております。

また、このほかに、学校では、基本的な生活習慣の確立ということで、数年前から、朝食をしっかりとりましょうというふうなことを、子供たちと家庭の啓蒙も含めて、重点的に取り組んでおるところであります。

学校給食におきましては、地産地消に対してのその実務に努めておりまして、また、にかほ市と由利本荘市では、「給食でおいしい秋田を」というスローガンで、由利地域地産地消スクールランチメニューというものを作成して、子供や家庭の食に対する関心を深める工夫をしているところがあります。今後、このような取り組みを続けていくことで、子供や保護者の食に対する意識を高めていければいいなというふうに思っているところです。

なお、学校給食における地産野菜の使用率は、平成16年度実績で、旧仁賀保町で40.5%、旧金浦町で47.7%、旧象潟町で46.9%となっております。

議長（榊原均君） 13番加藤照美議員。

13番（加藤照美君） この朝ごはん条例の件ですけれども、これは市民の健康増進などを目的とした条例提案ですので、そしてまた、地元の米を地元で消費するといった地産地消にもつながりますので、これから御検討してもらいたいと思います。答弁は要りません。

それから、教育長に再質問いたします。

給食の件ですけれども、給食をつくる場合、子供たちの栄養バランスを考えてということでありましたけれども、子供たちが食べなければ、全然意味をなさないと思うんです。ですから、子供たちが食べる食材、あるいは嫌いな食材等を調べたことがあるのか、そういったことを最初に質問いたします。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 嫌いな食物の調査を各学校がしたかどうかというのは、ちょっと今、私、確認できません。ただ、給食に出した、例えば野菜で、その日の子供たちがどのようなものを残したか、そういうふうなものから、今の子供たちの嫌いなものというものは把握できる、把握していると言ったほうがいいかもしれませんが。その次に献立を考える場合に、じゃその嫌いなものをどのようにして子供たちに食べてもらうかという工夫を、学校栄養士を中心にしているような献立を考えながら、知らないうちに子供たちがずっと食べるというふうな感じのものから、意識をさせて食べさせるというような取り組みから、さまざまな形で子供たちの好き嫌いをなるべく少なくしようという取り組みは、いずれの学校でも真剣に今取り組んでおります。

議長（榊原均君） 13番加藤照美議員。

13番（加藤照美君） 先ほど教育長も言っておりましたけれども、子供たちの食の乱れということで、最近では、これは全国的にはありますけれども、運動能力の低下ということが言われております。国のほうでも、食育基本法を制定して取り組んでおりますし、それから県のほうでも、食育を県民運動として進めるための「食の国秋田」というプログラムを策定しております。それから、ある県の教育委員会では、朝食を毎日食べる子供と食べない子供では、学力テストの成績が、食べない子供より毎日食べる子供の成績が16ポイント上回っているというデータも出ております。それから、全国の学校給食では、野菜を残す子供が非常に多くなったということで、食農教育 — 食べる農業ですけれども — 食農教育に力を入れている学校も出てきております。

そういった中で、にかほ市の子供たちはどうなのかということで、今後の取り組みですけれども、先ほど教育長も言っておりますが、もう一步踏み込んだ教育が必要ではないのかなと、私なりに考えているわけです。その点、いかがでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 朝御飯の件ですけれども、先ほど学力検査との相関関係もあるというお話がありました。実は、基本的な生活習慣を整えるという取り組みは、学力向上という観点から始まったことです。我々といいますか、仁賀保地区の先生方の調査でも、そのような傾向があるということで、やっぱり学力を上げるためには、子供たちの基本的な生活習慣を整えてやることも必要だという観点から出発をしたのでありますが、これは、旧仁賀保町の16年12月に調査した「朝御飯を毎日食べていますか」という調査なんですけれども、小学生は、「食べている」というのが88%、「ほとんど食べている」ということは、たまに食べないこともあるというのが9%、「たまに食べている」、ほとんど食べないけれども、たまには食べるというのが3%、「食べていない」というのがゼロ。中学校になりますと、「食べている」というのが87%、「ほとんど食べている」という子供が8%、「たまに食べている」というのが3%、「食べていない」という子供が中学生になると2%というふうな調査結果があります。また、象潟地区でもそういうような調査を行っているようですが、ちょっと、今、私が申し上げたような細かい数字はないんですが、毎日食べているという子供の割合が、小学生で80.9%ということのようでもあります。こういう取り組みを続けてきた中で、少しずつではありますけれども、朝食の件に関しては、少し改善はしてきているのかなというふうには感じております。

それから、もっと食育にしっかり取り組みということでございますけれども、特別に、まず今のところは、通常の学校生活の中で、できるだけそういう機会を多くして、まず意識づけをしていこうという取り組みを今、行っておりまして、先ほど私、説明したような、いろんな取り組みを今やっているところであります。もちろん家庭への働きかけも行っておりまして、食の大切さの講演会、県の担当者を招いての講演会を、平沢小学校ではPTAの研修時に行ったり、それを一番の前面に出してというふうなことはやっていませんけれども、着実に日常の学校生活の中で取り入れて行っておりますので、まず、このような取り組みを進めていければいいのかなと、私は今のところはそう考えております。

【13番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで13番加藤照美議員の一般質問を終わります。
昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、17番竹内賢議員の一般質問を許します。17番竹内賢議員。

【17番（竹内賢君）登壇】

17番（竹内賢君） 午前中の質問とダブる点があると思いますが、視点を変えて質問したいと思います。よろしくお願いします。

横山市長は、当選をした後、責任感と、さらには満々たる抱負を持って、今、市長の職にあると思います。市民の皆さんも、どういう市をつくるのか注目をしていることだと思います。そういう点を頭に入れながら質問したいと思います。できるだけ簡略にしますから、答弁についても焦点をあてて答弁をしていただきたいと思います。

最初に、市長選の公約等について何点かお伺いをいたします。

後援会の会報が私たちの家庭にも配られました。その中で「行政機構の見直しを行う」とあります。市長は、この2ヵ月、約1ヵ月ぐらいになるわけですが、どういう構想を持っているのか、市民の立場から言うと、利用しやすく、そして、市長から見ると政策を遂行するために、職員から見ると働きやすい機構、こういうことが求められると思います。そういう点で、どういう構想を今、持っているのか、具体的に伺いたいと思います。

2つ目は、これは新聞についているわけですが、合併協定書について、「最大限尊重するが、財政計画は通用しない」というふうに書いてありました。私も合併協議会で出された財政のあり方については疑問を持っている一人でありますし、具体的にあの「財政計画は通用しない」と言った内容。確かに政府の今の地方に対する税源移譲とか、あるいは三位一体改革の中でのいろんな関係で減収になる点はありませんけれども、そのほかにもあると思います。そういうことについて、財政計画は通用しないと行った内容について具体的に述べていただきたいと思います。

3つ目は、これも後援会報の特別号でありますし、あるいは14日の行政報告でも、4つの基本原則、6つの分野において、90項目の施策実現を示しております。この中で、「行政が考えた施策を市民の立場で検討する委員会組織を年明けにも設置したい。行政と市民をつなぐ仕組み。委員会から答申してもらい施策に反映させたい」と述べております。言うことは、私は、内容的には問題はないと思います。ただ、どういうふうな市民組織をつくるのか。言葉の中で「良薬は口に苦し」ということわざがあります。この市民委員会等に対しては、いわゆる行政から見て、この人はいい、この人は悪い、こういう性質ではなくて、いろんな立場の考え方の人、そういう人方を参加をさせて初めて市民との共同だと思います。そういう意味から言って、この考えられている委員会につい

てはどういう性格を持っているのか、位置づけはどうなのか、あるいは議会との関係をどのように考えているのか、構想を具体的にお話しいただきたいと思います。

4 つ目は、文化施設の建設を — 午前中の質問の中にも出されておりましたが、それに対して市長は、「場所を含めて、どのような施設にするか、18年度は検討委員会をつくり、建設に向けた準備をするための予算を組みたい」という、こういう答弁だったと思います。そこで、今、市長としては、文化施設の、私はこういう文化施設が、というような構想がありましたら伺いたいと思います。

2 つ目の質問であります。これは松島町と旧象潟町は夫婦町でありました。1987年（昭和62年）の8月1日に夫婦町盟約締結調印をしております。そして、合併協議会では、新市に引き継ぐと確認されています。この点について、これはこっち側の都合だけですから、松島町とはどういう話し合いがこれまでの間にされてきたのか。私が松島町に聞いたところでは、にかほ市と夫婦町盟約については特別な話はなかったと。松島町は、現在、国道の立て看板は、「松島町と象潟町は夫婦町」という立て看板を国道に立てています。にかほ市の場合は、旧役場庁舎の跡地のあれを別のものに変えております。こういうことで、果たして夫婦町、夫婦というのは一体ですから、仲よくしなければならぬわけですが、私が質問に書いていましたように、もっと芭蕉との関係、あるいはタニ女と小太郎との関係、そういう地理的、文化的なつながりというものがあるような立て看板に工夫できなかったのかどうか、これを伺います。

それから、3 つ目の質問です。最近新聞にも余り載らなくなったわけですが、大きな問題、これから10年、20年後に大きく出てくると思います。アスベスト問題についてです。

1 点目は、サンロックオーヨド解体に伴うアスベスト除去作業において、初めての取り組みだったわけですが、反省点とか評価する点がなかったのかどうか、これを伺いたいと思います。

それから、国や県が実施した吹きつけアスベスト調査で、にかほ市内の調査対象施設数、それから調査結果について、これは数字を挙げて伺いたいと思います。

それから、3 つ目は、県は相談室を設けております。この相談件数は12月5日現在で893件と出ております。にかほ市の場合はそういう相談が行政の窓口になかったのかどうか、伺いたいと思います。

4 つ目の質問です。現在、その解体されたサンロックオーヨドの跡地利用について、市民の皆さんからもいろんな話が出ております。これは約4,000坪にも及ぶ土地ですから、将来の都市計画的にも、あるいは市のあり方についても大きな問題だと思えます。そういう情報について知っている情報を伺いたいと思います。

現在、ここの土地は土壤汚染対策法ということで25項目の有害物質の中で2つの有害物質が出たということで、土壌を取りかえる作業が行われているようです。こういう内容について、どの程度市として把握をしているのか伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

まず初めに、行政機構の見直しについてでございます。

このことについては、15年の7月15日に開催されました第14回の合併協議会において、事務組織及び機構の取り扱いの中で、新市に移行後、管内の状況及び社会情勢に合わせて組織のあり方を検討するという事で確認されております。御承知のように、近年、地方公共団体においては、三位一体の改革や地方分権による権限移譲など、大きな変革を余儀なくされている状況下でございます。一方では、歳出予算における人件費の割合も大きくなっており、健全財政を維持するためにも、今後10カ年で退職予定見込者約120人に対して、おおむね60人の採用予定で、半数ほどの削減計画を合併協議会の財政計画で示しているところでございます。行政の効率化を推進するためにも、今後のかほ市総合発展計画の推進と、市政基本方針で申し上げました6分野90項目の施策の実現のために、逐次行政機構の見直しをすることが必要であると考えているところでございます。

そうしたことで、年明けには職員の皆さんから、先ほど竹内議員からもお話がありましたように、市民にとって利用しやすい、あるいはどう施策を展開していくか、あるいは職員の新しい働きやすい環境をどうつくっていくか、こうしたことを踏まえながら、職員で構成する委員会を立ち上げて検討して18年度の当初に反映していきたいと、そのように考えております。

次に、財政計画についてでございますが、竹内議員がおっしゃられた、そのとおりでございます。今、三位一体の改革については大詰めを迎えたわけでございますが、ただ、地方交付税についてはこれからでございます。そして、私は19年度以降も強力に国の行財政改革が進められるだろうというふうな認識のもとに、こうした発言をさせていただいたところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、市長の公約等についてでございます。協働のまちづくりでございますが、少子・高齢化社会が進展する中で、今後さらに住民ニーズも多様化し、量的にも増大していくものと考えております。こうしたニーズに行政が対応していくことは、財政的にも人的にも私は限界があると思います。ですから、こうしたことを踏まえて、活力のある新しいふるさとをつくっていくためには、市民ができることは市民からやっていただく、あるいは市民と行政が力をあわせてさまざまなまちづくりを進めていくことが私は大変重要であると、そのように考えているわけでございます。

そのためにも、より多くの市民の皆さんが参加する協働のまちづくりを進めてまいります。市が行う各種の事業については、市民の皆さんの意見が反映するような委員会をこれからつくってまいります。18年度の予算に反映していきたい。それぞれの事業に対する委員会にするか、そのあたりは年明けてからいろいろ考えることがございますけれども、私は、より多くの市民の皆さんから参加していただくためにも、それぞれの事業で違う委員の皆さんをお願いしながらいろいろ話を進めてまいりたいと思います。当然ながら、それは専門的な知識を必要とする場合もございますので、そうした形の方は別として、公募による委員を募集していきたいと、公募を原則にしていきたいと、そのように考えております。そうしたことで18年度の予算に反映してまいりたいと思います。

それから、協働のまちづくりについては、私は、市民、各種団体、行政、そして議会が一体となって進めていくことが、実践していくことが私は大切だと思っております。先ほど申し上げましたように、いろんな事業をやるために、市民の皆さんから御意見をいただいて、それを素案としてま

とめていくわけですが、市民の皆さんから集まって御意見を伺うにしても、市民全体からすると、ある程度限られた人数だけなのです。ですから、この素案をまとめた段階で市民の代表である議員の皆さんにその素案を御説明し、いろんな御意見を伺いながら、その案をまとめて実行段階に移していく、そういうシステムを私はつくっていきたいと思っております。

文化施設の御質問でございますが、先ほど各議員にもお答えしましたが、私は、建設場所を含めて、どういう施設整備が必要なのかということも議論していただきたいと思っております。そこで、私の構想があったらというお話ですけれども、私は、やっぱり文化施設だけでは1年間の稼働日数というのは限られておりますので、例えば - 例えですよ。まだこれは私の考え方ですが、例えば、児童会館的なものを併設するとか、いろんな市民の皆さんが利用しやすいような施設。利用しやすいという言葉はちょっとあれですけれども、1年間で市民の皆さんが、より多くの市民の皆さんが利用できるような複合施設、こうしたものを視野に入れていくことも必要ではないかなと、私はそのように考えております。そういうこともお話をしながら、委員会をつくるための予算、これを18年度に盛り込んで、そして、その案がまとまり次第に、まとまり次第と申しますか、用地が決まれば、これは当然、議員の皆さんに相談して、場所を用地取得するための予算も置かなければなりません。いろんな行政的な手続も踏まなければなりません。そうしたことを逐次行ってまいりたいと思っております。

それから、次に、松島町との夫婦町関係でございますが、松島町とは現段階では具体的に話していません。ただ、松島の町長さんとお会いして、2回ぐらいお会いしていますけれども、合併を実現したときは今までどおり交流をやりましょうやという話は口頭ではしております。松島とは、これまで、スポーツ少年団の交流を初め、各種の団体が盛んに交流しているわけですが、この盟約を締結したとき、これはやっぱり行政と行政の締結であると私は理解しております。そういう締結の中であってこういう交流が生まれてきたものと考えておりますので、にかほ市として私は新たな盟約を結ぶ必要があるとすれば、私は盟約を結んでいきたいと思っておりますし、交流についても、その輪が大きくなりましたので、もっと発展的な交流ができるのではないかなと私は思っております。

いろいろ竹内議員の考えることがあるかと思いますが、確かにあの看板については「にかほ市」というふうに変わりました。これは、私もはっきり言って、9月末で失職して、ああいう形になったのは大分後から見たわけですが、それは私は、これからはにかほ市として3町が合併したんですから、私は、にかほ市と松島という形での関係を、新しい関係を構築していくことも大切ではないかなと思っております。そうしたことによって、今までの旧象潟町と松島町との関係がなくなるものでもございませぬし、私はそういう形でいいのではないかなと思っております。

また、松島町も、すぐには合併はしませんけれども、合併に向けた取り組みはしているんです。ですから、これからどういう形で松島町が合併するかわかりませぬけれども、そういうことも含めて、これからさらに交流が深まるように私も努力していきたいと思っておりますので、議員の皆さん方からもひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

続いて、アスベストの問題でございます。サンロックオーヨド解体に伴うアスベストの除去作業

を終えて、公表された敷地境界などの測定結果については特に問題がないとされていますが、対応の仕方、測定の方法などについて、行政としての今後の対応に反省がなかったかということでございます。私たちも、あの当時、初めてで、竹内議員が一生懸命勉強されて、我々にもいろいろ情報提供していただきましたけれども、やはり県との、あるいは市町村との連絡がなかなか密にいかなかったということが一つ大きな反省点です。住民説明会も開きましたけれども、やはり県のほうでも我々に情報を提供して、県と一緒に住民が不安のないようにして対応していかなければならない、これが一番の私の反省点だったと思っております。アスベストの測定結果については広報でもお知らせしましたけれども、基準を大幅に下回っております。

それから、アスベストの国や県が実施した調査でございますけれども、にかほ市の公共建築物の対象は201件であります。民間施設の対象件数が197件であります。公共建物が201件、民間施設は197件であります。それで、市所有の建築物で調べた結果、11月26日現在で吹きつけアスベストが使用されている建物は、旧仁賀保町の町民体育館の物置で確認されておりますが、これは天井があって囲い込みがされていますので、飛散するような状態ではないということでございます。ただ、これが老朽化によって解体する時期が来たときは、細心の注意を払って作業をしなければならないと思います。

また、金浦地区にありましては、B & Gの艇庫に、これ、アスベストだかなというふうな疑義が持たれるようなところがあるそうです。これについては、今、サンプルを採取して専門機関に分析を急がせているということでございます。

それから、市民から寄せられた相談については1件だけございました。それは一般住宅の建材に、恐らくサイディングでありますけれども、これにアスベストが入っているかどうか判断できないのでどうすればいいのですかというふうな話があったそうです。これについてはやはり専門的な機関に分析していただく以外にございませんので、そうしたことを説明したと伺っております。

市といたしましては、市民の安全確保を最優先に考えていかなければなりませんので、今後、解体業者を初め、建物の持ち主の方に対しましても、アスベストが含まれていると思われる建材を解体する場合は、なるべくほこりが立たないように手作業で行い、あるいは散水するなどの方法を広報などで広く周知してまいりたいと思っております。

それから、サンロックオーヨドの跡地利用でございますが、その一つとして土壌汚染でございます。先ほど竹内議員からもお話がございましたが、土壌汚染対策法に基づく20項目について実施したそうでございます。その結果、鉛とベンゼンが検出されたと同っております。鉛については、土壌に係る指定基準超過のあった4地点、これについて地下水調査も行ったようです。地下水調査も行いましたが、地下水の汚染はないというふうにして報告を受けております。また、ベンゼンについては、2地点中、1点で基準超過があり、その周辺、敷地周辺を15点地下水調査を実施したそうでございます。これについても指定基準超過はないということの説明を受けております。

したがって、対象敷地内の土壌汚染が人へ与える健康への被害リスクは極めて低いという結果でございますが、その汚染されている部分については、現在、除去作業を進めております。除去作業を進めておりますので、工事関係者、あるいはサンロックオーヨドさんに、騒音が付近住民の日常

生活に大きな影響を与えることがないように十分住民に説明して作業をしていただきたいということ強く申し入れをしているところでございます。

それから、跡地利用でございますが、今、3町歩弱 — 3ヘクタールぐらいありますけれども、今、聞いている話では、解体作業がすべて完了した後は、三光不動産が買い取りすることでサンロックオーヨドさんと話し合いが進められているそうでございます。そのことを受けて三光不動産にこちらのほうから問い合わせをしましたが、跡地利用については現時点では白紙の状態である、そのように伺っております。いずれにしましても、大変貴重な土地です。あるいは大変利便性の高い土地でございますので、市といたしましても、よりよい土地利用ができるように三光不動産と情報交換しながら進めてまいりたい、できるとすればいい開発を進めてまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 何点が再質問をさせていただきたいと思えます。

最初の行政機構の見直しを行う点については、ぜひひとつこの点についてだけ簡単にお答えをいただきたいと思えますが、にかほ市は子供たちを元気に育てる環境づくり、この点について総合的ないわゆる企画をしたり、政策を遂行したりする — 私の仮称、私の考えなんです、「子供元気に育つ環境づくり課」とか、こういうものを設ける気がないのかどうか伺いたいと思えます。

もう1点は、図書館機能のあり方について、ぜひ職員の皆さんを通じて研究をし、市民の皆さんからも図書館がどうあったらいいのか、図書館機能が、そういうことについて行政機構の見直しの中で考えられないのかどうか、端的にお伺いします。

それから、市民との協働の関係ですが、私はやっぱり民主主義というのは時間がかかると。ですから、市民の皆さんから大きないろんな意見があった場合もすぐまとめていくんじゃなくて、いろんな意見を網羅しながら、そして営々とつくり上げていくという、そういう手法というものは私は必要だと思います。そういう意味からいっても、市民もまだやっぱりなれていませんから、それをどんどんやることによってなれて、いいまちづくりに反映できるのではないかと、こういう思いをしますから、この点について伺いますし、情報の提供についても、ぜひひとつ今までのような情報の提供のあり方じゃなくて、どんどん情報は提供していくと、市民とか議会にも。これをひとつ確約できないものかどうか伺いたいと思えます。

文化施設についてです。これは私も湯沢市の文化施設のホール、特にホールの利用等について資料をもらって、ここ5年間のものを調査しておりますけれども、湯沢市は秋田県内ではやっぱり立派なほうだと思います。そういうところを見守りながら、いいところは見習うと、そういう姿勢で、費用対効果もありますから、ただつくってしまえばいいということじゃなくて、どういうものが本当にこの場には必要なのか、間に合わないのは何なのか、こういうことを研究、調査をした上でつくるような施設でなければならないだろうと。

それから、先ほどの答弁の中で、仮称と言いましたけれども、複合施設、こういうこともありますから、先ほど私が言った図書館機能のあり方とあわせて研究をしていく必要があると思えますの

で、この点についても伺いたいと思います。

それから、夫婦町についてです。看板のあり方、「にかほ市」と、行政がにかほ市と松島町ですから、あれでいいというふうにして言われればそれまでですけども、あそこに象潟と松島がこういう関係だったというような、「芭蕉でつながる象潟と松島」とか、そういう言葉を入れることによって私は生きてくるんじゃないかと思います。そういうことを検討できないのかどうかです。

それから、アスベスト問題については、環境審議会がこれに対してどういう対応をしたのか、1点です。

2つ目は、県の調査結果を伺ったところによりますと、国調査の民間建物の中でにかほ市の対象施設は121、そして終了が117、アスベスト未使用施設が93、分析中が23、そして、使用、吹きつけがされているところが1という結果が現在では出ております。きょうもう1回また発表あるんですか。そういう内容についてありますから、市としてもきちんと把握をして対策を練っていただきたいと思います。

それから、サンロックオーヨドの跡地の問題についてですが、都市計画マスタープランがあります。あるいは国土利用計画があります。この中で、あその場所は工業地帯というふうにして決められております。こういうことで、先ほど市長も言いました、重要な場所だと思いますから、十分な話し合いというか、そういうものが必要だと思います。この点についてきちんとやっていただきたいということを1点質問をさせていただきます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 行政機構については、子供たちの元気を育てる課という、そういうお話、内容のものをお話ありましたが、これからどういう行政機構がよいのか、まずこれを含めて一含めてと申しますか、視野と言えはちょっとあれですけども、考えながら行政機構の見直しを進めてまいりたいと思います。

行政協働のまちづくりについてでございます。先ほどあれですけども、図書館の話もありました。図書館も、私、あんまり詳しくないんですけども、旧象潟町時代から竹内議員からは常に図書館の話がありました。旧金浦町にはコピアというものもございます。こうした形のこうした図書館をどう活用しながら進めたら市民の皆さんの希望に沿っていくか、こういうことも考えてはいかなければならないんだろうなと思います。思いますが、やはり既存の施設をどう活用していくか、これも大切だと私は思っております。

それから、協働のまちづくりの手法でございますが、やはり私はいろんな意見を聞いて、そしてある程度集約できるまで議論を進めるべきだと思います。ただ、その議論を集約するために長々と時間をかけているような形には、余り私は賛成できないと思います。ですから、いろいろな議論をして、やはり議論の中である程度集約していくと、そういう考え方は持ち続けなければならないのではないかなと思います。

それから、行政情報の提供です。できる限り情報はこれから広報紙などを活用しながら情報は提供してまいりたいと思っております。

それから、文化施設のあり方でございますが、やはりそういう委員会をつくりましたら、いいと

ころの視察、あるいは場合によっては余り成功していないようなところの施設、そういうところも見せながらやっぱり議論していただくことが私は必要だと思っております。ですから、そういう研修を通しながら、新しい文化施設をどうつくっていくか、こういうことも十分に配慮して委員会で討議をしていただきたいと思います。

夫婦町の看板については、今ここでは申し上げられませんが、今、竹内議員がおっしゃられたことも含めて、どういう形で理解をしていただけるのか、これから何とか時間をいただきたいと思います。

それから、アスベストの環境審議会については、私、ちょっとおらないときに開催したのかどうかちょっとわかりませんが、その辺は担当課長なり部長から説明をしていただきます。

サンロックオーヨドの跡地利用については、あそこは用途地域でも工業地域になっています。それから土地利用でも工業地域になっていますので、当然、開発、これから進めることになりまして、市の発展計画にも位置づけをしながら、まず土地利用計画を変更していかなければなりません。ですから、この点の行政手続も踏んで、当然、用途地域の見直しなんかも出てくるわけですが、そういうことを十分考えながら、貴重な土地をよりよい開発ができるように行政としても最大限努力してまいりたいと思っております。

議長（榊原均君） 市民部長、補足答弁をお願いします。

市民部長（笹森和雄君） お答え申し上げます。

アスベストに関する県の環境審議会の審議内容については、現在のところ詳しい内容については把握していませんので、お答えできません。

それから、にかほ市の公共建物の建築物の対象施設でございますけれども、市長答弁のとおり201カ所ありました。詳細に申し上げますと……

【17番（竹内賢君）「いい」と呼ぶ】

市民部長（笹森和雄君） いいですか。

以上でございます。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 1点目の市長選の公約等についての中でお話を伺っていました。ただ、図書館機能、このあり方、これはやっぱりしっかり調査、研究をして、いいところの図書館をきちんと見てつくらなければならないわけです。したがって、あのような合併協議会の確認では不十分ですから、その点をしっかり踏まえていただきたいと思います。

それから、文化施設についてです。これもやっぱり調査、研究です。あればいい建物じゃなくて、なければならぬものをつくりましょうや、せっかくつくるんだったら。これがやっぱり私は眼目だと思うんです。あればいいということであれば、そのうちあきらまれてしまいますから。

それから、アスベストの問題については、これは県の調査で民間の中でアスベストを吹きつけしているのが1カ所にかほ市内にあるというふうにして出ていますから、これをひとつ場所は私は聞きません。それをきちんと把握しながら今後の解体等に生かしていただきたいと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上、2 つについて。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 図書館機能については、先ほども申し上げましたが、現在あるものをいかにして利用しやすい、あるいは充実していくかということも必要ではないかなと思っております。

文化施設の整備については、竹内議員がおっしゃるとおり、やはり市民にとって必要な施設だという施設を整備していきたいものだと思います。

議長（榊原均君） 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 何回も申しわけないんですけども、いずれにしても、図書館機能のあり方ですから、やっぱり図書館がいい機能です。ただ本の貸し借りではありません。現在の人員の配置にしても、あるいは専門職のあり方にしても、司書の配置とか、それからディファレンスにきちんと対処できる人とか、そういうものをきちんと配置をしていくという、そういうものをいわゆる行政機構の見直しに当てはめていく考え方があるのかどうかです。その点についてひとつお伺いをし終わります。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） そういうことも含めてこれから検討を進めていきたいと思っております。

【17 番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで 17 番竹内賢議員の一般質問を終わります。

次に、39 番池田敏郎議員の一般質問を許します。39 番池田敏郎議員。

【39 番（池田敏郎君）登壇】

39 番（池田敏郎君） 私は、2 点について質問いたします。先ほどの質問者と重複しておりますが、私なりに質問いたします。

1 つは、文化施設並びに総合スポーツ施設建設についてであります。合併協定における合意条件であります金浦地区に文化施設を 3 年以内に建設し、その後、総合スポーツ施設を建設することになっておりますが、建設に当たっては、建設場所の選定を初め、用地の買収、測量、実施設計等多くの課題があり、準備期間も必要と思われるが、市長は建設に当たっては、実際使用する市民をメンバーとする仮称建設検討委員会を設けて建設を進める考えがあるのか。また、合併後 3 年以内に文化施設を完成させる計画は変わらないのかお伺いいたします。

次に、合併協議会で策定した建設計画と新市の総合発展計画については、合併協議会で決議され策定された建設計画がありますが、市長は、「夢あるまち、豊かなまち、元気なまちづくり」を目指しておりますが、仁賀保・金浦・象潟地区に調和のとれた新たな計画があるのか、あるとすれば新市の総合発展計画をいつまで策定するのかお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えいたします。

文化施設の整備については、これまで御質問をいただいた各議員にもお答えしてきましたが、18 年度に関連予算を計上しながら、建設場所を含めて、どのような機能を持たせ、あるいはどのよう

な規模にするか、市民の皆さんで構成する委員会を立ち上げまして具体的な検討を進めてまいりたいと思います。建設及び完成時期については、委員会の進捗状況、あるいは議会との協議もござい
ますが、協定にあります3年を目標にはしたいと思っております。

また、総合体育館の整備につきましては、文化施設に引き続いてという合併協定でございます。
先ほども申し上げましたが、国の行政改革によって国や県からの財政支援などが大変不透明な状況
にあります。これからどう変わっていくか、今の状況ではなかなか把握することが難しい状況にあ
ります。そうしたことを踏まえて検討していかなければなりませんけれども、文化施設の整備と並
行に、先ほども申し上げましたが、仁賀保中学校や象潟中学校、あるいは各学校の耐震補強、こ
うしたこともやっていかなければなりませんので、将来に向けて安定した財政環境を確保しつつ、こ
うした事業に取り組んでいかなければならないと、そのように考えているところでございます。

それから、総合発展計画の策定でございますが、これについても、先ほど申し上げましたが、新
市のまちづくり計画を尊重しながら、やはり足元のさまざまな課題に対応して新市発展の芽を大き
く育てていくことができるような指針として、この総合発展計画を18年、来年の12月ころまで
には何とか策定したいと考えているところでございます。策定に当たりましては、より多くの市民か
ら参画していただいて、そして素案をまとめ、あるいはその後に審議会などでも議論をしていただ
きながら議会に諮って議決をいただきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 39番池田敏郎議員。

39番（池田敏郎君） 先ほど何人かの質問もありましたので、私の質問はこれで終わります。

議長（榊原均君） これで39番池田敏郎議員の一般質問を終わります。

次に、41番市川雄次議員の一般質問を許します。41番市川雄次議員。

【41番（市川雄次君）登壇】

41番（市川雄次君） それでは、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。

国保問題1点についてです。旧町間の国保の保険税率の著しい格差についての対応について、ま
ず1点目のお伺いをさせていただきます。

国保税については、まず、特例によりまして平成20年3月までの1年半は不均一賦課とされ、旧
町間で国保税の負担額に大きな格差が生じています。同じ市に住みながら、同じサービスを受け、
果たすべき義務には大きな隔たりがあるというのは、私は基本的に公平性を著しく欠いているもの
と考えております。

そこで、少し計算をしてみたのですが、では、実際の格差はどのくらいかというのを単純な計算
で考えてみました。例えば、年収200万円、資産50万円、2人家族の家庭 — 要するに、これ、
私は年金受給者というような観点でちょっと見てみました — では、象潟地区の世帯のほうが金
浦地区の世帯より年間でおよそ11万8,200円の過負担となります。仁賀保地区の世帯も金浦地区の
世帯よりも年間で1万7,200円の過負担となります。

今度は、家族4人と、年収が300万円で資産が10万円、ちょっと下げてもみましたけれども、4人

家族の家庭では、表2に記してありますとおり、象潟地区の世帯のほうが金浦地区の世帯より年間17万5,200円、仁賀保地区の世帯も金浦地区の世帯より年間12万4,700円の過負担となります。ここで注意していただきたいのは、これはあくまでも国保税率のみで、介護保険については全く入れていないということを御理解いただきたいと思います。

そこで端的にお伺いします。現在の国保税率の旧町間の格差是正は、平成19年度末まで現行のままいくつもりなのか、あるいは旧町の国保税率の引き下げ、あるいは引き上げを行い、著しい不均衡をある程度解消していくつもりなのか。

あわせて質問しますが、いずれ平成19年度末までには国保税率の均一化が図られるわけですが、そのときの国保税率は、現行の象潟地区、金浦地区、仁賀保地区のいずれの国保税率に近いものになるのかをお伺いします。

2つ目です。適正な国保税率についてお伺いします。

国保加入者は、政府管掌健保や組合管掌の健保の加入者と比べて平均年齢が高く、所得も低い状況にあります。国民健康保険中央会が2004年に発表したデータ — 表の3になりますけれども — によれば、平均的な保険料の負担額は、国保も政府管掌及び組合の健保と大きく変わらない水準にあります。したがって、所得に占める保険料の割合というのをちょっと計算してみたんですが、これはほかに比べ国保の被保険者の負担が非常に大きいことがわかります。

そこで、にかほ市についても担当課の方々に調査していただいて数字をいただいて計算させていただきました。表3にあるとおりです。国保加入者の年間所得に占める保険料の割合は、全国平均よりもおよそ4.7%、繰り上げをすると4.8%高くなります。もちろん低所得者に対する軽減措置はあるものの、国保の保険料がものすごい重税となっていることがこれでわかるかと思います。したがって、特に象潟地区の国保加入者の「国保税は高過ぎる。とてもじゃないが大変だ」という苦悩の声、これが単なる不満ではなくて、数値の上からも大きな負担としてのしかかっているということが明らかになってくると思います。ここでは象潟地区という話だけですけれども、先ほどの1番目の質問で出したように、仁賀保地区の税率も非常に高いということはおわかりになっているかと思います。

私は、国保財政の健全化もしなければならぬという当局の立場は理解できます。しかしながら、被保険者の側から見た場合、他の健康保険の被保険者と少なくとも年間所得に占める保険料の割合を同等か、それに近い割合にすべきではないのかと考えます。

仮に国保財政が赤字になった場合 — その結果です — 赤字になった場合、私は思い切って一般財源からの繰り入れもやむなしと考えます。これに対しては、全市民が加入していない国保に一般財源から繰り入れすることは適当ではない、妥当ではないという意見があります。しかしながら、市民の大多数は、現在の国保財政の状況と国保加入者の置かれている状況を知れば、決して理解し得ない話ではないと考えます。しかも、さらに言ってしまうと、今は被用者保険、会社とか共済、社保に入っている方々も、退職後は老人保健加入までのおよそ定年退職後、10年から15年間にかかって国保に加入するわけです。いずれみずからの問題になってくる。したがって、一般財源を持ち出しながらの国保財政の運営をある程度一般化、常態化しておくことも一定の理解を示して

くれるものと思います。

また、今後、国保税の均一化を図ったとき、仮に高い税率で一本化するならば、現在は低率である金浦地区の市民も今後重税に苦しむことになると思います。

以上のような観点を踏まえて、今後の国保運営の基本的な考え方、方針をお伺いします。

3番目です。国民健康保険運営の広域化についてです。

私は、かねてより、各自治体単位での国保運営はもはや破綻を来しているという考え方の一人です。したがって、将来的には、秋田県が保険者となって運営してくれればなというふうに常々考えております。しかしながら、都道府県を単位とした保険運営が制度化されるまでには、いろいろなところを調べてみても、まだ紆余曲折があろうかと考えます。

そこで、私は、国保も介護保険と同様に、医療費格差の少ない近隣地域との広域化を図るべきと考えます。具体的には、いわゆる2次医療圏内における広域化であり、にかほ市においては由利本荘市との広域化も考えられますが、仮に広域化したときに余り好ましくない状態もあろうかと思えます。そこら辺も踏まえながら、国保の広域化について当局の見解をお伺いします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

保険税率の格差についてでございます。現在の基礎課税額保険税率の格差であります。所得割では、最高が象潟の100分の9.5、最低が金浦の100分の6.1で、100分の3.4の格差がある状況でございます。資産割においては、最高が象潟の100分の30、最低が仁賀保の100分の14で、100分の16の格差がございます。均等割においては、最高が象潟の3万2,000円、最低が金浦の2万1,000円で、1万1,000円の格差がございます。平等割においては、最高が象潟の3万6,000円、最低が金浦の2万7,800円で、8,200円の格差がある状況になっております。

このように旧町間の格差は大きいわけですが、16年度の単年度収支におきましては、金浦地区においては2,200万円の赤字となっております。今年度においても、金浦地区、仁賀保地区とも非常に厳しい財政事情になっておりますので、19年度まで現行のまま運営するには、財政運営上、非常に厳しいものがあると考えております。

このようなことから、金浦地区、あるいは仁賀保地区においては、いずれ引き上げせざるを得ないと、そのように考えております。また、象潟地区の16年度の決算、単年度収支では6,000万円の黒字となっておりますので、今後、医療費の動向にもよりますが、旧3町間の不均衡を是正するためにも若干の引き下げは可能であるかと考えているところでございます。

いずれにしましても、被保険者に負担をお願いすることでございますので、税率の調整につきましては、国保運営協議会などと十分な協議を重ねながら慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上のことから、医療費が今後確実に伸びていく現状を考えますと、現在の象潟地区の税率に近いものにならざるを得ないのではないかなと、そのように考えております。国民健康保険は国民皆保険制度として確立された社会保障制度でありまして、国民健康保険法により市町村は保険者とし

ての義務が課せられているわけでございます。このため、国民健康保険事業の運営の基本は国民健康保険法に基づくものであり、被保険者はその住民であるために地域保険とも言われております。国保運営の基本的な考え方は財政の健全化にあります。国県で50%、保険税で50%を被保険者が負担する仕組みでありますから、健全な事業の運営をいかに医療費の給付を抑制して負担可能な保険料を維持するかであろうかと思えます。このための方針といたしましては、市民の健康、総健康づくりを目指して各種の保健事業を行うとともに、中・長期的な視点に立って医療費の抑制に努めているところでございます。

それから、一般会計からの繰り出しというお話もございましたが、いろいろ県のほうからも聞いてはみましたが、一般会計で繰り出して保険料を軽減するということは、この保険法ではそういうことを想定していないというふうなお話もございました。これは健康保険として独自でやはり財源を確保して、そして運営することが基本だと、そういうお話もございますので、この一般財源化については現段階では私は困難ではないかなというふうに考えております。

それから、運営の広域化でございますけれども、秋田県は8つの医療圏を定めています。本荘由利医療圏もその1つでございます。御質問の国保の広域化であります。由利本荘市においても、現在、不均一課税を行っている状況でございます。ですから、こうしたことも当然これからの協議を進めていくことが私も必要だと思いますが、今すぐ一本化、広域化でやっていると、由利本荘広域圏でやっていると今すぐには無理ではないかなというふうに考えております。いずれにしても、私は、圏域単位でこの国保運営をやっていただけるように、これからは機会あるごとに県のほうにお話をしていきたいと思っております。

なお、介護の納付金課税額は18年の3月31日までの不均一課税となっておりますので、18年度からは、統一するための作業を今、行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 41番市川雄次議員。

41番（市川雄次君） では、再質問させていただきます。

今の市長の答弁によりますと、金浦が2,200万円の16年度赤字。仁賀保も赤字です。その結果、厳しい状況にあるから引き上げを行うという見解だと。象潟地区については若干の黒字が出ているから、その部分についてはある程度引き下げを行いますという答弁だったというふうに思います。その一方で、県のほうにお伺いして、一般財源からの国保財政の持ち出しは想定されていないとはいうものの、実際その一般財源からの繰り出しを行っている自治体がないかということ、そうではないと思います。

私が言いたいのは、最初の2番目の質問でお話しさせていただきましたように、国保の1世帯当たりの年間所得についてです。当然、平均年齢も国保というのは退職者を含む部分が非常に多いので平均年齢が高い。すなわち年金所得者及び低所得者が国保に加入しているという状況の中で、1世帯当たりの保険料が他の保険料と変わらないという。すなわち年間所得に占める保険料の割合がおよそ15%もある。国保を支払うために1年間生活しているようなものだという不平不満も、私は決して不満だけではないんだと思います。したがって、先ほど県に伺ったらこうだというお話

はされましたけれども、一般財源からの持ち出しを全く不可能なものだと考えているのか。今後、これからも国保税率を象潟並みに上げていくといった場合、多くの市民からの不平不満、今ある以上のものが出てくるというふうに思われますけれども、それについてはどのように説明していくのかということをもう一度お伺いさせていただきます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 金浦地区については16年度に赤字になっているわけです。それから、17年度においても金浦地区、仁賀保地区では大変厳しい状況にあります。不均一課税を合併協議会で確認されたのは、やはりそれなりの幅があると。税についての負担が幅があると。これは1回では統一はできないという話し合いの中で、平成20年に向けて統一を図りましょうということで確認されたものです。ですから、やはり低いところは間に合わなければ、それぞれの旧町単位で今国保財政を運営しておりますので、間に合わないところはやはり上げていくしかないと思います。上げていくしか。それで余っているところは下げていくと、そういう形で不均一課税を統一していくことが私は必要だと思っております。これは、やはり市民の皆さんによく説明して御理解をいただく以外ないと思います。

市川議員が示された資料の中でも、にかほ市の1人当たりの診療料というのは大変高いわけです。ですから、このあたりもねー 医者にかかるなというわけではないですよ。やはり健康づくりに、保健事業、健康づくりにやはりもっともっと力を入れて、この国保の医療費の抑制を図っていくこともこれからの課題ではないかなと思っております。

いずれにしましても、不均一課税は統一の方向に向けていかなければなりませんので、よく市民の皆さんに説明して、これは理解をもらえない方もいるかもしれませんが、やはり国民皆保険の中でそれぞれの役割を担いながら、これを維持していかなければならないと私は思います。

一般会計からの繰り出し、これ、違法性があるかという、私も勉強不足ですけども、違法性はないと思います。ないと思えますけれども、この保険制度からすると一般会計からの繰り出しというのは余り好ましくないというふうに言われておりますが、ただ、これから市を取り巻く財政環境も相当厳しくなると思います。そうした中で、一般会計から国保会計のほうに繰り出していくということは、やはり市民的な総意ー 総意がなければこれもできないわけでございますので、このあたりも医療費の動向などを見ながら、やはり今後の課題にはしていかなければならないのかなと、そういう形で考えております。

議長（榊原均君） 41番市川雄次議員。

41番（市川雄次君） わかりました。一般財源からの繰り出しは市民の総意があれば可能だというふうに判断させていただきます。

要するに、もう1点ちょっとお伺いというか、話として私のほうから言いたいのですが、要するに国保税率の資産割、所得割、均等割、平等割についての割合の掛け方にも問題があるんじゃないかと思うんです。特に私は、軽減措置というのはありますけれども、軽減措置によって救われない、かといっても多くの収入のない中間層の人たちの国保税率、税負担をどのように図っていくかということが重要になってくるんじゃないかと思うんです。ですから、全体として、例えば全体として

見たら、今の税率に、象潟とか仁賀保地区の税率に近い税率になったとしても、計算上、所得割、資産割、この部分を高税率にして、要するにいわゆる均等割とか平等割、特に均等割なんかは人頭税です。人頭税は違法性があるというふうに考えておりますので、この部分をゼロにするなりして、要するに低所得者層、中間層の家庭の生活を圧迫させているこの均等割、平等割を限りなくゼロにしていく。で、所得割を現行、あるいはそれよりも少し、もしくは多少の引き上げをしてでも国保税率の税率改正を行えば、私は一般財源の繰り入れをしても市民の総意は得られる、同意は得られると思っております。要するに所得割の部分、この部分を、まあちょっと悪い言い方ですけども、高所得者の方々からやっぱり多めにもらうと。で、低所得者の方々からはもらわない。なるべく少なくもらうと。そのためには均等割、平等割を限りなくゼロに近づけていくという方法もあるかと思うんですが、この点についてお伺いします。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） ただいまの御意見でございますけれども、国保の財政上、計算する場合、所得割と資産割は応能割といいまして、それから均等割と平等割は応益割ということで50%に近づけようとして賦課してございます。これをバランスを崩しますと、いろいろ国からの交付金、あるいはいろんな補助金の関係でペナルティーを科せられる場合も考えられますので、私どもとしては県の指導とおり、50・50ぐらいの線で賦課してまいりたいと考えております。以上です。

議長（榊原均君） 41番市川雄次議員。

41番（市川雄次君） それはわかります。わかりますけれども、要するに市としての姿勢ということを知っているわけです。今言ったように、地方分権の中であくまでも県とか国の補助金がなくなるからとか、線がなくなるからとか、そういう問題じゃないということをお願いなんです。

例えば、全体として、所得割、資産割と平等割、均等割を50・50にしたいというのはわかりますけれども、例えば秋田市なんかは資産割がゼロです。なっています。こういうようなことを観点に加味しながら所得割を上げるということも可能ではないかと思っておりますけれども、その結果、例えば50・50を少し60・40ぐらいになったと。もっと言ってしまえば70・30になってとしても、私は均等割、平等割の部分を下げてもいいんじゃないかと思うんですが、これについてお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、市川議員のお話しされている低所得者には税率を低くという形のお話でございますが、やはり運営する保険者としては、国からのペナルティーをやられますと大変財政的に難しくなってしまうので、そうしたことも踏まえながら、じゃ、今、市川議員がおっしゃられたことをどういう形でこれからの改正にできるのか、これはこれからの研究の課題にさせていただきたいと思っております。今ここで「します」という話はちょっと申し上げられませんが、そうしたことを踏まえて、これからの検討課題にさせていただきたい。ひとつよろしくお願ひします。

議長（榊原均君） 41番市川雄次議員。

41番（市川雄次君） 私もこれで終わるつもりではありませぬので、きょうは以上です。

議長（榊原均君） これで41番市川雄次議員の一般質問を終わります。

ここで2時25分まで休憩いたします。

午後 2 時 15 分 休 憩

午後 2 時 25 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、27 番佐々木弥四夫議員の一般質問を許します。27 番佐々木弥四夫議員。

【27 番（佐々木弥四夫君）登壇】

27 番（佐々木弥四夫君） 私は、通告の 2 点について質問いたします。

1 点目は、「にかほ市役所」と書いた石の看板の設置についてであります。

「にかほ市役所」と書いた石の看板は、御存じのとおり現在はにかほ市の各庁舎にありますが、最初は象潟庁舎の前に設置されたのであります。石の看板は 10 月 1 日の除幕式で市民に披露されましたが、市民からは、「にかほ市役所と書いているから、やっぱり象潟が本庁舎だ」「今回の合併は分庁方式だから、象潟庁舎前ににかほ市役所の看板を設置するのはおかしい。協議会でも、象潟町の役場が大きいから、市の職員を多く置くということなく、あくまでも平等であるということになっておるし」というような意見がさまざま流れました。

横山市長は、合併前の象潟町長として、3 町合併直前まで、各地の合併説明会や「広報きさかた」号外 8 月号で、「象潟町役場は本庁舎になる」と言っておりました。9 月定例会においても、象潟町役場は本庁ではないという私の質問に対して、「本庁舎というのは町民にわかりやすくするために書いた」と理解に苦しむような答弁をされております。象潟地区市民の中には、今でも象潟町役場が本庁舎になったと思っている方もおりますし、また、にかほ市役所の石の看板を見て、本庁舎と言って喜んでおる人も出てきております。

除幕式の 2、3 日後に、私が議会事務局におったところが、金浦の議員さんが入ってきて、入った途端に非常に興奮した状態で、「あの「にかほ市」という看板は何事か、巴市長職務執行者に抗議に来た」ということでした。その抗議に対し、巴市長職務執行者の答弁は、横山町長が建ててしまったのを取り除くこともできないし、金浦と仁賀保にも建てられないだろうというお答えだそうであります。全く無責任な答弁であります。また、前金浦町長も、事務引き継ぎのために来たのか、にかほ市役所の看板の前で、「これは何事だ。早く取り除け」というようなことを言って、憤慨され、庁舎に入っていました。

10 月 12 日、臨時議会最終日には、巴市長職務執行者は、宴会のあいさつの中で、「象潟庁舎前に「にかほ市役所」の石の看板が建てられておりますが、仁賀保も市役所、金浦も市役所、皆同じだから両方に建てたほうがよい」と言われましたが、議員の賛否を求めたわけでもなく、横山市長の誤りを正当化するものと思われてなりません。条例に定められた、にかほ市役所にかほ市象潟庁舎、にかほ市金浦庁舎、にかほ市仁賀保庁舎の看板が、各庁舎前に庁舎入り口に立派に掲げられております。「にかほ市役所」と書いた石の看板は、横山市長の単独によるもので、合併協定書にも、また、条例にも反するものと考えますが、どのような理由で、また、どのような根拠で建設されたのか、お尋ねいたします。

2点目は、象潟地区の文化祭についてであります。私は、象潟地区で開催されました文化祭に参加しました。その体験から二、三質問いたします。

会場づくりに対する出品者の協力要請について。私も出品者の1人として出席しました。出席者は、婦人や老人の方々が主体で、3~4人の職員の指導を受け、会場の設置を行いました。会場である体育館の床を保護するために、床全部にビニールシートを張り、展示品を張りつけるパネルや柱となる鉄柱、また、展示品を展示する折り畳み式テーブル、運んだものはどれをとっても重い物ばかりであります。一部は体育館の格納庫にありましたが、大半は離れた公民館の2階から、エレベーターで1階までおろし、そして体育館に運ぶと。運ぶ際には、体育館と公民館入り口にコンクリートの段差があり、非常に危険な状況でありました。また、最終日には、設置したもののものを解体作業をして、全部資材を公民館の2階まで運びましたが、大変な重労働で、婦人や老人の素人では大変危険でありますし、また、事故など起きては重大なことと思われました。来年の文化祭には、市の予算より運搬などの経験者か、または土建業者を頼んで、会場の設置をしてもらいたいと思いますが、いかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

にかほ市役所名の篆刻石の設置の経緯についてでございます。

旧象潟町においては、現在のかかほ市役所名の篆刻石が設置されている場所に、象潟町庁舎名の篆刻石が設置されていました。こうしたことから、合併の準備の一環として設置をしたものでございます。11月30日のときもいろいろ議員の皆さんから御指摘を浴びまして、そういう形のものを3町長で協議をしなかったのかというふうな御指摘を受けました。そのことについては、私は、協議はしなかったということで、釈明をしたところでございます。

金浦庁舎、あるいは仁賀保庁舎に設置した経緯については、象潟庁舎に設置されている篆刻石が大変新市にふさわしい立派なものであるということで、分庁方式を採用していることもあり、ぜひ合併の記念のあかしとして、金浦庁舎、仁賀保庁舎にも設置したいと、巴市長職務執行者が判断したと説明を受けております。どういう方々がどういうことを言ったか、私はわかりませんが、そういうふうにして判断したと伺っております。あわせて費用については、予備費を充当して執行した旨の説明も受けているところでございます。このことについては、今、佐々木議員からお話がありましたように、第1回の臨時議会終了後に巴さんからそういう話があったというふうについても伺っております。

そこで、旧象潟町の議会の形に戻るようなお話でございますけれども、私は、条例でも分庁方式を採用しているんですから、こういう篆刻石が必要だというのがあれば、やっても何ら差し支えないのではないかなと私は思っています。それによって、事務所の位置が変わるものではありません。条例では、にかほ市役所の位置は、にかほ市象潟町字浜ノ田一番地、これは変わらないわけです。自治法上の解釈でも事務所の位置は市役所なんです。ですから、何ら私は、条例に違反しているのか — どういうところが条例に違反しているのか、私はよく理解できませんけれども、一番大切

なのは、今、合併して、この篆刻石でどうのこうのと言うよりも、設置したいというのであれば、同じ物を設置して、市民が仲よくしていくことが私は一番大切だと思っておりますので、いろいろ合併する以前に協議をしなかったということについては、私、謝りますけれども、この設置したことについては、私はいい判断ではなかったのかと、このように考えております。

他については教育長が答弁します。

議長（榊原均君） 2点目、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 27番佐々木弥四夫議員の御質問にお答えいたします。

象潟地区の文化祭についての御質問でございますけれども、当地区の文化祭は、本年が御承知のように33回目になります。会場の設営・撤去作業については、公民館職員とほかの課の職員で実施してまいりました。文化祭は、当然住民と行政が協力し合って成功するものであるわけでございます。平成14年度からは、芸術文化協会や各種団体の方々と話し合いをし、一部門から2人くらいの協力をお願いして実施してきたという経緯でございます。しかし、ここ数年、若い人の協力が少なく、佐々木議員の御指摘のとおり、御婦人の方や高齢者の方のほうが多いという現状であります。設営・撤去作業は確かに重労働ではありますが、すべての作業を業者委託するということは、ちょっと今のところ無理なのではないかなと。したがって、みんなの協力を得ながら、なおかつ人材センター等も活用しながら、来年度も今までどおり開催していきたいというふうに思っております。

議長（榊原均君） 27番佐々木弥四夫議員。

27番（佐々木弥四夫君） ただいまの市長の答弁でありますけれども、そんなにいいものであったら、3町と一緒に建てるべきでなかったのかというふうに私は思います。と同時に、たとえどうであろうと、立派に協定書にある合併協議会で決めた看板があるはずで、立派なものを建てておきながら、自分のほうだけ篆刻石を設置するということは、私は納得いかないし、心の中がわかりません。と同時に合併前からの、それこそ町民に大きな不安を与えるものであるというふうに感じました。

ところで、再質問しますけれども、去る11月30日、臨時議会の予算質疑の中で、総務部長は、象潟庁舎前の石の看板は30万円余り、また、仁賀保、金浦が40万円と答弁がありました。そうしますと100万円以上の金がかかるわけでありまして。立派に条例に定めた看板がありながら、建てられたことに対しては、私は非常に不信に感じます。

それから、ただいま市長が答弁されたわけでありまして、確かに規定には、「庁舎の位置は」とあります。「位置」と「庁舎」とは違います。位置は土地であります、場所であります。庁舎 — にかほ市役所となれば、事務をとる市役所です。これを一緒にして、こういうふうにあるからいいのではないかとということとは私は違うように思います。

それで、それはそれといたしまして、本題に入りますけれども、30万、40万と100万円以上の市民の税金が全くむだ遣いになるのではないかとというふうに私は思います。それこそ石の看板については、市民との話し合いもなく、議会の議決も得ていません。それこそ新市の大事な税金を使う、市の看板に使うということは非常に私は不快でなりません。特に3町合併の基本は、財政の健全化

とむだ遣いをなくすこと、そして、住民の和を基本とするというふうに言われております。不要なものを隣で建てたから、うちのほうでも建てなければならないという、それこそ市民の和を逆なでするものであるというふうに思います。そういう市民に与える不利益の点も私は市長に考えてもらいたいと思いますが、その点について、市民に対してはどのように市長は考えておりますか。市民の和ということに対して何とも思っておりませんか。その点について。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 3町に一緒になる前に話し合いをするべきであったということについては、先ほどもおわびを申し上げたところでございます。そういう形にはできなかったというよりも、しなかったということが正解だろうと思います。これについてはおわびを申し上げたいと思います。

当然ながら、税金をむだ遣いするという考え方は私は持っていません。当然合併したんですから、より効率的な、効果的な財政運営をやっていくというのは、これ、基本です。基本ですが、この篆刻石は、まあ確かに3つ合わせると100万超えていますけれども、これは、私は合併記念の一つのあかしとして、こういうにかほ市役所の篆刻石をつくるのがむだ遣いだという考えは私は持っておりません。持っておりませんし、分庁方式を採用しておりますから、それぞれの庁舎に「にかほ市役所」という篆刻石をつくる、このものについても、やはり大切なのは、これからまちづくりを進める上で、旧3町の町民が力を合わせていくことです。ですから、このことで、象潟にだけあって、金浦、仁賀保にはない、こういう形の意見の交換というのは好ましくないと思います。ですから、これについては、先ほど申し上げましたように、私はよかったなと思っております。

議長（榊原均君） 27番佐々木弥四夫議員。

27番（佐々木弥四夫君） 市長はそういうふうに言いますが、この事実が、現にあらわれているでしょう。「私のほうでも建てなければいけない」。こっちではこっちで、「私のほうは建ててよかった」。全く市民の和を逆なでするようなものです。どうせそういうものであったら、3つ一緒に、協議の上で建てるべきでなかったのか。自分のほうだけ建てて、そして隣の人から文句を言われて建てる、そういうふうな市長としての態度は、私はそれこそ市民の和を逆なでするものだというふうに思います。

ついでにもう一つは、私のほうで、これは私個人の意見だけれども、合併協議会に対して公開質問書を出しております。その中に、市役所というものはないと。にかほ市ガイドブックに「本庁舎となる象潟役場」と書いてありますが、ここには象潟役場というものが本庁舎になるというふうに記載されておりますか。— おりませんという回答しております。その下に、もう一点は、「にかほ市役所象潟庁舎という文言はありますが、にかほ市役所という文言はありますか」— 「にかほ市役所」とはありませぬというふうに書いてあります。そういうように、それこそ町民がみんな理解のもとにできた合併に対して、自分のほうだけほかにはないものを建てると。特に、市長は大した金でないというふうに言っておられますけれども、100万円あれば、それこそ図書館にすれば1,000円の本を1,000冊買えますよ。福祉にしても、100万円の市の持ち出しがあれば、老人福祉にしても、子育て支援にしても、それだけの金があれば相当の市民が喜ぶ助成ができますよ。100万円が— だれが喜びますか。皆さん、あれは要らないと、そういうのであれば要らないと言う方、

たくさんおりますよ。私は、このような市民の心を逆なでするような、そして協定にもない、規約にもない、そういうふうな篆刻石は撤去してもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 税金をむだ遣いしたと、私はそのようには考えておりません。それは佐々木議員の考え方でしょうし、多くの市民の皆さんがむだ遣いをしているというお話ですけれども、私にはそういうお話は全然入ってきておりません。いつもたくさんの市民の皆さんが、そういうお話がありますというお話をされますけれども、私にはそうした話は聞こえてきません。そういうことで、何とか、やっぱり合併のあかしということでつくった記念すべきものでございます。このことを何とか佐々木議員からも御理解をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 27番佐々木弥四夫議員。

27番（佐々木弥四夫君） 幾ら話してもわかるような状況ではありませんので、その点については一応まず終わります。

そこで、文化祭についてでありますけれども、私は、あの場において、参加者の中には、こういうのであれば、来年からは出品されないというような方もありました。それから、やはり「今度はやっと友達から運んできてもらっているのに、これまでしなければならぬのであれば、私はもう来年からは来ない」というような方もありましたので、何とか来年の文化祭では、出品者も参加者も本当に全市民が喜んで参加してくれるようなものにするように努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 先ほども申し上げましたけれども、この市民文化祭というのは、地域の方々みんなで作り上げていく事業の1つであるというふうにとらえております。設営とか出品の準備とかさまざまな開催についての作業があるわけですけれども、佐々木議員の御意見を尊重して、準備作業につきましては、先ほど申し上げましたように、人材センターなどの方々から協力をもらいながら、もう少し人手をかけて、余り1人1人の負担が多くなるように、でも、基本的には皆さんのお力—力を合わせて会場づくりをして、出品をして、みんなで楽しんでもらうというふうな文化祭にしていきたいものだなと思っております。やはり我々が、地域の皆さんが文化祭を開催するのに、やっぱりできることは何かというふうな意識で参加してもらおうということも非常に大切なことなのではないかなというふうに考えます。佐々木弥四夫さんの御意見も十分尊重しながら、来年度の実施に当たっては十分検討してまいりたいと思っております。

【27番（佐々木弥四夫君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで27番佐々木弥四夫議員の一般質問を終わります。

次に、16番佐々木正勝議員の一般質問を許します。16番佐々木正勝議員。

【16番（佐々木正勝君）登壇】

16番（佐々木正勝君） 私からは1点に絞って質問いたします。何度も前の議員からも質問されていまして、同じことですが、一言申し上げます。

合併後、金浦地内に文化施設を3年以内に建設する、また、引き続き数年後に体育施設を建設することとなっているが、その手段と構想について伺います。

また、市長の選挙公約として、金浦地内に建設される新市文化施設の建設については、有識者及び市民により構成される協働の組織で検討の上、早期建設を目指すとありますが、数年後の体育施設の建設は明言されていませんが、検討内容について含まれないのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

文化施設などの建設についてでございます。これまで御質問をいただいた各議員に対する答弁と重複しますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

私は、建設場所も含めて、あるいは規模、どういった機能を持たせるか、これを協働のまちづくりの中で進めていきたいと思っております。そういうことで、より多くの市民の皆さんから御意見をいただいて、それを設計に反映して、そして、議員の皆さんからさらに協議をいただいて、計画をまとめ、実行に移していきたいと思っております。

期間については、合併協定でされております3年、平成20年度を目標にしていきたいなと思っております。これは現段階でございます。総合体育館については、これも先ほど申し上げましたが、文化施設の完成後となります。文化施設の完成後になりますが、文化施設と一緒に、これも象潟中学校や、あるいは仁賀保中学校の建てかえも進めていかなければなりません。文化施設についても、できれば補助金が見えるようなものがあれば、補助金を使っていきたいと思っておりますし、そうでなければ、合併特例債、こういう形のもので当然視野に入れながら整備を進めていきたいと思っております。

ただ、合併特例債についても、95の70が合併特例債として、95借りて75が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。ですから、地方交付税のあり方もこれからどう変わっていくかわかりませんが、はっきり言って、今、単純に計算すると、恐らくは5年度、元利償還についても、例えば20年償還であれば、全体的には財政支援としては、私は50%を欠けるのではないかなと思っております。50%を。これから状況の変化によって、また違った形ができてくるかもしれませんが、実際にはその程度の支援になるのではないかなと思っております。ですから、やはり将来的にいろいろな事業がやれるような財政環境の中で、いろいろな事業の中から選択して、緊急順位をつけて、そして計画的に進めていかなければならないと思っております。

引き続き総合体育館の建設については、文化施設完了後、引き続いてという考え方は持っておりますけれども、そのときになって、中学校の建てかえなどもございますので、この点については議会のほうとも十分話し合いを進めながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（榊原均君） 16番佐々木正勝議員。

16番（佐々木正勝君） 同じことを何度も質問されて、当局の方針もわかるわけではございます

が、まず文化施設と体育施設は、新世紀に適応した市民の生活向上面からも不離一体でありまして、完成後の利便性とか維持管理、駐車場等の利用面からも、分離せず、一体感を持った統一場所に建設することが理想であります。また、一方面から考えますと、体育関係におきましては、旧3町ごとに、町民グラウンド、あるいは体育館、それから小学校の移転によるグラウンド、体育館もあります。また、金浦地内におきまして、下水道の最終処分場の建設に伴う野球場の建設用地もまだあるわけでございますが、また、そのほかにもTDKの運動施設もありますし、できることなら、全天候型のドーム式のような施設もあってもと、こう欲するわけでございますが、いろいろこの点については市長が言われるように議論あることではあると思いますが、しかし、これも単なる市長の公約ではありません。一時中断した合併の復活に伴うときの条件事項でもありますので、この点は決して避けて通れないことでもありますので、市民の負託に十分こたえられるような姿勢をとっていかねばならないことであると思います。

それから、もう一つですが、財政面ですが、建設に当たっては、世紀にわたる市政最大級の数十億円の費用であると考えられますが、資金計画を早急に立てる必要がある点から、早速、国の合併支援であります合併特例債である造成基金特例債ということもありますので、その特例債とあわせて独自の基金の積み立てもこれから早急に考えて、財政負担の軽減を図らなければならないのではないかと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 文化施設と体育施設を一体的に整備するという考え方はもっともだと思います。そういうことも含めて、これからどういう形でその敷地を確保するか、これも市民の皆さんと話し合いを進めていきたい。ただ、やはり金浦地内に建設するお約束でございますので、旧象潟町、あるいは旧仁賀保町の市民の皆さんからも利用しやすい場所 — 当然利用するとなると多いのが自動車なわけですから、こういうことも踏まえて、場所の選定は必要ではないかなと思っております。

それから、財政面ですけれども、当然ながら余裕あるときに積み立てをしながら、窮屈なときにはそのお金を崩していくというものも当然これから考えていかねばならないと思います。いずれにしても、これから3ヵ年の実施計画を策定しますが、その実施計画に基づいて、合併特例債を活用する事業については、年明けからでも県のほうと協議を進めてまいりたい。ただ、今の段階では、文化施設をどのくらいの事業費で建てるというのも全然白紙の状態でございますので、ただ、このくらいの形の中で事業を進めたいという話を、県のほうにはよく話しておかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（榊原均君） 16番佐々木正勝議員。

16番（佐々木正勝君） 何としても場所の選定、それから用地の確保、これが第一であると思っております。そのためにも、構想が十分練られていないと、そのことも進められないことは当然のことです。ありますので、まあ理想ですけれども、後で後悔するような建設になってはなるまいと思っております。ですから、文化施設を建てるにしても、今後の体育施設をどうするか、そのようなことも — 分離するか一体化していくか、そんなことも考えていかないと、この件は進まないことだと、こう思

いますので、できれば、建設までいかなくても、文化施設をつくって、その後の体育施設も考えて、用地の確保だけは同一場所に確保できるような、そういう考えはないのか、お伺いします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほど竹内議員にもお答えしましたけれども、やはり市民との協働で進める場合であっても、市民の皆さんにいろいろな情報なり与えていかなければならないと思います。ですから、当然ながら、大変立派な文化施設、そういうところも近辺で見せなければならぬでしょうし、あるいは、失敗と言うと語弊ありますけれども、やはりなかなかうまく活用できていないところもやはり見せてやるべきだと思います。なぜ活用されないのか。そういうことも含めながら、これからの計画をまとめていかなければならないと思います。

施設については、市民の皆さんが使う施設でございますので、市民の皆さんが、つくってみて、ああ、こんなものつくらなければよかったなというふうなことにはならないように、私も行政としても一生懸命力を合わせながら、そうした施設づくりに頑張っていきたいと思っております。

議長（榊原均君） 16番佐々木正勝議員。

16番（佐々木正勝君） それで、いずれ高速道路も通りますし、金浦にインターができる、そういうことにもなっておりますので、建設委員会を組織して、その中で検討するということではありますが、もちろんそういうことも加味して検討しなければだめだと思いますが、しかし、これ、最初からその建設委員会を立ち上げて、その中で一から話し合うということもなかなか至難なことではないかというふうに思います。やはり当局を含めた関係者のほうで十分構想を立てて、その後で建設委員会に諮って進めるというような段取りをしなければ、なかなか早急に進めていけないのではないかと、そのようにも感じまして、いろいろこの問題については重大な、そして複雑な問題もありますので、今ここで結論をつけるということではできないと思いますので、これからも十分この問題は市民の重大関心事でありますので、十分これから検討して、市民の不評を買うようなことのないようにしていただきたいと、そう申し上げて、質問を終わります。

議長（榊原均君） これで16番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

もう一方、お願いしたいと思います。

次に、19番池田好隆議員の一般質問を許します。19番池田好隆議員。

【19番（池田好隆君）登壇】

19番（池田好隆君） 19番池田好隆でございます。通告しております大きな2点につきまして、市長にお伺いをいたします。

第1点は、市長の市政運営についてであります。

10月1日でにかほ市となり初めての市長選挙が行われたわけでありまして。にかほ市のまちづくりをどう創造するかが争点であるはずなのに、象潟地区においては残念ながら地元論が大きな声として叫ばれ、選挙が争われた感じを私は強く持ちます。10月1日からは、にかほ市が地元であります。当選後の市長の談話でも、暗に地域感情や選挙のしこりはあるかもしれないと認めております。また、「夢のあるまち 元気なまち」を実現するため、具体的に数値や実施時期を明確にした84項目の約束を提示しています。そこで、市長にお伺いいたします。

2点でございますが、第1点は、後援会報特別号に「まちづくり5つの基本原則」、これが載っております。このうちから特に、一党一派に偏ることのない市政、情報公開、行政の透明化、特にこの2点について市長の口から所見をお伺いいたしたいと存じます。

小さい2点目でございますが、これもこの会報の中に、行政の進め方という事項がございます。この中に、施策の実現について、実施時期や数値が提示されております。相当の項目でございます。さきの議員からもいろいろお話がありましたけれども、全体的に見て、実施についての市長の覚悟といたしますか、決意のほどを最初にお伺いいたしたいと存じます。

次、2点目でございます。指定管理者制度についてでございます。

これにつきましては、県議会、あるいは開会されております市議会においても、新聞紙上等を賑わせている事項でございます。平成15年度の地方自治法の改正によりまして、地方財政改革の1つとして、指定管理者制度が創設されたようでございます。これは従来の公共施設の管理委託が、公共的団体に限定されていたものから、一步踏み込んで、NPOや民間企業にもできるように範囲が拡大された、こういう抜本的なものでございます。そこでお伺いいたします。

この制度についてどう評価するかというのが第1点でございます。

第2点は、対象となる公共施設、これは屋内施設、屋外施設、それぞれあると思っておりますけれども、どのようなものが考えられるのか。

それから、第3点、現時点での作業状況、これはどんな進展状況なのか。

以上についてお伺いをいたします。答弁の状況によりまして、再質問をさせていただきます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、答弁をさせていただきます。

一党一派に偏ることのない市政についてであります。今回の選挙戦では、新たなにかほ市の創造とまちづくりの方法について、それぞれみずからの政策を高く掲げて、市民の審判を受けたところでございます。激しい選挙戦でありましたので、ある程度、しこりや地域感情があるかもしれませんが、にかほ市をよくしたいという、あるいは発展させたいという気持ちは皆同じだと私は思います。これは先ほど池田議員のほうから、旧象潟地区は地元感情がというお話がございましたけれども、これは地元感情については、私は仁賀保にもあったのではないかなと思います。この1点に立ち返れば、市民の皆さんからやはり御理解をいただいて、御協力をしていただけないかなと、このように思っております。そして、市民が心をつにして、知恵を出し合い、力を合わせながら、まちづくりを進めていくことができると思っております。そのためにも、にかほ市民としての一体感の醸成に、議会、そして市民の皆さんの御協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。このような観点から、一党一派に偏ることのない、市民のための市政を進めることを常に心がけてまいりたいと考えております。

次に、情報公開、行政の透明化についてでございます。私は、今回の選挙戦を通して、市民と行政が協力して働く、協働のまちづくりを進めるということで訴えてまいりました。今までの行政主導のまちづくりから、市民やボランティア団体などが行政と連携し、協働しながら、まちづくりを

進めるというものでございます。そのためには、どのようにして市民と行政の間で情報を共有するかということが大変重要になってくるのではないかと思います。さまざまな課題解決のために、市民の行政の間に共通の認識が生まれ、初めて協働の体制ができ上がっていくのだと思っております。こうしたことで、これまで以上に — これまで以上と言うとあれですけども、できるだけ行政の情報を市民の皆さんに公開してまいりたいと。まあ小さいことかもしれませんが、市長交際費を相手方も含めて全面公開をするというふうなお約束もしているところでございますので、一層行政の透明化を図るためにも、これから、先ほどから申し上げておりますように、各種事業の計画段階から、より多くの市民の皆さんに参加していただきたいと考えております。

次に、行政の進め方や施策の実現についてであります。私は、にかほ市のまちづくりの基本理念であります「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するために、必要とする施策をより具体的に数値や実施時期を明確にした約束という形で、市民の皆さんに提示をさせていただきました。私は、合併してよかったと言われるまちづくりを進めるためにも、これらの施策を1つ1つ着実に実現できるように全力を傾注してまいりたいと、そういう覚悟でいるところでございます。そのためにも、市政の主役である市民の皆さん1人1人が心を一にして知恵を出し合い、力を合わせながら、まちづくりに参加していただくことが最も大切であると考えておりますので、議員各位を初め、市民の皆さんの御協力を重ねてお願いを申し上げますところでございます。

なお、約束として掲げた施策については、すぐできる施策については18年度予算に反映してまいりたいと思います。

また、掲げた施策の進捗状況については、先ほど議員の方にも答弁させていただきましたが、各施策ごとに毎年1回程度進捗状況を市民の皆さんに公表して、その説明責任を果たしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、指定管理者制度についてでございます。御承知のように、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理運営について指定管理者制度が導入されます。従来、委託先が公共的な団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体にゆだねることができるようになりました。これによりまして、管理運営を委託している公の施設については、この法律の施行後3年以内ですので、18年の9月1日までは原則として指定管理者制度に移行する必要がございます。18年の9月1日まで移行する必要がございます。ただ、この目的は、多様化する住民ニーズにより、より効果的で、かつ効率的な対応をするために、公の施設の管理について、民間事業者のノウハウを活用しながら、利用者へのサービスの向上や管理に要する経費の節減などを図ることを目的としております。こうしたことは、行財政運営の効率化により、行政のスリム化など、行政改革にも大きく寄与するものと考えているほか、一層のサービスの向上が期待できるのではないかなと、このように考えております。

現時点での作業状況でございますが、これらに該当するのは、今考えているのは、「ねむの丘」と「はまなす」だと私は思います。行政のほうで、いろいろな委託経費を出して、体育館とかいろいろなものもやれることはやれるんですけども、ただ、今の段階では、私は「ねむの丘」と、金浦温泉保養センターの「はまなす」ではないかなと思っております。この2施設については、3月

定例会に指定管理者に関する規定を盛り込んだ新たな設置条例案を提案する予定で、今、作業を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 最初に、第1点目について再質問いたします。

行政の透明化ということにつきましては、さきの議員の答弁につきましても、市長からたびたびお話があったところでございます。ぜひ大胆に、勇気を持って、市民の前に公開できるものをたくさん公開していただきたい、こういうふうをお願いするものでございます。

そのみならず、象潟町においては、残念ながら合併の進捗状況につきまして、議会としていささか不満があるような状況が散見されたわけであります。ですから、市民のための行政、これはもちろんでございますけれども、議会も一方の市民の代表でございますので、この行政の透明化、内容の状況によっては、議会との透明化、これについてもひとつ十二分な御配慮をいただきたいなということを、これは要望を申し上げたいと思います。

2つ目の行政の進め方でございます。ただいまの第1点につきましては要望でございますので、答弁は必要ございません。行政の進め方について、二、三、再質問いたします。

これも市長から答弁ありましたけれども、すぐに取り組むという事項については、18年度予算から反映させたいと、こういう答弁でございました。

3つばかり再質問したいんですが、1つは行政のスピードアップ化というのがございます。これは大変結構なことでございます。ここの中で、非常に私いいなと思っているのは、進行管理の明確化ということでございます。これが非常に私は重要なことでないかと。例えば地域の要望みたいなものもなかなか、地域から二の矢、三の矢を継がないと、その回答、進行状況が返ってこない、こういう場面が多々見られるわけでございます。それで、この行政のスピード化に合わせた進行管理の明確化、これは相手があることでございますので、これについて再度伺いたいなど。これは市長の市政報告の中にもあったようにとらえておりますけれども、再度お願いしたいと思います。

それから、2つ目、行政機構の見直しでございます。これも17番竹内議員にもいろいろお話がありました。私はちょっと視点を変えまして、差し当たっての問題として、この分庁方式、現在とられている分庁方式がでございます。私、この分庁方式について、この分庁方式の評価ということにつきまして、9月定例会で横山町長に一般質問をし、答弁をいただいたわけでございます。この分庁方式につきまして、二、三、私のほうにも職員の中からも御意見をいただいております。こういう分庁方式のぐあい悪い点があったら、この全体的な行政機構の見直し、ここの中でとらえていただきたいなというふうなことでお話しするわけでございますけれども、住民サービスを低下させないために、それぞれの分庁にサービスセンター、これがでございます。サービスセンターがでございますけれども、サービスセンターと本課の関係でございます。人的な関係で見ますと、サービスを低下させない、そういう意味合いから、比較的サービスセンターには十分な職員が配置されているように思われますけれども、肝心の、これから大きな企画立案をしていく本課 — 本課の職員は非常に手薄な部署が多いのではないかと、こういうふうな感じを強く持ちます。まあ準備段階というこ

とで、作業なんかも非常に忙しいのかもしれませんが、これから18年度、それ以降に向けまして、大きな計画づくり、つまり知恵を出した計画づくりの作業が始まってくるわけでございます。そういった人間の配置みたいなもの — 9月定例会では、たしか横山町長の答弁では、この分庁方式についても見直しをしなければならないのではないかと、こういうふうな答弁なんかもいただいておりますので、こういった分庁方式等も含めて、思い切った市役所の組織機構の見直し、これをやるべきではないか、こういうふうを考えるわけでございますが、これについてもお伺いをいたします。

それから、3つ目でございます。これも市長から何回も答弁がございました。これは要望でございますが、状況の変化によって取り組みが困難になったときは、代替案を提示するなど市民に対する説明責任を果たすという項目でございますが、さきの議員の答弁で、1年に1回は総括したい、こういうふうな答弁がありましたので、これはぜひそういう形でとらえてほしいなということを要望申し上げたいと思います。

それから、この行政の進め方とちょっと別に、「安全・安心な暮らしと、よりよい環境のために」というタイトルがございます。この中に、日沿道の仁賀保・象潟間の早期着手、これについては市政報告にあったわけでございますが、これについて国へ強く要望する、こういうふうに市長は申されておりますが、由利本荘市、特ににかほにつきましては行政単位が1つでございます。行政の声はなかなか届きにくいのではないかと、そういうふうな感じがいたします。ですから、これについては、行政だけでなく、例えば住民シンポジウムみたいなもの、あるいはテレビ、報道、こういったものの積極的な活用で、もうちょっと地域の声として国当局に届くような施策を考えないと、行政だけではなかなか無理でないかと、こんな感じを持ちます。この日沿道の早期着手についても答弁をいただきたいと思います。

それから、指定管理者制度でございますけれども、市長からいろいろ答弁がございました。経費の削減、こういったお話がございましたけれども、私は、この経費の削減だけでなく、その施設のサービスの向上、つまり行政と違った民間の発想、こういうものからサービスの向上、あるいはこういった内容、それぞれの施設を検討することによって、自治体の経営感覚、あるいは今、実態がどうなっているのか、こういうことを把握する効果もあるのではないかと、こういうふうに考えますので、「ねむの丘」「はまなす」のみならず、特に屋外施設みたいなものについて検討する用意はないのかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 行政の進め方についてでございます。やはりいろいろな事業の企画立案については、やはりじっくり検討しながら、固まったら、スピードアップでもうやっていくという姿勢は、これから大変重要になってくると思います。行政もスピードがなければ通用しない時代になってくるのではないかなと思います。ということで、できるだけスピードアップを図ってまいります。その上で、進行管理ですけれども、これはやはり市民と行政の信頼関係をつくるためにも、これはしっかりやらないと、何だ、行政は何をやっているんだということになりますので、やはり要望されたことについては、できるものはできる、できないものはできないという形の説明をしながら

ら、早くこれに対応していくことが私は必要だと思っております。そういう意味で、進行管理も徹底してまいりたいと思っております。

分庁方式でございますけれども、旧象潟町で、将来的にはそういう見直しも ― 分庁方式を見直すこともあるでしょうという話はさせていただきました。それで、サービスセンターと本課の関係です。今、やってみて2ヵ月半ぐらいになりますね。なかなかやはり思ったような形の中でいかない部分もあります。ですから、先ほど池田議員からも御指摘ありましたように、本課機能がどうしても手不足だという部分もございます。ですから、これから私が掲げる施策を展開していくためにも、これ本課の機能も充実していかなければなりません。そういう意味で、年明けからその体制をつくっていくための協議会を設置して、どういう形であれば施策の展開に十分対応していけるのか、あるいは住民サービスを向上していくことができるのか、そういうことも含めて検討してまいりたいと思います。

それから、いろいろな事業を実現するためには、やはり行政だけではなかなか難しい部分もございます。期成同盟会とかいろいろございますけれども、日沿道については、来年、夕陽シンポジウムをにかほ市で開催する計画でございます。こういうことで、いろいろな市民の皆さんのお力をかりながら、いろいろな施策の実現に努力してまいりたいと思います。

指定管理者制度についてちょっと答弁漏れがございますので。まあ将来的にはいろいろな施設についてもそうした形に移っていかねばならないと思いますが、私は、今回は、「ねむの丘」と、あるいは「はまなす」、これについて指定管理者制度を考えていきたいと思っております。ただ、これが、今、「ねむの丘」はにかほ市開発公社、そして、「はまなす」は金浦の観光株式会社でしたか ― で管理運営をしているわけです。ここの組織にもやはり雇用があるわけです。ですから、雇用があるわけですので、はい、民間と競争して、おたくのほうはだめだからこっちというわけには私はいかないと思います。ですから、その分、私は、公募をしなければならないという公的な義務づけもございませんので、私はやはり、いろいろこの2施設を管理運営しているところから、じゃ、これからどういう形でサービスを充実して、経費を縮減していくかというふうな計画書をきちり挙げてもらわなければいけないと思います。

にかほ市の開発公社については、私が理事長でございます、今のところ。理事長でございますので、そうしたものを職員に徹底させながら、やはり経費をどういう形で縮減して、あるいはサービスをどういう形で高めていくかという計画書を当然出させていただきながら、今までどおり、指定管理者制度の中でも、開発公社、あるいは株式会社に管理運営ができるように、議員の皆さんから御理解をいただきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（榊原均君） 19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 2つ目の指定管理者制度について再度、再々質問いたします。

今、市長から答弁あったところでございますが、大仙市の例が新聞に出ておりました。これを見ましたら、公社や三セクに管理委託しているもの、つまり、これはとらえ方によっては、現在の管理状況がうまくいっているな、そういう判断だと思えますけれども、そういったものについては、公募しないで、2年間そのまま管理者に委託をする、こういうふうな記事等も出ておりました。市

長のお話にもありますけれども、そこに雇用されている方々、これに不安を与えては大変でございます。その辺も十分に考えながら作業を進めていただきたいなど、こういうふうに思うわけでございます。

で、市長が考えている対象施設、「ねむの丘」と「はまなす」、こういうふうに2つがありましたが、私、屋外施設みたいなものについてもひとつ考えたほうがいいのではないかなと、こういうふうに思われます。相当の管理費を使いながら、大変難儀しながら管理運営をやっている屋外施設がたくさんあるはずでございます。これは、利用面が低いとなかなか管理面の予算がつかない、こういうふうなことから悪循環を来している屋外施設もあるのではないかと、こういうふうに考えられます。視点を変えれば、サービスの向上につながる。あるいは委託する相手が出てくれば、地域経済への好影響、こういうふうなものも期待できる。こういうことなんかも、この制度の利点としてとらえているようでありますので、そういった点にもひとつ積極的に取り組むべきでないかなと。つまり、施設の総点検も含めて取り組むべきでないかなと、こういうふうに考えますけれども、この件についてお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 当然、今お話ししたように、今、2施設だけお話をさせていただきましたけれども、将来的にはまた指定管理者制度のほうに移っていく施設も考えていかなければならないと思います。と申しますのは、10年間で60人を超える職員の削減を考えているわけでございます。ですから、そういう中で、どういう部分を民間に委託しながら、行政サービスが低下しないような職員体制を整えていくかということも大変重要になってまいりますので、黒字になっているような施設は「はいはい」と出てくるかもしれませんが、経営的に難しい部分については、なかなか応募もないのではないかなというふうに思います。いずれにしましても、そういう経費的に間に合わないところは、委託費みたいな形でお金を払っていくことになるんだろうと思いますけれども、そういうことも含めて、これから検討をさせていただきたいと思います。まずは2つの施設からやっていきたいなと思っております。

【19番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで19番池田好隆議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後3時35分 散会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会 12 月定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 46 名 ）

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榭原 | 均 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享 一 参 事 佐藤 正
 庶務係長 藤谷 博 之 主 査 佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 横山 忠 長 教育長 三浦 博
 総務部長 須田 正 彦 市民部長 笹森 和 雄

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 産業建設部長 | 金子 則之 | 象潟市民サービスセンター長 | 松野 勝弘 |
| 仁賀保市民サービスセンター長 | 阿部 五郎 | 金浦市民サービスセンター長 | 三浦 忠彦 |
| 教育次長 | 佐藤 定夫 | ガス水道局長 | 宮崎 俊雄 |
| 消防長 | 高橋 誠 | 総務課長 | 斎藤 隆一 |
| 企画課長 | 竹内 規悦 | 財政課長 | 佐藤 好文 |
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侑 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども科学館長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登美雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成17年12月19日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 46 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

初めに、31 番本藤敏夫議員の一般質問を許します。31 番本藤敏夫議員。

【31 番（本藤敏夫君）登壇】

31 番（本藤敏夫君） おはようございます。

最初に通告いたしました通告書と、施政方針を拝聴した後に再度、質問通告を出しておりますので、それについて一般質問をさせていただきます。時間の関係もありますので、明快な、余り時間をかけない御答弁をいただければありがたいと思います。

それでは、最初に、開会初日の市長の施政の基本方針を拝聴したその感想を申し上げたいと思います。

率直に申し上げまして、総花的で、何が重点で新市の新しい路線をどのようにつくり上げ、経営、運営していくかという政治ビジョンといたしますか、政治哲学といたしますか、そうしたものが明確でなかったと。また、いろいろな事業について提案がありましたが、現在やられている事業分野までを羅列した、つかみどころのない方針だなと率直に感じました。その端的なことは、財政的な考え方がなされていなかったこともその一つであります。同僚議員の皆さんからも質問がありまして、一部重複する部分があるわけではありますが、順次質問をさせていただきます。

再通告いたしました 4 点についてであります。総合発展計画と新市まちづくり計画とは別かどうか。

それから、策定完了の時期、同僚議員に対してのお答えで 12 月ごろのお話もありましたが、改めて御回答をいただきたいと。

計画策定の手法。市民が主人公ということで市民の意思を尊重していることはわかりましたが、具体的な策定方法について御説明をいただきたい。

4 番に、基本方針に、先ほども申し上げましたが、肝心の財政計画に対する考え方が盛られていなかったのは残念であります。合併協議会の確認事項である文化施設や総合体育施設の答弁もいろいろお聞きいたしました。その内容を見ますと、国・県の財源次第では場合によっては実現がおぼつかないというような解釈もできるようなお話であったように聞いております。具体的な、今は国や県に依存することなく、まさに地方自治の確立こそ命題であるか。財政計画もそうであります。そういう意味で、この基本方針に基づいた財政計画のあり方を、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、次に、最初に通告いたしました件であります。市長の選挙公報の中に、にかほ市の行政の進め方の一つに行政評価システムの導入の提案がなされてありましたが、その具体的な内容に

ついてお聞きいたします。

また、3 町合併の最大のねらいとしてスケールメリットの追求があります。現在、そして将来、このスケールメリットを生かした具体的な施策についてお考えをお聞かせいただきたい。

次に、合併特例債等の関係であります。合併市町村の特例交付金を含むわけではありますが、多くの自治体は、この合併特例債をあめとして合併を急いだ経緯がございますが、この合併特例債に関する記事が、ちよどきょうの魁日刊に掲載がありました。合併特例債に伴う補助金の予算化は実に微々たるもので、次々年度以降にその調整を図るといような知事の内容がありましたけれども、まさに 1 日おくれることによってその補助や合併特例債の完全給付はあり得なくなるような危惧さえされる昨今でありますので、その合併特例債等の考え方についてお考えを示していただきたい。総合発展計画に大きくかかわるものであります。

次に、平成 18 年度の予算時期に入っております。これまで旧 3 町の継続事業やそうしたものを引き継ぎ現在に至っているわけありますから、また、新市の建設計画や発展計画がない現在においては、新規事業もままならない状況にあるかと思えます。そのような意味で、平成 18 年度の予算の使途についての希望を含めてありますが、各集落の長に対して、集落希望、要望等をとっているかと思えますので、そうした集落内の要望事項の完全実施。

それから、昨今、全国的に大変情けない事件が多く発生しております。通学路の問題、防犯灯の問題、我々の身近なところの改善、充実を図っていくインフラ整備のほうに 18 年度は力を入れてほしいものだというふうに考えておりますので、その点についてのお考えもあわせてお願いいたします。

答弁によりましては自席において再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、本藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

前段で施政の基本方針について、総花的だという受けとめ方をしているようですが、それはそれとして、これは本藤議員の考え方でしょうし、私はやはり足元のさまざまな課題に対応しながら合併協定にある内容を尊重して、着実に一つ一つの施策を実現していくことが新市のまちづくり計画にある、夢のある、豊かで元気なにかほ市の建設につながっていくと私はそのように考えております。

それでは、御質問の順番に従って御答弁をさせていただきたいと思えます。

行政評価のシステムの導入についてでございます。これは私の選挙公約にもありますが、行財政の運営に当たっては行政評価システムの提案をしているところでございます。これは新市のまちづくり計画にある行財政運営の効率化を実現するためにも、新市において進めていかなければならないものであり、行財政改革の中の重要な実施項目の一つとして位置づけをしているところでございます。

現在想定していることは、行政が行っている事務事業や施設管理、市単独補助事業などについて

その必要性、あるいは行政サービスへの向上への貢献度、場合によっては費用対効果などの面からも検討が必要であると考えているところでございます。

また、評価については、例えば、部長級等で組織する行政評価委員会などで精査の上、総合的に評価する、最終的に事業の継続や廃止、拡充、縮小などのほか、民営化移行なども含めた意思決定を行い、行財政運営の効率化に結びつけていきたいと考えております。また、意思決定に当たりましては、行政の内部機関の評価とともに客観的な評価を加える意味からも、市民、あるいは有識者などの外部の意見も積極的に取り入れる仕組みをつくる必要があると、そのように考えております。また、導入に当たっては、先進自治体における事例などの情報を収集しながら、にかほ市としての行政評価システムを確立して実施したいと考えております。

次に、合併によるスケールメリットを活用した財政運営ですが、スケールメリットとして顕著にあらわれるのが人件費の削減であると考えております。その削減された財源については、お金に色はついていないわけですが、産業振興や少子・高齢化対策など福祉政策を充実するための有効財源として活用することによって、他の分野での財源確保にもつながっていくものと考えております。

手法については、これまで以上に財源を確保するために綿密な精査と事情聴取などを行い、経費を削減しながら、さらに効率的で効果的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。また、先ほどお答えしました行政評価システムについても、合併による行政規模が大きくなった成果としてとらえ、今後の効率的な財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

次に、合併特例債等についてであります。17年度に合併特例事業、合併推進債を活用して実施しました電算システム構築事業であります。新市の予算に計上しておりますように、3,570万円は整理出納期間の来年5月末まで入金される予定になっております。また、合併市町村特例交付金については、県の交付要綱規定で、通常であれば9月と3月に2回に分割されて交付されますが、にかほ市の合併が10月1日であることから、特例的に3月に一括して交付されてまいります。合併特例債事業については、まちづくり計画の中では135億円活用できるとされております。これについては皆さん御承知のようにお金を借りて事業をやることでありますから、後年度にはやっぱり償還が伴ってくるわけでございます。したがって、将来的な財政負担を考慮しながら、合併特例債事業は選択していかなければならないのではないかなと、私はそのように考えております。

次に、生活環境の整備についてであります。旧3町では毎年各集落、自治会を初め、PTA連絡協議会、交通安全協会などから要望書をいただきながら現地調査を行い確認した上で生活環境の整備改善を図ってきたところでございます。こうしたことから、安全・安心の面からも市民の皆さんにとって地域のどこが危険な場所になっているのか、あるいはどこが不都合なのか、さらに調査をしてみる必要があると考えております。

とりわけ子供たちの交通安全や防犯問題、また、ごみ問題等につきましてもどうすれば改善できるのか、町内会を初め各関係機関などの御意見をいただきながら、また積極的に参加をしていただきながら、生活環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

道路につきましては、人に優しい道づくりとして、高齢者や障害者が安心して通行のできるよう

に歩道の段差解消などを図ってまいります。また、市民生活に密着した道路の改良や維持補修の充実を図るほか、県道など通学路の歩道整備を促進してまいります。広域的な道路整備としては、日沿道や国道7号の整備促進に加え、旧3町を連絡する幹線道路の整備も進めたいと考えております。また、本市3地区の生活圏は、JR線により東西に分断されていることから、スムーズな通行確保のための道路整備なども図ってまいりたいと考えております。

下水道整備については、公共下水道や農業集落排水事業を計画的に進め、また、要望のある排水路整備などを進めながら生活環境の整備に努めてまいります。そして、下水道については加入率の向上に努めながら経営の安定化を図ってまいります。

いずれにしましても、限られた財源の中で各種の事業を行うこととなりますので、事業実施に当たっては、緊急性や重要性を十分考慮しながら、優先順位をつけて計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、総合発展計画と新市のまちづくり計画についてでございます。施政の基本方針でも申し上げましたが、合併協議協定の内容を尊重し、新市まちづくり計画を早期実現するために総合発展計画及び諸計画を策定してまいります。

新市まちづくり計画は、新市の将来に関するビジョンを示す、夢あるまち、豊かなまち、元気なまちにかほ市をつくるために、10年後を見据えたマスタープランとして位置づけられたものであります。したがって、総合発展計画についても、新市まちづくり計画を尊重しながら、議会や市民の皆さんの御意見を聞き、内容について検討を重ねながら策定していきたいと考えております。

策定の時期については、初計画は1年から3年以内に策定すると約束しております。早期の策定を目指して、年明けにも住民に伝えたいと考えているところでございます。また、総合発展計画については、18年12月ころまでに策定したいと、そういうめどを立てて策定したいと、そのように考えております。

策定の手法については、これまで議員の皆さんにもいろいろお話ししてまいりましたが、より多くの市民の皆さんが参画でき、意見が反映されるようなシステムをつくって、協働の手法をもって策定してまいりたいと考えております。一般公募した委員による検討委員会、一般公募で予定している委員が集まるかどうかわかりませんが、基本的には一般公募の委員を中心としながら、検討委員会、あるいは策定委員会のような協議の場をつくって御意見を伺いながら素案をまとめていきたいと思っております。そして、企画審議会の審議を経ながら議会にお諮りをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、財政についてでございます。市政の基本方針でも申し上げましたが、国の三位一体の改革による補助金の廃止や縮減、地方交付税や臨時財政対策債の抑制など厳しい財政環境の中で、将来にわたり計画的な事業展開ができるように、安定した財政環境を確保するとしております。そのためには中長期的な収支見通しを立て、その時々々の財政事情を踏まえながら、各種事業を選択し優先順位をつけながら計画的に事業を進めていくことが必要であると、そのように考えているところでございますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 31番本藤敏夫議員。

31 番（本藤敏夫君） 再度御質問申し上げます。

ただいまのお話で、総合発展計画の内容について、新市まちづくり計画を尊重して 10 年後のマスタープランとして策定すると。その策定期間は 18 年の 12 月ごろをめどにする。策定方法は市民参加、特に一般公募をもっていろいろ市民の意見を吸収するという御意見でありましたが、総合発展計画、それから建設計画、その他の実施計画等は、このマスタープランと言われる総合発展計画に基づいて策定されていくべきものであると思いますし、この時期になりますと、仮に、18 年の 12 月ごろこの総合発展計画が完成したにしても、それから新規の目玉事業を建設計画を立てていく過程においていきますと、国との、あるいは県との調整等で、結局は 3 年おくれになるんじゃないかな。12 月というともう既に 19 年度の予算の要求等の取りまとめは県・国で終わっている段階であります。ということになりますので、早くても平成 20 年、恐らく 18 年の 12 月ごろをめどにしてこの計画策定をするというのであれば、平成 21 年まで大きな事業についてはずれ込むんじゃないかという心配があります。

そうなることによって、きょうの新聞記事であります、総務省の試算では、本年度必要な市町村合併特例法に絡む補助金が約 730 億円必要とされている。それに対して本年度の予算計上はどうかといいますと、わずか 30 億ぐらいという記事が載っております。それ以降は 2006 年、2007 年度以降の予算で調整するというような非常に怖い環境にあることが示唆されているのであります。12 月の末ごろにめどをと言わないで、もっと早い計画を立て策定されることが必要なのではないかと思いますので、その点について改めてお話をいただきたいと。

次に、実は、通告書の中には、平成 18 年度の予算編成の重要課題について、そして次のこともお聞きしたいというふうに書いたつもりでありましたが、その重点課題についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、スケールメリットを生かした具体的な財政運営の手法であります、合併の目的の一つは、むだをなくすと。むだをなくし、なくしたむだで市民のための福祉の充実を図る、これが一つのねらいであったかと思えます。同僚議員の一般質問でもありましたが、滑り出しをしてみたら市民窓口センター、これが実にむだなように見受けてなりません。それから、これも同僚議員の質問にありましたが、「にかほ市役所」、石に刻んだこの表示石が 100 万円。いろんな記念行事をやっている中でさらに記念行事を覆い重ねて、それが記念の石碑だから価値があると言わんばかりの説明でありましたが、こんなむだをなくすことが大事なことはないだろうかというふうを考えます。

スケールメリットは単なる人件費だけではないと思いますが、そうしたスケールメリットを生かした具体的な案を構築するためにも、前段で質問をいたしました評価システム、フルに生かしていただきたいというふうを考えます。

人件費のむだを省くと言いながら、多くの議員が反対する中で現行主義を通さなければならなかった議員その他の報酬手当、引き上げるなどが、このスケールメリットを生かすという最大のところに逆行するんじゃないかなというふうを考えますので、もう一度その点についても御説明をいただきたいと思えます。

これから国・県の地方自治体への財政的な締めつけはなお強くなっていくかと思えます。重点施策の実施、地域ニーズの絞り込みによって、むだのない事業展開をするために小さなむだを省くという気持ちが大事だと思えますので、あえて石の例も挙げました。ということで、いろいろ申し上げましたが、再度お答えいただければありがたいと思えます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えいたします。

行政運営を行う上では、やはり効率的で効果的な行政運営をやっていく、これにはむだを省くということも含まれるわけでございます。こうしたことはこれからの行政運営の基本として行っていかなければならないと私は思います。

総合発展計画、19年の12月、これはやっぱりいろいろ時間はかかると思えます。ただ、本藤議員が懸念されているのは、やはりそれによって合併特例債事業などがおくれしていくのではないかなという懸念だと思います。18年度の予算編成においては旧3町の実施計画、これをもとにして予算編成をすることが必要だと思います。私は3町の実施計画の中で事業を選択して、私の責任の中で事業を選択しながら実施計画をつくって、そして予算に反映していきたいと思えます。その中で主要とされるいろいろな合併特例債を使ってやりたいなという事業もござります。これは、これに上げて、18年度からすぐにも県・国にその事業として要望が出せるような環境で進めてまいりたいと思っております。

それから、行政の組織機構でございますけれども、確かに今、新市が、にかほ市が誕生して2ヵ月ちょっとです。やはり、ああ、こういうところは直したほうがいいな、こういうところはこうしたほうがいいなというところは、やはり私も1ヵ月の中、見てきましたけれどもあります。ありますから、私が掲げる6分野90項目の施策を実現するための組織の充実も図っていかねばなりません。そういうことで、新年度に向けて行政機構の見直しもこれから検討して18年度に反映していきたいと思えます。ただ、18年度で1回でやれるかということになりますと、なかなか無理な点もあるかと思えますけれども、基本的には18年度に向けて行政機構の見直しも進めていきたいと思えます。

新年度の重要課題でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように3町の実施計画、これを基本にしながら、これから私が3町の中から事業を選択して18年度の事業に取り組むための実施計画を年明けからまとめていきたいと思っております。

議長（榊原均君） 31番本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） 最後になります。行政評価システムの関係であります。ぜひ費用対効果の関係もありますので、行政評価システムのすばらしい構築をお願いしたいというふうに考えますが、最近に至って、これは合併当初ですからやむを得ないと言えれば我々はそれで済むわけですが、こういう例がありました。出生届の際に火葬の注意資料が渡されて当事者は非常に憤慨をし、今でも何回か電話いただいている状況であります。まあ担当者を責めるわけではありませんが、合併のシステムのぎちぎちしたことが一般住民に市民に迷惑かかるようなことになれば困りますので、ぜひ組織体制と、それから職員教育、それについての市長の新たな考え方をこの行政評価シス

テムの構築という意味でお話、最後にいただければありがたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 行政評価システムでございますけれども、行政としては費用対効果ではかり切れないものもございますけれども、やはりこれからは企業的な感覚も持って行政運営を行っていくことが必要だと思います。ましてや合併によってサービスが低下したと言われることがないように職員の教育も充実していかなければなりませんし、資質の向上も今以上に図っていかなければならないと思っております。こうしたことを基本にして、本藤議員からお話がありましたようなことを踏まえながら、これから行政運営を行ってまいりたいと思います。

【31番（本藤敏夫君）「どうもありがとうございます」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで31番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番佐々木勇議員の一般質問を許します。1番佐々木勇議員。

【1番（佐々木勇君）登壇】

1番（佐々木勇君） おはようございます。

私のほうからは、平成18年度予算編成に関連して3点ほど質問させていただきます。

1番目に、新市になってからのことについてでございますけれども、地域会館についてひとつお伺いいたします。

現在、市全体で70カ所余り建設されていると聞いていますが、旧仁賀保地域は公民館分館としての運用をなされているようであります。

1つ、土地名義が市の場合は無償となっているが、私有地もしくは共有地の場合はどうなっているか。

1つ、地域会館整備要綱の統一化をする必要があるのではないかと、どう考えるでしょうか。

次に、旧仁賀保地域会館は公民館分館としての運営されているそうでございます。来年度も運営交付金を続ける考えなのか、以上3つの点についてお伺いいたします。

次に、にかほ市の老人憩いの家について2点ほど質問させていただきます。

旧仁賀保地内の「午ノ浜温泉」「はんの木」「けやき」の3施設は来年度も有料で運営していくのか。

1つ、市より管理委託料を払って運営を続けていく考えなのかという2点でございます。

3つ目、保養センター「はまなす」及び「ねむの丘」の経営についてお伺いいたします。

1つ、17年度「はまなす」への市より5,000万円ほど委託料として支出をしているが、ことしはどのくらいの金額が見込まれているのか。また、18年度の委託料はどの程度になるのか。

1つ、17年度「ねむの丘」の収支はどのようになっているのか。

以上、大きく分けて3つの点についてお伺いします。

私、通告しておりました金浦地内に建設されることになっておりました文化施設及び総合体育館については、この場において取り下げしますので、こちらのほうの答弁は必要ありませんのでよろしく申し上げます。以上。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えをいたします。

初めに、地域会館についてでございます。旧仁賀保町には公民館の分館として31施設あります。いずれも各集落などの責任で管理運営を行っているところでございます。御質問の賃貸料については行政で負担しているところはありません。

次に、地域会館の整備に係る要綱の統一化であります。象潟と仁賀保地区には地域会館の整備に係る要綱がありますが、今後はいかほ市としての統一した要綱を策定してまいりたいと思います。その策定については18年度に反映できるように進めてまいりたいと思います。

運営交付金についてでございますが、新市の分館は地域の共同意識を高めるためにも重要な施設であると考えております。しかし、集落会館としての機能が大きい施設については、原則として施設の管理運営を行うところが負担するべきであると私はそのように考えております。したがって、運営交付金については関係集落などと協議をしながら見直しをしていきたいと思っております。ただし、町内会や集落などがいろんな事業、協働のまちづくりにつながるような事業を展開する場合は、18年度で協働のまちづくり助成金、こういう形の制度を創設して支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、老人憩いの家についてでございます。午ノ浜温泉は、毎週水曜日以外は市内外の利用者、あるいはデイサービス、ミニデイサービス、検診などに利用されております。また、公衆浴場としての施設でもあるため、今後とも有料として運営を行ってまいります。これについても指定管理者制度の中でどう今後取り組んでいくのか、こういうことはこれからの課題であると、そのように考えております。「はんの木」と「けやき」については、主に地区の会館としての役割を果たしておりますので、現行のままの利用と考えております。

そして、現在委託料で管理をお願いしている老人憩いの家については、18年度は現行のままということをお願いしてまいります。集落の会館的な役割を果たしている施設については、先ほど申し上げましたように関係集落などとの話し合いを進めながら見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、「はまなす」と「ねむの丘」の経営でございます。「はまなす」については、17年の11月末現在で6,100万円余り納付金額がございます。6,100万円ほどの納付金がございます。これは前年度同期と比較しますと4%ぐらい増加しております。17年度の見込みは昨年度の実績を若干上回るのではないかなということで9,200万円ほどを見込んでいる状況でございます。委託料については、建物、設備の維持補修にかかわる分として1,000万円、管理運営に係る委託料を16年度と同額の4,000万円、白瀬南極探検記念会館の受付業務委託料と合わせると総額で5,475万8,000円となっております。今後の委託料の関係も含めて管理体制がどうあれば効率的で効果的なのか、その辺をこれから検討を進めてまいりたいと思っております。

18年度の具体的な金額は現段階では示すことはできませんので御理解をお願いしたいと思います。ただ、これまで金浦町で運営した状況を見ますと、利用料を全額納付することにした上で、全額を旧金浦町に納付したということで考えますと、法人の事業計画上、収支が同額となるように委

託料が設定されているわけです。お金を、収入を、利用料を町のほうに払って、そして法人が運営するための経費を収支バランスをとってその分委託料として払っていると、こういう形を考えますと、18年度も本年度と同額になるのではないかな、同額程度になるのではないかなと考えております。

「ねむの丘」については、「はまなす」と異なりまして宿泊がございません。物販、飲食の売り上げが中心でございます。このため、観光業者の企画する旅行客数などの増減が売りに大きき影響します。最近は景気などが反映して入館者数は若干少なくなっておりますけれども、一方、セールス努力によりまして新たな宴会がふえている状況もございます。おおむね前年並みの収支ともに5億円程度と思われまます。なお、ねむの丘については、旧象潟町においても一切委託料としては支払いをしておりません。

以上でございます。

議長（榊原均君） 1番佐々木勇議員。

1番（佐々木勇君） 老人憩いの家のことについて再度質問させていただきます。ふろのほうは何か午ノ浜温泉さんと、はんの木さんですか、これ若干違うんですけれども、この料金もそのままの料金でいくということになりますか、どうでしょうか。

それから、もう一つ、はまなすの件について、さきの議会で池田議員ですか、指定管理者制度に関してでございますけれども、この件に、はまなすと合体しまして、さきの答弁で市長は3年以内にはこの指定管理者制度を設けると。その3年間の間は今の現状で委託料をやって、それで入湯税及び敷地料をちょうだいする形態でいくのか、2点についてお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 午ノ浜温泉については、料金は現行と同じという考え方で運用を行ってまいります。

指定管理者制度は、さきに池田好隆議員のほうにお答えをしましたが、現在想定しているのは、ねむの丘とはまなすということに考えております。18年の3月に関係する条例を制定して、18年の9月までは移行したいと、指定管理者制度に移行したいと思っております。その他の施設についてもこれからいろいろ委託料を支払いしても指定管理者制度に移したほうがいいのか、あるいは、例えば旧象潟の鶴泉荘は、あそこは独自で収支バランスがとれていて若干の利益が上がっております。そうした形のものもこれから指定管理者制度の中で民間活力を使っていったほうがいいのかないかなという部分もありますので、そういう施設についてはこれからの考え方で取り組んでいきたいなと思っております。

議長（榊原均君） 1番佐々木勇議員。

1番（佐々木勇君） 最後に、ちょっとはまなすについての再々度質問させていただきます。というのは、現在、旧金浦町長佐藤氏がまだ社長になっているという話を聞いております。普通、定款なりを見ると、速やかに社長交代とそういうふうになっております。まあ今回どういうわけかまだ社長をやっておると。その点、市長はどのように考えているのでしょうか。

もう一つ、さきの — 10月に入ってからですね。市長が本来は社長となるわけですがけれども、

はまなすにおいて人事というか、採用がありました。その点のことについて、市長のほうへ、旧金浦町の佐藤氏より、こういう人を採用すると、そういうような打診があったのかなかったのか。それと、採用することによってやっぱり人件費が非常に膨らんでくるということに対して、市長としては今現在どのように考えているか、この2点について明確な答弁をお願いいたします。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） はまなすについては、私も市長に就任して1ヵ月ちょっと、いろいろございまして、今、職員のほうにどういう形で管理運営されているのか、これをこれまで調べていただきました。これからいろいろ内容を検討することもございますが、御質問の、現在、佐藤さんが社長になっております。年明けには、佐藤さんのほうにもお話をしておりますが、社長は私になりますと、私が株式会社の社長になりますので、その手続を年明けに進めさせていただきますというお話はしております。年明けにはもう一度佐藤さんとの話し合いも進めなければならないのかなと思います。

職員の採用については一切私は伺っておりません。

【1番（佐々木勇君）「以上で終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで1番佐々木勇議員の一般質問を終わります。

次に、11番宮本久美子議員の一般質問を許します。11番宮本久美子議員。

【11番（宮本久美子君）登壇】

11番（宮本久美子君） 11番宮本久美子でございます。さきに通告いたしておりました3点について御質問いたします。

最初の質問は、市民サービスと市民にわかりやすい業務内容の総合案内の設置であります。住民への第一のサービスは、直接職員と住民の接する各市庁舎の窓口対応からでなければならないと思います。新市になってよかった、何か新鮮さを感じられるという、今まで以上の親切で丁寧な窓口対応こそが住民サービスの原点ではないかと思えます。窓口対応ばかりではございません。「市民に安心と安全の行政サービス」に、市長はどのようにお考えか、お聞きいたします。

また、市民にわかりやすい業務内容の案内の設置でございますが、各庁舎の入り口に総合案内図を掲示していただきたいと思えます。また、住民が慣れるまで、職員による案内を相談窓口としてできないものかということをお伺いいたします。

次に、男女共同参画計画策定について、にかほ市はどのように具体化し、啓発活動をされるのか、質問いたします。

国では、平成11年に21世紀の最重要課題として位置づけ、基本法を施行しました。秋田県では、平成14年に男女共同参画推進条例を施行し、具体的に活動計画を展開し、各市町村に働きかけております。しかし、それにもかかわらず、市町村は、努力義務になっているからでしょうか、一向に進まないのが市町村の取り組みです。特に、この男女共同参画は、少子化、子育て支援、高齢化、そして介護問題等に直結する重要な課題であると思えます。平成16年度に、旧3町では男女共同参画計画が策定されているはずですが、平成17年度の各町の取り組みの活動状況をお聞きいたします。また、にかほ市の計画策定はどのようにされていくのか、具体的な計画推進について質問いた

します。

3点目は、児童生徒の登下校時の通学路安全確保の対応についてであります。昨年11月に奈良市の誘拐殺人事件の発生と、最近、11月、12月に広島県と栃木県で、続いて小学1年生の女儿が下校途中に命を奪われるという悲劇が繰り返されました。また、京都府の学習塾で、小学校6年生の女儿を殺害するという信じられない、許されない事件が続いています。子供を持つ親、家族の心配や不安はいかばかりかと察せられます。特に下校時は、帰りが学年で違うので、大変危険です。子供を安全に守るためには、家庭、学校のみならず、地域全体の中で大人の責任として、強力的な取り組みが必要かと思いますが、市教育委員会としてどのような対策と指導をされていますか、お考えをお聞きいたします。

以上でございます。

議長（榊原均君） 1点、2点目、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それではお答えいたします。

基本的なことですが、市民の安全・安心に暮らせる地域社会を築いていくためには、やはり市民と協働しながら、防災や防犯、あるいは交通安全対策などに力を入れてまいりたいと考えております。また、安心して暮らすためには、やはり何といても各種の福祉政策を充実することだと私は思っております。そういう基本に立って行政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、御質問の総合案内板の設置などについてでございます。合併による市民へのサービス向上については、広域的な行政サービスの提供を目指して現在取り組んでいるところでございます。その対策としては、各庁舎に市民サービスセンターを設置し、どの庁舎に行っても、市民の皆さんが各種の届け出や証明の交付、あるいは各種の相談ができるように総合案内の窓口を設置しているところでございます。

案内の周知方法としては、各庁舎内に庁舎の案内看板と窓口案内看板を設置いたしまして、各課や市民サービスセンターの位置などを総合的に案内しているところでございます。また、地域イントラネット事業の導入より、各庁舎にパソコンによる行政情報コーナーを設置し、さらに詳しい行政情報の提供や、全世帯に市のガイドブックの配布など、市民への周知に努めているところでございます。

御質問の職員による総合案内については、各庁舎とも、各課の配置などが旧町当時とは大きく変わっているわけでございます。来庁する市民の皆さんも戸惑いがあると思いますので、当分の間、職員による総合案内を進めてまいりたいと思っております。

設置時期については、これから職員体制を検討しなければなりませんし、あるいは電話設備など、若干の設備も整えていく必要がありますので、年明けのなるべく早い時期にできるように頑張っていきたいと思っております。

次に、男女共同参画社会の推進でございます。この男女共同参画社会の推進については、少子・高齢化社会におけるさまざまな課題に対応するためにも重要な施策ではないかなと、そのように考えております。御承知のように、国は、男女共同参画の正しい理解と推進を図るために男女共同参

画社会基本法を施行し、それに基づいて、2000年12月に基本計画を策定しました。しかし、この計画も5年が経過しておりますので、これまでの達成状況や評価などを踏まえ、本年度中に新たな基本計画を策定するとしています。

また、県では、14年に男女共同参画推進条例を施行して、諸活動を実践されていることは御承知のとおりでございます。

それでは、にかほ市の取り組みでございますが、旧3町でそれぞれ16年3月に男女共同参画計画を策定し、そして旧象潟町では、その計画に基づいて、町民との協働で、行動計画として、思いやりプランを策定いたしました。しかし、旧町においては、3町の合併などもございまして、具体的な活動はなかなか実施されていないというのが現状でございます。ただ、公民館活動などを通して、計画策定の趣旨や説明、あるいは理解、そして今後の事業の進め方について行っているのが現状でございます。

このようなことを踏まえまして、にかほ市としては、国の新たな基本計画を踏まえながら、にかほ市男女共同参画計画書と行動計画を策定するための取り組みを18年度から行ってまいりたいと思っております。

なお、期日は未定でございますが、本年度中に県と連携して、男女共同参画社会を推進する講演会を実施する予定となっております。

いずれにしましても、男女共同参画社会を推進するためには、社会全体で取り組みをしなければ、これは実効性はないと思います。出生率の高い国では、統計的に男性が家事を行う時間が長いと言われております。こうしたことは、少子化対策や家族介護などにもいい影響を与えと思いますが、これまでの男女の役割と申しますか、家庭での男女の役割ということについても、意識を変えていくことが大変重要ではないかと思っております。意識を変えるためにも、何といたっても雇用している企業がどう意識を変えていけるかということだと思っております。何とか育児や介護休暇が容易にとれる環境を企業などにつくっていくことも、これからの大きな課題ではないかと思っております。

国は18年度から、育児休業の利用がない中小企業に対して、初めての取得者が職場復帰する際には100万円を贈呈するという制度を創設するようでございます。市町村ではなかなか取り組みのできない各種の支援対策を国が創設して、企業などの機運が高まってくれる環境づくりを期待しているところでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたが、国の新たな施策などを踏まえながら、県とも連携を図りながら、今後、市民などへの啓発活動に力を入れてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（榊原均君） 3点目、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 11番宮本久美子議員の御質問にお答えいたします。

通学路の安全確保の対応についてという御質問でございますけれども、宮本議員がおっしゃるように、大人が幼い子供の命を奪うという、まことに、何と言ったらいいでしょうか、そういう大人が出てきたということに対して、やはり社会全体でいろんなことに取り組んでいかなければならな

い事態になっているんだなということを改めて思っている次第でございますけれども、教育委員会としては、まず登下校時、特に低学年の児童は1人で歩くことのないようにすることや、各学校で通学路の危険箇所を再点検するとともに、人目の届きにくいところや、これまで不審者情報のあった場所などを再確認していただいて、具体的な注意を促すとともに、対応について検討してもらうこと、また、通学の経路が多少遠回りになっても、子供の安全を最優先にすることなどを各学校にお願いしておりまして、特に下校時に児童生徒が1人にならないことを重点に対応をしていただいております。

現在の対応状況につきましては、各学校、例えば学年一斉下校や下校班単位での下校体制をとるなど、集団下校の徹底を図っておりまして、どうしても1人になる場合は、主に保護者に連絡をしまして、迎えにきてもらうなどの対応をとっております。また、定期的に教職員による下校指導や、象潟地区ではスクールガードの活用、また、必要に応じて保護者や地域住民による協力体制をとれるようにしながら、安全確保に努めているところであります。

さらに、にかほ警察署の御協力により、市内全小学校に警ら函（ポストのようなものですが）を設置していただき、登下校時のパトロールを強化していただいております。また、全小中学校の通学路地図を警察のほうへ提供しまして、必要なときには重点的なパトロールをお願いするというふうなことも警察署のほうと協議をしております。

また、平常時には、この警ら函を通して、情報交換とか不審者情報の共有など、さまざまな面で連携をとっていただけるのではないかなと思っております。あと、児童生徒に対しては、各学校で、警察官などによる防犯教室や不審者対応の訓練など、実施済みの学校からこれから計画されておる学校がありますけれども、子供の安全教育の充実もさらに図ってきたいというふうに思っております。

今後とも子供の安全確保については、学校と地域で子供を安全を守るために、さらにどんなことができるかなという観点で今後も学校と地域全体と各関係機関と連携をとりながら、取り組んでいかなければならないなというふうに思っているところであります。

議長（榊原均君） 11 番宮本久美子議員。

11 番（宮本久美子君） ただいま御答弁いただきました案内図の表示は大変よかったと思います。私もその後に各庁舎を見せていただきまして、それぞれ工夫された案内図が掲示されておりまして、よかったなと思います。

それから、先ほども市長から話をされましたが、各家庭に配布されましたガイドブックを、それを見てからとか、案内図、庁舎入り口をいろいろ見てから、表示されていることも知らないで行く人も多いわけです。庁舎に行く機会が少ないとか、高齢者の方たちは、部署の名前も変わって、職員も変わっていることから、戸惑いが大変大きいわけです。それで、職員から一言、「どのような御用件ですか」と気軽に声をかけてもらうと、ありがたいものだという市民の声ですので、お願いしたいと思います。

それから、新市になってまだ2ヵ月半過ぎたばかりですけれども、市民からの要望、苦情など何件があったものでしょうか。3つの庁舎にそれぞれ分かれておりますので、そのようなときの対応

はどのようにされるのでしょうか。例えば、市民部長、大変失礼ですが、市民部にはどのような案件があったものか、お答えいただきたいと思います。後で教えていただきたいと思います。

それから、広報12月15日号に、除雪に関する体制表や、注意、連絡の内容がありました。ことは、このように例年にない早い積雪に戸惑っているときだけに、時宜を得た、大変注意して皆さん読んだ内容で、大変よい情報だったなど、これは思います。その中に、「生活環境情報 1」も配布されまして、このような情報が市民にとって一番助かることです。行政の情報提供、それが市民への安心サービスですので、ほかの部署でも情報を出すお考えがありますかということをお伺いいたします。

そして、男女共同参画のことですが、最近の新聞に、「超少子化国」「人口減少」「子育て支援」「出生率過去最低」という見出しが目につきます。このような問題には、やっぱり特に女性の意見や知恵が重要であることから、この問題には、きちんと具体的に取り組んでいただきたいと思います。いろいろな会合に行きますと、首長の意識改革が進まないことには市民の啓発は進みませんというようなことが再々言われます。再度市長の認識のほどをお伺いしたいと思います。

これは、秋田市では、秋田市男女共生カレンダー、平成18年度を策定して、大変好評を得ているということも新聞ではありましたので、ひとつお知らせしたいと思います。

3点目、登下校時のことですが、文部科学省でも、昨年、各都道府県の各教育委員会に登下校時に地域ボランティアなどの協力を得て、学校内外のパトロールを強化するようとの通知を出しているようです。それで、学校、警察、PTA、市民、各種団体への協力要請をされたものでしょうか。先ほど、教育長の御答弁には、やはり警察、それから学校はもちろんですが、もう少し、市民、各種団体への協力要請というものも、これからは必要なのではないかと。そして、何ていうんでしょう、各3町の学校内で、教育委員会が主催するような、そういう団体とのこれからの協議をされていくものかどうかということです。

それから、不審者から声をかけられた情報など、今年度に何件ぐらいあったものでしょうか。その都度の対応はどのようにされたものですか、お伺いいたします。

議長（榊原均君） 前半のほう、答弁、市長。

市長（横山忠長君） 御指摘の各種情報については、これからのまちづくりに大変重要だと考えておりますので、積極的に行政情報を市民の皆さんに、広報紙などを活用しながら提供していきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたが、男女共同参画については、やはり少子化対策、あるいは介護、いろんな面で大切だと私も思っております。思っておりますが、私もまだまだ勉強不足です。これからいろいろ勉強しながら、男女共同参画の推進についても取り組んでまいりたいと考えております。

市民からの苦情については、担当職員からお答えをさせていただきます。

議長（榊原均君） 補足答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 市民部に寄せられた苦情ということですがけれども、合併当初、10月1日以降、すぐ住民基本カードの発行の手續がございまして、うちのほうに来たわけですが、即発行

できるということで来たわけですが、これは中央のセンターを通じて発行しなければならなかったために、若干時間をくださいということで、理由を説明申し上げて、納得いただいております。

それから、先ほど本藤議員の質問の中にもありましたけれども、うちのほうの手違いで、出生届をもらいにきた市民の方に、青松苑の手のチラシを封筒に入れたまま配布してしまい、非常に心証を害したことがございました。それにつきましては、担当課長初め、係と早速自宅にお伺いして、丁重におわびしてきたところでございます。

いずれにいたしましても、市民部関係は住民へのサービスがモットーでありますので、常日ごろ、職員の方には、市の窓口なのだから十分気をつけて対応するように、ロビーのあたりでどこか探している市民の方がいたら、すぐ案内するように、常日ごろ話しておりますので、今後ともそういうことを徹底しながら、市民サービスに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（榊原均君） 後半の部分、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） もう少し市民や地域に教育委員会のほうから働きかけをという御意見でございました。メッセージとして、直接呼びかけるといようなことは、現在具体的には行っておりませんが、先週、象潟地区と仁賀保地区で生徒指導関係の関係機関合同会議的な会議を持ちまして、そこには、PTAを初め各学校の管理職、それから生徒指導担当者、民生児童委員、市民会議、それからスクールガードのリーダの方とか、そういうもろもろの関係者が集まりまして、今後の対応につきましても、それぞれの立場で、今後どのようなことができるかという観点でいろいろとまず考えてみましょうというふうなことで、具体的にこういうことをしてみようというふうな意見は、なかなか具体的には今のところ出てこなかったんですが、一応これから新しい取り組みも、今、仁賀保地区では、よく車にマグネットをつけたやつとか、看板、何といいいますか、ドアノブにかけるような、張るような、ああいう、例えば、まだ名前も決まっていませんけれども、登下校指導車というようなあれを用意しまして、各学校、それから関係機関に配布して、それをつけて車で走ってもらおう。幾らか抑止力にはなるのかなということで、そういう取り組みなど、さまざま具体的にこれからまた考えていきたいと思いますが、そういうことで、まずそういう会議をもって、皆さんの御協力をお願いしてきたところであります。

あと、県の教育委員会で、学校安全ボランティアの養成、講習会というものなどが実施されておりました。各学校から来たアンケートの結果を見ますと、ほとんどの学校が今年度中に立ち上がった、あるいは立ち上げる予定というふうなことで、学校とそういう地域のボランティアの方との関係で、今の安全確保の対応も今後取り組めるのではないかなと期待をしているところです。

それから、不審者の情報なんです。私、金浦、象潟の状況は、ちょっと確認まだしてありませんけれども、仁賀保地区では、これは誤報だったのですが、誤報といいますが、子供が間違えてしまったと。帰りに、車から声をかけられたというのが学校に連絡が入りまして、それでよくよく調べてみたら、近所のお父さんで、自分の子供も車に乗せていて、1人で歩いていたので、親切に、乗っていかないかと声をかけたのですが、声をかけられたら絶対乗っちゃいけませんよという学校の指導がかなりきいていて、余りよく顔も見なかったんだと思いますけれども、逃げて、助け

を求めたという事例はありました。

実際の不審者が出て声をかけられたということは、課長、何か情報ありますか。じゃ、その件については課長のほうから、今、答えさせていただきます。

議長（榊原均君） 補足答弁、学校教育課長。

学校教育課長（佐藤和広君） 学校教育課長の佐藤です。10月1日、にかほ市が立ち上がってからは、このような不審者の情報は全く入ってきておりません。

さかのぼって、4月1日からの情報ですけれども、2件ほどありました。ただし、これは声かけであるとか、追尾であるとか、接触であるとか、そういうふうなことではなく、近くに何か変な人がいたというふうな情報でした。これは学校のほうから警察等にお願いして、パトロールを強化してもらおうと、そのようなことであります。以上です。

議長（榊原均君） 11番宮本久美子議員。

11番（宮本久美子君） 先ほど生活環境情報が市民部のほうから出されましたが、ほかの部署でもそれぞれ、これほど細かいものはないのかどうかはわかりませんが、何か大きなことがありましたときは、出す御予定はありますか。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今、きょうのような寒波が来ているときについて、きょうの朝ですけれども、各集落のほうに、ひとり暮らしの皆さんが安全かどうかという確認をしていただけませんか。それからまた、いろんな形で要望とか苦情、そういうものがありましたら、市役所のほうにお電話をいただけないかということで、各集落の会長さんのほうに、きょうの朝方、全部電話を入れております。できるだけそういうひとり暮らしの方が、こういうような異常気象の大寒波の中で、どのような生活をしているのか、不安な状況でいるのかという意味も含めて、きょう、朝、確認をしているところであります。

議長（榊原均君） これで11番宮本久美子議員の一般質問を終わります。

次に、2番黒田直孝議員の一般質問を許します。2番黒田直孝議員。

【2番（黒田直孝君）登壇】

2番（黒田直孝君） 2点ばかり通告していますので、ひとつよろしく申し上げます。

1点目は国保税についてということで、答弁を市長というふうにしておりましたけれども、16日に、41番市川議員が国保税について質問されておりますので、重複する面が大きいので割愛しますけれども、細かな数字については市長でなくてもいいですから、担当のほうからひとつ答弁をお願いしたいと思います。

国保税について。高齢者の方々の医療費が増額 — かかる、かかるというお話を聞きますけれども、実際65歳から69歳、70歳から74歳、75歳以上と3つに分けて、旧3町の仁賀保町、金浦町、象潟町の15年度、16年度の医療費はどういうふうな形になっておるのか、それから、17年度は推計でいいですから、ひとつよろしく申し上げます。

それから、2つ目の、にかほ市の小・中学校の教育問題についてでございます。

1点目は、にかほ市の各小・中学校の児童生徒数は現在何人ぐらいになっているのか、また、こ

れが平成 25 年までいくと、各校の児童生徒数は何人ぐらいになると推定するのか、それをひとつお願いします。

それから、ことし、秋田県の教育委員会で、「みんなの登校日」というふうなものをつくっております。これは、保護者や地域住民が実際に学校に足を運び、子供たちの学習面に接することができる、また、地域の方々、教育活動に積極的にかかわろうとする気運を高め、学校、家庭、地域社会の一層の連携と協力のもとに、本県教育の充実と発展を図ることを趣旨として、「みんなの登校日」というものを 6 月と 11 月に設定したようでございます。これを、象潟小学校のほうでは 6 月に実施しているようです。6 月 20 日から 24 日、学習面や行事面を変えながら実施しているようですし、その内容について、どうであったか、ひとつお聞きしたいと思います。また、象潟小学校以外でも実施したところがあったとすれば、どうであったかも聞きたいと思います。

それから、先ほど宮本議員のほうからも質問がありましたけれども、登下校の安全確保についてでございます。由利本荘市では今年度になって、児童生徒に、不審者の件数が 7 件あったということであったけれども、にかほ市はないということだったので、これは割愛します。

それから、子供たちの通学路の安全確認ということでさまざまやっているようですが、実際には、生徒と一緒に安全点検をやっているのかどうか、そのことを聞きたいと思います。

それから、共働き家庭の小学生が放課後に学童保育をやっていますけれども、その現況はどうなっているのか、ひとつ聞きたいと思います。

それで、答弁の後に再質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（榊原均君） 1 点目の国保税関係につきましては、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えをいたします。市川議員と少しダブる部分もございますが、答弁をさせていただきたいと思います。

国民健康保険税の不均一課税については、基礎課税は 20 年 3 月 31 日まで、介護納付金課税については 18 年 3 月 31 日まで不均一課税することは御承知のとおりでございます。現在の介護納付金については、課税額は象潟地区が一番高く、所得割が 100 分の 1.8、被保険者均等割が 1 万 5,000 円となっております。一方、一番安いのが仁賀保地区で、所得割が 100 分の 1.2、被保険者均等割額が 1 万 1,000 円となっております。いずれにしましても、介護納付金の支払い額と介護分の税金と国庫負担金の収入とのバランスを見ながら、全体的に赤字にならないように、税率の統一を、市民の皆さんから御理解をいただきながら、図ってまいりたいと考えております。

基礎課税額については、さきに市川議員にお答えしておりますので、省かせていただきますが、18 年度に一度調整したほうがよいのかも含めて、これから検討をさせていただきたいと思います。

通知等については、担当部長からお答えをさせていただきます。

議長（榊原均君） 補足答弁、市民部長。

【市民部長（笹森和雄君）登壇】

市民部長（笹森和雄君） 答弁申し上げます。医療費の金額の件でございますけれども、年間の医療費でありますけれども、65 歳から 69 歳までの分につきましては、国保連合会でも分類してお

りませんので、御容赦願います。ただし、70歳から74歳までの高齢受給者分は、平成15年度が1億4,600万円、16年度が2億9,600万円、17年度見込みは、3億8,900万円と見込んでおります。

続きまして、75歳以上の老人保健該当分ですが、平成15年度が21億4,700万円、平成16年度が22億2,300万円、17年度見込みにつきましては、23億2,200万円を見込んでございます。

また、国保分の全体の医療費につきましては、これは老人保健分は含まれておりませんが、15年度が20億円、16年度が21億8,400万円、17年度見込みが22億3,700万円でございます。いずれにいたしましても、60歳から75歳、あるいは76歳以上の高齢者の方が全体の61.6%を占めておりますので、このように医療費は年々確実に伸びる傾向にございます。以上です。

議長（榊原均君） 後半の部分、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 2番黒田議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、小・中学校の児童生徒数に関する御質問でございますけれども、現在の、12月1日現在でありますけれども、各学校ごとに人数を御報告申し上げます。平沢小学校460人、院内小学校121人、小出小学校96人、釜ヶ台小学校17人、金浦小学校242人、象潟小学校452人、上浜小学校130人、上郷小学校93人で、小学校の児童数は合計1,611人となっております。

中学校は、仁賀保中学校340人、釜ヶ台中学校15人、金浦中学校133人、象潟中学校376人で、中学校の合計の生徒数は864人となっております。

平成25年前後の児童生徒数ということでありますが、これは推計でありますけれども、小学校が1,360人程度、中学校は780人程度になるものと推計しております。

次に、「みんなの登校日」の御質問でございますが、黒田議員のお話にあるように、今年度から県の事業として取り組んでいるわけでございますが、全県すべての学校が取り組んでいるということであります。当然、にかほ市も、すべての小・中学校で6月と11月にそれぞれ5日間程度の日程で実施されております。

内容は、要綱に沿ったものでありますけれども、保護者とか祖父母とか、地域の方々に自由に来校していただいて、子供たちの授業の様子、子供たちの活躍ぶりを見てもらうというふうなことを主な目的としているわけであります。

象潟小学校では、前から、学期に1日程度でしょうか、フリー参観日という、このような、みんなの登校日的な授業はどこの学校でも今までもやってきたわけですが、そういう形にして、全校縦割り清掃、祖父母参観日、象潟小まつりに向けて全校縦割り活動。全校体力テスト、クラブ活動などを実施しております。

学校によっては、学習発表会とか、懇談会などを設けたり、PTAの面談、また、期間中に保護者や来校された人を対象にして、講演会とかマラソン大会など、さまざまな工夫をしながら、「みんなの登校日」の授業を行っているというふうな状況でございます。

アンケート調査などを見ても、地域の方々にも好評で、今の学校の様子を知るいい機会になったというふうな感想を述べている人が大部分であるというふうに認識しております。

あと、安全対策の御質問ですが、基本的には、先ほど宮本議員にお話ししたとおりでありますけ

れども、危険箇所の点検のことについては、まず今の事件への対応として、危険箇所というふうな言葉で言うておりますけれども、主に子供たちが1人にならざるを得ない場所と申しますか、あとは、民家と民家の間がかなり離れていて、ふだん日中でも余り人通りがないというふうなところなどを、先生方がそれぞれ手分けをしながら、通学路全部をそのような観点で点検をしたと御理解いただければというふうに思います。その点検によって、人通りの少ないところとか、絶対1人になるというふうなところは、先生方で対応できるときは先生方が対応したり、地域の方々にその部分をお願いしたりというふうな対応で、まず基本的に子供が1人にならないようにすることと、あと、下校時間がずれたような場合は、警察のほうに連絡をとりながら、重点的にその辺を見てもらうとか、そのような対応をしております。

学童保育のことについては、教育委員会では余り詳細を把握しておりません。市民部のほうの担当と伺っておりますので、もしそちらのほうで御答弁いただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

【市民部長（笹森和雄君）登壇】

市民部長（笹森和雄君） 学童保育の詳細につきましては、健康福祉課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（榊原均君） 補足答弁、健康福祉課長。

【健康福祉課長（阿部洋子君）登壇】

健康福祉課長（阿部洋子君） 私のほうから、学童保育の実態についてお答えしたいと思います。

象潟地区においては保健センターでやっているわけですが、勉強のほうの宿題関係も、実際指導員のほうが見ています。それから、仁賀保地区においては、幼稚園のほうに委託しておりますので、その実情はちょっと把握しておりません。金浦地区においては、学校教育課等で実施していると思います。それで、宿題のほうも見ていると思います。以上です。

議長（榊原均君） 2番黒田直孝議員。

2番（黒田直孝君） ただいま小学校の人数を聞き、25年度までは同じような数字だとか。それでお願いしたのは、これから合併問題が当然起きてくるとだろうと思います。こういう数字を見て、教育長も、合併というものが頭の中にあるのでなかろうかと思えます。

それからもう一つは、今、6年前から、文部科学省でも小中一貫校ということで、研究しているということで、24校が指定されております。それで、6年間の研究をして終わった広島県の呉小学校が、この間、12月1日、2日で、その経過の発表会が呉市であったんです。そういうようなものも、教育長、行かなくても、文書で何か取り寄せて見ているだろうと思いますし、6年前から始まっていることなんですよ。それで、今、この小中一貫校の特区推薦が14の自治体で出ているんですよ。こういうことも、これから考えていかなければ、政権者として当然だろうと思うんです。そういう意味で、今、数字を聞いたんです。この数字を見ながら、教育長は、統合というものをどういうふうに考えているか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、「みんなの登校日」というものも、県の教育委員会で、いろいろ学校や生徒を地域の

人から理解してもらって、いろんな協力をしてもらおうという意味で、そういう趣旨でつくられた、一番これからは、今の下校時の危険な場面が、去年の11月は3件も発生しているし、そういう意味で、これからは大事なこういうことじゃないかなと。やっぱり学校を理解してもらいながら、協力してもらおうということで、こういうものを県の教育委員会でつくったんだろうと思います。これがやっぱり象潟小学校だけでなく、仁賀保地区にもこれだけの学校があるんだから、そういうものをきちんと対応するように指導していかなければならないだろうと私は思いますけれども、その辺のことについてもお願いします。

それから、学童保育のことについてですけれども、これ、今、こういうふうな事件が発生してから、各自治体でも時間延長ということを今十分考えて、5時半から6時までという自治体も出てきます。そういうふうなことも、教育委員会としてはどういうふうこれから、市としても考えていくのか、それもひとつお聞きしたいと思います。

それから、こういう小さな規模の学校になってきますと、各学校で、異学年交流なんかもやっているのかどうか。いろんな、私も新聞とかそういうテレビ番組とか見る機会しかないんですけども、ああいう異学年交流なんかも、やっぱり高学年からいろんなことを教えられながら、食事のマナーとか、給食のときもはしの持ち方とか、いろんなことも教わっているという話も聞きますし、家庭でもできないようなことが、そういう異学年交流でそういうこともきちんとできるということなので、その辺のことを教育長から答弁をお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） まず、小中学校の一貫校を考えていかなければならないのではないかとこのお話でありますけれども、今、統合を考えているのは、仁賀保中学校が完成した暁には、釜ヶ台中学校と統合したいというふうなことは考えております。

先ほど人数を申し上げましたけれども、小学校では、今後8年間で251人減少になると、推計値からいきますと。中学校は全体で84名の減少と。パーセンテージにしますと、小学校が15%、中学校は約10%減というふうなことになります。1クラス30人ですと、中学校は3人程度、小学校は四、五人程度の減少というふうなことで、今、少子化時代ですけれども、このにかほ市においては、余り極端な減り方ではない、なだらかな減少傾向ではないかと思っておりますので、具体的に一貫校を考えては今のところはありません。ただし、いろんな取り組み、例えば学力向上だとか、それから生徒指導関係で、小・中の交流は行っております。

それから、ちょっと何というんでしょうか。旧3地区どこの地区も、小学校と中学校で子供たちの情報交換をしながら、いろいろつながりを大事にしていこうという取り組みであります。当面、そういうふうな小学校と中学校の交流をさらに深めながら、義務教育の9年間という期間を見通して、それぞれの学校で取り組んでいこうというふうな形にしていくのが、まず当面大事なことかなというふうに思っております。

今のところ、具体的に小中一貫校云々ということは考えておりませんし、この規模の人数では、今の状態でもまだ大丈夫かなと、8年後ぐらいはまだ大丈夫かなというように感じております。

それから、「みんなの登校日」ですが、私の答弁の仕方が悪かったのかどうか分かりませんが、

全部取り組んでおります。市内の全小・中学校が取り組んでおります。これは6月も11月もすべて、本市のすべての小・中学校で取り組んでおるということを先ほど申し上げたつもりでしたが、答弁の仕方が悪かったんだと思いますが、その辺、御理解いただきたいと思います。

それから、この3番目、ちょっと私、質問、余りよく意味がわからなかったんですか、5時半から6時というのはどういう意味でおっしゃったんでしょうか。市として何か取り組み……

【2番（黒田直孝君）「保護者が迎えに来るまでの時間が5時とか短いと、やっぱり会社の関係があって、迎えに来られないという保護者の方がおるものだから、時間を延長する自治体があるものだから、象潟の場合は、そういうふうなことを考えていますかと」と呼ぶ】

教育長（三浦博君） 学童保育の関係でしょうか。私、仁賀保地区の学童保育のことしかわかりませんけれども、6時までというふうにしております。それで、どうしても都合が悪い方は、連絡をしていただければ、もう少し時間を延長して、だれか担当者が残って見届けをする。その辺の若干の融通はとりながら、現実的には対応しているものと思いますので、7時までも8時までもというわけにはいきませんが、一応6時までには確実に保育をしているということになっております。旧金浦町は6時半ごろまでというふうな形になっているようです。

あと、異学年交流の御質問ですが、先ほどみんなの登校日の中でもちょっと触れましたけれども、今、どこの学校でも学年を超えて、縦割りでも1年から6年生まで一緒に行事に取り組むとか、総合とか、それから特別活動という時間もあるわけですが、その辺のところは、異学年で交流しながらやっています。ということで、割と、ひところよりは、そういう取り組みがどこの学校も多くなってきているようであります。特に最近では、同じ学年の子供同士のかかわり合いというのが多いものですから、何と申しましょうか、人間と人間のかかわり方が、多少昔の子供よりは苦手になっているというふうな現状もありまして、意識的に異学年の交流を学校のほうでも進めているというふうな現状だと認識しております。

議長（榊原均君） 2番黒田直孝議員。

2番（黒田直孝君） 小中一貫校のやつも、6年前から文部省でこういう取り組みをしたということとは、平成の大合併でいろいろな問題が出てくるだろうということと、また、生徒数が減少するというので、先取りして、こういうふうなものを研究して23校として、今、いよいよもって、ことし6年目の、6年間の研究だそうです。ことしの11月1日、2日に広島で、広島の小学校2校と中学校1校の小中一貫校の発表会があったんです。それを、文書でもいいですから、取り寄せることができるだろうと思いますので、教育長が取り寄せてして、全議員に配付してもらうようにひとつお願いしたいと思います。その内容を検討したいと思いますので。

それから、統廃合のことは、またということで。ただ、今、釜ヶ台と仁賀保中学校の件については統合するという考え方だということで。

それから、小学校の登下校の安全対策として、いろいろ教育長のほうから、学校にお任せにしないで、やっぱり市長が先になって、やっぱり安全対策をとってもらいたいと思います。大東亜戦争も、60年もたつと風化していくように、これもやっぱり教育委員会のほうが先頭になってやってい

かないと、いずれは、どこかでまた風化していくのではないかなと。今、これだけボランティアとか、いろんな人方をお願いして、各自治体でやっていますけれども、この人方に対する、もし事故があったときの保険とか、そういうものもきちっと対応していかなきゃならないだろうと思います。そういうのも十分考えていかないと、ただ、学校側にお任せするような形でなくて、警察とかと、ただそれだけの話でなくて、やっぱりきちんとした我々親の責任として、大人の責任として、やっぱり子供たちを守っていかなければならないのですから、その辺は十分考えていってもらいたいと思います。

文書のほうはひとつよろしくをお願いします。

以上で終わります。

議長（榊原均君） これで2番黒田直孝議員の一般質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、43番佐々木春男議員の一般質問を許します。43番佐々木春男議員。

【43番（佐々木春男君）登壇】

43番（佐々木春男君） 農業問題に関連してお伺いいたします。

07年からの導入に向けた経営所得安定対策等大綱が決定され、その具体的な中身が明らかになりました。それによりますと、大規模層に限って交付金を直接払う制度と、集落への環境保全支払いに分けられるもので、私たち農家に大きな影響を与える心配があるのは、品目横断的経営安定対策という直接支払い制度であります。この安定対策は、認定農家で4ヘクタール以上を耕作する者、20ヘクタールを耕作し法人化を目指す集落営農などに直接交付金を支払うというもので、管内の状況に照らせば、およそ10%の農家しか対象にならず、多くの農家が対象から外れることとなります。農産物の輸入の影響で、米を初めとする農産物の価格が低迷している中で、多くの農家が直接支払いの対象から外れてしまうことは、農家経営はもとより、地域経済にとっても大きな問題と言わざるを得ません。また、集落の運営に与える影響も極めて心配されるものであります。このような現状から見れば、すべての農家が助成の対象になれるよう、対策、対応が求められていると考えるのですが、経営所得安定対策等大綱に対する考えと、その対策についてお伺いいたします。

農業は、食料生産はもとより、自然環境保全の面から見ても、かけがえのない大事なものであることは言うまでもありません。農業に携わっている方々は、厳しい営農環境のもとでも、より安全で、よりおいしく、より安心できる食料の生産等、消費者のニーズにこたえるよう不断の努力をしておられるわけですが、その農家の努力にこたえるよう、各旧町では、町独自、あるいは県事業を活用するなどして、それぞれ特色ある農業支援を行ってきていたようですが、新市における農業振

興と農業支援に対する考えをお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、経営所得安定対策等の大綱についてでございます。国は19年度から新たな施策として、これまでの全農家を対象としていたものから、担い手や集落営農などに絞った対策に転換するというところでございます。これは佐々木議員も御承知のとおりでございます。全国的に農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大が懸念されておりますが、本市においても例外ではございません。こうした中で、兼業農家、高齢者農家などを初め、多様な構成員から成る地域農業を、今回の施策を直視しながら、将来自分たちの地域農業をどうするべきか、いま一度考える機会にしなければならないのではないかなと思います。今後も県や農協等の関係団体と協力し、意欲と能力のある担い手の育成や集落営農などの組織化を推進し、農家個々のコスト削減や後継者不足の解消、共同活動による地域農業の経営体体質強化を図るための諸条件を整備してまいりたいと考えているところでございます。

次に、農業振興策の支援についてでございます。旧町では、それぞれの地域の特徴を生かした農業振興施策を展開してきましたが、新市においても、これまでのことを踏まえながら、地域の特性や実情に応じて、支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。また、さきに述べましたが、新たな国の施策を視野に入れた農業政策の展開や、こだわり米の生産拡大、農作物の複合経営の取り組みに対する施設整備等への支援も関係団体と連携しながら、国や県などの事業を活用して推進してまいりたいと考えております。

現状の農業形態では、厳しい農業情勢を乗り越えて、将来に向けて夢の持てる農業経営は大変難しいと思います。まずは農家の皆さんが主体性を持って、意識を変えていくことが必要ではないかなと、そのように考えているところでございます。現在、国などの補助金がそれぞれの農家の経営に大きな役割を果たしておりますが、いずれ、これも私は限界に来るのではないかなと思います。

そういうことで、これからの農業を基幹産業として発展していくためには、多様な農業経営に挑戦できるような経営体の強化にあると考えております。例えば兼業農家や高齢者農家などを含めた集落営農ができれば、特色のある農作物の生産、あるいは施設園芸などにも取り組むことができるのではないかなと考えておりますので、そうした組織化を図る農業者を積極的に支援してまいりたいと考えております。

議長（榊原均君） 43番佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） 先ほど、私、1割の農家しか対象にならないというふうな話をしましたけれども、この数字は、役所の数字をもとにすればよかったですけれども、新しい正確な数字が役所に今ないということで、農協さんからいただきました。農協も、営農対策、営農団体の資料とするための数字ではないので、必ずしも正確ではないということでもございましたけれども、そんなに大きなずれはないはずだということでございましたので、利用させていただきました。

先ほども申しましたように、管内ではおよそ1,300の農家があって、4ヘクタール以上となりま

すと、130戸足らずのようでありまして、このまま集落営農を進めないでいきますと、1,200戸余りの農家が対象外になるという大変な事態に陥るわけでございます。大きな農家しか対象にしない、小さな農家が対象にされたかったから組織化をなさないと、こういうことであるならば、これは全く改革の名に値するものではないというふうに私は感じるものであります。

このことにつきまして農協の担当者に伺ったところでは、集落営農のお話をするにしても、話し合いの場を設けても、出席者が少なく、そういうこともあり、農家の間には、この問題がまだ浸透していない、また、行政サイドは積極的に動いてこないのではないかと心配もしておりました。

また、ここの管内のことではないんですけれども、農協の支所の関係者の話として、集落から要請があれば、出向いて話し合いに応じるけれども、積極的に出向いて説明することはしないというところもあるというふうに聞いております。その後、事が重大ですから、このことは変えているかもしれませんが、当時そういうお話でありました。

農協のほうも、組織化の決め方にもばらつきがあるということで、不安を持ちながらの行動であることがうかがい知れるわけですが、先ほどの市長の答弁では、積極的にやっていると、浸透を図っていくということでしたので、多少の不安は解消されるものと思います。

市長の選挙公約、あるいは先ほどのお話からも、あるいは施政方針からも、農協などと一体になって集落営農を進めるという、営農の組織化を進めるというお話でありましたけれども、集落営農にもさまざまなスタイルがあると思いますし、あと、その地域によってもさまざまな問題点もあろうかと思えます。その集落特有の問題点もあろうかと思えますけれども、組織化するとき、その視点として一番問われることで大切なことは、現在、農業に携わっている方々が、面積の大小にかかわらず、農業をやりたい者は、すべて担い手として何らかのかかわりを持って、組織にかかわっていけるかどうか、その点が非常に大事なところではないかなというふうに思うわけですが、国の思惑との関係もありまして、大変な面倒な点ではございますけれども、市長の言っている集落営農とはこういう点はどのようにしてとらえておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、国のよくない農業政策のために、ことしの米価を見ればわかりますように、大変農家経済は疲弊しております。ことしの米価は、自動販売機で売っている水よりも安いというふうなことでございます。計算しましたら、そういう結果が出ました。大体、そうすれば農家の経済がどういう程度かわかりになると思います。国がこんなことをやっている、そんなときですからこそ、一番身近な自治体が農家を応援して、農家が頑張れるようにするということは非常に大切なことで、自治体として当然やらなければならないことというふうに思います。

そういう点から見れば、市長の農家を応援し、特色ある農産物の生産拡大や、あるいは農林水産の育成と振興というその施策は、大変適切なものであるというふうに思うわけです。そして、農林業の育成と振興の中に、生産拡大の支援、これももちろん大切なわけですが、私は、先ほど市長もちょっと触れておりましたけれども、後継者の育成も非常に大切な問題ではないだろうかというふうに考えるわけです。今はまだいいとしましても、今から若者や中年でも結構ですけれども、農業をやりたいと思う者を受け入れて、育成、定着させるような形をとっておかないと、そういう

施策をやっておかないと、今はいいにしても、そんなに遠くない将来、生産の基盤の縮小の道をたどっていつてしまう、こういう心配があるからであります。そういう意味で、その後継者育成について、市長はどういうふうにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

1点お伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

国の制度については、我々がこれはだめだと言っても、なかなかこれは、市町村で声を上げて、変えていくことができないのが現状でございます。そうしたこともございまして、農協の担当者がどう言ったかわかりませんが、私はやはりこの地域の農業の死活問題ではないかなと思って、この制度は、ですから、やはり集落営農なり、そういうことの組織化については、私は積極的に応援していきたいと思っております。

集落営農のあり方ですけれども、私は、面積が小さい大きいかかわらず、全部参加していくと。全部参加して、そして高齢者の皆さんもやれることはやっていくと、そういう集落営農を目指していきたいと思っております。ですから、できれば、私は、これは集落営農の中で雇用もできるような環境ができてくれば、後継者も育っていくのではないかなと思っております。

旧仁賀保町は、花の栽培を大変一生懸命やっている農家がたくさんいます。ですから、この輪をもっともっと広げていけば、やはり市場での価値も高まってくるでしょうし、ロットが大きくなりますので、高まっていくでしょうし、また、集落営農にもこれは大きくつながっていくのではないかなと、そのように思っています。

いずれにしても、大変難しい課題でありますけれども、私は新しい制度の適用を受けるためには、集落営農的な形のものをつくっていかなければならないと思っております。ただ画一的なものではなくて、その集落集落でいろんなつくり方があると思っております。ですから、これから担当の課ともよく協議をしながら、農協と一緒にしながら、一生懸命組織化に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつ佐々木議員からも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

後継者についても、先ほどちょっと触れましたけれども、やはり経営、要するに、収入が安定しなければ後継者も育ていかないと思っております。ですから、できれば私は、先ほど雇用という話もしましたけれども、雇用も後継者育成だと思っております。できればそういう組織体が強くなって、自分たちがつくったものを加工まで持っていくと。加工まで持っていけるような農業展開ができれば、私は、大変将来に夢の持てる農業経営ができるのではないかなと思っております。ですから、そういうことも含めまして、後継者育成にも力を入れてまいりたいと思っております。場合によっては、新規就農をやりたいということで、研修を受けたいということであれば、国・県の施策プラス、新しい市の上乗せ助成みたいな形のものでも考えてもいいのではないかなと思っております。

議長（榊原均君） 43番佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） ぜひ後継者育成も、手を休めずにしっかりとやってもらうことを心から願うものでございます。

以上、終わります。

議長（榊原均君） これで43番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

次に、23番村上次郎議員の一般質問を許します。23番村上次郎議員。

【23番（村上次郎君）登壇】

23番（村上次郎君） 私は、住民の切実な願いの中から1つと、もう一つは、現在進行しております象潟中学校の建設に絡んでの質問、大きく2点について質問をいたします。

1つ目は、介護保険利用者への独自補助をできないかどうかという問題です。介護保険制度は、実施から5年が経過しました。介護保険導入時、政府は、その目的を家族介護から社会が支える制度へ、つまり介護の社会化ということが言われました。また、在宅で安心できる介護へ、そしてサービスが選択できる制度へなどと、盛んに宣伝をしてスタートしたものです。これはその当時、老老介護の広がり、また、家族の介護のために職場をやめなければならないとされる人が、女性を中心に年間約8万人にも上ると、そういう深刻な家族介護の実態を解決することが介護保険制度に対する国民の期待でした。しかし、その後の実際はどうでしょうか。介護が必要と認定された人は、65歳以上高齢者の約6人に1人にまで広がっています。しかし、在宅サービスの利用状況で見ると、利用限度額に対する平均利用率は、一貫して約4割程度にとどまっています。旧仁賀保町での介護サービス利用率も、2002年、平成14年の調査では、その利用が41.2%となっています。そして、介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人も約5人に1人という状態です。

このような状況にもかかわらず、小泉内閣は、高齢化が進行すると、介護、医療、年金など、社会保障の給付費が増大する、そのために国が支出するお金や財界・大企業の負担する保険料がふえてはたまらないというようなことを言って、自立自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行い、国民に負担をかぶせてきています。

介護保険では、ことし10月から特別養護老人ホームなど、介護施設の食費、居住費は原則として全額利用者負担とする大改悪を行いました。そのほかに、新予防給付を導入し、軽度者へのサービスを切り捨てようとしています。また、高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として、介護保険に取り込むことにしています。これは、公費で行ってきた保健福祉事業を介護保険財政に移すことにより、国庫負担の割合を削減し、国の責任を後退させることをねらっています。介護保険制度の改悪により、施設利用者は、1人当たり年平均約39万円とも言われる、かつてない負担増となりました。このため、にかほ市内での施設入居者の家族からはいろいろな声が聞こえてきています。これまでより1日500円も上がった。1ヵ月で1万円5,000円もふえて大変だという声もあります。また、施設に入居しているけれども、入居している夫と私と2人の年金を合わせても足りない。その上に医療費もかかるし、困っているという声もあります。さらに、10月から負担が大きくなって、施設にいられなくなって、施設から出なければならなかったという大変な例もあります。

そこで、国の介護保険の改悪で、食費、居住費の負担増により、市内養護老人ホーム等でのデイサービス、ショートステイ、施設入居等、利用している人の負担がどのようになっているでしょうか、実情についてお尋ねします。

2つ目ですが、介護保険が行われるに当たって、自治体独自のサービスの上乗せなどがありました。いろいろ喜ばれてきた例もありますけれども、旧3町での介護保険利用者に対する上乗せがあ

りましたら、どのようなものがあつたでしょうか。合併して、従来のサービスが継続しているもの、あるいは廃止されてしまったものはあるでしょうか。よりよいサービスは引き継ぎ、さらに上乘せをすることは考えていないかどうか、お尋ねします。

このような現状を幾らかでも軽減するために、市として、経済的に困難な利用者に対して、食費、居住費等の補助を検討して実施すべきだと思いますが、どうでしょうか。

以上、介護保険についての質問です。

次は、象潟中学校建設に関連してです。現在、象潟中学校建設のために土地造成などを進めていますけれども、新校舎が建設されるまでの間、現在の校舎を利用していくことになります。しかし、現在の象潟中学校校舎は、入った方はわかるとおり、あちこちに継ぎ目のひび割れがあり、沈下している様子も見てとれる状態です。保健室などは床が傾いているのがわかります。また、ブロックで建設された部分もあり、もし大きな地震でも来たらどうなるだろうかと思い、危険すら感じます。このような状況ですから、校舎の耐震度調査などは当然行っていると思うけれども、その調査結果と、それを受けての安全対策はどうなっているか、お尋ねします。

また、現在、象潟中学校建設のために設計を進めているようだけれども、文化施設建設での、市長の話にあるように、市民参加型でいく必要があることは言うまでもありません。これまでのところ、学校の声聞き、地域の建設委員の人の意見も取り入れて進めているようだけれども、学校は特別教室などを含め、細かい配慮が必要です。理想的な校舎ができたと言えるよう、現場の教職員の声、意見をどのように聞いて設計に生かしているか、質問します。

また、近年、各種災害も多発しています。そのような場合、学校は、災害時の避難場所にされることがありますが、非常用の用具、食料の備蓄等をも考慮した設計にしているでしょうか。また、津波対策上の検討がされているかどうか、お尋ねします。

さらに、隣接して給食共同調理場も建設されるわけですが、食材の搬入や保管、調理作業の流れ、給食の運搬、ランチルームとの関係、調理員の休憩室や手洗いなどなど、検討しなければならないことが多くあります。現場で働いている人の声を聞いて設計にどう生かしているか、お尋ねします。

最後ですが、各種工事の入札に当たって、旧3町では最低入札価格の事前公表をしているようですが、新市ではどのようにしようとしているでしょうか。事前公表のメリット・デメリットはどんなことでしょうか。入札価格の事前公表が談合などの防止にどのように役立っていると考えているか、お尋ねします。

以上、2点について質問します。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

介護保険利用者への独自の調整についてでございます。御承知のように、介護保険制度の一部改正により、10月1日から居住費と食費が自己負担となり、入所者や家族の皆さんには新たな負担が伴うことですので、大変心配されていると思います。また、我々にかほ市においても、国

のさまざまな改革については、これからにかほ市にどのような影響があるのか、このあたりも大変心配しているところでございます。

今回の改正では、低所得者への負担軽減を図るために、所得に応じた自己負担限度額を新たに設定し、限度額を超えた場合は介護保険から給付されますが、自己負担額については、施設との契約によって設定されることになっております。また、介護サービスの利用者負担も見直しをされまして、年金収入額が80万円以下の場合は利用者負担も軽減されるなど、低所得者への配慮がなされているところでございます。

今回の改正については、介護保険制度を持続可能な制度にするために、保険料の高騰や介護給付を抑制することもございますが、在宅で介護サービスを受けている方の不公平が生じているための改正でもあると、私はそのように理解をしているところでございます。

さて、経済的には大変困っている利用者もいると思います。いると思いますが、これに対して、市として助成できないかという御質問でございます。この制度が始まってまだ時間がたっておりません。そんなにたっておりませんので、新たな負担で困っている方がどの程度いるかということも、ちょっとまだ把握していない状況でございます。そして、困っている方がいるとすれば、どういう形で困っているのか、それぞれの事情があるのではないかと私は思います。ただ単に、この負担がふえたから困っているというばかりではないのではないかなと、私はそのように今思っているところでございまして、仮に、将来的に助成制度を創設するにしても、将来的な市の財政事情もありますけれども、施設利用者や在宅で介護を受けている方、あるいは他のサービスを受けている方を初め、市民の皆さんが不公平感を感じるような制度はできないのではないかなと、そのように、今、考えているところでございます。

まずは、施設のほうにそうした相談があるのか、あるとすれば、どのようなケースがあるのか、そうした情報を収集しながら、施設などと連携して解決していく努力も必要ではないかなと思っております。したがって、助成制度の創設については、さまざまな情報を収集しながら、今後の検討の課題にさせていただきたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、上乘せサービスについてでございます。現在、介護保険制度で上乘せサービスは実施しておりませんが、旧3町では、単独事業として、各種のサービスを実施してまいりました。こうしたサービスについては、一部廃止する事業もございしますが、おおむねサービスを引き継いで、あるいは新たに必要とするサービスも検討しながら、にかほ市の事業として実施してまいりたいと思っております。

ただし、旧3町が行ってきたサービスについても、18年度の予算編成に当たっては、再度各種の事業を評価してみて、場合によっては見直しをすることが必要な事業もあるかもしれませんので、この点については御理解を賜りたいと思っております。

なお、施設利用者の新たな負担額、あるいは、にかほ市として18年度に予定する単独事業については担当部長からお答えをさせていただきます。

議長（榊原均君） 補足答弁、市民部長。

【市民部長（笹森和雄君）登壇】

市民部長（笹森和雄君） お答えいたします。

18年度から新たに取り組む事業といたしましては、市に地域包括支援センターを設置いたしまして、個人に対するケアマネジメント、それらを評価しながら、要支援、あるいは介護度1のお年寄りが介護保険給付対象から脱却できるような元気なお年寄りになるために、筋力トレーニング、口腔ケア、それに栄養改善などにより、効果的な新予防給付と介護保険給付を受けていないお年寄りのために、地域支援事業を実施したいと考えております。介護予防に積極的に取り組むことによりまして、元気なお年寄りがふえまして、老人医療費や介護保険給付費の削減、あるいは介護保険料の高騰などを抑えるなど、市の安定した介護保険の財政運営にも寄与できるのではないと思っております。

それから、このたびの改正によりまして、低所得者の負担軽減のために、所得に応じた自己負担限度額を新たに設定されております。限度額を超えた場合は、介護保険から給付されるということになっておるわけです。その他、介護保険サービス利用負担も見直されまして、年の収入額が年間80万円以下の場合は、上限額が2万4,600円から1万5,000円に減額されることになっており、超過分につきましては後日払い戻しされる等、低所得者への配慮がなされているところであります。

現在、市の介護保険施設の入所者は226名おりまして、うち4段階以上は63人で、3万円程度、また、第3段階につきましては、これは全世帯が住民税の非課税の方でありますけれども、13人おりまして、1万円程度の増額になるのではなかろうか思っております。それから、第1段階、これは老齢福祉年金受給者であります。それから、第2段階、これは全世帯員が住民税の非課税の課税世帯で、年間80万円以下の世帯でありますけれども、130人おりますけれども、これらにつきましては、今までと同額の利用となっているものでございます。

それから、現在の介護保険制度におきます給付の中で、上乘せということでのサービスは実施していないわけですが、在宅で介護されているお年寄りに対しましては、市の単独で病院への通院介助のための外出支援、あるいはおむつ代の助成事業、それから、認知症というんですか、寝たきり老人の介護手当の支給事業、これらを実施しておりますので、これは介護保険制度で実施していない部分でもありますので、実質上介護保険への上乗せではないかということで、私どもは認識しております。

それから、要介護認定を受けていない虚弱なお年寄り等につきましては、それらの方々に對しまして実施してきた合併前のサービスでございますけれども、例をとりますと、家族介護用品の支給事業、これは紙おむつとか、尿とりパッド等の支給事業です。それから生きがい活動支援通所事業所、これは給食サービス、あるいは入浴サービス、これらの事業を行ってきております。それから、通院などのための送迎の外出支援、それから、軽度生活援助事業、これは外出するときの援助とか、買い物をするときの援助とかであります。それから、配食サービス、これは安否確認のための配食サービスを実施してあります。それから、生活管理指導員の派遣事業、これはヘルパーの派遣事業だわけですが、それと、生活管理指導短期宿泊事業、これはショートステイですか、これらの事業を行ってきております。

それから、廃止した事業といたしましては、寝具洗濯サービス事業、それから、家族介護者ヘル

パーの受講するための支援事業、これらは合併に際しまして廃止されておりますけれども、介護を必要とするお年寄りの家族につきましては、食生活改善とか、家族介護者交流、あるいは家族介護者教室、それから、介護慰労金の支給事業、これらは介護のお年寄りを抱える家族のために実施している事業であります。

これからは在宅福祉が重要なのか、施設福祉が重要なのかというような、意見の分かれるところでありまして、地域支援事業などによりまして、介護を受けなくても元気で暮らせるお年寄りがふえるための施策も重要になってくるのではないかと考えているところであります。

以上です。

議長（榊原均君） 2点目、象潟中学校建設に関して、答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 23番村上次郎議員の御質問にお答えいたします。

象潟中学校建設に関連した御質問でございますが、まず最初に、現在の象潟中学校の耐震度調査結果と安全対策ということでございますが、御承知のように、国の基準で、学校の改築に当たっては、危険建物の改築補助というものがございまして、耐力度点数5,000点以下の建物が対象になるということでありまして、

象潟中学校の耐力度調査は平成15年度に実施しております。その結果、増築した部分を除いて、点数としては4,100点から4,700点というふうな点数となっており、いわゆる危険建物というふうなことになっております。いろいろ現在の校舎につきましてお話がありましたけれども、確かに部分的に補修が必要な部分がありますので、新校舎が完成するまでの間に、危険な箇所については補修等の措置を実施してまいりたいと思っております。

次に、今後の新しい校舎についての御質問でございますけれども、今年度、基本設計の内容検討のために建設委員会を設置しておりまして、いろいろと御意見を伺ってきているところであります。その中で、先生方からの意見もたくさん出てございまして、これから設計をしていくわけですが、できる限り設計に生かされるように配慮していきたいと思っております。

次に、災害時には学校施設が避難所になるということは十分考えられます。今の象潟中学校の建設に際しましては、地域連携施設的なものも建設される予定になっております。これからその内容については詰めていくことになっておりますけれども、できればその中に倉庫的な部分も設置される予定もあるようですので、必要最小限のものの備蓄が、そういうところを利用してできればいいのではないかなというふうには思っております。

津波対策については、特に検討は今のところしておりませんが、いわゆる水害を考慮した場合の床の高さなどについては十分検討していきたいというふうには思っております。

同様に、給食調理場についても、建設委員会の中でもいろいろ作業の流れなどスムーズにいくように、また、いろいろなもののレイアウトなど、いろいろ意見をいただいているのでございますので、現場の職員の声も聞きながら、十分設計に取り入れていきたいというふうには考えております。

議長（榊原均君） 入札制度に当たってのメリット・デメリットの件につきましては産業建設部長、答弁。

【産業建設部長（金子則之君）登壇】

産業建設部長（金子則之君） お答えいたします。

1 つ目の入札予定価格の事前公表は、新市ではどのようにしようとしているのでしょうかということでありましてけれども、事前公表は、にかほ市建設工事入札予定価格事前公表取扱要領に基づき、新市においても、工事設計額 250 万円以上について 10 月 1 日から施行しており、当分の間、施行を行うものとしております。

2 つ目の 5 番、事前公表のメリット、デメリットはどんなことでしょうかということでありましてけれども、1 つには、過去に幾度となく新聞紙上をにぎわしている入札予定価格の漏洩をめぐる事件の防止を図るということ、それから、透明性、工事内訳書によって積算能力の向上によりまして、競争性が生まれるというふうなメリットがあります。反面、落札率が高どまりになる可能性や、積算もしないで応札する業者もふえるのではといった指摘もあります。本市においては、入札業者が実際に積算業務を行ったかを見るため、入札時に、積算根拠の資料、工事内訳書の提出を求めています。談合はあってはならない行為であり、各所管においても、指名業者が一堂に会する現場説明会を行わないなどの措置をとっております。また、事前公表を含めまして、入札結果の公表も行っていることは、市民の関心を高める効果もあり、談合防止には役立っているものと考えております。

以上でございます。

議長（榊原均君） 23 番村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 1 点目の介護保険に関連して質問します。

市長は、施政基本方針で、第 4 の原則として、「生活弱者と言われている体に障害のある方や高齢者の皆さんに常に目を向けた市政を行ってまいりたい」と、このように言っておりますし、また、「豊かな地域福祉の実現として、住民が安心して生活ができる地域づくり」云々、「そのための福祉計画を立てる」、こういうふうには話しているわけです。ですから、このようなことから見ても、政府が突然、しかも年度途中、余り期間を置かないで居住費や食費を上げると、この不意打ちのようなやり方については、住民は大変困っているだけでなく、心の準備もできていない。あらかじめ説明は受けているけれども、11 月最初に出された請求書を見て愕然とする、こういうふうなことがあるわけです。したがって、最終的には今後検討するというようなことだったようですけども、先ほどの市民部長の答弁のほとんどは、これは改正される介護保険のあり方をそのまま生かしていくということが大部分なわけですから、それは当然だとしても、上乘せの部分の維持、これなんかもどうしても続けていければいいというふうに思うわけです。

例えば「広報にかほ」では、最近出たのでは、旧仁賀保町の制度に統一して — これは介護保険だけではないわけですが、仁賀保の制度に統一して、入院時、食事・医療費の補助を、福祉医療費受給者票を持っている人にはやると、そういうようなことも載っていて、大変よかったというふうに喜ばれているわけです。ですから、このように、できる施策は、またこれまでやってきたことはできるだけ維持をし、さらに喜ばれる施策を投入していく。そして、今突然出てきた、介護、食費、それから居住費、これについてはその自治体によっては、例えば食費の分 200 円を補助すると

か、あるいは施設と協議をして、その何%かの補助をして、急激な打撃を与えないように、また、施設の努力もかなりあるように聞きました。急に上げないように、今年度は途中でもあるし頑張るといようなことを言っている施設もあります。したがって、再度、今後検討して、新年度あたりからは、食費、居住費について、何とか補助できる体制を検討できるかどうか、その点についてお尋ねします。

2点目については、また後に続けます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

生活弱者と言われている方々に常に目を向けた市政を心がける、この基本はこれからも私は変えていかないうもりでございます。

ただ、今、制度が始まって2ヵ月ちょっと。どう困っている方が — 確かに負担がふえているから、これまでなかった負担ですから、負担はないほうが一番いいわけですがけれども、どういう形で困っているのか、このあたりの状況調査をまずしてみたい。例えば、普通は、高齢者の皆さんは収入がある程度限定されるけれども、子供さんたちが収入があると。それでも子供さんたちが出さないというふうな事例もあるかもわかりません。あるいは、高齢者の皆さんが今収入がなくても、例えば財産を持っている、不動産なんかの財産を持っている方もいるかもしれません。こういう形の取り扱いをどうするか。要するに平等性をどう確保していくか、こういうこともまず検討しなければならないと思っておりますので、もう少し — 18年度予算という御質問でございますけれども、もう少し、ちょっと対応を精査するまでの時間をいただきたい。あるいは、できるとすれば、18年度には反映したいと思っておりますけれども、まず精査する時間をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 今の市長の答弁では、こういうことがあるかもしれないというような仮定のもとに答弁している内容が結構あるわけです。まだ調査も十分して — 通告してからの市民部長の答弁では概括的な答弁です。何人いて、これぐらいというようなことでは不十分だと思います。やはり個々の実態というのは、それはさまざまあるのは当然です。しかし、先ほどちょっと触れましたように、2人の年金でこれまで何とかやってきていた。でも、この値上げでやっていけないようになったというような例や、今まで入所していた人が退所しなければいけない。このような状態もあるわけですから、もっと丁寧に内容を確認しながら、新市の新年度からの対策を講じるべきでないかというふうに思っておりますので、その点について具体的な調査と対策どうするか、答弁を願います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 調査については、これからすぐに取りかかりをしていきたいと思っております。その上で、反映するか反映しないかは、これから考えていきたい、そのように御理解をいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） では、中学校建設に関連して、幾つか質問します。

現校舎に暮らしている生徒たちの安全の問題ですが、建物の補強でということもありますが、実は特別な避難訓練とか、そういうことも本当は必要なのではないかというふうに感じておりますので、その点1つと、津波が来たとき — 地震の想定もあるんですが、地盤が結構低いです。特に旧象潟町はその影響をこうむりやすいという条件にあるので、海拔どの程度とか、どの程度の地震や津波に対応できるかということの設計、あるいは対策等は当然必要ではないかと思うわけです。ですから、その点についてどういうふうに考えているか、再度質問します。

議長（榊原均君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 生徒の安全面に関することで、避難訓練という御質問であります。当然、年1回程度ですけれども、通常の避難訓練は行われていると思います。建物がああいう状況ですから、特別な避難訓練という、そういう意味だと思いますけれども、その辺も十分考慮した訓練のあり方というものを学校側と意見交換しながら、どのような — 新校舎ができるまで、もし地震が来た場合の経路とか、その辺も含めて検討してみたいなというふうに思っております。

あと、今のところ、津波対策、多分海岸線からは大分距離的にはあるということで、検討はされていない、今まではしてこなかったと思われます。耐震の処置は十分、まあ今の建物ですから、その辺のところは十分対応できるように建てていることは言うまでもないことであります。津波対策としては、学校の津波対策、学校の建物の津波対策というのももちろん場合によっては必要でしょうけれども、この辺の地域一帯を考えた、もう少しエリア的な考えで総合的にやっていく必要もあるのではないかなと、こう思ったりもしております。

で、水害対策という面でいろいろと検討をしていかなければならないと先ほど申し上げましたので、その辺とも関連をつけながら、ちょっとこれからその辺についてはもう一度検討をしてみたいというふうに思っております。

【23番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで23番村上次郎議員の一般質問を終わります。

2時15分まで休憩いたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時15分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番佐々木正己議員の一般質問を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） あらかじめ申し上げますが、私への答弁は、要点を外さなければ、幾ら短くても結構ですので、よろしく願いいたします。

最初に、新市のまちづくりということで伺いたいと思います。

市長の市政報告、並びに一般質問のやりとりでいろいろ出ましたので重複しますけれども、新市

のまちづくりに対する基本的なお考えとして、市長としてのビジョンを伺いたいと思います。特にこれとこれは強調したいというようなことがありましたら、伺いたいと思います。

次に、助役・収入役に対する考え方、並びにその提案時期についてであります。今回、教育長が決まりまして、監査役もお一方決まりました。ということで、「横山丸」の船出がなったわけですが、助役・収入役に関しては今回提案がありません。で、いつごろ提案されるのかなという市民の期待といいますか、そういった関心も高いわけで、その提案時期についてお考えを伺いたいと思います。特に、助役・収入役に関しては、最近では考え方が以前と違ってきておりまして、以前は必置の役目だというようなことになっておりましたが、最近では収入役を置かないで助役を2人にするとか、あるいは、この前の13日の魁の社説によりまして、地方制度調査会の答申が出て、将来はいずれ助役、収入役を廃するんだと。なくして、かわりに副市長制を置くとか、そういう方向にもっていくというような答申も出たようです。市長の助役・収入役に対する考え方をお聞きしたいと思います。

3点目ですが、旧3町、あるいは3町共通でなくても旧2町ということで、補助金を出している、共通しているいろいろな団体、組織があるわけでありまして。冒頭、観光協会はこれから合併するという方向に進むようですけれども、いろいろな団体、例えば青少年町民会議、3町にありますけれども、それもいずれは市民会議ということになろうかと思えます。そうした団体が数多くあると思われましても、その団体の数は幾らぐらいあって、これからどういうふうに統廃合をしていくお考えなのか。さらに、それらに対する補助金は、例えば10万ずつ3町で出していたから、30万補助金を出すという考えなのか、あるいは減額して運営していくということになるのか、その辺のお考えを示していただければと思います。

それから、3庁舎に事務機構が分散されております。加えて、金浦のコミュニティーセンター、あるいはスマイルというところにも各事務の本体が行っているわけでありましてけれども、そうした移転に対しての事務機構は十分に機能しているかどうか。特に金浦のコミュニティーセンターあたりは、大挙して職員の方が、押しかけたというわけではないんでしょうけれども、行ったために、大変スペースが狭くて困っているというような話も聞こえておりますが、その辺は解消されたかどうか、あわせて伺いたいと思います。

それから、5点目ですが、合併特例債に関してであります。どういう考え方で、特に具体策が、それをどのように使うかというようなことでの具体策があれば、お示しをいただきたいと思えます。

次に、これは県道のことなんですけれども、仁賀保・矢島・館合線、要するに院内から冬師、釜ヶ台に抜ける道路ですけれども、出口、入り口は大変拡幅されていて立派なんですけれども、途中、院内寄りの一部が大変狭いままで何年もなっております。当然生活道路でもありますし、夏場でも車の交差が大変難しい道路であります。このように雪が降って、どうなっているんだろうというふうに、大変、雪を見ながら心配しているような状況もあります。で、県のほうとではどのような話し合いになっていて、いつごろちゃんと拡幅して、そういった工事がなされるのかどうか、伺いたいと思います。

次に、消防体制について消防長にお聞きいたします。

新たに市長部局ということで機構が変えられました。ということで、従来の仕事に対して特に変化は、まあないとは思いますが、変化はないのかどうか、伺いたいと思います。

次に、定数減であります。法的な定数よりも相当数減員されている状態で、消防体制が運営されているわけです。これは大変賃金面では、賃金の削減ということではいいのかもしれませんが、特に消防は人の命、財産を預かるということで、事あるときには大変貴重なといいますが、大事なそういう部署でもあるわけで、必ずしも定数減が続いていいとは私は考えていないわけですけれども、今後も定数減のままでいくのかどうか、あわせて伺いたいと思います。

それから、給与面では、これも一般職と変わりはないと思いますが、一般職の条例の給与表を見てみますと、3表あるわけで、第1表に一般職、並びに消防職というふうに、特に「消防職」ということでうたっているわけです。これは何か一般職と違って、消防職はまた違うのかなという感じもしますので、その点も伺いたいと思います。

以上です。

議長（榊原均君） 前段のほう、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

市長としてのビジョンについてでございますが、基本的な方針については市政報告でも申し上げましたように、夢のある豊かで元気なにかほ市を創造するために、市民の皆さんに約束した4つの基本原則に基づいて各施策を展開してまいりたいと思っております。この6分野90項目にわたる施策に集約していると御理解をいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、第1は、旧3町のよいところの特性や特色をさらに伸ばすことができるようなまちづくりを進めていくということでございます。第2は、市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加する協働のまちづくりを進めるということが2つ目でございます。3つ目は、将来にわたり計画的な事業展開ができるような安定した財政環境を確保することでございます。そして、4つ目は、生活弱者と言われている障害者や高齢者の皆さんに常に目を向けた市政を心がけていく。そして、訴えてきたこの4つの施策を、4つの基本理念に基づいて、各種の施策を展開していくわけでございますが、新市まちづくり計画の基本理念や方針、これとリンクさせながら、掲げた施策を一步一步着実に実現できるように全力を傾注してまいりたいと思っております。

次に、助役・収入役についてでございますが、新しい市が発足して2ヵ月になりました。2ヵ月ちょっとになりましたけれども、やはり一つの市として、これから新しい市をつくっていかねばなりません。そういうこと、私だけでは力不足の部分もあります。助役・収入役は何とか置きたいなというふうにして現在考えております。ただ、議会に提案する時期については当然年明けになりますが、いい人材を今探しておりますので、探しておりますといいますが、今、いろいろ検討しておりますので、いずれかの機会を見て提案したいと思っておりますので、その際はひとつよろしくお願いを申し上げます。

それから、補助金のあり方と統廃合についてでございますが、合併協定においては、各種団体への補助金、交付金等の取り扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市において

調整するとなっております。したがって、18年度予算編成においては、類似の団体及び類似補助金の統廃合を実施してまいります。

なお、各種団体の運営補助金については、必要性や目的、効果等の再点検を行い、縮減、廃止、期間の設定に取り組み、各種団体の自立化を促進したいと思っています。

いわゆる補助金は、私は、ある一定期間において、その団体なりが自立するまでの補助金がほとんどではないかなと。どうしてもやらなければならない運営補助金はありますけれども、私は、基本的には、各種団体の補助金というのは、自立に向けた補助金だとそのように理解しているところでございますので、見直しについて、これから十分検討をしていきたいと思っております。

3町及び他の事務所の事務機構についてであります。御承知のように、合併協定書に基づき、旧役場庁舎を分庁庁舎として有効活用を図り、各庁舎に住民サービスが低下しないようサービスセンターを設けているところでございます。また、事務組織及び機構は、効率的で住民にわかりやすく利用しやすいものとして組織しているところでございます。したがって、にかほ市がスタートして2ヵ月余りですが、教育委員会及びガス水道局も含めて、おおむね機能していると考えております。

なお、既存施設での利用でもございますので、一部事務スペースの狭い部署もありますが、私が掲げている施策を実現するためにも、事務組織や機能の見直しを考えておりますので、その中で検討してまいりたい。狭いところについては、そのことも含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、各種の補助金でございますが、現在、320件ほどございます、320件ほど。そのうち単独事業としては247件ございますので、これをどうしていくかということもこれからの課題でございますが、先ほど観光協会のお話もございました。あるいは婦人会も今すぐには合併できませんけれども、この前、3町の婦人会の連絡協議会も発足したところでございます。また、身体障害者協会、これは一本として立ち上げられました。こういう形で、これから、3町にわたる各種類似の団体については統合を目指して、行政も力をかしていきたいなど、そのように考えているところでございます。

次に、合併特例債についてであります。合併特例債は特例的な起債事業でありますので、個別の具体的な事業への特例債充当の可否については、他の事業債と同様に、事業内容の適債性や事業内容、まちづくり計画での位置づけと合併との関連が検討されることになっております。そして、総合的に可否が判断されるものでございます。具体策については、計画されている事業の中から選択して合併特例債事業として計画をまとめていかなければならないと思いますので、現段階でお示しすることはできません。ただ、これから、18年度の実施計画もつくっていくわけでございますが、18年度で、やはり第1回目の財政計画、中・長期的な財政計画をつくっていきたく思っております。ですから、これには、どういう事業を合併特例債に充てていくか、こういうことをまとめなければ財政計画を立てることができませんので、これについてもこれから、18年度の実施計画とあわせながら、どの事業を合併特例債として持っていくか。まあこれから、いろいろな事業については、市民の皆さんと協働して、規模なりそういうものをまとめていくわけですので、額は大まかな額し

か出ないわけですが、ある程度の概算事業費をつかみながら実施計画をまとめて、起債事業として県なんかと協議を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

それから、県道仁賀保・矢島・館合線でございますが、総延長が6キロで、幅員が8.5メートルに改良するものでございます。現在行われている工事は、第2工区の2,821メートルを改良中でございますが、当初計画では17年度完成の予定でございましたが、途中で災害が発生したために、18年度に完成をすると、そのように県のほうから伺っているところでございます。

以上でございます。

議長（榊原均君） 次の消防体制につきまして、答弁、消防長。

【消防長（高橋誠君）登壇】

消防長（高橋誠君） それでは、22番佐々木議員の御質問に答弁させていただきます。

1番の市長部局に機構がえされたが、特に変化はないかという御質問ですけれども、消防は昭和44年に旧3町の組合消防として発足し、10月には1本部1署2分署体制ができました。その後、平成13年に現庁舎が完成し、1本部1署体制となり、実質的に単独消防的な活動をしてまいりました。本年10月からはにかほ市となり、組合消防から単独消防署、消防団として活動しておりますが、組織的には全く変わっておらず、人員についても異動などもありませんでしたので、勤務、消防活動に変化はないものと考えております。

次に、2番の定数減が続いているが、活動に影響はないのか、今後の方針とあわせて伺いたいということについて答弁いたします。

平成13年、現庁舎が完成し、1本部1署体制に移行し、それまで3カ所に分かれていた人員が1カ所に集まるということで、人員を有効に活用できることから、正副管理者会議の中で2名ほどの減員ができないものかとの話が出て、庁舎完成と同時に、通信指令台の導入、出勤体制などを考慮し、了承することとしました。しかし、消防組合発足時、一度に多くの職員が採用され、これから団塊の世代の職員が同時に退職することになります。消防は採用と同時に6ヵ月間、秋田県消防学校初任科教育課程に入校しなければならず、その間、消防署が人員不足を生じるため、年齢構成が平準化するまで、定数条例改正は行わず、年齢構成が平準化した時点で、約束事でありますので、定数条例改正案を提出したいと思っております。

この定数につきましては、現在の出勤体制に限られたことで、装備面で車両がふえたり、体制が強化される場合には、人員の増が見込まれるものと思っております。現在、日中の建物火災には、第1小隊から第3小隊までポンプ車3台が出勤します。第3小隊は本部員の日勤者が担当します。土日、休日、夜間の火災の場合は、全非番者、日勤者に電話やメールで招集がかかり、第3小隊として出勤します。また、救急車が2台出勤した場合には、夜中であっても、次の出勤体制を整えるため、非番者が招集され、署での待機となります。それを思うと、職員には体力的、精神的に大きな負担をかけていると思っております。大きな災害が発生した場合には、到底現在の常備だけの人員では対応できませんので、市消防団と連絡を密にして、あらゆる災害に対処していかなければと考えております。

次に、3番の給与面ではいかがという御質問ですけれども、給与表は市役所と同じ「行政1」を使

用しております。10月には1名の昇格者はありましたが、消防組合で支給されていた級、号に変化なく、そのまま市のほうに異動しましたので、給与の上がり下がりは一切生じておりません。

以上でございます。

議長（榊原均君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 市長の施政方針演説の中で、仮称にかほ市まちづくり基本条例をつくりたいというようなお話があって、その後、やりとりの中で、総合発展計画もつくりたいということなんですが、仮称にかほ市まちづくり基本条例の町長の説明ですと、中に大変いろいろな ー 議員の身分、それから市長、議会、議員の役割と責務、市民参加のあり方、協働のまちづくりなどを条例で規定したいということを言っていますが、これですと、今ある条例をほとんどこの基本条例の中に網羅しなければならないということになりはしないかと。大変膨大な量と、今あるいろいろな条例の整合性なり、結局ダブるのではないかというふうに思いますが、それと同時に、総合発展計画も18年の12月までにつくりたいしということをおっしゃっています。こういった計画と基本条例の制定について同時並行ということは可能 ー 私はちょっと難しいのではないかと思うんですが、市長は可能とお考えなのかどうか、これ1点伺いたいと思います。

それから、助役・収入役で、年明けにぜひ何とかしたいというような答弁でしたが、年明けということになりますと、3月定例になるのか、あるいは議会が変わって4月以降になるのか、その辺の腹づもりはどうなのか、伺いたいと思います。

それから、事務機構に関して、機構の見直しをやりたいというような御答弁がありました。これは時期的にはいつごろになるのか、あるいは見直しの大小 ー 大幅にやるのか、小幅にするのか、この辺をまず伺っておきます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

総合発展計画は、旧象潟町では基本構想、これは自治法で規定されているものでございますので、これはつくらなければいけないだろうと。それから、まちづくり条例については、これから協働のまちづくりを進める上で、やはり市民1人1人が市政の主役だという認識を強く持っていたかねばならない。そういうことで、やはり市民の責務と役割、あるいは市長、議会、職員、こういうものを規定した条例をつくりたい。そんなに今の条例とダブるものではありません。あくまでもまちづくりの方針を定めるものでございますから、そんなに長い条文となることはございません。私は、ある程度、協働のまちづくりを進めるための責務と権利、そういうことを規定したいと思っております。

それから、助役・収入役でございますけれども、3月定例議会にかけるのか、あるいはその前に臨時議会を開いてもお願いするべきなのか、あるいは4月以降になるのか、今の段階では何とも申し上げられませんが、できれば、早く置きたいなという気持ちはあります。

それから、事務機構については、それぞれの受けとめ方があるかと思いますが、ある部分においては大きく変わるかもしれません。ですから、全体的な見方としてどうなるかは、これから今考えていることを1つ1つ実現するためにどうあればいいのか、これからの検討課題でございます。

議長（榊原均君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 補助金の関係です。当面今のままでいく — 補助金を出すのかなというように受けとめ方をしたんですが、それでいいのかどうか。18年の予算では、各旧3町のいろいろな諸団体、グループ、組織に対して従来の補助金を認めるというような理解でいいのかどうか、それが1点と、県道ですが、18年度に完成をしたいということなんですが、今のところ何も工事にかかっていないような状況なはずで、1年間であの距離をできるのかどうか大変 — できないのではないかなと私は聞いて思ったんですが、その辺を詳しく伺いたい、その2点です。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 各種団体の統合については、当然ながら、これから18年度の予算編成において、18年度でどうするかということが話し合われてまいります。当然そういう関係団体との協議も進めていくわけですから、できるものはできるかもしれませんが、できないものは18年度でできないかもしれません。けれども、先ほど申し上げましたように、基本的には各種団体については、運営的な補助金は自立するまでの補助金だと私は認識しています。ですから、期間はある程度限定しながら、補助金は廃止なり縮減していかなければならないのではないかなと思っております。ですから、18年度に統廃合されて反映されるもの、あるいは18年度ではできなかったもの、出てくるかもしれません。これから協議を進めたいと思っております。

議長（榊原均君） 補足答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） お答えいたします。

県道仁賀保・矢島・館合線のことなんですが、上のほう、数百メートルぐらいが今工事中でした。だから、下のほうは舗装ということで、来年の夏ころまでというふうな見込みを立てているようでありました。

議長（榊原均君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 補助金の関係です。考え方はわかるんですが、具体的に補助金をもらっている団体は、一応4月から新年度ということで活動を開始するはずなんですね。そのときに予算的な裏づけがあるのかなのかということで、大変活動と予算の立て方が、各団体、いろいろと困るのではないかと思います。で、何もなければ従来どおりの活動をするんだということで、活動計画と予算を立てた。ところが、途中になって、いや、3分の1減らしますよと。あるいはその隣、あるいは3町の団体と統合してやってくれよと途中から言われるのでは、大変活動ができなくなるような状態になるので、その辺の具体的な段取りをどういうふうに各団体に通知するのか、周知徹底するのか、その辺の考え方があったら1点教えていただきたいと思います。

それから、消防のことです。これは、今度は市長にお聞きします。市政報告の中で、11月末までに901件の救急の出動があって、これは前年度比125件の増だということと、来年の2月に災害用の特殊ポンプ車を配備するというお話がありました。大変火災は少なくなっていると思えますけれども、この辺の出動体制は大変過酷なものがあるのではないかというふうに思います。今、消防長のお話で、そうした条件があるのとないのとでは、今後いろいろプラスの要素 — 人員的にですね、プラスの要素も見込まれるのではないかというふうなお話がありましたので、その辺の

人員の増減は当然市長の判断にかかってくるわけでありまして。年明けに、そうした緊急ポンプ、災害用のポンプ車が導入され、あるいは救急業務がさらに忙しくなるという状態で、定数減でいいのかどうか、その辺のお考えを再度お聞きします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 補助金については、先ほども申し上げましたように、これから各種団体などと協議を進めていかなければならないわけですが、18年度でできないとなれば、じゃ19年度からできるのかと、そういう形の話し合いになっていくと思います。ですから、一方的にこちらのほうで、この補助金については、もう何も相談もしないでカットだという考え方は持っておりません。あくまでも関係の団体なりと協議を進めながら、見直しを進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

消防の体制は、やはりこれ充実することは大変重要だと思います。ですけれども、やはりどうしてもこれから行財政改革を進めていく中で、消防についても例外ではないわけです。これを今の人員を削減していくという、今すぐ削減していくという考え方は持っておりませんが、何とか今の現体制の中で市民の皆さんの負託にこたえていただきたいと。この中で当分はこれでいきたいと思っております。どうしても施設の充実で人員が必要だとなれば、やはりその時点で増員なども考えていかなければならないと思っております。

議長（榊原均君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 今の消防の定数のことです。

合併前にお二方が退職されて、3月にもうお二方が退職されるようです。で、4人減と。市長の報告の中で、3人は新規採用したいというお話でした。そうしますと、単純にまた1人減になるわけですか。で、減になる状態で、新たな特殊ポンプ車の導入ということで、そういった内部の勤務体制が十分に今までどおりやっていけるのかどうか、その辺の見解をお聞きします。

議長（榊原均君） 答弁、消防長。

消防長（高橋誠君） 9月末で2名退職しております。で、3月末にまた2名退職。17年度は計4名が退職したことであります。で、18年度の4月1日に3名の採用ということで、先日、試験のほうを終えております。今現在が62名で、学校のほうに入校していないということで、今、63名で活動しておりますけれども、4月からは64名になるそうですので、トータル的には、17年度の当初では65名おりましたけれども、定数ぎりぎりの65名おりましたけれども、まず今の段階で、消防学校、それから大分大学、で、来年は救急救命士のほうの研修所のほうに入校しませんので、まず何とか18年度は64名でやれる見通しということで、まず今回、3名の採用ということになりました。

【22番（佐々木正己君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで22番佐々木正己議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 50 分 散 会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会 12 月定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 46 名 ）

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榭原 | 均 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | |
|--------|-------|---|---|--------|
| 議会事務局長 | 竹内 享一 | 参 | 事 | 佐藤 正 |
| 庶務係長 | 藤谷 博之 | 主 | 査 | 佐々木 美佳 |

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 市長 | 横山 忠長 | 教育長 | 三浦 博 |
| 総務部長 | 須田 正彦 | 市民部長 | 笹森 和雄 |

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 産業建設部長 | 金子 則之 | 象潟市民サービスセンター長 | 松野 勝弘 |
| 仁賀保市民サービスセンター長 | 阿部 五郎 | 金浦市民サービスセンター長 | 三浦 忠彦 |
| 教育次長 | 佐藤 定夫 | ガス水道局長 | 宮崎 俊雄 |
| 消防長 | 高橋 誠 | 総務課長 | 斎藤 隆一 |
| 企画課長 | 竹内 規悦 | 財政課長 | 佐藤 好文 |
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侑 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども科学館長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登美雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成17年12月20日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 46 名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

最初に、4 番竹内睦夫議員の一般質問を許します。4 番竹内睦夫議員。

【4 番（竹内睦夫君）登壇】

4 番（竹内睦夫君） おはようございます。

質問に入る前に、1 点訂正をさせてもらいたいと思います。

1 ページ目の上から 3 行目のところで、「60 項目」と記入してございますけれども、「6 分野 90 項目」というふうに訂正させていただきたいと思います。

さきに通告してありました質問をさせていただきますけれども、今定例会は、合併後、初の定例会ということで、同僚諸兄から多くの質問がこれまでに 2 日間をもってなされております。そういうことから、私の質問についても、これまでにいろいろな面でそれぞれの方々が質問をされている部分もございますし、また、市長もそれにそれなりのお答えをしているというふうな部分もございますけれども、私なりの問題提起という観点から、それぞれ質問通告をさせていただいた順からさせていただきますきたいと思います。

まず、1 点目につきましては、新市のまちづくり運営について。

さきの市長選挙で掲げられました市長の公約、先ほど申し上げましたように 6 分野 90 項目、この事項をそれぞれ列挙してございまして、就任後直ちに実行するもの、あるいは早期に手をつけていくもの、そして、その後に検討していくものと、こういうふうに大別した形でそれぞれの事項を並べておりますが、既存の各分野のものをよく見てみますと、既存の制度の延長線、あるいは現在盛られております開発計画等、実施計画それぞれのもので、ある部分におきましては呼び方を変えたものというふうに受け取られなくもない節もあります。これらが多分に多く含まれているような形で、それぞれ、まあ今はやりで申し上げますと、政治マニフェスト的感覚から選挙戦に向けた、いわゆる短時間のうちに急ごしらえ的に公約した感が否めないと思っております。

市民の間からは、あれだけの数の項目のうち、90 項目ものうち、70 項目に及ぶものがすぐに実施できるのか、あるいは財政がどんどんどんどん厳しくなっていく昨今において、3 町の合併を実現して、これからの社会福祉に備えていかなければならないこうした時期に、あれもこれも実行します、あれも手をつけます、これもやりますというふうなことが果たして実現可能なのかというふうな疑問も市民の間からは聞かれます。この先、果たして市の財政がきちとした形で推移していいのか。

これまでの一般質問の中で市長も、当然のことながら取捨選択をしていかなければならない、あ

るいは優先順位をつけていかなければならないというふうなことはお答えの中で申されておりますけれども、すぐにやりますと言ったものについてはやはりすぐにやっていただかなければならない、これが活字だと思います。そうしたところから、市長が掲げた項目は、いずれにいたしましても住民にとっては深くかかわっていることは当然のことでありまして、先日の同僚議員への答弁の中でも、今後の地方財政はますます、まだまだ不透明で、決して予断は許さないというふうに答えられております。旧3町のうちで唯一、合併しない、単独立町の厳しい財政計画を作成したはずの当の本人である市長が、一番この時期について十分な取捨選択をしなければならないことは、先日のお答えの中でも当然御本人も自覚されていることと思います。ですが、あれもやります、これもやりますというふうなことになりますと、大変理解に苦しむ部分があるわけでございますし、合併を実現したことによって、もしかすれば必然的な余剰財政が見込めることになったのか、改めて市長に伺いたいと思います。

これらに対しまして財政的根拠、それぞれの実行するもの、すぐ実行するもの、早目に実行していくもの、検討していくものというふうな区分ごとにきちんとした財政根拠を説明されたい。

また、議会に対する説明と合意形成をどのように進めていくのか、その手順と考え方をお伺いいたします。

また、それぞれの3町の中で実施計画、開発計画等ございます。これら等と、果たして市長が公約いたしましたものと整合性をつけるとき、どのように調整して持っていくのか、その調整過程もできる限り詳しく説明をされたい。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。行政運営の中で一般会計予算における予備費の執行について。

今回、理解しがたい事態が発生したことは、もう既に御承知のとおりでございます。これにつきましても、過日同僚議員が質問でただしていましたが、市長は、「合併協議会でこのことを協議しなかったことについては配慮が足りなかったと思う」と。で、「おわびを申し上げます」と。「ただし、税金のむだ遣いはしたとっていない。建設してむしろよかったと思っている」と答えておられます。また、合併協定書に明記されてもいない「市役所本庁舎」と篆刻されました石碑といいますが、その除幕式におきましては、この場で話したのは市民にわかりやすく言ったものだと言っております。

私は、これらのやりとりを聞いて愕然といたしました。おわびをしていると、配慮が足りなかったと。けれども、その同じ舌で事の顛末を堂々と肯定している。行政にとって非常に憂慮されるなあなあの発想を目の当たりにした思いでございました。いずれにいたしましても、好ましくないことは好ましくない。だめなことでも勇気を持ってだめと言い切る首長でなければ、これからの厳しい行政執行については先が見えてしまうのではないかと。

わかりやすく申し上げます。予備費はおのずから限度がある。そのために補正予算という制度があるのでございます。今回の場合は、予算措置を過って、あるいは運用を拡大解釈してしまっただけで実施してしまっただけと。そういうことで、必要以上にいいものだ、記念になるんだ、立派なものだと言わなければならなくなったんじゃないかな。どうでしょうか。市長の毅然とした御答弁を求め

たいと思います。

これをどのようにして議会に同意してもらう考えなのかお伺いしたい。

さらに、今後の予算編成とその執行において、自治法上に示されている予備費の充当事項をどこまで拡大解釈していくのか、許容していくのか、厳しくなっていく地方自治体の財政運営との関連した説明を求めたいと思います。

次に、行政コストの削減について。

平成の大合併が声高に押し進められてまいりました。全国で、あるいは県内で、至るところでこのことに対する産みの苦しみを味わってきたことは、マスコミにおけるつい先日までの社会政治欄の一大出来事でした。きのうもテレビ等で放映なされております。

国がこれを進め、地方がこれに呼応したのは、もう既に達している高齢・少子化社会、これまでの右肩上がりの経済環境が崩壊し、待ったなしの施策が求められるところから急速に進んだものであると思います。地方の小さな自治体は、身を削る思いで行政コストの削減に取り組んでいかなければならない。

旧3町間での話し合い調整によって、臨時職員を一斉に整理をすると。旧仁賀保町でも104人あった職員を50人も解雇の対象にしなければならないと、こういうふうな説明を受けておりましたし、その当時、私どもの同僚議員からは、温かくない措置だなど、こういうふうなお話もされておりました。

市長もさきの質問に答える形で、今後10年間で64人の一般職を削減しなければならない。行政コストを引き下げるということはその一環として当然のことと思われませんが、むしろこれは第一段階として、第二・第三段階の低コスト策を打ち出さなければ、これからの世の中には対応していかななくなる事態が発生してくることが予想される。これから後の行政需要にはどのような考えから対応していくのか。この臨時職の削減、あるいは雇用、こうしたところからこの質問に対してのお答えをちょうだいしたいと思います。

9月末日をもって整理された人数が何人おりました、該当者が。そして、10月1日以降、新たに雇用した人数は何人になるのか。一般職、あるいは技能職、それぞれ個別にお願いをしたいと思えます。

また、それによつての削減額、年間推計で結構でございますけれども、整理されたことによつてどれだけのコストダウンになるのか。また、新たに雇用したことによつてどれだけの増額になっていくのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

また、全体的には、今後このことを踏まえまして、どのような方針で運営して当たっていくのかお伺いしたい。

以上、大きく分けまして3つの課題について質問させていただきましたけれども、お答えによつては自席から再度質問をさせていただきたいと思えます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。

それでは、竹内議員の御質問にお答えをしたいと思います。

10月1日に、にかほ市が誕生しましたが、人口の減少、あるいは少子・高齢化社会の進展、そして厳しい財政環境や地方分権の推進など、さまざまな課題が山積しております。こうしたことを踏まえまして、合併のメリットを生かしながら、将来に向けてさらに活力のあるふるさとを創造していかなければなりません。

私は、さまざまな課題に対応し、新しいふるさとをつくっていくために6分野90項目にわたる施策を市民の皆さんにお約束をしたところでございます。こうした公約については、着実に一步一步実現できるように努力を重ねてまいりたいと思います。

今、竹内議員のお話の中で、これは既存の計画をただ変えただけでないかというふうなお話もありましたが、私は、やはり足元の課題にどう対応して、そして将来に向けて活力のあるふるさとをつくっていくか、これが私は重要だと考えております。したがって、先ほど申し上げましたように、90項目にわたる施策を着実に実現できるように頑張っていきたいと思っております。

ここで6分野90項目にわたる施策の財政根拠を説明されたいという御質問でございますが、私は選挙公約というのは、市長選挙であれ、市議会選挙であれ、候補者がみずからの政策を掲げて有権者に訴えて、そして理解を求めるものだと思っております。竹内議員も旧仁賀保町議会議員として選挙戦を戦ってきたわけでございますけれども、いろいろな施策を掲げてきたと思っております。それにはなかなか財源的な根拠というのは難しいと思っております。

ましてや私も就任して1ヵ月。1ヵ月の中でいろいろ考えてはおります。考えてはおりますが、今、三位一体の改革などで、にかほ市を取り巻く財政環境も大変将来に向けて不透明でございます。不透明な中で、じゃ、私が約束したいろいろな施策についてもどのくらいの需要があるのか。農業施策についてもどのくらいの需要があるのか。文化センターを含め、中学校の改築はどのくらいの額にしていくのか、これからの課題です。これからの額の課題もあるわけです。そういう中で財政根拠を示せというのはなかなか難しい御質問ではないかなと思っております。

また、私も、就任して1ヵ月の中で、これまで旧金浦町、あるいは旧仁賀保町でやってきた事業、あるいはこれからやろうとしている事業、これについてもまだまだ把握している段階ではありません。これから旧3町の事業をいろいろ検討しながら、18年度の予算編成に向けて、新しいにかほ市の実施計画をつくっていかなければならないと思っております。したがって、現時点では財政根拠をお示しすることは大変難しい、大変困難でございますので、この点を御理解をお願いしたいと思います。

次に、議会に対する合意形成でございます。これからの各種の事業展開するに当たりましては、できるだけ市民の皆さんから参加していただくということを議員の皆さんから御質問がございました。さきに17番の竹内賢議員の御質問にもお答えしておりますが、協働のまちづくりを進める上では、やはり議会の果たす役割というのは大変大きいと思っております。この前も申し上げましたが、市民との協働でまとめた案を最終的に議会と協議して実施段階に移していく、これが私は合意形成につながるのではないかなと思っております。また、旧3町の実施計画についても、これからまとめてまいりますけれども、それを提示して18年度の予算審議をしていただく、これが合意形成だと私は

考えております。

予備費の執行についてでございますが、篆刻石の設置費の予備費充当、これについては27番佐々木弥四夫議員にも御説明したとおりでございます。この点については何とか御理解を賜りたい、そのように思います。

何か今の話では、「本庁舎の篆刻石」というような御質問ありましたけれども、「本庁舎」という表示はしておりませんので、あくまでも「にかほ市役所」という形の篆刻石でございます。何とか御理解を賜りたいと思います。

予備費については、地方自治法に、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない」と自治法に規定されております。歳入歳出を執行するに当たりまして、予算額に不足が生じ、または全く予算に計上しなかった経費を必要とするなど、ある程度予算に過不足の生じることは、歳入歳出予算が収入支出の見積もりである以上やむを得ないと自治法上の解釈もあるわけでございます。したがって、予算の不足が重要な事態によるものであれば補正予算で措置されるべきものでございますが、予算編成時に予期できない緊急に要するものや軽微なものについては、能率的な行政を行うために予備費の制度が設けられたと、そのように理解しているところでございます。しかしながら、御指摘のとおり厳しい財政状況の中で透明性のある行財政運営を心がける上で、安易に予備費の執行は、当然のごとく避けるべきだと思いますので、今後とも慎重な予算執行を行ってまいりたいと思います。

次に、行政コストの削減についてでございます。9月末で退職された臨時職員は、旧3町合わせて16人となっております。その内訳は、一般事務補助員が15名、作業員が1名となっております。10月1日以降、新たに通年を通したような継続した雇用をした臨時職員はおりません。

なお、この9月末で退職された臨時職員16人分の年間削減額は2,013万5,000円となる予定と申しますか、途中でやめておりますので、仮に1年間雇用した場合は2,013万5,000円という試算になります。また、9月末で退職された正職員は、一般職で1名、消防職で2名の計3名となっておりますが、この3名はいずれも自己都合で退職されたものでありますので、合併による削減というものではございません。

今後の行政コストの削減の取り組みについては、どの行政サービスにどれだけのコストがかかっているかをあらゆる行政評価システムの導入を図りながら、事務事業の効率化、あるいは重点化の観点から、従来の施策、制度を見直し、幅広い角度から検討を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 4番竹内睦夫議員。

4番（竹内睦夫君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目の質問でございますけれども、市長は、何ですか、私も公約しているはずだというふうな意味のことをおっしゃっておりますが、私の公約的なものを何かごらんになったんでしょうか。私は、常にそうしたはがき等で訴える場合は、「そのように実現することに努力をいたします」、こういうふうないわゆるはがき等の公約をしております。市長の場合は、「直ちにやります」と、「すぐやります」「取り組みます」と、こういうふうな文言になっているんですよね。その違い

だと思っんですよ。

政治を志そうとする者は、だれしもいろんなものに対して努力を傾ける、全力をもって精魂を傾けて努力していくと。ですが、直ちにやります、すぐやりますということとは違っと思っんです。そのところで、額につきましては今後の課題と、これもある程度わかるような気がします。ですが、ちょっとニュアンス的に市長のおっしゃっていることと私の聞いていることとはちょっと違っのかなというふうに思っますので、一言、簡単でいいですから、その違っについて市長からもう一度お答えをちょうだいしたいと思っます。

それから、今、市長は、2番目の質問の再質問になりますが、予備費につきましていろいろ自治法上の解釈等の文言をおっしゃっておられましたが、私も実は相当数のこのことにつきまして文献を取り寄せて調べてまいりました。市長の言っていることは決して間違っはございません。ですが、当然のことながら、予備費の項目には禁止項目もありますし、また、条文というものはいつでもそうです、すべての条文がそうですが、それで満点100%備わっているわけではございません。それをどこで補てんするのかといっますと、いろんな決まりやさまざまな部分でそれがいろいろ拘束されてくるわけでごいっますし、今回のまず予算編成時に、緊急的な、予期しなかつた、あるいは予算の計上額に不足を生じたとき、この2つに大別できると思っんですよね、予備費を計上して差し支えないのは、いわゆる使用して差し支えない場合は、計上する場合は計上する場合で先ほど市長も申し上げておつたように根拠があるわけですがけれども、その予備費を支出する場合には、大きく分けてこの2つになると。

で、予備費がですね、経費の全額を予備費で賄う場合、今回の場合、わかりやすく言えば仁賀保庁舎の分と金浦庁舎の分ということになるうと思っますけれども、経費の全額を予備費で賄う場合は直接予備費から支給するものではない。必ず一たん支出科目を設けて予算の欄に記入して、それ以降、それを措置しなければならぬ、こういうくだりもございっます。

また、これは、国の判例でございっます。予備費は、予算の不足又は予算外の支出に充つるため設くべきものなるがゆえに、特定の事業費に充つるの目的をもって予備費の追加、補正をなすは、予備費本来の性質に反するものにして不可なりとする判例が文献に出ておりっます。いわゆる今回は全く100%だと思っんですよね。額は確かに三十数万、四十数万でしたか、それぞれの金浦分、仁賀保分ということだと思っんですけれども。

問題はですね、市長、あなたが町長時代に、ここの象潟、隣の象潟庁舎の正面にそのものを予備費で計上しましたか。でないでしょう。そうすることによって、仁賀保分、金浦分は、これは完全にそのもの単独の事業になるわけですよ。ということは、私が今申したように、「本来の性質に反するものにして不可なりとする」と。どのように解釈いたしますか。これにつきましてはもう一度きちつとしたお答えをいただかなければならぬ。中途半端なお答えであれば、また次の再々質問ということになるうかと思っますので、よろしくお願いいたします。

それから、3番目の行政コストの削減について、余り時間もなくなつてまいりましたけれども、恐らく、いわゆるこれまでの町政、あるいは現在の市政、それぞれかかわっている方々であれば、大部分の方々が福島県の矢祭町という、お名前だけは市長も当然のことながら知つていらっしやる

んじゃないかなと思いますけれども、相当以前から過疎の地域ということで、小さな町でありながら今回は合併しない。もちろん今回はでなくて、相当以前から合併はしないと。その町でどういうふうな面で取り組んでいるかというふうなことは一々、時間の関係もありますので差し控えますけれども、割愛しますけれども、いわゆる市職員1人1人が一つの役場を担っているというふうな意識のもとで、もろもろの業務をそれぞれ受け持って取り組んでいらっしゃる。もちろん職員もどんどん削減しながら、ただし職員の待遇は低下させない。こういうふうな町長さんの方針によりまして、全国に名立たるいわゆるコスト削減に取り組んでいる一大モデル市町村というふうなことでたびたびマスコミ、あるいはさまざまな広報等に掲載されてきておるところでございます。

今、市長は、この今後につきましてということの、一層のあれに取り組んでいくと。今、現在、2,013万円がまず今回の措置によって発生するというふうなお答えでございますけれども、問題はこれからだと思うんです。

昨日でしたか、消防職の件でも同僚議員から質問がございました。いわゆる職員が不足することによって業務に支障を来さないかと。これはもう論外のことでございますけれども、少ない職員でよりサービスを充実させていくと、これが一大基本方針でなければならないと。そういうところで市長のお答えにつきましては、私もうちょっと満足しかねる部分がございますので、もう一度ひとつ今後のことにつきましてお聞かせを願いたいと思います。

以上でございます。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 1番目の公約についてでございますが、まあ、就任して1カ月ちょっと。すぐやるというのは、この約束の中には1年を目安にして考えております。ですから、18年度に向けてすぐやるというものについては積極的に取り組んでまいりたいと思っております。そして、どうしてもやはり中にできないものが出てくれば、どうしても出てくれば、私は1年くらいこの施策について説明責任、要するに市民の皆さんに、なぜできなかったのか、そういう理由も付して説明責任を果たしていきたいと思っております。

予備費については、しかられるかもしれませんが、私が就任する前に執行されたものでございます。ですから、これは私は佐々木弥四夫議員にも申し上げましたけれども、決してむだ遣いだという考え方は持っておりません。ですから、これは最終的には17年度の決算認定においてそれぞれの議員の皆さんから御判断していただくことだろうと思っております。ただ、これからの予備費の執行に当たっては、先ほど申し上げましたように、安易な考え方で使用することのないように、慎重に予算執行を行ってまいりたいと思っております。

また、行政コストの削減についても、福島県の矢祭町のお話もございましたが、やはり少ない経費で最大の行政効果を上げていく、これが私も基本だと思っております。これは竹内議員の考え方と何ら変わりはないと思っております。ですから、これからもそういう基本に向けて一生懸命取り組んでいきたいと、こういうことで御理解をお願いを申し上げたいと思っております。

議長（榊原均君） 4番竹内睦夫議員。

4番（竹内睦夫君） それでは、時間も少ないようですので、2番目の質問だけに限らせていただ

いて再度質問させていただきます。

市長も今回の措置については必ずしも 100%満足して行ったわけではない、今の言葉のニュアンスから、このように理解をせざるを得ないのかなと思っております。やはり今後こういうふうな安易な使い道はするべきでないということもはっきりおっしゃっておられますので、これはこれでいたし方ないのかなと思いますが、先ほど申し上げましたように、本来の性質からは逸脱しているんですよ、そういうふうな予備費の計上の仕方はだめですよ、このことをもう一度最終的に確認をしたいと思いますし、今回のようにいろんな物議を醸したことであればなおのこと、今後なお一層毅然とした対応を、そして予算執行に当たっていただきたい、このように希望申し上げまして、その予備費の、これからの安易に使える、そういうふうにしたくないということはありますけれども、問題は、今回のこの件に関して、最後に一言だけ市長からお聞かせ、今回の件の顛末について、長いことではなくて一言で結構ですので、大体のニュアンスとしては私も理解いたしましたけれども、言葉としてひとつ出していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 予備費の執行については、先ほども申し上げましたが、慎重な予算執行を行ってまいりたいと思います。

篆刻石のことについては、これまでいろいろ私の配慮が足りなかったということもあって、旧象潟町で先にやってしまいました。そういうことは何回も皆さんに謝っているわけでございますけれども、私は、あの篆刻石については、むしろよかったなと思っております。予備費の執行は別にしても、別にしても、よかったなというふうに考えておりますので、今後の予算執行に当たっては、慎重に行ってまいりたいと思いますので、何とかひとつ御理解をお願いいたします。

議長（榊原均君） 4 番竹内睦夫議員。

4 番（竹内睦夫君） 市長、私は何度も申し上げているんですが、物を、よかったのか悪かったのかというふうなことを問うているのではございませんので、そこを勘違いしないでください。あれはあれでちゃんと完成しているわけですから、執行されているわけですから。その措置について法に触れるんじゃないかなと、解釈によっては、そこをきちんとしたお答えをいただければよろしかったんですけども、時間オーバーになってしまいますので、これで終わらせてもらいますけれども、ひとつ大きな教訓として今後取り組んでいただきたいと思います。終わります。

議長（榊原均君） これで 4 番竹内睦夫議員の一般質問を終わります。

次に、38 番齋藤信義議員の一般質問を許します。38 番齋藤信義議員。

【38 番（齋藤信義君）登壇】

38 番（齋藤信義君） おはようございます。38 番齋藤です。通告に従って 3 点についてお伺いいたします。

1 点目ですが、にかほ市の農業施策についてであります。

平成 17 年度産米は、中央地区で作況指数 100 の「平年並み」であったものの、米価の大幅な下落

により稲作農家の収入は大幅な落ち込みでありました。また、10月半ば以降の長雨等もあり、大豆の収穫作業も大変難儀されていた模様であります。

さて、平成16年にそれぞれの町で策定された地域水田農業ビジョンも、平成18年度で3年目となり、来年度までは今までどおりそれぞれ旧町単位ごとの対応で行うと伺っております。農林水産省は、平成19年以降、産地づくり交付金、あるいは水田農業構造改革交付金等については、一定の要件を満たす担い手、あるいは集落営農組織、これに作業受託組合等に限定した品目横断的な所得安定対策を行うとしております。平成19年度以降に向け、集落営農体の育成、あるいは担い手への農地の集積等について、今後にかほ市ではどのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、道路整備についてであります。

県道289号上郷仁賀保線ではありますが、小出小学校前より中野集落までの改良について伺います。旧仁賀保町時代からの懸案でありまして、御承知のように大変狭隘であり、また、児童生徒の通学路に当たっております。危険な場面を目にするのも少なくありません。今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、旧金浦町の一般廃棄物最終処分場前を通り、旧仁賀保町中山地区に至る市道についてであります。現在、途中で、旧金浦町内分は完成されておりますが、旧仁賀保町分については未整備状態です。これについても今後の整備計画をお伺いいたします。

第3点目は、中学校の改築計画についてであります。私、教育長のほうに伺うとしておりましたが、同僚議員の質問に市長が答えておりますので市長にお伺いしたいと思います。

象潟中学校については、現在、土地造成工事が進められていますし、また、仁賀保中学校については、今議会に用地取得関係の予算が措置されているようであります。象潟中学校においては、さきの市長の答弁によると18、19年度、仁賀保中学校においては19、20年度において実施したいとこのように答弁されておりますが、補助金との関係もあるがという前置きでありましたが、この時期については旧仁賀保町時代の計画に沿った年度で答えられたのかなと思って聞いておりました。そこで、その年度についての実現性といいますか、可能性といいますか、そこら辺をどのように考えているのかお伺いいたします。

それから、教育長にですが、同僚議員の質問の中に釜ヶ台中学校との統合を考えているという回答がございましたが、三浦教育長はかつて旧仁賀保町の教育長でありました。そのような観点から、その統合問題について現在どの程度まで進められているのかお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、御質問にお答えをいたします。

農業施策についてであります。さきに43番佐々木春男議員の御質問にもお答えしましたが、19年度から新たな対策が導入されます。この対策には、現状の農業形態では厳しい農業情勢を乗り越えて夢の持てる農業経営を行うことは大変難しいと思います。まずは農家の皆さんが主体性を持つ

て意識を変えて積極的に取り組むことが重要ではないかなと、そのように考えております。そうした中で、仁賀保地区で生産組織されている転作受託組合は、将来的にも稲作も含めた地域農業の担い手に発展する可能性が高いと思われます。こうした組織が他の地域でも担い手もしくは集落営農への組織化を図れるように、あるいは意欲のある担い手農家の育成など関係機関と連携しながら支援をしてまいりたいと思っております。

また、農業が魅力ある基幹産業として発展するためには、農地所有者と耕作者の話し合いにより意欲ある農家への利用集積を通じて効率的な生産体制を図ることが不可欠であります。そういう部分を集落営農が担っているものと考えますし、農協が行っている農地保有合理化事業等による農地の集積についても、引き続き推進を行ってまいりたいと考えております。

次に、県道の整備についてでございますが、中野集落内の狭隘箇所についてであります。以前に県に対し改良要望を提出した経緯があります。事業実施に至っていない区域については、旧仁賀保町議会においても御説明がなされていると聞いておりますが、代替案も含めて地域振興局と協議を図っていくと、そのように考えております。市といたしましても、安心・安全な道路環境整備のために引き続き県に対し受け入れ要望をしていくために住民への理解を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、中野前川線の改良については、旧3町の道路網の不連続部分を整備し、計画道路の改善を図ることとしておりますので、中野前川線については18年度に調査を開始して、実施に向けた取り組みを図ってまいりたいと考えているところでございます。

中学校の改築計画でございますが、中学校の改築については、国の補助事業としての採択が条件となります。この条件をもとに、象潟中学校については18年から19年度の2ヵ年事業で、仁賀保中学校については19年から20年度の2ヵ年事業で建設することを目標にして準備を進めたいと考えております。したがって、この計画に基づいて事業展開できるように、県教育庁に働きかけてまいりたいと考えております。

実行性があるのかということでございますが、国の予算も大変厳しい状況でございます。ただ、1つの自治体で同時に中学校を建設するという事は、まず今の関係では認めていただくことができませんので、どちらかを先にして進めていかなければなりません。ということで、旧象潟町長時代に私は何回となく18年度から象潟中学校を整備するように、整備できるように、そうした環境づくりをしていただきたいということを県教育庁の担当課にお話をしてきたところでございます。これについては補助金が18年度でつくつかつかないか、これはちょっと今のところわかりませんが、仁賀保中学校についても年明けから教育庁のほうに引き続いていけるように働きかけをしてまいりたいと思います。

釜ヶ台中学校との統合については、教育長のほうからこれまでの経過等についてお答えをさせていただきます。

議長（榊原均君） 次に、統合問題につきまして、自席から、答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 釜ヶ台中学校と仁賀保中学校の統合のことについては、旧仁賀保町の議会においても何回かお話をしたことがありますけれども、過去何回か地域の役員の方々とかPTAの

役員の方々と、今後の釜ヶ台地区の教育をどうするかという観点で話し合いを行ってまいりました。当初のころはなかなか不安を覚える住民の方、保護者の方が多かったのですが、後年になっては、やはり今の釜ヶ台中学校の学校の状況を見て、余りにも人数が少なくなってきた状態を見て、やはり統合もやむを得ないかなというふうな意識に変わってきたなというふうに、我々としては感じております。

今後、合併に向けて、仁賀保中学校の建設年次がはっきり見通しが持てるようになった時点で、統合に向けて生徒の交流、また、保護者の交流も含めて、二、三年かけながら、その統合がスムーズにいくように取り組んでいくというふうな考え方を今、持っているところであります。

議長（榊原均君） 38番齋藤信義議員。

38番（齋藤信義君） 再質問させていただきます。

1点目についてであります。本年の10月20日、秋田しんせいの本所で東北農政局の主催で、19年度以降の新対策について実は懇談会が行われております。その席上で、東北農政局長のお話でございますが、現在進められているWTO交渉の推移によっては、－よってはというか、WTO交渉が可決するというに立っておりますが、今後は今までのような価格補助、あるいは生産性向上のための補助はできなくなると言っております。したがって、19年度以降は、先ほど来言われているような、私が言ったような補助金については品目横断的な所得安定対策に変えて行っていく必要があると。したがって、きのう佐々木議員も言っていましたが、当地区では10%に満たない担い手要件の達成者であると。それらを農水省では今後19年度のこの事業開始までに7割程度まで持っていきたいと、このように言っております。だとすれば、当地区管内では現在10%ですので、それを6割、あるいは7割まで持っていくためには、かなりの努力が必要なのではないかと思うわけであります。

そこで、きのう佐々木議員も言っておりましたが、特に基幹産業と言われる農業でありまして、それぞれ規模は小さいながらも、携わっている住民は非常に多いわけでありまして。そのような観点から、しかも19年度以降といいますと、来年1年しか猶予がないわけでありまして。そのような観点から、もっと、何と申しますか、危機感を持った取り組みが必要なのではないかなと思っている1人です。来年1年間、今までの施策を続けながらも、19年度以降に向けたこの集落営農の実現に向けて、もっと取り組む姿勢というようなものを市長のほうからできないのかと、こう思っている1人ですので、そこら辺についてもう一度答弁をお願いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えいたします。

国の政策については、市町村が何と申しても、どんなことを言ってもなかなか変えることはできないわけですが、19年度から所得安定対策というふうな、その中で新たな事業がスタートすることになります。これをそういう支援を受けることができないかできるかによって、やはり農家というのは大変だと思います。ですから、支援を受けることができるように、何とか集落営農の組織化に向けて、私も努力したいと思います。集落については画一的なそういう集落営農でなくとも結構だと思います。それぞれの集落に合わせた形で、その経営体をつくっていけば、この計画の支

援は私は受けられると思いますので、そうした形をつくることができるように、農協と一緒にしながら行政も最大限努力していきたい、この1年間頑張りたい、そのように思っております。

議長（榊原均君） 38番齋藤信義議員。

38番（齋藤信義君） それでは、2点目の県道上郷仁賀保線についてですが、先ほどの答弁を聞いていますと、市長も前段で言っていました、合併前の状態からほとんど前進していないというふうに私が、そういうニュアンスで受けておりましたんですが、当時、1年前ですか、由利振興局と路線の変更というか、道路のつけかえ等も考えながら交渉していきたいというようなことであつたわけですが、その点についてはどのようなことになっているのでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 詳しい内容については私も聞いておりません。ただ、あのような形で道路整備が中断しているということは、どうしても地権者の方から理解をしていただけない、協力をいただけないということが大きい原因だという話は聞いておりますけれども、あそこから交差点まで、ボトルネックみたいな形で狭くなっているわけですが、これをバイパスみたいな形でできるのかどうか、あそこに新たな交差点を別のほうに持っていったほうがいいのかどうか、これもありますけれども、これからああいう状態を少しでも早く解消するために、私も県のほうといる協議を進めてまいりたいと思います。あの詳しい内容については、昔のことはちょっとわかりませんので、もし聞きたいというのであれば、その当時の担当の課長からお話をさせていただきます。

議長（榊原均君） 補足答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 1年前に、地域振興局と、いろいろつけかえとか道路の変更というふうなお話し合いがあったというふうなことで、いま一度、地権者は1人のようでございますので、いま一度その方と御相談を申し上げて、当初の計画どおりいくのかいかないのか、早急に協議してまいりたいと、このように考えてございます。

議長（榊原均君） 38番齋藤信義議員。

38番（齋藤信義君） 了解いたしました。早急に協議していただくという回答ですので、よろしくお願いいたします。終わります。

議長（榊原均君） これで38番齋藤信義議員の一般質問を終わります。

ここで15分休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、37番佐々木元議員の一般質問を許します。37番佐々木元議員。

【37番（佐々木元君）登壇】

37番（佐々木元君） おはようございます。

まず最初に、特養老人ホームの待機者対策であります。入所を申し込んでもあきがなく入所できない人がたくさんおります。厚生労働省の発表によりますと、全国で入所している人が36万人、待機者が34万人であります。大体同じような人数であります。では、秋田県ではどうかといいますと、秋田県の待機者は、これも厚生労働省の発表ですが、2,825人おります。では、当にかほ市はどうなのかということをやっと調べてみましたら、象潟地区栗山荘で約20人、蕉風苑で約35人、合計象潟地区では55人あります。仁賀保地区では、楽しいわが家で約70人、金浦地区では約17名、合計にかほ市全体で約142人あります。しかも国では施設整備補助金を大幅に削りまして、特養老人ホームをいつまで何万人の計画を立てるのかという、そういう計画は全然ないのであります。にかほ市で約142人の待機者に対して、新設するかどうか、これは市長の公約にもあります。入所待機者の解消に努めるとして50床。50床といえば、金浦地区の浩寿苑と同程度の規模のホームであります。これが、すぐに取り組むとは公約しておりません。なぜかといいますと、これは財源確保を市長はどうするか、これがはっきりしていないからであります。

そこで、私は3つの提案をしたいのですが、1つは、国からの補助金は、全国各地、秋田県内でも特養老人ホームをつくってくれという要望がたくさん出ています。そういう中で強にかほ市で要望しても、現在すぐに「わかった」ということはできないと思います。だから、思い切って一般財源で建設するかどうかであります。これが1つ目です。

2つ目の替案としては、合併特例債を活用するかどうかであります。そこで、総務省では、特例債はどういうところに使えるのかということで、ちょっと読んでみますと、具体的には旧市町村間の道路、橋、トンネル、それから住民が集う運動公園、介護施設の未整備地域への施設整備、文化施設、体育施設などなど、ほとんど特例債では該当になるわけであります。だから、この合併特例債を活用するかどうかであります。これが2つ目であります。

3つ目は、国には地域再生事業債というものがあります。と同時に、財政健全化債というものもあります。これを充当できれば、手持ち資金、それこそ一般財源なしで通常の地方債と合算すれば事業を進められるようになるわけであります。

この点について、この3つの財源確保について、多分具体的な答弁はいただけないと思いますが、どのようにこれから検討していくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、漁業者の人たちがクラゲの大量の発生で大変困っております。被害もふえております。エチゼンクラゲがどういう被害があるのか。被害が4つあります。1つ目は、クラゲを除くために漁労作業がやっぱりおくれるということであります。2つ目は、クラゲの毒によって魚の品質が下がる、傷がつくなどによる魚の値段の暴落であります。3つ目は、大量にかかるときは漁の中止であります。漁に出ないということであります。4つ目は、網の破損でございます。これはにかほ市になってから始まったことでなくて、それ以前からの被害状況であります。市長は、なる前からその課題で漁業組合との話し合い、どうすればよいのかという話をしたことがあるのか、それともそういう話を行政として漁業組合との話をしたかどうか、そしてまた、その対策はどうすればよいのかということで漁業組合との話し合いがあったら御報告をお願いしたいと思います。

このことについては国会でも問題になりまして調べてみましたら、宮越農林水産副大臣は、クラゲの陸上処理、洋上除去、改良漁具などについては、市町村が漁業と協力して対策の仕組みをつくれれば、初めて聞いた言葉ですが「強い水産業づくり交付金」で追加交付で対応すると言っています。この交付金は自治体の裁量でやってもらってもよいと答えております。この制度を生かすことが漁業者にとっても行政にとってもよい制度であると思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、日本海沿岸東北道の計画についてであります。高速道路のことではありますが、これはもちろん国土交通省の管轄であります。大分前から早期実現の看板とか、行政や住民団体など国や県に陳情、運動にもかかわらず、ほとんど進展していないのが現状であります。本荘仁賀保地区、仁賀保地区から象潟地区、象潟から酒田間の用地買収率、工事進捗率、完成はいつごろになるのか、この点についてお伺いいたします。

秋田国体までは開通するという元国会議員の公約もあったのですが、市民は裏切られた感が強いものであります。このことについては、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所によれば、仁賀保地区から象潟間はオオタカという鳥が発見されているそうであります。この鳥は巣の移動もあり、追跡調査が専門の先生に見てもらい調査するというものであります。それから、象潟地区から酒田間は鳥海国定公園の中を通過する可能性があり厄介なことである。神経を使ってやらないといけません。酒田のほうと連携していくこととなります。ということは、仁賀保地区から酒田間は全然進展しておらないという状況であります。このことについて市長は完成するまでにどういう行動を起こすのか、それこそよく「協働」という言葉を使いますが、どういう行動を起こすのか、ありましたらお願いします。

次に、学校給食で働く職員は、自校方式もあれば、給食共同調理場などもありますが、金浦では自校方式であります。給食職員のために仕事が終了した後にシャワーの施設を要望し、前教育長の判断により実施しております。給食職員からは大変喜ばれておりますし、全国では珍しいことでもあります。にかほ市は、小学校8校、中学校3校でございますが、このシャワーの設置について市長はどう考えておられますか。

次に、職員室 — 学校の職員室ですね — 保健室に冷房完備という教職員の方々からの要望がありまして、まあ金小は新築でありましたから冷房はついておりましたが、金中では実施しました。その他の学校で職員室、保健室、この設置状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

次に、象潟駅東側の跨線橋の設置についてであります。この件につきましては象潟地区町内会の陳情も過去にありました。旧象潟町町議会でも採択した経緯もあります。今まで採択した後に、JRとの意見交換、財源等について話し合いがあったと思いますが、その結果とその見通しについて伺います。

次に、少子化対策であります。総務省の調べによりますと、全国の子供の数は1,801万人、昨年よりも17万人減少しております。何といても先立つ少子化対策については政策と実行が必要であります。私は3つの観点であると考えます。1つは、金銭的なサポートをする。それから、物的サポートをする。3つ目が、育児的サポートをする。だれでも出産費用や医療費、教育と、子供を1人育てるだけでも相当なお金がかかります。家計が助かれれば自然と育児に対する余裕も出てくると

考えます。その中で、子供に優しい自治体サービス — 出産、育児、地元定着を目指してスタートしている市町村が、独自政策をして喜ばれている自治体が数多くあります。例えば、全国の五、六カ所並べてみますと、新生児向けにチャイルドシートを無料でレンタルするとか、15歳までの子供の医療費を無料にするとか、第2子には20万円、第5子には100万円の交付をするとか、4人目を出産すると20万円を支給するとか、夜間保育を実施するとか、3人目の出産で紙おむつを1年間分支給するとか、中学卒業時に3万円。高校入学時には7万円。それから、保育料の保護者負担を軽減する。誕生日が来れば祝い品を支給する。このような例はたくさんあります。そこで伺いたいのは、今、にかほ市でこういう金銭的サポート、物的サポート、福祉的サポートをどのくらい、どのようになっているのかお知らせ願えれば幸いです。

と同時に、秋田県においては、未就学児の医療費は無料であります。しかし、秋田県ではゼロ歳児と住民税非課税世帯だけ無料を継続した。入院や通院、診療などは月額1,000円を限度額にして設定しているわけであります。また、金浦地区では医療費は無料なんですけれども、所得制限はありません。象潟地区、仁賀保地区はどうなのでしょう、その点について伺います。

次に、金浦観光開発公社 — 余り長いので、はまなす荘と申し上げます。この会計処理上について、大変疑問な点が何年か前から私、指摘しておったのですが、このことについて伺います。

通常、商売をやっている人から見れば、売り上げを売り上げ、それから引くところの仕入れと経費を引けば所得が出るわけです。そして、所得に税金がかかるようであれば税金を払う。これが通常の商売のやり方であります。しかし、はまなすの毎年の決算書を見ますと、売り上げ全部計上していないのであります。計上しているのは、食事代 — 道の駅と同じです、宿泊がないですから。食事代は計上しております。酒も計上しております、売り上げとして。それから、売店の売り上げ、これも計上しております。それから自動販売機の売り上げも計上しております。これがはまなすの売り上げの状況だわけでありまして。しかし、宿泊した、部屋を利用した、そういうものについては売り上げに計上されていないのであります。これはどこに行きますかといひますと、旧金浦町の一般財源にみんな入っているわけです。はまなすの売り上げであるにもかかわらず一般財源に入っている。そういう売り上げの計算をしているわけでありまして。

そして、決算時になれば、3月31日決算であります。16年度の決算によりますと、決算時に4,000万円を一般会計からはまなすのほうに収入と言えはいいか、委託料としてやっている現状であります。これは今回は4,000万円ですけれども、ことしの予算は5,000万円です。毎年違う額が決算のときに、皆、一般財源からやりとりしている。やりとりというか、委託料として払っているわけです。これが通常の会計としては私は正しくないと思ひます。

というのは、先ほど市長の話にもありましたが、建物管理が5,000万円、修繕代として。それから白瀬記念館が475万8,000円。計5,475万8,000円が、一般財源から委託料としてはまなすの会計に入るようになっております。しかし、決算書を見ると入っていません。5,475万8,000円が委託料として入るのであれば、はまなすの決算で売り上げには当然入るわけじゃないんですから、委託料として収入に入るわけですね、はまなすの会計からいけば。五千四百幾らのその金が入ってなくて4,000万円しか入っていないんです、決算書を見れば。そうすれば、あとの1,475万8,000

円はどこに消えたのか、こう疑わざるを得ないのであります。

この点については、今、市長になったばかりで、詳しいことはこれから徐々に各担当の課長とか皆さんで相談するわけですが、こういう経理のやり方は幾度となく私、金浦の議会では追及したんですが、この決算書は議案としては載らないわけです。だから、ほんの余談とか、課長のところからいろいろ話を聞くとか、それ以外に方法がなかったわけです。ただ検討するというだけで今までずっと延びてきたわけです。この点について、はまなすの会計、市長は管理者というんですか、対象になっておるといふことではありますが、この点をはっきりしないと、来年の3月に提案すると言われている指定管理者制度、これにはうまく引き継いではいられないと思います。その点について、まだ内容わからないと思いますが、市長の見解をお願いしたいと思います。

次に、小規模事業者登録制度についてであります。この制度は、多分皆さんも聞きなれない制度であると思います。そのはずで、全国でまだ289自治体で実施しているだけです。秋田県では秋田市や横手、金浦も含めて7町村であります。この制度というのは、受注のすそ野を広げて地域の活性化につなげるのが大事な仕事であります。

この内容についてはどういうものかといいますと、自治体が発注するやつ、例えば細かい仕事ですね。私、金浦地区では50万円以下の仕事、そういう仕事の内容で、土木とか、建築とか、電気工事だとか、内装の仕上げだとか、板金だとか、塗装だとか、ガラス、造園、物品購入、たくさんの仕事があるわけです。その業者を登録させることあります。指名競争入札の参加の資格のない人、小規模な人、ひとり親方の人、その人方から登録していただいて、そういう細かい仕事があればその事業者を登録を募集して、そして締め切って市役所のほうで説明会を開く。それで何か仕事あったら入札してそういう仕事を、小規模な業者の方々にも、不況であればあるほど必要だと思いますので、その点について伺います。

以上であります。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず最初に、特別養護老人ホームへの入所待機者の対策についてでございます。先ほど佐々木元議員から待機者の人数がありましたが、私が報告を受けている希望者は75人でございます。このあたりもう少し調査をしてみなければならぬなと思っておりますが、私が今、報告を受けているのは75人でございます。

現在、第3期の介護保険事業計画を策定中でございますので、その中で施設整備の枠をどの程度にかほ市として盛り込んでいけるか、これから広域圏の中で協議を進めてまいりたいと思います。

施設整備については、第2期計画で特養50床、ショートステイ20床、ケアハウス30床を由利本荘市に平成18年の12月の開所に向けて整備を進めることにしております。これが整備されますと、同じ圏域でございますので、にかほ市の待機者の解消にも少しつながっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。しかし、今後さらに入所希望者が増大していくことも予想されておりますので、施設の整備は介護給付費の増大などにつながっていくわけでございますけ

れども、何とかにかほ市として第3期計画に整備枠を盛り込んでいきたいと思っているところでございます。

次に、食費と居住費の軽減措置でございます。介護保険制度の一部改正により、10月1日から居住費と食費が自己負担となったことは御承知のとおりであります。今回の改定では、低所得者対策のために上限額を設定するなどの配慮がなされており、また、由利本荘広域市町村圏が保険者となって事業を展開しておりますので、にかほ市で単独で減免、あるいは軽減をすることはできないというふうに御理解をお願いいたします。

ただ、23番の村上次郎議員にお答えしたように、低所得者への助成については、市の財政事情もでございますけれども、どのような相談があるか、これからすぐに情報を集めて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、ホームヘルパー訪問の廃止によるサービス低下についてでございます。今回の改定では従来の要支援と要介護を、要支援1と2と、そして要介護を1として区分し、新たなサービスを導入することになりました。これまで提供してきた生活機能の低下につながるような家事代行型の訪問介護は原則として行わないということになったわけでございます。ただ、病後などによる場合は、期間や提供方法などを限定しながら継続していくことになっております。今回の見直しは、新予防給付を創設することで要介護状態になることをできるだけ予防し、また、要介護状態になってもその状態が悪化しないように自立支援の観点に沿った制度改正でございますので、この点についてもよろしく御理解をお願いしたいと思います。いずれにしても、高齢者の皆さんが自立した生活を送れることが私は一番の幸せであると思っておりますし、それを望んでいると思っておりますので、行政といたしましても自立支援に力を入れてまいりたいと思っているところでございます。

次に、エチゼンクラゲ対策についてであります。御承知のようにエチゼンクラゲは、東シナ海で発生し、成長しながら日本海を北上。津軽海峡から北海道、そして太平洋沿岸まで回遊し、定置網や底びき網に大量にかかり、網が破れたり、海中の魚を弱らせたり、被害が深刻化しております。県水産漁業課によると、県内では8月下旬、男鹿市やにかほ市でサケやブリの定置網にかかる被害があり、現在も広い海域で生息が確認されております。県漁業協同組合南部総括支所からの情報では、底びき網が破れる被害があり、予備の魚網を準備して対応しているようであります。現在、ハタハタ漁が行われておりますが、底びき網についてはハタハタが多くとれるとクラゲが余り入ってこないわけでございますが、漁場によってはクラゲが多い場合もあるようでございます。県水産振興センターでは、魚を分けて捕獲できる底びき網エチゼンクラゲ侵入防止網を開発し、これまでの時点では効果を発揮しておりますので、今後定置網にも技術を応用しながらやっていきたいというふうな話をされております。

そこで、県では、県12月定例議会にエチゼンクラゲ対策の助成費として補正予算を計上し、漁具を改良する漁協などに改良経費の半分を負担することとしておりますので、今後、県漁協の南部総括支所とともに連携しながら対策を協議してまいりたいと思います。

そこで、ちょっと戻りますが、交付金を活用して除去ということでございますが、この地域で除去してもなかなか除去し切れないものだと思っております。これも一つの対策ではあります、今後、

組合のほうと十分話し合いを進めてまいりたいと思います。現段階では組合のほうからクラゲが大量に発生しているので何とかしてほしい、何とか力をかけてほしいというふうな直接的な話は市のほうには来ておりません。

それから、ちょっと戻りますけれども、特養の整備について提案がありましたけれども、私は行政で整備する考え方は持っておりません。やはり民間の医療法人、そういう形の整備を進めたいものだと思っております。

日本海沿岸東北自動車道の整備についてでございます。今の現状をお話ししますと、にかほ市に関係するところでは仁賀保本荘道路、これについては19年度の開催の秋田わか杉国体、これに向けて、西目 - 旧仁賀保間の国道に取り付けをするというふうな話を聞いております。ですから、これを取り付けなれば秋田方向への使用は可能となるわけでございます。ただし、お話によりますと、今、起工式が行われましたが、旧西目町まで3本のトンネルを掘るそうでございます。ですから、このトンネルの工事の進捗状態によっては、目標は19年の国体まで接続したいという考え方のようでございますが、場合によって、例えばトンネル工事で水が出たり、そうしたことになるおくれる可能性もあるというふうな話を聞いております。

それから、象潟 - 仁賀保間 13.7 キロについては、仁賀保インターから金浦インターまでの 6.7 キロ、これ、今現在、測量などの調査が行われております。

金浦以南、象潟インターまで、これの見通しは立っておりませんが、金浦までの調査が終われば引き続き調査が進められていくものと考えております。

ただ、象潟インターから酒田みななどについては、現在のところなかなか整備路線の昇格になっていきませんので、事業化に向けては大変厳しい状況にございますが、ことし、何月ころでしたかな、秋田県知事と山形県知事が話し合いで、県境の道路を整備しましょうと、高速道路を整備しましょうという話は、酒田、あるいは秋田の工事事務所のほうでも認識しておりましたし、あるいは東北整備局、仙台のほうでもそういう話をしておりました。ですから、これも何とか実現できるように、私たちが努力していかなければならないと思います。

この前、11月の末でございましたけれども、由利本荘市長と由利本荘市の議長さん、そして、私と榊原議長さんと国土交通省、あるいは外務省のほうに陳情に行っていました。100人ぐらいの官僚の皆さん、あるいは国会議員の皆さんに要望書を手渡して説明を行ってきたところでございますので、これからも引き続き要望活動を積極的に展開していきたいと思っております。

ただ、今、一番心配されるのは、道路特定財源が一般財源化されるということで、ここが一番心配なわけでございます。ここの仁賀保地区の整備については、国道7号線のバイパスという位置づけで国交省が直轄でやる事業なものですから、即この一般財源化が響いてまいりますので、このことについても、今、大変大きな心配をしているところでございます。ですが、何とかそういう形になっていくように、私も最大限努力をしてみたいと思います。

それから — 余りたくさんあるものですから、なかなか……。学校のことについては、後で教育長からお答えをさせていただきます。

象潟駅の跨線橋の設置であります。これについては、新市のまちづくり計画の中にも盛り込ま

れている象潟駅の改築、これの実施段階で周辺の環境整備の事業の1つとして、これからの検討課題だろうと思っております。ですから、これから市の総合発展計画、基本計画が立てられますけれども、財政状況などを見ながら、あるいは後年度の負担を考えながら、建設時期についてはこれから検討してまいりますので、現在は白紙であります。ただ、サンロックオーヨドの跡地開発が具体化していけば、やはり東西の連絡の形になりますので、象潟駅の改築構想とあわせて周辺土地利用の利用計画を策定してまいりたい。そして、それに基づいてどういう形で事業を進めていくか考えたいと思います。

ただ、JRのほうには、こういう形のを整備したいということで、旧象潟町時代に担当レベルで話はしておりますけれども、具体的に進展はしておりません。具体的には整備するという形のものでJRのほうには伝えておりません。

それから、少子対策でございますが、これも大変難しい課題でございます。なかなか少子化に歯どめをかけることができない状況にあります。国では18年度に現在の児童手当を拡充することを政府・与党間で合意に達しているようでございますが、経済的な支援だけで果たしてこの少子化に歯どめをかけることができるかという、大変難しい問題もあると思います。しかし、内閣府が実施した子育て女性の意識調査では75%の母親が児童手当は少子化対策に有効であるというふうな回答をしております。そこで、にかほ市としても少ない子供たちを大切に育てるという観点からも、経済的な支援として乳児医療、これについても旧仁賀保、金浦は所得制限がございました。でしたので、これを小学校に入るまでは所得制限を撤廃して1レセプト当たり1,000円、これはお医者さんに行って診てもらってお薬をもらえば2レセプトになります。ですから、2,000円は月かかることになりますけれども、この窓口負担は行政で支援していく。そして、不幸にして入院した場合は食費と療養費の2分の1を、何とか新しい市で助成したいということで、18年度の予算編成に向けていきたいと思っております。

それから、保育料についても、旧3町の中では金浦町の保育料の軽減が一番大きかったわけでございますので、このレベルに合わせて、これも18年度の予算編成に向けて軽減の取り組みをしたいと、そのように考えております。

はまなすの管理運営については、これは旧金浦町がこれまでよしとして予算措置をしてやってきたことだろうと思います。佐々木議員の問題提起もありますけれども、やはり基本は効率的で透明性の高い運営、これは当然、旧金浦町からにかほ市に引き継がれたものでございますので、にかほ市としてそういう運営をやっていくべきだと私は思います。ですから、今、こういう形、要するに施設の使用料は金浦町に納めると。ただ、物販とか飲食とかそういう形でその経費を株式会社が収入として見ているわけですが、それだけでは株式会社として人員を抱えて経営ができないので旧金浦町から補てんをしているというふうな流れであります。これがよいのか悪いのかはそれぞれの判断にあるわけでございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように効率的で透明性の高い運営をやってきたものも、年明けから私もこれについてはいろいろ検討してまいりたいと思っております。

小規模事業者登録制度については、新年度から実施できるように今、関係団体と協議を進めてい

るところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） 時間過ぎたんですけれども、答弁がまだ終わっておりませんので答弁を求めたいと思います。

学校給食関係につきまして、教育長、簡潔にひとつお願いいたします。教育長。

教育長（三浦博君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

最初に、学校給食施設にシャワーが必要ではないかという御質問でございますが、既存の給食調理場にシャワーをつけるということは現在考えておりません。

次に、学校の冷房設備についてであります。にかほ市の実施計画で平成 18 年度に旧仁賀保町の各学校にエアコン取り付け工事を計画しております。その他の学校については今後の財政計画なども考慮しながら、設置に向けて検討していきたいというふうに思っております。

なお、象潟中、仁賀保中改築に当たっても設置する計画で進めてまいります。

議長（榊原均君） これで 37 番佐々木元議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

午後 0 時 05 分 散 会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 46 名 ）

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榭原 | 均 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享 一 参 事 佐藤 正
 庶務係長 藤谷 博 之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 横山 忠長 教育長 三浦 博
 総務部長 須田 正彦 市民部長 笹森 和雄

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 産業建設部長 | 金子 則之 | 象潟市民サービスセンター長 | 松野 勝弘 |
| 仁賀保市民サービスセンター長 | 阿部 五郎 | 金浦市民サービスセンター長 | 三浦 忠彦 |
| 教育次長 | 佐藤 定夫 | ガス水道局長 | 宮崎 俊雄 |
| 消防長 | 高橋 誠 | 総務課長 | 斎藤 隆一 |
| 企画課長 | 竹内 規悦 | 財政課長 | 佐藤 好文 |
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侑 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども科学館長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登美雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成17年12月21日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第41号 にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定について
- 第2 議案第42号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第43号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第44号 にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第45号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて

- 第 6 議案第46号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第 7 議案第47号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 8 議案第48号 平成17年度にかほ市一般会計予算
- 第 9 議案第49号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第10 議案第50号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第11 議案第51号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第12 議案第52号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第53号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第14 議案第54号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第15 議案第55号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計予算
- 第16 議案第56号 平成17年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第17 議案第57号 平成17年度にかほ市水道事業会計予算
- 第18 一般会計予算特別委員会の設置
- 第19 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 5 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は 46 名です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、議案第 41 号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定についてから、日程第 17、議案第 57 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計予算までの 17 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第 41 号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定についての質疑を行います。順番に質疑を許します。

なお、発言は自席で行っていただきます。

最初に、19 番池田好隆議員。

19 番（池田好隆君） おはようございます。

通告しております議案第 41 号、これの分担金徴収条例第 3 条にその基準がありますが、電気通信事業者に対する負担でございますけれども、8 分の 1 以内、こういうふうな定めでございますが、この 8 分の 1 の根拠といえますか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

それから、41 号と直接の関連ではないんですが、通告しておりますので、こちらのほうもお願い

したいと思います。市長の市政報告の中に、上浜・上郷地区へのNTT東日本による高速インターネット通信網、つまりADSLの整備についてでありますけれども、17年度内にはサービスの提供が開始されるというふうな御報告がありました。利用者は大変喜んでいただいております。これの負担の関係、これをひとつお尋ねしたいと思います。直接の関連でないので大変恐縮でございますけれども、答弁いただけるというふうな御連絡もありましたのでよろしく申し上げます。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

移動通信鉄塔用の分担金の徴収条例の件でございますけれども、この事業は、移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業でございます。具体的には、当該地域が辺地地域に該当しておりますけれども、辺地債も合わせて一緒に事業の実施をいたしているところであります。お尋ねの8分の1以内の分担金ということでございますけれども、このものについては、移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業についてという地方債に関する総務省の自治行政局地域情報政策室長の通知、総務省の行政の情報第131号平成16年10月4日付で該当しておりますので、この電気通信事業者の負担額は、移動通信用鉄塔施設整備費の8分の1に相当する額というふうに規定をうたわれております。そうしたことから今回分担金の金額を計上させていただいたものでございます。

2つ目の上浜・上郷地区へのNTT東日本による高速インターネット通信網、ADSLですけれども、自治体側の負担があったのかというお尋ねでございますけれども、このものについては、上浜局、上郷局の高速化を図ることを目的にして予算化されて新市へ予算計上を移行されたものでございます。通信事業者であるNTTと秋田県、そしてにかほ市が3分の1ずつということで、事業費が759万6,000円の見込みでございます。県が3分の1ということで253万2,000円、NTTが253万2,000円、市の負担が同じく3分の1の253万2,000円という形になっております。以上です。

【19番（池田好隆君）「わかりました」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 前の質問と同じですが、総務省の通知による8分の1に相当する額ということですが、その8分の1にしている根拠、これはやっぱりわからないわけです。例えば、通信範囲内の世帯数がどうであれば何分の何とか、あるいは出力による負担金の額の違いがあるとか、いろいろ基準があるかと思うわけです。どちらかという自治体の負担が大きくて、そして民間が、企業が、事業所が事業を行うことの負担が少ないというのは逆なんじゃないかと、こういうふうにも思うので、その通知だけでなく、8分の1にしている根拠、あるいはその場所によって何分の何というふうに変更があるのかどうか、それが一つの疑問です。

もう一つは、今回鉄塔ができれば、にかほ市内の区域はすべて携帯の場合、圏外にならないということになるのかどうか。特に鳥海山、これは位置からすれば圏内になりやすいかとは思いますが、遭難、あるいは観光客の利用、そういうこともありますので、その範囲についてお尋ねします。

議長（榊原均君） 答弁、情報システム課長。

情報システム課長（池田史郎君） お答えいたします。

移動通信用の鉄塔の施設整備事業というのは、地方単独事業でやる場合と、それから国の補助金の事業でやる場合との二通りございます。国の補助金の事業でやる場合は6分の1と定められております。今回、私どもは地方単独事業という形で行われるもので、8分の1というふうに定められております。

それから、この8分の1という意味は、要するに事業費の8分の1は通信事業者に負担してもらいなさい、それ以外の8分の7については全額起債で認めますと。その起債の償還は、10年償還ですが、そのいわゆる8分の7の80%は辺地債ですので地方交付税に算入しますと、こういうシステムになっております。

それから、2つ目の御質問ですが、鳥海山ろくの圏外がこの事業で解消されるのかという御質問でございますが、この事業はあくまでも地域住民の情報格差を解消する事業という形で、そういう目的で行われるものでありますので、残念ながら観光や防災対策で実施されるものではないということをお理解願いたいと思います。

議長（榊原均君） 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 地方単独、あるいは国の補助という違いはわかりましたが、8分の1、あるいは6分の1というのは一律なのかどうかということが1つと、それから、今回の、この鉄塔の携帯範囲は釜ヶ台地区を中心に行っているということはわかるんですが、その他の場所で通じないというので何とかできないかというようなことがあるかどうかを含めて、鳥海山も含めて、用途の有無は別として、にかほ市内ではここまでは通じるがここからはまだ無理だというようなことがわかったらお知らせ願いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、情報システム課長。

情報システム課長（池田史郎君） 先ほど申し上げましたとおり、補助事業の場合は6分の1、地方単独事業の場合は8分の1というふうに決められたものでございます。ほかの、例えば別の形でというよりも、設置する場所によってこの割合が変わるものではございません。

それから、圏外のエリアのことでございますが、一応この鉄塔設備が完成した暁には無指向性の電波を使っておおよそ3キロから5キロぐらいのエリアに電波を発信するというような設備でございます。したがって、この市内において、いわゆる圏外というものがまだあるのかという御質問でございますが、居住地区においては、ほぼこの事業でカバーされるものと考えております。ただ、媒体が電波でございますので、地形等の関係で電波の届きにくい箇所は何か所かあるかと思いますが、基本的に居住地域についてはほぼこれでカバーできるものと考えております。

議長（榊原均君） 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 釜ヶ台地区の鉄塔から離れて、特に鳥海山系統の範囲で圏内外の区域、その範囲等今後調査して必要によっては対策を講ずる、そういう意図があるかどうか、今後検討するかどうかについて最後の質問にします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今のところそういうような想定は考えておりませんが、これからいろいろ社会情勢の変化に伴いまして、そういう要請が強くなってきた場合に、国・県に対してい

るんな形でそういうものの要望を取り込んでいきたいなというふうには思っていますけれども、現時点では考えておりません。

議長（榊原均君） 次に、17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 同じ内容で、今の村上議員の質問とほとんど同じですが、事業費が9,975万円ということの説明だったわけです。－ 私、「9,976万円」と書いていますが、「5万円」に直していただきたいと思います。－ そのおよそ8分の1の1,246万円という説明でした。予算書を見ますと、7,670万円と私、読んでいるんですが、そのほかに例えば調査費とかそういうものがあって事業費が9,975万円になったのか、その内訳がこの予算書ではわからないわけです。したがって、もっと詳しく書いてもらわなければですね。恐らく、今、うなずいていましたから、そうだと思うんですが、その辺をもう少ししっかりとっていただきたいと思います。

それから、この種鉄塔設備、あとはほぼ居住地においては解消されるという、そういうお話でしたが、現在市内にこの鉄塔が何基あるか把握しておるものでしょうか。というのは、諸外国でも、例えばEUあたりでは、この鉄塔から発せられる電磁波による障害ということで大きな問題にもなっていますし、日本ではまだ実際はそれに対して具体的に困むというようなことは、規制をするというのはやられておりませんが、外国では科学者のほうからもいろいろ出されてやられているという、そういうことを考える場合に、何でもかんでもというふうにはしてはいかないと思いますし、この鉄塔が何基あるか、そういうものを含めてお伺いしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 予算計上のことでございますけれども、このものについては、暫定予算でも私のほうで委託料合わせて、工事請負費合わせて9,975万円ということで御説明しておりますので、委託料が入った8分の1ということで、10月の臨時議会並びに先般の本予算の中でも御説明申し上げたところでございます。

また、今のところ何基そういういろんな鉄塔が立っているかということでございますけれども、このものについては調査しておりません。いずれ次回までは調査をしておきたいなというふうには考えております。

というのは、NTT並びに例えば他のメーカーのものも鉄塔が立っておる場合がございます。ということで、その需要の動向によって、その鉄塔が各地に立てられている場合がありますので、今のところ詳細については把握しておらないような状況でございます。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 同僚議員の村上議員のお話に乗るような形になって申しわけないんですが、観光とか防災とかについては、今のところこの対象になってないというお話でした。ただ、防災とかということになった場合には、特に携帯というか、これの有用性というのは証明されているわけですから、そういう総務省でなくとも、別の形で、例えば国土交通省とか、そういう形での防災とかそういうものに当てはまるものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） いろんな補助制度を我々は活用しながら事業の展開をしているわけで

ございますけれども、できるだけ有利な制度で事業を展開するという形になってはいますが、国土交通省のほうにもあるかという御質問ですが、今のところ、県内では国土交通省関係である箇所については、まだ私のほうでも調査はしておりませんが、防災上のやつ、これからいろいろな見直しが行われていくということは聞いてはいますが、的確な数値については把握をいたしてない状況です。

議長（榊原均君） これで議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 43 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての 2 件の質疑を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 42 号及び議案第 43 号の質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第 44 号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。33 番菊地衛議員。

33 番（菊地衛君） 議案第 44 号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例の制定について、質疑通告書に従って質問いたします。

地域には以前からの要望があった動物炉で、その完成、供用開始が待たれるわけですが、1 点目は、その動物炉に関して使用料が動物 1 頭につき、にかほ市の動物が 4,000 円、以外が 1 万円となっておりますが、犬などの場合は大型犬と小型犬では重量、骨格ともに相当の違いがあり、一律の使用料で公平な負担と言えるのかどうか。提案説明の中で、由利本荘市ほかを参考にしたことでしたが、由利本荘市では重量区分があるやに聞いております。条例改正の検討内容について伺います。

また、動物の残骨処理についてですが、ペットとして飼っていた人々の中には動物の焼却後に自宅用に小さな骨壺に、人間で言えば分骨のような形で持ち帰り、供養し、大半の骨を残していく人も少なくない聞いておりますが、その処理についてはどうされるのか伺います。

市で斎場動物炉を設置するということは、その延長線上にペット霊園の設置を望む声もあり、前段の残骨処理の問題とあわせて、今後の計画について伺います。

3 点目は、旧仁賀保町と旧西目町の間には、費用の負担も含め使用に関する協議が行われ、ともに使用してきた経緯がありますが、それぞれの行政区分が合併により拡大し、由利本荘市、にかほ市となり、使用に関する協議はどのような内容でそれぞれの新市に引き継がれたのか伺います。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、動物炉に関して、動物の大きさにかかわらず一律料金なのかということですが、これにつきましては、火葬に要する時間とか、人件費、あるいは燃料費など、動物の大きさによってそんなに差があるものではないのではないかと考えまして、使用料は大きさにかかわらず一律

にしたものであります。

それから、動物の残骨処理とペット霊園につきましてですけれども、残骨処理につきましては、最後まで家族同様に飼われた愛玩動物でありますので、家族の後々の供養もあるでしょうから、基本的には持ち帰っていただきたいと考えております。どうしてもそれができない場合については、動物の残骨処理室に納めることとなります。また、1年に1回ぐらいは慰霊のための供養もしていきたいというように今のところ考えております。

また、ペット霊園につきましては、現在のところ、具体的なことにつきましては現在のところは考えておりません。

それから、象潟斎場は由利本荘市の市民も使えるのかということでありますけれども、象潟斎場、仁賀保の青松苑も含めますけれども、これらの使用につきましては、にかほ市斎場条例にもありますとおり、にかほ市以外の方の利用につきましては有料で使用できるようになっております。また、青松苑につきまして、旧西目町との利用に関する協議につきましては、市町村合併によりまして行政区域が変わった場合においても、旧西目町に在住する住民は仁賀保斎場を利用することができるものとするということで、そういう内容の覚書がそれぞれ旧3町で交わされておりますので、そのように新市に引き継がれているところであります。以上です。

議長（榊原均君） 33番菊地衛議員。

33番（菊地衛君） 2点目、3点目についてはわかりました。ただ、由利本荘市では、さっき私、重量区分と申し上げましたけれども、一応、動物の場合、20キロ以上と20キロ以下というふうに区分しているようであります。さっき燃費、その他諸経費は変わらないと言いましたけれども、かなりの大型犬と小さい犬では相当な開きがあるのじゃないかなというふうに考えますけれども、条例施行後また検討される余地が出てくるかもわかりませんが、そこら辺、再度質問したいと思えます。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 料金につきましては、これから稼働してからかなりの経費がかかるようであれば今後考えていかなければならない事項だと思っております。以上です。

議長（榊原均君） これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてから、議案第47号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの3件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第47号までの質疑は省略し、質疑を終わります。

次に、議案第48号平成17年度にかほ市一般会計予算の質疑を行います。最初に、43番佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） 歳入の臨時財政対策債についてお伺いいたします。臨時財政対策債は、地方交付税の不足の分を借金していただきたいということで、地方交付税のあり方からしますとそれを

逸脱しているものと考えられます。ただ、元利償還金の満額を交付税算入するということから交付税にかわるものとして大いに活用して、市民の暮らしをよくするために役立てるべきではないかなというふうに考えるものですが、臨時財政対策債に対する考え方と、予算計上した対策債は市において起債できる額のどのくらいに当たるのか、お伺いいたします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 臨時財政対策債に対する考え方ということでございますけれども、まさに今、佐々木議員からお話があったように、地方の財源不足を補てんする特例として認められた地方債でございます。この地方自治体の財源不足の状態が現在も続いている状況でありますけれども、このものについては、平成12年度までは交付税の特別会計からの繰り入れを行って交付税を増額し地方に配分してきております。しからば、じゃこの国税、交付税の法定割合分ですけれども、取得税、酒税が32%、そして法人税が35.8%、消費税が29.5%、たばこが25.0%ということで、この臨時対策債に対する考え方ということですが、これは一般財源として、この新市では全部すべての財源を一般財源扱いでいろんな予算に計上させていただいて活用をさせてもらっているところでございます。

また、予算計上した対策債は、市において対策債の起債のできる額ということでございますけれども、平成17年度につきましては、旧町分から申し上げますけれども、満額その充当させていただいております。仁賀保分として2億530万円、金浦分として1億2,500万円、象潟分といたしまして2億1,740万円、合計で5億4,770万円ということで、平成16年度では7億530万円ほどの起債の額になっております。以上です。

議長（榊原均君） 43番佐々木春男議員。

43番（佐々木春男君） 交付税につきまして、関連しましてですけれども、国の来年度の予算の原案では、地方交付税が昨年、今年、来年と見ていきますと、およそ5兆円ぐらいの削減になっておるようでございまして、地方の6団体では、地方にとって極めて厳しい財政運営を強いられ、住民の要望にきめ細かく対応することが困難になることも心配されると、このような趣旨の声明を出しておるようでございます。現在、地方交付税の削減や臨時財政対策債など、二重にこの地方交付税の形をゆがんだ形で対応しているわけですが、今後、住民の要望にこたえていくためにも、こんな時期であればこそ、その交付税の本来の姿に返していくように、市長を先頭に声を大にしていく必要があるのではないかなというふうに考えるわけですが、市長、いかがでしょうか。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えをいたします。

機会あるごとに、私が町長時代は、全国町村大会などを開いて国のほうに地方交付税の削減、こういうことはやはり地方にとっては死活問題だということで、全国大会などでもいろいろ活動してきたところでございます。そして、地元国会議員の先生方にも陳情しながらやってまいりましたが、これからも引き続き地方6団体の組織と力をあわせてやってまいりたいと思っております。

議長（榊原均君） 次に、30番小川正文議員。

30番（小川正文君） 平成17年度にかほ市一般会計予算書にあります各款項目等に盛り込まれ

ております臨時雇用賃金について質問いたします。

初めは、3町合併による現在の臨時雇用者の人数についてお聞きします。これは旧3町ごとの人数で結構であります。

次は、待遇についてでありますけれども、予算書の中に社会保険料が計上されておりますけれども、この中に雇用保険は入っているかどうか。また、臨時雇用者の賃金の中に賞与とありますが、一時金的なものも入っているかどうか、これについてお聞きします。

3番目は、今後の動向についてであります。それぞれ旧3町ごとの特性もあり、雇用の形態も異なるようでありますけれども、例えば、仁賀保町の場合は、除雪を初め、道路の維持管理、それから公園管理、あるいは町有林の管理に今まで臨時の職員で対応してきた経過があります。それらを含めて、現在雇用している人の臨時職員の来年度以降の対応については、当局としてどのようなことを考えておるのでしょうか。

最後の質問は、公募についてであります。さきの広報にも載っておりましたし、新市のホームページを開いてみますと、税務の職員の、臨時職員の公募をしております。これは今までなかったような職員の採用の仕方だと思いますけれども、これについて今までの経過についてお聞きします。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 小川議員の御質問にお答えをしてみたいです。

3町合併による新市の臨時雇用者の旧町ごとの人数についてという御質問でございますけれども、各3町から新市における臨時職員の雇用については、旧仁賀保町からは季節的な臨時雇用では、市の市有林の管理6名、公園等の施設管理等で28名、そして年間を通した雇用者については22名となっております。また、旧金浦町分からは、季節的な臨時雇用者が8名、清掃等の短時間の雇用者が2名、年間を通した雇用者は5名となっております。旧象潟町からは、季節的な臨時雇用で公園等の施設管理等で33名となっており、また清掃等の短時間雇用が8名、年間を通した雇用者については16名となっております。そのほか、ガス水道局で34名、清掃センターで4名の臨時雇用となっております。

それから、2つ目の臨時雇用者の待遇についてでございますけれども、合併時において施設管理などの臨時職員については、平成18年3月までは処遇を含め現行のままとなっておりますので、そういう形にさせていただいております。

3つ目の臨時雇用者の今後の見通しでございますけれども、平成18年度におきましては、職種ごとに3町いろいろ賃金単価がばらばらでございましたので、賃金単価を統一化する予定でございます。また、これからもいろんな形で、外部委託が可能かどうかなども検討してみたいというふうに考えております。

それから、臨時職員の公募についてでございますけれども、今までの状況を教えてくださいということでありましたけれども、今までは各課等が本人から履歴書を提出していただき、必要に応じて各所属が書類審査、面接等により採用をしておりました。今後については、緊急の場合や選挙事務等いろんな形がありますけれども、新規の採用につきましては、採用の公平性、透明性を確保するため原則公募による募集で採用したいと考えております。

また、社会保険等でございますけれども、短期間の、例えば短時間の雇用者等については加入していない方もいらっしゃいますし、通年雇用者についてはほとんど社会保険の対応になっております。

議長（榊原均君） 次に、19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 歳入について3点御質問いたします。

第1点は、ページ14ページ、市民税と固定資産税がありますが、この両税の滞納総額、全体でどのくらい滞納があるんだろうかと、こういうことでございます。この両税のつまり長期滞納、こういったものはなかなか滞納、実績を上げていくのは難しい面があるわけでございますけれども、こういった両税の滞納について、徴収について何か工夫がございましたらお示しをいただきたいと、こう思います。

次、18ページに地方交付税がありますけれども、これはいろいろ今の議会でも見直し等、話し合われております。三位一体改革、これの全体像がほぼ確定したと。引き続き交付税の見直しに入ると、こういう報道でございます。きょうあたりの報道でも、地方交付税という地方の財源調整機能、これが交付税の一番の大きいところでありまして、ややもすればこの根幹にかかわる財源調整機能を見直す動きもあると、こういう大変厳しいことも報じられております。

ただ、国のこういった動きとは別に、行政は休みなく進展するわけでありまして。18年度の地方交付税も1兆円少ないぐらいの予算と、こういうことも報じられております。こういった中であって、18年度の地方交付税、これをどんな形でとらえて、どんな判断をして予算編成に臨むのかと、この辺をひとつお聞きしたいと思っております。

それから、31ページ、金浦地区の入会地の貸付収入があります。これは場所はどこなのかと。それから内容はこういったものか、あるいは面積、この辺についてお知らせを願いたいと思っております。

次、歳出でございます。ページ40ページでございます。市長の約束の中に、交際費の全面公開、これがございます。この方法等についてお伺いをいたします。

次、46ページ、交流促進事業費の中に、象潟地区ですが、協働のまちづくり事業という補助金があります。金額は183万4,000円でございますが、12件ぐらいあるとこういうふうな報告もなされました。この中で、特徴的なまちづくりに対する地域の取り組み、これを二、三御紹介いただきたい、こう思います。

それから、次、後先で恐縮ですが、59ページ、介護予防・地域支え合い事業費というのがございます。この中に、備品購入費788万8,000円計上されております。これは説明あったのかもかもしれませんが、私、聞き漏らしましたので、これは内容はどういうものなのか、それから、どこに設置して活用するのか、この点をお伺いいたします。

次、64ページ、ひとり親家庭福祉費の中に貸付金150万円ございます。これは以前からとられていた制度なのか、私、ちょっと不明でございますけれども、できればこの内容、あるいは貸し付けがあるとすれば貸し付けの実績、あるいは償還みたいなものがあるとすれば償還の実態、この辺をお知らせ願いたいと思っております。

次、116ページ、仁賀保中学校に係る公有財産購入費829万1,000円計上されております。仁賀

保中学校につきましては、いろいろ今の議会でもお話が出ているわけでございますけれども、敷地の全体構想、私方には仁賀保中学校まだ見えないわけでございますけれども、こういった構想が現在描かれているのか、この点についてお伺いをいたします。

次、127 ページであります。仁賀保地区のフェライト子ども科学館、これの委託料 5,138 万 6,000 円計上されております。これは映像製作に係る経費が主なようでございますけれども、このフェライト科学館の展示がえ、これ当然にあると思うんですが、どのくらいのサイクルといたしますか、今まで何年くらいのサイクルで展示がえ、こういうふうなものをやられてきたのか、これをお伺いいたします。

最後になりますけれども、136 ページ、象潟の学校給食の委託料 687 万 5,000 円計上されております。これは共同調理場の建て替え事業費に対する地質調査と、こういう説明がありましたけれども、中学校との兼ね合い、たくさんあると思いますけれども、学校給食だけを考えた場合は決して少ない金額でないかと、こういうふうに考えますので、この 687 万 5,000 円、内容を少しお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（榊原均君） それでは、最初に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 市民税の固定資産税の滞納総額、徴収についての工夫ということでの池田議員からの御質問にお答えをしてみたいと思います。

合併時点での市民税の滞納額は、延べ人数で 769 人の 2,781 万 8,357 円でございます。内訳といたしまして、旧象潟町が延べ人数で 460 人の 1,509 万 8,274 円でございます。また、旧金浦町が同じく延べ人数で 74 人の 373 万 4,196 円、旧仁賀保町が延べ人数で 235 人の 898 万 5,887 円でございます。

次に、固定資産税の滞納額は、延べ人数で 1,200 人の 8,755 万 3,830 円です。旧象潟町で延べ人数が 691 人の 4,771 万 4,932 円となっております。都市計画税が 181 万 7,036 円が含まれた数字でございます。旧金浦町については、延べ人数で 105 人の 634 万 2,000 円でございます。また、旧仁賀保町では延べ人数で 404 人の 3,349 万 6,898 円となっております。

徴収についての工夫ということでございますけれども、大変厳しい環境下の情勢の中で、現在徴収体制については、税務課の職員と各市民センターの税務班に対し、個々に担当地区等を割り当て、個別に滞納者に対応しているような状況でございます。あわせて、催告書の送付、電話による催告を行っておりますが、なかなか非常に厳しい状況でございます。また、大口滞納者に対しては預貯金等の調査を実施しております。なかなか差し押さえ等について、税については結びつかない状況ですけれども、できるだけ頑張っているような状況下でございます。また、市外に転出した滞納者に対しては、転出先の市町村に実態調査を依頼して、勤務先、また、家庭状況及び納付状況の把握に努めているような状況になっております。いずれにいたしましても、大変厳しい状況下でありますけれども、市内の滞納者については、現状の税務課職員、また、各市民センターの税務班による体制を強化しながら滞納整理に当たって、今後徴収も実施してみたいというふうに考えております。

次に、平成 18 年度の地方交付税の見通しということでございますけれども、12 月 18 日に財務省と総務省との間で正式に合意した自治体の収支見通しを示して、地方財政計画を発表いたしているところでございます。平成 18 年度の地方交付税について、自治体の配分額のベースで平成 17 年度対比しますと約 5.9%の減となっております。金額にいたしまして 9,900 億円少ない 15 兆 9,000 億となっているのが既に新聞等でも報じられており、皆さんも御承知のことと思っておりますけれども、このことを県で市町村の影響額を試算したところ、市町村の配分額については、臨時財政特例債も含めて 124 億円、地方交付税にいたしますと 107 億円の減額となる予定になっております。

非常に厳しい状況下でありますけれども、今のところ、こうした来年度の予算に向けては、まだ三位一体の改革による税源移譲についても、まだ地方にどれだけの税収が配分されるのか明確には示されていない状況下にあります。いずれにいたしましても、年明け早々には財政担当課長会議においてより具体的な通知が示され、それによって積算をしながら当初予算にいろんな予算計上をさせていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ページ 31 ページの金浦地区の入会地の貸付収入について、面積等もということでございましたので、飛集落で貸している地域については 4 件でございます。1 つはむつみ工業、T D K サービス、アルプス物流、エコパワーということで 4 件でございますけれども、各個々の面積ということであればお答えをいたしたいと思っております。むつみ工業さんが 211 平米、そして、T D K サービスさんが 5,283.47 平米、アルプス物流さんが 3,361.55 平米、エコパワーさんが 700 平米ということで、いずれも原野を借り入れいたしております。貸付金額にいたしましては 165 万 6,009 円ということでありますけれども、町のほうで 10%という形でいただいておりますので、149 万 406 円の交付金になっております。

次に、黒川のほうでございますけれども、ダイワ工業さんで、ダイワ工業さんは 2 件ほどの借り入れをいたしております。1 つ目は 1,862.51 平米、2 つ目は 1,605.79 平米という形で、これも原野を借り入れいたしております。黒川部落の入会地でございます。それから、斎藤サダミさんという個人の方でございますけれども、このものについても 2,000 平米お借りいたしております。また、岩石採集ということで正栄工業さんが借りております。8 件ほどの土地を借り入れいたしております。このものについては、面積が岩石の採取敷については 15 万 470 平米となっております。貸付料については 46 万 6,000 円ということで、交付割合はこのものについては 7 割 5 分ということで 34 万 9,500 円となっております。

次に、市長の交際費の全面公開についてでございますけれども、市長交際費の公表は、平成 18 年 4 月より毎月 20 日に前月分の執行状況をにかほ市のホームページに掲載するほか、象潟庁舎においては総務課、仁賀保庁舎、金浦庁舎においてはそれぞれのサービスセンターの総務班の窓口で閲覧できるようにいたしたいと考えております。

次に、46 ページの交流促進事業の協働のまちづくり事業ということで、12 件ほどの特徴的なものを 2 件挙げてくださいということでございましたけれども、1 件目は既に皆さんも御承知のように、広報等の表紙でも飾らせていただいておりますけれども、象潟小学校のわんぱく相撲推進委員会ということで、P T A が主催でさせていただいたものに助成をさせていただいたものであります。こ

れは、相撲大会と舞の海の講演会を10月に実施いたしております。助成した金額は38万円ほどでございます。

それから、もう一件については、沓掛清掃事業ということで、これは小砂川の自治会に助成したものでございますけれども、6月に実施したものでございますけれども、事業内容は、台風で漂着・蓄積されたごみ処理で、定例のクリーンアップで処理できなかったために集落のボランティアを募って重点的な清掃作業を行ったものに対しての助成でございます。その際の重機借上料とごみの処分費用がメインでございますけれども、こうしたものについて協働のまちづくり事業ということで助成をいたしたところでございます。

総務部関係は以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、市民部所管の事項について池田議員にお答えいたします。

まず初めに、59ページの介護予防・地域支え合い事業費の備品購入費でございますけれども、この事業につきましては、県の補助を受けまして — 県の補助が3分の2でございます — この補助を受けまして、高齢者の介護料の軽減、あるいは自立の回復、寝たきり予防をということで、寝たきりにならないためのことを目的に実施するための運動機器であります。これにつきましては、個人のレベルに合わせまして、目標、計画を立てて行うことにしております。機器の種類ですけれども、股関節とか膝関節、あるいは足関節の運動、それから下肢とかももの筋力アップ、それから肩甲骨の内転とか屈伸、これらの運動を行うための備品6基ほど予定しております。

どこに設置するのかということでもありますけれども、地域包括支援センターが設置予定でございますので、保健センターもありますので、お年寄りの方がどこが一番地理的にも便利なのかということの利便性も考えて、これから設置場所については検討してまいりたいと思います。

それから、64ページのひとり親家庭福祉費の貸付金150万円でございますけれども、貸し付け実績につきましては、昭和63年から平成15年までの間に10名の方に貸し付けしております。象潟の方が9名、金浦の方が1名となっております。それから、現在の償還の実態でございますけれども、それぞれ貸し付け条件どおり返済いただいております。未納者、あるいは滞納者は現在のところありません。現在2人が償還中でありまして、18年度と24年度がそれぞれの償還期限となっております。未償還残高につきましては、1人の方が16万4,000円、もう1人の方が最近借りましたので116万6,600円、これらが未償還残額として残っている状況であります。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 教育部門につきまして御回答いたします。

初めに、仁賀保中学校の敷地全体構想についてということでもありますけれども、初めに、公有財産購入費829万1,000円につきましては、山林8,336平米を購入するためのものでございます。敷地の造成工事は平成18年から予定しております。現校舎を使用しながら改築をする予定で、隣接地が必要となって、現校舎の北側の山林を購入するためのものであります。

敷地の全体構想につきましては、まだ基本計画ができておりません。全体の配置計画ができておらないということで、構想といたしまして、公有地を含めましておよそ2万4,000平米に、校舎及

び体育館、特別教室、給食調理場などを建設して、サッカー場、野球場、ソフトボール場、テニスコートについては、現在のものをそのまま使用していくようになっております。建築につきましては、北側から南側のほうへ順次建築していく構想になっております。

次に、127 ページのフェライト子ども科学館委託料の映像製作の展示がえサイクルについてということでありまして、初めに、委託料の5,138万6,000円の内訳でございますけれども、ファンタジーシアター映像シナリオ作成と業務委託料が4,389万円、そのほか各種設備の補修管理委託料が720万2,000円、フェライト科学館の看板を一時撤去するための委託料が29万4,000円であります。

科学館は、平成10年の10月にオープンいたしましたけれども、リニューアルについては、平成15年度に展示室とエントランスホールの展示装置を行っておりますが、今回補正しております映像シナリオ製作は開館からのものであります。大規模な博物館ではおよそ10年ごとに、中規模の博物館では5年ごとをめぐりに行っているようであります。入館者の増加を図るためにも宣伝が大切であると思っておりますが、入館者に新しいものを提供し、飽きのこないようにすることも必要と思われ、できればフェライト子ども科学館も5年くらいでリニューアルをやればよいのではないかと考えておまして、今回リニューアルに委託する予定であります。

次に、136 ページの象潟学校給食調理場の建替事業委託料687万5,000円の地質調査の内容についてということでございますけれども、象潟中学校改築事業とあわせて給食センターも改築することで、7月25日に基本設計と実施設計の契約をいたしております。

給食センターの規模につきましては600平米程度を予定しておりますが、最近の施設につきましては、下処理室とか、洗浄室、調理室などそれぞれ別室となっております。衛生面に配慮した配置としなければならないものとなっております。地質調査につきましては、建物の基礎の設計に必要なボーリング調査で、大体9ヵ所程度のくい基礎を行う予定をしております。これにつきましては中学校の建設の調査とあわせて近々発注する予定にしております。以上です。

【19番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 通告書の一番上のほうに線が引かれていますが、これは所管の関係を入れてしまいましたので、委員会でお聞きしたいと思います。

7款商工費の関係で、93ページ、はまなすの関係なんですが、きのうの一般質問の内容、あるいは若干の答弁等で収支決算、経営状況についてはわかりましたので、その点については必要ありませんけれども、さらに建設費とか、あるいはまだ残っている返済しなければいけない金額があるかどうか、もしあったらその点について伺いたいと思います。

同じく、ねむの丘の補修等もありましたけれども、ねむの丘については、ここ数年間収支決算状況がどうか、簡単で結構です。経営状況はどうか、それから建設費等まだ残っているものがどのくらいあって、どういう償還状態になっているか。その収支決算との関係も含めてお願いいたします。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 92 ページ、93 ページの観光施設費の 13 節委託料に係るものでございます。ただいま収支決算、経営状況についてはおわかりということではありますが、建設費、また償還関係については、後ほど観光課長からお答えをすることとします。

それで、15 節に関係しまして、ねむの丘のここ数年間の収支決算、経営状況でございますが、平成 12 年度以降の 5 年間では売上高は 4 億 8,000 万円から 5 億 1,000 万円の間で推移しております。売上原価も売上高の数%台の 2 億 5,000 万円前後から 2 億 7,000 万円の間で推移しております。物品販売が主となる施設であります。16 年度につきましては、台風や中越の地震などの自然災害の影響を受けまして売り上げが減少したこともありますけれども、他の団体客の取り組みなどによりまして安定した経営を維持していると言えます。

償還関係につきましては、今、手元に資料がございませんので、後でお示ししたいと思います。

議長（榊原均君） 補足答弁、観光課長。

観光課長（長谷山良君） お答えいたします。今、部長御説明したとおり、建設費については、今、資料持っておりませんので、後でお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

【23 番（村上次郎君）「通告に入っていないので、後ほど何かの機会でお伺いします」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 数点にわたってお聞きしたいと思います。同僚議員の質問の中で少しダブった点がありますが、その点は省いて、視点を変えて質問したいと思います。

最初に、総務部長から先ほどの同僚議員の質問等に対して、議案説明の際に数字等を挙げて説明をしたという話がされております。そういう説明を私たち聞きながら、一生懸命メモをとりながら頑張っているつもりなのですが、なかなか追いつかないという状態にもあるわけです。地方自治法の 211 条では「予算の調製及び議決」というタイトルの中で、第 2 項「予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」。これは義務づけなんですよ。そして、地方自治法施行令第 2 節予算に関する説明書ということで、第 144 条 1 の第 1 項第 5 項で、「その他予算の内容を明らかにするため必要な書類」。「その他」というのは、例えばいろんな予算について具体的にやはり説明をして、議会に対して審議をしやすくするということだと思うんです。これが私たちに説明書と出されたものは具体的な内容までは言ってないんですよ。こういうものが、口頭だけでの説明で 1 年間の予算を議決をしてくれというのは極めて不親切な内容だと私は思います。したがって、基本的な予算の説明書のあり方について、ここに私、質疑通告書は出しておりませんが、このことについてきちんと一回説明をいただいきたいというふうに思います。

それで、具体的に入ります。40 ページです。2 の 1 の 1 の 3 特別職の退職手当事業負担金ということで載っています。これは暫定予算では 252 万 7,000 円でしたが、今回は 477 万円にふえております。これは、いずれ計算根拠というのがあると思うんです。市町村職員のそういう退職の関係での条例が県にあると思いますが、その内容について伺いたいと思います。これは市長が就任した後、これは 3 月 31 日までの期間のものだと思うんですが、1 年間に計算した場合、それから、どうい

計算内容、割合があるのか、それが1つです。あわせて、教育長がさきの臨時議会で決まっておりますが、教育予算の中にはこの退職手当金の負担金が載っておりません。これについてどういう状況なのか伺いたいと思います。

それから、42 ページ、2 の 1 の 4 の 15 です。象潟庁舎議場改修工事費 339 万円であります。議場というふうにしてなっていますから、どういう工事内容を予定をしてこの予算 339 万円になったのか。あわせて、例えば今の議会事務局は 2 人体制から 4 人体制になったという経緯の中で狭いわけです。あるいは控室についてもあのままでいいのか、あるいはそれに引き続いての和室がありますけれども、あの状態でいいのか、そういうものが検討されているのかどうか伺いたいと思います。

それから、同じページで 2 の 1 の 4 の 15 みどり中央公園ということで、いずれ工事費 1,716 万 7,000 円の中で、みどり中央公園は 749 万 9,000 円というふうになっています。このことについて、当初予算は 680 万円、旧消防団の車庫解体費が 150 万円、そして 6 月 14 日の補正 2 号で環境整備工事、外構ということで 70 万円、こういうふうになっております。これはこれでいいわけですがけれども、完成した後、なかなかオープンされなかったと、何ヵ月も、私は思っているんですよ。これのいわゆる工事の発注状況も含めて、なぜああいう状態になったのか。お年寄りも含めて大した期待しておったんですよ。あそこを遊ばせる幼児を持っているお母さん方、お父さん方、そういう人方が。なかなかオープンされないと。ということで、いわゆる住民に優しいというような話が出ている中、行政の遅滞する内容については、私はやっぱりおかしいというふうに思いますし、この点について説明を伺いたいと思います。

さらに、あそこの住民の人方からいろいろ要望が出ていると思うんですが、遊具の配備を希望する声が大きいわけです。で、みどり中央公園の計画、概要図を見ても、この中では遊具を置く場所というものは特定されておりません。したがって、この後検討される余地があるのかどうか、あそこの住民の皆さんからそういう要望がなかったのかどうか伺いたいと思います。私の耳には直接来ていますから。

それから、51 ページです。2 の 4 の 1 の 13 委託料について。システム改良ということで、期日前投票がどこでもできるようにすると。そして、バーコードリーダーを使ってはがきで入場券を発行すると。名簿についても A 3 から A 4 にすると。そういうふうな説明でしたが、はがきでやる場合、郵送なわけですがけれども、個人情報保護についての対策をどういうふうにしてやるのか伺いたいと思います。

それから、59 ページです。これ、池田好隆議員も質問されておりますが、別の視点からお聞きしたいと思います。これは最近の新聞ですが — 最近というか、6 月 30 日の新聞ですが、要介護予備軍ということで調査をします。これは、厚生労働省が、市町村が実施している健康診査で 65 歳以上の人に対して要介護予備軍を調査する方針を決めました。素案によれば、要介護予備軍チェック項目 21。その 21 項目がこういうふうに出ています。「バスや電車で 1 人で外出できますか」「日用品の買い物をしていますか」とこういうふうに出ています。こういうこととあわせて、いわゆる介護予防で、寝たきりを防ぐためということで、この 6 基のトレーニング用具を導入するわけですがけれども、こういうものをやるとすれば、今の調査、要介護予備軍調査ということをする

とすれば、今のような6基、あるいは1カ所に配置、こういうことでは間に合わないと思うんですが。それから、トレーニングをする場合に、簡単にだれでもトレーニングをするわけにはいかないと。そういう、何とか、資格とまでは言わないにしろ、一定の心の問題もありますし、それから身体的な検査も必要だろうし、そういうことをどういうふうにしてやるのか伺いたい。用具だけ入れればいいということではないと思いますので、伺いたいと思います。

それから、67ページです。3の4の2の28 保険医療費繰出金 1億886万6,000円についてです。議案第49号の国民保険事業特別会計では、一般会計からの繰り入れは1億686万6,000円となっています。説明資料を見ますと、繰出金として旧象潟町が6,762万6,000円、旧金浦町が3,924万円、旧仁賀保町はゼロになっています。この「200万円」というのは数字上の間違いですか、ただ単なる。あるいはどこからこの数字が出てくるんですか、それについて伺いたいと思います。

75ページです。4の2の2の15 清掃センター運営費の工事請負費 7,140万円についてです。これについては、暫定予算でも、あるいは第2回の臨時会でも補正1号がありましたけれども、これに載っていません。配付された新規事業の説明書にもありません。数年前に、たしかダイオキシン対応の工事ということで、私の記憶では9,000万円くらいだったと思うんですけれども、工事をやっております。

延命を図りながらということで、今回こういう工事請負費を出しているわけですが、将来のあり方についてどのように検討をされておるのでしょうか。県のほうで、前はたしか11カ所というふうにして出したと思うんですが、そして24時間稼働の800度の炉でなければ間に合わない。そして、1つの炉の場合100トンと、1日当たり。こういう資料がたしか出たと思うんです。そういうものに対応できるためには、将来的な展望がやっぱり必要だと思うんですが、その点についてどのようにお考えになっているか伺います。

それから、118ページです。象潟中学校の工事請負費 1億500万円についてです。造成工事の請負額は3工事でおよそ5,166万円であります。したがって、およそ5,334万円、不用額になります。旧町民が中学校校舎建設のためということで嘗々と節減をして、そして建設費に回してきたものであります。造成工事予算の計上の仕方にも私は問題があると思います。予定額を見ましても7,590万円でした。1億500万円という予算が今のっているわけですが、2,900万円も過剰予算を組んだ実態。この中で5,334万円の不用額が出たわけですが、この不用額については、象潟中学校建設基金として積み立てるということが私は適切だと考えますが、この点についてどのようにお考えになっているか、伺いたいと思います。

申しわけございません。もう少しです。

129ページです。フェライト子ども科学館のことについては同僚議員も聞いておりましたが、29万4,000円ですか、これ、わかりました。さっき看板の移転が必要になったのでというふうに言われた。これ、プラスになったということでわかりましたから、この点については、29万4,000円ですね、暫定予算等と違う内容でとっていましたということで聞くと思ったんですが、わかりましたから。

138ページです。予備費。これは一般質問でも、あるいは私、11月の議会でも聞いておりますが、

ちょっとやっぱり納得できないのは、11月30日の臨時会では、にかほ市の金浦と仁賀保の2つの庁舎に設置した「にかほ市」の篆刻石については、私はなぜ予算計上しないんですかと言ったら、80万7,740円であり、本予算で計上するというにしました。総務部長は説明をしたというお話でした、財産管理費の中で。この財源は、そうすると、どこから来たんでしょう。予備費から充当なんですか。その辺が明確でないわけですよ、予算上では。決算に出てきて初めていわゆる予備費からの充当したのは何と何と何というふうにして出てくるんですね。それでなければわからないというようなもの。この場合は新規事業なわけです。新規事業であって、予備費の使用、きのうもいろいろ竹内睦夫議員とやりとりをしておりましたけれども、新規事業であれば予備費からの充当というのは本来はできないはずなんです。議会の議決を得て初めてやっぱりやられる予算のものです。それも、今出したということなんです、本来はもう執行してしまっている内容だけですね。これはやっぱり会計処理上は極めて疑問がある内容だと思いますので、この点について話をさせていただきたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁お願いするわけですが、わかりやすくひとつ簡潔にお願いします。まず最初に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 竹内議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず最初に、予算書の問題ですが、この事項別予算書の中身について、議会の議決を得る部分につきましては地方債の第3表まででございます。説明書については、こういう形で説明書を書いていくことになっておりますけれども、できるだけこれからは竹内議員がおっしゃるように、だれでもわかりやすいような予算書の作成に努力していきたいということでもありますので御理解をいただきたいと思います。

2つ目の退職特別手当事業費の負担金でございますけれども、このものについては、市長が、本俸掛ける100分の43%の6ヵ月分ということで210万7,000円ほど見ております。それから、今、助役、収入役が不在でございますけれども、助役のものについては、これは100分の25です。それで93万9,000円、そして収入役については、同じく100分の25ということで、本俸掛ける100分の25ということで6ヵ月分で88万7,000円でございます。教育長についても100分の25ということで6ヵ月分で83万7,000円で、合わせて本予算では477万円を計上したところでございます。退職手当については、教育長の予算は総務費の一般管理費のほうに全額計上させていただいているということでございます。

象潟庁舎の議場の改修工事費の339万円でございますけれども、現在、象潟庁舎の議場には議員席が20席あります。これを合併に伴いまして24の議席に改修する必要がございます。4席増設するわけですが、この議員席の増設工事と、それに伴う拡声の設備の改修工事、また、議員席の増席工事に伴ってカーペットの張りかえ、補修も行いたいというふうに考えております。拡声の設備改修工事は主に操作盤の改修も入れていきたいと。それからマイクロホン、ビデオカメラの増設も考えております。

なお、議会事務局と議長室等については、今のところ整備の対象には考えておりません。

なお、議員の控室のロッカー、これ、つくりつけのロッカーになっているロッカーであるようで

ありますので、このものについては現在いろんな形で議会事務局のほうとロッカーについては協議をしてまいりたいなというふうに考えております。いずれにいたしましても、そのロッカー、ソファ等については、もし年度内の予算で消化できればそういう形に対応させていただきたいんですが、できない場合については新年度予算に計上させていただきたいというふうに思っております。

2つ目のみどり公園についてでございますけれども、水飲み場とトイレは、竹内議員がおっしゃるように工事の完成期日は17年の9月28日でございます。外構工事を別発注したために完成期日は平成17年の11月24日となっておりますけれども、12月1日からは供用開始しておりますけれども、トイレがなぜおくれたかという御指摘でございますけれども、このトイレの工事は補助事業の電源立地地域対策交付金事業のため、外構工事が別発注を平成17年の10月24日に行っております。そのために外構工事期間中は利用者の安全のためにトイレの使用を禁止し、大変地域住民に御迷惑をおかけしたなというふうには思っておりますけれども、御利用者の皆さんに大変御迷惑をおかけしたということをおわび申し上げたいと思っております。

なお、このトイレは、県の審査を経て、バリアフリーの施設としての適合性を受けることになっておりますので、そういう関係もありましたので、大変竹内議員の御指摘のように地域住民に供用開始がおくれたことは、この場をかりておわび申し上げたいと思っております。

それから、遊具については、集落、地域のほうからは来ておりませんが、個人的にはかなりの方々から、整備時において遊具を配備してほしいという声は聞いております。子供の遊具については新年度予算において安全性の高い遊具の設置を今のところ検討している段階であるということをお理解いただきたいと思います。

次に、予備費でございます。予備費については何回も御説明申し上げておりますけれども、このものにつきましては、平成17年度の一般会計予算の提案理由の補足説明で述べましたとおり、仁賀保庁舎と金浦庁舎に設置した篆刻石でありますけれども、このものについては、財産管理費の委託費に予備費から充用を一たんしております。そして、今回の本予算において2款の1項4目の13節の財産管理費の委託料に予算計上するという形、一たん充用するという形をとっております。こういう形の本予算の仕組みになっているということで、このことも御理解をいただきたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、答弁、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（佐藤正記君） 選挙入場券をはがきに印刷して郵送するというこの個人情報保護ということの対策についての御質問にお答えします。

現在の入場券の様式については、先般、先月行われました市長選挙の入場券をごらんになったと思いますけれども、住所、氏名、生年月日、投票所、投票時間等が記載されています。はがきで郵送されるということになれば、一目される関係上、この中の生年月日の欄を削除して対応していきたいと思っております。

参考までに、由利本荘市さん、秋田市さんもこの生年月日の欄は削除されて郵送されております。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それでは、市民部管轄の質問についてお答えいたします。

まず初めに、介護予備軍について65歳以上を対象とした調査を行わないかということでありませうけれども、まず、地域包括支援センターが設置されまして、新予防給付、あるいは地域支援事業の中で実態把握を行うと、そういう項目も含まれておりますので、その中で調査を実施してまいりたいと思います。

それから、1カ所では間に合わないのではないかとありますが、調査の結果、どれぐらいの人数いるかちょっとわかりかねるわけですが、受けたい対象者に、受けさせたいけれども本人がどうしても受けないと、そういう方も予想されますので、そういう方の人数、あるいは実施した際の効果について検証しながら、今後増設については考えていかなければならないことだと思っております。

それから、スタッフについてですが、この筋力アップの訓練につきましては、素人はできないわけですので、医師、あるいは歯科医師、理学療法士、運動指導士、保健師、栄養士などへの委託料も計上しておるわけですので、その専門の医師らのもとに訓練を実施していきたい、このように思っております。

それから、保健医療費の繰出金の件でございますけれども、差額分の200万円については、説明資料の旧金浦町分の3款4項2目28節に高額療養費の貸付基金の繰り出しを掲載しておりますので、その分を含めると同額になります。それから、仁賀保町では合併前に繰り出しているということで、仁賀保町の分についてはないということになります。

それから、4款2項2目15節の清掃センターの運営費の件でございますけれども、仁賀保地区の衛生施設組合当時の平成17年度当初予算に計上された工事請負費7,140万円、これはにかほ市に引き継がれた予算でありましたけれども、支払い時期が年度末でもありまして、暫定予算には計上されておらず、今回の予算措置となったものでございます。工事の内容につきましては、ごみ焼却施設の維持補修でありまして、ごみクレーン、破砕機、各コンベヤー等の修繕であります。これにつきましては、施設が稼働中において毎年計上されるものでありまして、平成12年度に実施しましたダイオキシン対策のための施設改造工事とは関連ないものであります。

この清掃センターの施設の建設の展開でありますけれども、御承知のように、清掃センターは昭和56年の12月に実質稼働に入って25年を経過した施設であるわけで、建設当時の厚生省での耐用年数は15年と言われておりましたけれども、ダイオキシン対策の施設改造工事の実施によりまして、平成22年までは使用しなければならない施設であるわけです。100トン以上、24時間稼働、いろいろ係のほうから報告を受けておりますけれども、今後ますます維持補修費が増加することが予想されますので、施設の統合等も視野に入れまして、隣接する由利本荘市との話し合いも進めていかなければならない問題であると私は認識しております。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 象潟中学校の建替事業費造成工事費についてでございますけれども、予算計上する方法につきましては、当初予算につきましては、盛り土の高さや土の種類など概算で見積もりして予算計上したもので、実際入札をしたところが、予算額の半分程度で落札されました。

落札につきましては、盛り土の種類の変更や、県営工事で出た余分な残土を無償でいただいて石などを取り除いたきれいな土を使用することなどが安く落札した原因の一つではないかと思っております。

なお、起債の申請につきましては、年明けに変更申請の手続をすることにしております。

不用額につきましては、総務部長のほうから答弁願います。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 基金の積み立てという御質問でございますけれども、このものについては3月補正が3月に行われます。その時点で、その差額の4,250万円については18年の建設計画とあわせてどういう形で予算計上したらいいかということで、基金積み立てのほうがよければ計上いたしまして、そのものについては財源のいろんな調整のぐあいによって考えられますので、3月補正において考えたいというふうに考えております。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 2款1項4目15節のいわゆる象潟庁舎議場の改修工事、1点だけ伺いたいと思いますが、この議場の、いわゆる議場のことだけのようです。これはバリアフリー対応になるのかどうか、この1点であります。

それから、高齢者の筋力トレーニング、ちょっと市民部長、私はこういう話をしたんです。要介護予備軍調査をするというのは、厚労省が、これは何か義務づけるような内容になっているわけですよ。この新聞の記事だけを見ますと。そういうことで、21項目の要介護予備軍チェック項目、そして、最近の様子ということで、最近2週間の様子について、例えば毎日の生活に充実感がありますかとか、こういうふうにして聞けということですよ。私も67歳ですから該当するわけですよ。こういうものをやった上で、そうするとかなりふえるんじゃないかと思うんです。こういうことも頭に入れたトレーニングのあり方、あるいは先ほど言われました委託料の中には専門家も入っていますよと。こういうやつ、説明わからないんですよ、これだけでは。こういうふうにして理学療法士とか、あるいは体操関係の専門家とか、あるいは医者とか、心理とか、そういうのも入っていますよということであれば、これはきちっとやっぱり説明を書いてもらえればわかるんですが。

で、1カ所で、やっぱりこれは大変でしょう。ということになると、分散しなければならないということであれば、この6基のトレーニング用具、これでは間に合わないということになってくるんじゃないでしょうか。そういうことも含めて、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それから、清掃センター、わかりました。これから統合も視野に入れながら考えていきたいと。22年まで使用しなければならないということは、これからかなりやっぱりまた工事費かかるわけですよ、延命を図るということになれば。もう5年ありますから。おおよそ、これからのめどというのはわからないでしょう、どのくらいかかるか、これは難しいですね。

中学校の工事請負費についてです。これはさっき総務部長は4,250万円と言われました。私の計算では5,334万円なんですけど、ここに約900万円ぐらいの差があるわけですけども、これはちょっと私はわかりませんので、これ、説明できるようにしたら伺います。

それから、さっき同僚議員の質問の中で、給食センターのポーリングの関係が、いわゆる造成の

関係でボーリング9本という話がありました。この9本というのはたまたまいきさつがあるんですが、というのは、中学校の造成する際に用地の際、私が質問したときには最初はボーリングは要らないという話。それから1本になって、中学校の用地の場合9本という話になったわけです。そうすると、今の給食センターの9本と中学校の用地の場合の9本という18本することになるんですか。これが1つであります。

それで、予算をつくるのが、先ほどはいろいろ説明ありましたけれども、2,900万円も多いような予算、予定額からですよ。予定額から2,900万円も多いような予算というのは、本当はやっぱり考えられないでしょう。こういう財政難の中で。きちんとやっぱり精査をして、そしてつくられる予算だと思っんですよ。ここがさっきの説明ではちょっとやっぱり納得いきません。予算というのはやっぱりもっときちんとした精査をした上で立てるべき予算だと思っんですよ。最初から、例えば赤石川ですから、あそこの残土を入れるという話はわかっている話なんですよ、私たちも。そういうことで、内容をですね、説明ではちょっと納得できない — 納得というか、わかりませんので、もう少し予算をつくる際に2,900万円も多いような予算というのはできないはずなんですよ。

それから、総務部長が3月補正で考えると言いました。この中で、例えば、これは5,334万円 — 私の計算です、あくまでも — これは中学校ですから、そのままストレートに中学校のほうにいきますよというような話であればわかりますが、一般財源化してしまって — 一般財源化というか、ばはっと入れてしまってどこに行くかわからないようなものというのはやっぱりおかしいんじゃないかと思っしますので、その点について伺いたしたいと思います。

あと予備費です。これはやっぱりわかりません。暫定予算の際に入れておりましたという話をしていましたね、先ほどの説明の中では。説明もありましたか。私はやっぱりなかったと思っんですよ。そこで説明あれば初めて、まあそれでももう予算執行はやられているわけですが、予算執行はやられているわけですが、説明あれば、少しは私の質問も、前の11月30日はないわけですよ。その点について伺いたしたいと思います。

議長（榊原均君） 最初に、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初に4,200万円というのは、今年度1,080万円、基金から繰り入れをいたしております。それを除いた分の数字ですので4,254万円という形で私、申し上げたんですが、一たんこの1,080万円は国県に戻しを入れたいなというふうに考えております。残りの分についても、今、3月補正で、その分は一般財源になって基金から繰り入れたらどうかという御質問ですけれども、そのものについても、これからの学校建設の基本計画等が出てくる段階になります。実施計画の段階で、どういう形で予算配分をしたほうがいいのかということもあわせて検討しながら考えていきたいということで先ほど答弁させていただいたものでございます。

本予算については、私が何回もお話ししてもなかなか御理解いただけないようでありますので、財政課長のほうから説明いたします。

議長（榊原均君） 補足答弁、財政課長。

財政課長（佐藤好文君） 私のほうから御説明申し上げます。

にかほ市役所名の篆刻石の設置については、暫定予算の予備費から一たん2款1項4目13節の財

産管理費の委託料に充用しまして、そこから80万7,740円を支出して設置したものでございます。ということで、暫定予算の段階で予備費から財産管理費の委託料に予算を移したと、充用したということです。それを受けまして、今回の本予算を作成するわけですが、暫定予算は本予算に吸収されるということになりますので、この80万7,740円は財産管理費の委託料にありますので、それをそのまま今回の本予算に計上したということですので御理解願いたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今回の議場の改修については、現状のままで改修の工事費で予算を計上させていただいております。バリアフリーについては今回考えておりません。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 中学校の造成工事の予算のとり方ということで竹内議員が指摘をしているわけですが、あくまでもこの造成工事をするときには、設計書を組んで予定額を算出して発注するわけですが、今回の場合は3工区に分けて工事を実施しました、旧象潟町時代に。

その中で、いろいろ新聞ざたになったこともありますけれども、結局は相当激しい競争が行われて諸経費がほとんどないような形の中での落札になったわけです。ですから、こういう余剰金が出てきたわけです。これについては、私は、総務部長が話をしましたけれども、基金に戻していきたいと、そういうふうに考えております。

議長（榊原均君） 次に、答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 介護予備軍の実態調査につきまして、21項目、これにつきましては国からの義務づけかどうかということは、私、ちょっと把握しておりませんので、健康福祉課長のほうから答弁してもらいます。

議長（榊原均君） 補足答弁、健康福祉課長。

健康福祉課長（阿部洋子君） そうすれば、筋力向上トレーニングの事業について、もう少し具体的な説明をということなので説明いたします。

この事業を行うに当たっては、特定高齢者という人を選定していくことになります。この選定方法としては、包括支援センターによる実態調査または基本健診による基本チェックリストによる選定によるものとなっております。この予備軍については、一応、高齢者数の5%、にかほ市ですと高齢者が7,754人ありまして、その5%ということになりますと388人ぐらいだろうということです。

それで、この事業を行うに当たって1カ所では少ないのではないかとということですが、このうちさらに本人の希望と、それから主治医の許可を得た者を対象にしますので、約半分ぐらいになるのではないかと思います。それで、3ヵ月ごとに1クールとしまして、10人から20人ぐらいを対象にして3ヵ月ごとに事業を展開することになりますので、1カ所で十分だということになります。以上です。

議長（榊原均君） 次に、答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 給食センターの地質調査の件ですが、一応ボーリングを9カ所やるということでございます。

議長（榊原均君） 暫時休憩します。

午前 11 時 50 分 休 憩

午前 11 時 51 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 大変失礼いたしました。私の調査不足のために、ポーリング調査 9 カ所と言いましたけれども、全体で、中学校校舎、それから給食センター合わせて 9 カ所ということで訂正を願いたいと思います。

それから、予算につきましては、先ほど市長が答弁されたとおりでございますので、御了承願いたいと思います。終わります。

議長（榊原均君） 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 高齢者の筋力トレーニング、今の説明を受けて 1 カ所で大丈夫と。旧象潟町、仁賀保町、金浦町を含めて老人保健法に基づいて健康診査というのはやっぱりやっているんですか。

— やっている。私たちも受けているわけですよ。

その中でいわゆるこの 21 項目という、これ、義務づけのようなんです、決まった内容を見ますと。したがって、こういうものをやって、結局選出するというか、選ばれるわけですね。その人方についてこの予防のトレーニングを実施すると。ということになりそうなんです。その場合に、やっぱり 1 カ所で本当に間に合うんでしょうかな。あるいは 1 カ所にした場合に、そこまで、何というか、運ぶ — 運ぶではなくて、行くというか、そういうこと、そういうものがどういうふうにしてやられるかというも含めて考えていかないと、もしやるとすればですよ、なかなか大変なんじゃないかと、こういうふうに思うわけです。これはいずれ検討課題として、私も勉強しますけれども、皆さんのほうでも勉強しなければならないものだと思うんです。

最後に 1 つだけ言います。中学校の工事費の関係、今、市長が言われましたが、やっぱり予算のつくり方ですね。1 億 500 万円で、予定額から 2,900 万円も少ないような予算を計上したと。そして議会に対して出したと。ここがやっぱり私はおかしいと思うんですよ。本来は、例えば 2,900 万円ですから、500 万円、600 万円の少ない額だったら一定のわかります。入札契約の結果、半分以上余りましたよという、そういうことだけじゃないんですよ。いわゆる予定額を組む際に予算を見て組むわけですがけれども、まずとにかく予算の 1 億 500 万円というのは多かったと、こう思います。この点やっぱりこの後のいろんな工事をやる際には、議会に提出する予算については、きちんと精査をしたものを出していただきたいということが私の希望ですから、その点についてだけ 1 つお聞きしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 予算に盛る以上は根拠のある積算をしなければなりません。その根拠のあ

る積算というのは、秋田県で出している標準歩掛かり、そういうものを参考にしながら積算して設計書をつくるわけですけども、やはりこのくらい競争されて低価格で落札されるということは、私たちも予想もしなかったわけです、はっきり言って。やはり議員の皆さんに説明するにしても、あるいは市民の皆さんに説明するにしても、ちゃんとした積算根拠のもとで積算して、それを予算に盛っていく。これがたまたまこういう形になりましたけれども、はっきり言って諸経費もないぐらいの形の競争になりました。ですからこのくらいの額が余ってきた。これからいろんな公共工事をやりますけれども、やはり積算基準に基づいて予定価格をつくっていく、これが基本だと私は思っています。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） ちょっと誤解あるんです。私は入札価格について、入札契約価格について低いからこれだけ余ったということじゃなくて、予算そのものがやっぱり予定価格から見て2,900万円も下なんです。予定価格が下なんです。落札価格の合計じゃなくて。したがって、最初の予算をつくる際の精査の仕方、これはきちんとやっぱりやっていただきたいということ、そういうことなんです。そこで2,900万円の差があるわけでしょう。

議長（榊原均君） これで竹内議員の発言は最終になります。

答弁、市長。

市長（横山忠長君） 予算の措置については、やはり積算基準に基づいて予算化しております。その中で、普通であれば設計書が予定価格になるんです、本来であれば。だけれども、企業からこのくらいは企業努力していただきたいということで、市長の権限、行政の責任者として予定価格を下げて予定価格を設定するわけです。ですから、竹内議員もいろいろな考え方あるかと思いますが、予算上計上するのはやはりこのくらいのお金がかかりますよと積算した基準に基づいて私は予算化するのが通常の形ではないかと思っております。

議長（榊原均君） 先ほど教育次長の答弁の中で、訂正したいという旨の申し出がございますので、これを許します。教育次長。

教育次長（佐藤定夫君） 先ほど19番池田好隆議員の質問に回答いたしましたけれども、訂正とおわびをいたしたいと思えます。

ボーリング調査の9ヵ所ということは、中学校本体の建物、それから給食調理場合わせて9ヵ所ということで訂正いただきたいと思えます。まことに申しわけありませんでした。

議長（榊原均君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を行います。次に、28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 質疑に入る前に1カ所訂正願います。一番最後の、ページ数、「98ページ、13節委託料」になっておりますが、「99ページ」でございますので訂正してください。

市長からの提案説明を受けましたが、やはり13節委託料、15節工事請負費、19節負担金関係、それから22節の補償補填及び賠償金というような節目については非常に関連がございます。それで、若干の質問をさせていただきますが、最初に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費中19節の負担金補助及び交付金でございます。負担金として4,192万2,000円計上されておりますが、市長の提案説明の中では城前橋と寒沢川のかげかえに伴う負担金というような説明がありました。そこで、その城前橋にかかわる事業費と負担率が幾らになるのか。それと、寒沢関係の事業費と負担率が幾らになるのかお尋ねをいたします。

また、橋梁の地耐力調査はなされているのかということと、それから、橋の安全面は人的落下防止等の安全面で考慮されたのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、97ページに入ります。15節関係の工事請負費でございますが、3,327万4,000円の計上額になっておりますが、これらにかかわる工事の内容について、もう既に発注されたものもあるだろうし、これから発注されようとするものは何件なのか、内容をつけ加えてお尋ねをいたします。

次に、18節の備品購入費でございますが、637万3,000円計上されております。この内容についてお願いをしたいと思います。

次、22節の補償補填及び賠償金、20万円の予算額が計上されておりますが、この内訳についてお尋ねいたします。

次に、98ページ、これも8款2項道路橋梁費の中の15節の工事請負費でございますが、6,093万4,000円の計上額でございます。これも先ほどのと同じように既に発注されたもの、これから発注されようとするもの、特に今後発注されようとするものについて内訳をお知らせください。

次、17節の公有財産購入費、328万1,000円計上されております。この用地買収の目的と購入した単価等についてお知らせしてください。

次、99ページでございますが、8款土木費2項の道路橋梁費の5目除雪費でございます。13節の委託料4,072万7,000円計上されております。除雪には当然直営で行われるもの、あるいは委託で行われるものがあるわけでございますが、今回計上されている4,072万7,000円の各地域ごとの金額が幾らぐらいになるのかということです。例えば仁賀保地区、金浦地区、象潟地区3地区に分けて答弁をお願いしたいと思います。

それから、当然業者に委託している場合もあるわけでございますので、業者に委託した場合の契約単価はどのような方法で決められているのか、その決める方法についてお尋ねをいたします。

それから、入札が随契かわかりませんが、財務規則との関連はどうなっているのかということでございます。また、非常に今回は去年から見ますと降雪も多いわけございまして、恐らくこのような状況でいきますと4,072万7,000円の予算額では到底間に合わないのではないかなと思います。それらのこれからの降雪期に向けて対応をどういうふうに考えているのか、そして家屋連担区域、特に商店街等における除雪の方法でございますが、その方法をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） お答えいたします。

土木費関係の 95 ページでございます。19 節の負担金でありますけれども、これは、仁賀保地区の寒沢川の県管理の河川改修に係る橋梁かけかえの工事で、現状より拡幅された分を負担するものであります。城前橋につきましては、事業費が 4,999 万 3,000 円であります。ほぼ確定しております。ここは市の負担割合が 35.385 になります。それから、寒沢橋につきましては事業費が 6,429 万 7,000 円あります。これはまだ今現在進行中で、今年度中ということでありまして、今のところの負担割合は 42.857% というような負担割合になります。

橋の人的落下防止に配慮されているのかということでありまして、当然、橋というのは、人、それから自動車が渡るわけですので、当然、さくといいたまいますか、人の落下防止するのに万全を期しているというふうな設計となっております。

次に、97 ページの道路橋梁維持費の 15 節工事請負費 3,327 万 4,000 円あります。工事の発注状況でございますけれども、これにつきましては、予算における進捗率は発注率の約 60% となっております。それで、完成しているのは 40% というふうなことであります。

工事の内容といたしましては、金浦地区が市道の舗装修繕工事の 6 路線、それから仁賀保地区といたしましては、道路改良、側溝改良、それから拡幅的なその修繕、道路標識の移設工事、このようなことであります。象潟地区につきましては、川袋地内ののり面の崩壊修復工事といったようなものが、合わせたものが 3,327 万 4,000 円になります。

それから、18 節の備品購入費 637 万 3,000 円ありますけれども、これは冬場の除雪しますタイヤドーザー、そのロータリー部分を外しまして、雪のないときにも路肩、のり面などを草刈りをするためのタイヤドーザーにセットする草刈り、アーム式の草刈り機 2 台の購入費でございます。

それから、22 節の補償金でございます。20 万円ありますけれども、これはいろいろ先ほど言いましたように、市内の道路工事関係に伴いますガス水道管の移転補償などに対応するための予算措置でございます。今のところは使用されてございません。

続いて、98 ページの道路橋梁新設改良費の中の 15 節工事請負費でございます。6,093 万 4,000 円ありますが、この内訳は、金浦地区の大竹中央線改良工事、それから舗装工事が黒川地区と前川地区の 2 路線、それから鳥長根地区団地の補償、それから塩焚浜地区の 8 カ所の側溝改良事業であります。仁賀保地区では、田抓・畑 1 号線の拡幅、また、中野集落内の道路の改良、象潟地区では、川袋 1 号線の拡幅工事になります。現在発注しておりますのは 90% 発注してございます。工事完成しておるのは 73% となっております。

それから、17 節の公有財産購入費です。328 万 1,000 円計上しておりますけれども、これは仁賀保地区の田抓・畑 1 号線の用地の用地買収費ということで、約 4,200 平米でございます。これにつきましては、年明け早々に契約をしたいというふうな話を進めてございます。

次に、これも仁賀保地区でありますけれども、釜ヶ台 10 号線の用地でございます。これにつきましては、今後 3 月までの契約ということで、工事が 18 年度予定してございますので、3 月までの契約ということで進めているところでございます。

中野線用地につきましては、宅地と田、この用地買収費でございまして、年明け早々にも契約をしたいということでございます。

金浦地区につきましては、金浦町の保養センターの後ろの用地、それから5号線道路用地ということで用地買収を予定しておりまして、これにつきましては年明け、これは3月末までに契約をしたいというふうに思っております。

次に、99ページの5目の除雪費13節の委託料でございますけれども、4,072万7,000円、この除雪の委託でございますが、仁賀保地区といたしまして2業者にドーザー4台、ロータリー1台を委託しております。予算額といたしまして743万2,000円を見ております。

また、金浦地区では3業者にドーザー7台、歩道用3台を委託しまして、1,054万5,000円を見ております。

象潟地区につきましては、6業者にドーザー17台、歩道用7台、散布車1台、トラクター1台を委託ということで、2,165万円が主なものでございます。

それから、業者に出す委託単価、どのような単価を決める方法とかがありましたけれども、それにつきましては建設課長からお答えさせていただきたいと思えます。

議長（榊原均君） 補足答弁、建設課長。

建設課長（佐藤家一君） 除雪委託料の単価の積算の方法ですけれども、これは県の積算基準表を使用しております。その中では、燃料代、それから労務費、それから機械等の損料等、これらが入って、それに諸経費をプラスした算定にしております。各種機械によっては単価額が違います。ちなみに、一般的に走っているタイヤドーザーの7トン級なんですけれども、これが1時間当たり1万1,000円の計算になっております。高いところでは、13トン級になりますと1万6,000円というような積算になります。以上です。

議長（榊原均君） 部長、商店街の除雪云々というようなことも質疑が出ていますので、その点。よろしいですか。 — 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） それから、今、このように12月からかなり雪が降っておるということで、例年から見ますと除雪の出動回数が多い状況でございます。これからの降雪の対応についてどのような考えをするかということでありますけれども、やはりこのままいきますと除雪費が不足するものと思えます。これから状況によりまして、補正予算または予備費ということでお願い — 予備費、補正予算をお願いすることになろうかと思えます。

それから、実務的に商店街の除雪の方法とか、それから財務規則の関係といった面につきましても、できますれば建設課長のほうからひとつ答弁をさせたいというふうに思えます。

議長（榊原均君） 補足答弁、建設課長。

建設課長（佐藤家一君） お答えします。

家屋連檐地域、あるいは商店街というような形で特別には考えはしておりません。一応、午前3時に雪が降っている場合、出動すると。目安として積雪量が10センチ、あるいは10センチを超えると見込まれるときには午前3時から出動するような形をとっております。とにかくバス路線、それから通学路等の路線を速急に通すと、除雪をするという体制をとりまして、その後に細かい除雪

になるかと思えます。あるいは幅寄せ等の丁寧な除雪は、一通り歩いてからの除雪になると思えます。

財務規則との関係ですけれども、うちのほうで積算した単価を各業者に入札をかけるというような形はとっておりません。うちのほうで歩掛かり表を使用しまして算定した額で業者さんをお願いしているという格好をとっております。以上です。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 再質問いたします。

95ページ関係の負担金のところでございますが、当然、事業量も違いますので、そういう関係から負担割合が異なっているのかなと思えますが、城前橋は35.385、寒沢橋が42.857の割合の負担率というふうになっておりますけれども、その異なる要因というのはどういうことなのかお聞きします。

それから、あわせて、城前橋の人的落下防止ということでお尋ねしたわけですが、小さい子供たちが果たしてあのような状況でそういう事故に遭わないのかどうかということに心配しているわけですけれども、その辺もう一度答弁をお願いしたいと思います。

次に、99ページの除雪関係ですが、今、除雪の状況を見ますと、家屋連担区域、あるいは商店街の状況を見ますと、せっかく除雪されたものが、捨てる場所がないためにまた道路のほうに返ってきているわけですね。そういうような除雪の方法ですとむだなように感じてなりません。やはり排雪ということも考えるべきではないかなと。全部が全部でなくとも、やはり当然除雪の後にダンプ2、3台ついていって、それに乗せて排雪するという方法もあると思いますが、そういう考えはございませんか。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） まず初めに、橋の負担率のことですけれども、先ほど申し上げましたように、県管理の河川改修に係る架け替え工事であります。それで、河川の改修してございまして、幅も広がってきております。現状より拡幅する分を負担をするということで、城前橋関係にしてみますと、既存の橋 — 今までの橋が長さが6メートルであったというふうなこと。これが15.5メートルになるということで、9.5メートルほど長くなるわけです。それから、幅が今までは4メートル20であったものが6.5メートルということで、幅が2.3メートルほど広がるということで、これの広がった部分、延長は必要ありませんけれども、幅が2.3メートルほど広がっております。その15.5メートルということで、橋梁の面積部分によった、案分によった負担割合というふうなことから35.385というふうな数字になったものであります。

それから、城米橋の人の落下防止というふうなことでありますけれども、やはり小さいお子様が独りでやっと歩けるような子供といいますとその辺がわかりませんので、少しでも隙があいていればそのような危険であるということはおわかりいただけますけれども、それにつきましては、これから現場をもう一回踏査してみて、どのようになっているのか、地元の皆さんのお話を聞きながらひとつ対応してまいりたいと。現状のままでよければこのままであろうと。ただし、どうしても地域住民の方が危ないということになれば、網を張るとかといったような方法もあるのではないかなと。とりあ

えず現地調査をしてみたいと思います。

それから、除雪関係でございます。確かに、今、国道でありまして、幹線道路、小さな道路でありまして、ある程度暖気になりますと、皆さん総出で間口のあたりの雪をそれぞれ除雪してございます。中には道路にもそのまま出している人もおりますし、トラック等で川の付近だとか、海岸の付近に捨てている人もおるようでございます。やはりそのような場所が必要であるということであれば、一番市民の方々が利用しやすい場所といった面を何か所が必要であれば、そのように今後とも考えてみたいなと思っておるところでございます。以上です。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 次に、ページの98ページの17節公有財産購入費328万1,000円、先ほど答弁をいただきましたが、田抓・畑1号線の面積が4,500平米、これは単価幾らなのかお尋ねします。また、釜ヶ台10号線、この面積と単価についてお聞きしたいと思います。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 仁賀保地区の田抓1号線用地に係る用地買収面積は、私、間違いなければ450平米になります。単価は今、交渉中でございます、当初から見ますと少し少なくなったということで、平米当たり2,800円を見ております。

大変申しわけございません。面積分について訂正させていただきたいと思っております。仁賀保地区の田抓・畑1号線の用地について、先ほど、私、「約450平米」と申し上げましたけれども、「580.57平米」でございます。単価といたしましては、平米当たり2,800円ということで交渉しているところでございます。

続いて、釜ヶ台10号線については、来年度事業ということでありましたので、まだ具体的に話は進んでございません。長さが600メートルの、幅が林道4メートル、それを幅員6メートルに拡幅するというふうなことでありますので、これから折衝に入りたいというふうに思っております。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 部長の答弁によりますと、釜ヶ台10号線、これは来年度事業というような答弁でしたけれども、来年度事業のやつが今予算化されたんですか。

議長（榊原均君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（金子則之君） 私、先ほど言いましたように、次年度の予定をしております。

議長（榊原均君） 次年度の予定しているのに、予算計上されているのか、その辺のところ答えてください。

産業建設部長（金子則之君） 来年度18年度事業ということでありますけれども、今回予算計上させていただいているところでございます。

議長（榊原均君） その辺のところちゃんと説明してください。わかるように。

補足答弁、建設課長。

建設課長（佐藤家一君） 田抓・畑1号線については、先ほど部長が訂正されたとおり、面積にして580.57、金額一応2,800円で予定をしておりますけれども、近傍の土地取引、あるいは県で購入した単価等を考慮して、再度の正式な交渉単価は今後決めていきたいと思っております。

それから、釜ヶ台 10 号線については、今年度については用地購入費のみ計上しております。工事費については、当然、旧仁賀保町で実施計画に盛り込んでおられると思いますので、そのことを尊重して 18 年度要望をしていきたいと、こう思っております。

議長（榊原均君） 28 番佐藤功議員。

28 番（佐藤功君） だから、釜ヶ台 10 号線については、当然 17 節に予算化されておりますので公有財産購入費ということになりますので、その用地購入費を今回の予算に計上されたと思うんですよ。だから、面積と単価がどのくらいの予定でなっているのかをお尋ねしているわけです。

議長（榊原均君） 答弁、建設課長。

建設課長（佐藤家一君） 面積は 400.24 平米、単価については、これも 15 年に用地買収、付近をしておりますので、その額を参考にさせていただき交渉に当たりたいと思います。単価は宅地で平米 1,800 円、それから畑で 550 円、原野で 400 円を予定しております。以上です。

【28 番（佐藤功君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の質疑を行います。19 番池田好隆議員。

19 番（池田好隆君） 国保特別会計でございますけれども、私が通告しております旧金浦町の赤字の財政内容、これについては御答弁がありましたので、この関連ということでちょっとお尋ねしたいと思います。

19 年までは不均一課税とこういうふうなことになっておりますけれども、さきの一般質問でも旧 3 町それぞれ財政事情が違いますし、被保険者の負担も大きく違うわけでございます。たしか市長の答弁の中で引き上げ、あるいは引き下げを検討せざるを得ないと、そういうふうなニュアンスの答弁があったように理解しておりますが、その辺あたりは 18 年度あたりで方向づけをすると、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。この 1 点だけお伺いをいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 当然、医療費の動向で赤字、あるいは運営が厳しくなっていくものと思いますので、一気に上げるよりも、私どもとしては段階的に引き上げ、あるいは高いところにつきましては若干の引き下げ、そのようなことを考えております。いずれにいたしましても、今後のこれからの医療費の動向を見まして、レセプトが 10 月診療分までしか来ていませんので、その動向を見まして国保の運協とも相談しながら 18 年度で見直しをしなければならないのか、そこを方向づけしてまいりたいと思っております。以上です。

【19 番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 次に、17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 今の池田議員と大体同じ内容だと思うんですけれども、私が聞きたいのは、この予算書で、きょう資料が渡されました。これまたよく見られないんですよ、時間的に見て。今の答弁を聞きますと 18 年度で見直し、引き下げ、あるいは引き上げる、そういう旧町の会計の状態も出てくるだろうとこういうお話でした。旧象潟町では、16 年度大幅な引き上げをしているわけで

す。例えば、町の試算を見ても、36万円の国保税の人が52万円にもなったりしているわけですよ。1期当たり、8期ですから2万円の負担増と、そういう内容でした結果、16年度決算で1億8,800万円の残高で、内訳から言うと6,037万円の黒字と。これは報告にもありました。そういう状態をしてきた、いわゆる苦しい、しかしながら、滞納も7,000万円ぐらいあるというような非常に厳しい財政をしてきた、くぐってきているわけです。したがって、今の不均一課税の中で、ぜひ18年度きちんとした、若干で済むかどうか、その辺の見通しについては、市民の皆さんにきちんと説明できる資料を出して最大限の引き下げとかできるのかどうか、そういう見通しについても — 先ほどのあれですと、なかなか今はできないと、レセプトがまだ来ていないのでという話でしたが、それがわかる時期というのはどの時期ですか。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） レセプトにつきましては2ヵ月おくれで私どものほうに届くわけでございますので、医療費の動向につきましては、引き上げ、引き下げの改定をするのは6月議会の条例改正になるかと思っておりますので、それまでは医療費の動向も、平成17年度の医療費の動向ははっきりするものと思っております。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） そうなれば、もう一つ突っ込んで聞きたいと思うんですが、9月の状態ではわかっていると思うんですが、9月の状態での残高というか、そういうものはわかりますか、3町とも。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 申しわけありません。残高とは、どういう……。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 9月の段階で、例えば旧象潟町、旧金浦町、旧仁賀保町は、去年と、いわゆる保険給付です。給付費の支払い状況から見て、去年よりもこのぐらい下がっているとか、あるいは上がっているとか、そういうものが金額的にわかりますか。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 9月末の同期におけます医療費の比較は、私、今、資料を持っていませんけれども、9月末の決算状況を見ますと、旧金浦町の収入につきましては2億1,346万2,018円、これが収入で、支出のほうは2億2,891万4,861円。それで、マイナスの1,545万2,843円となっております。これにつきましては、一般会計からの繰入金、この分がまだ入っていないので9月末の決算状況はこうなっております。それから、旧象潟町の9月末の状況ですけれども、歳入合計が6億1,693万2,752円、歳出が5億1,513万1,359円、差し引きまして1億180万1,393円。それから、旧仁賀保町ですが、歳入が5億3,768万5,978円、歳出が4億2,637万3,893円、差し引きが1億1,131万2,085円の決算を打っております。

医療費の比較、市民課長、ありますか。 — すみません、手持ちの資料がありませんので御容赦願いたいと思います。

議長（榊原均君） 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 金浦の場合は、繰入金がまだということで、いずれにしてもかなりやっぱり厳しい内容になっているだろうと。それから、仁賀保の場合と象潟の場合は、プラスが1億以上ということになります。

去年との比較はまだ — 去年というか、16年度の同時期との比較というのはまだしてないと思うんですけども、そういうものをやりながら、いわゆる市民の負担をできるだけ軽減するという、そういう方向でいくということの理解でいいですか。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） 税率を算定する場合、過去5年分の医療費等の動向を見きわめながら試算するようになるかと思しますので、当然、医療費の動向も加味しながら、財政が盤石なように持っていくために税率の改正を考えていきたいと思えます。以上です。

議長（榊原均君） これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の質疑を行います。19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 議案第50号であります。国保の施設勘定でございますけれども、1点だけお伺いいたします。

30ページに、雑入、決算剰余金9,616万4,000円計上されてございます。内容を見ますと、工事請負8,434万円、これに充当する財源と思われま。つまり診療所の増改築ということでございますが、この9,616万4,000円の決算剰余金、これがどういう形で捻出されてきたのか、それをお尋ねいたします。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） お答え申し上げます。

診療所の決算につきましては、9月末の決算でございますけれども、歳入合計が1億7,610万3,579円、歳出合計が7,997万3,915円、差し引き9,612万9,664円の剰余金が生じております。それに公衆電話の使用料等3万5,000円ほど見て、剰余金が9,616万4,000円という内容であります。これから小出診療所と院内診療所の増改築工事がありましたのでその支払いもありますけれども、これからの診療報酬にもよりますが、現在のところ最終的な繰越金が幾らになるかということは予測できませんので御了解願いたいと思えます。以上です。

議長（榊原均君） 19番池田好隆議員。

19番（池田好隆君） 単年度の財政状態はわかるんですが、この9,616万4,000円、これの決算剰余金。これは、つまり将来のといいますが、17年度の診療所の増改築を見込んで数年でたまたま積み立てしたとか、あるいは一般会計からの繰り入れがあったとか、そういう形でこの9,600万円という金ができ上がってきたのかと、その辺をちょっとお聞きしたい。施設勘定、単年度ではそんなに黒字になるような、大きな黒字になるような内容でないと思えますので、その辺をちょっとお聞きしたい、こういうことでございます。

議長（榊原均君） 答弁、市民部長。

市民部長（笹森和雄君） それにつきましては、年度当初に9,000万円の財政調整基金からの繰

り入れがあったものであります。

【19番（池田好隆君）「了解しました」と呼ぶ】

議長（榊原均君） これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号平成17年度にかほ市老人保健特別会計予算から議案第57号平成17年度にかほ市水道事業会計予算まで7件の質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第57号までの質疑は省略し、質疑を終わります。

日程第18、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第48号の審査のため、議長を除く45人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。27番佐々木弥四夫議員。

しばらく休憩します

午後1時46分 休 憩

平成17年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(46名)

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐々木 | 勇 | 2番 | 黒田 | 直孝 |
| 3番 | 佐々木 | 春男 | 4番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5番 | 飯尾 | 明芳 | 6番 | 荘司 | 範彦 |
| 7番 | 佐藤 | 元 | 8番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9番 | 池田 | 甚一 | 10番 | 板垣 | 英雄 |
| 11番 | 宮本 | 久美子 | 12番 | 工藤 | 久市 |
| 13番 | 加藤 | 照美 | 14番 | 長谷川 | 誠 |
| 15番 | 佐々木 | 正雄 | 16番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17番 | 竹内 | 賢 | 19番 | 池田 | 好隆 |
| 20番 | 梶原 | 澄夫 | 21番 | 伊藤 | 知 |
| 22番 | 佐々木 | 正己 | 23番 | 村上 | 次郎 |
| 24番 | 山田 | 明 | 25番 | 高橋 | 二郎 |
| 26番 | 飯尾 | 善紀 | 27番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28番 | 佐藤 | 功 | 29番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30番 | 小川 | 正文 | 31番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32番 | 佐藤 | 範義 | 33番 | 菊地 | 衛 |
| 34番 | 宮崎 | 信一 | 35番 | 伊藤 | 晃 |
| 36番 | 須田 | 鉄郎 | 37番 | 佐々木 | 元 |
| 38番 | 齋藤 | 信義 | 39番 | 池田 | 敏郎 |
| 40番 | 佐々木 | 正明 | 41番 | 市川 | 雄次 |
| 42番 | 佐々木 | 栄 | 43番 | 佐々木 | 春男 |
| 44番 | 須田 | 金一 | 45番 | 加藤 | 光裕 |
| 46番 | 佐々木 | 正勝 | 47番 | 榭原 | 均 |

議会事務局職員

議会事務局長 竹内 享一 参 事 佐藤 正
庶務係長 藤谷 博之

説 明 員

| | | | |
|-----------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 教 育 長 | 三 浦 博 |
| 総 務 部 長 | 須 田 正 彦 | 市 民 部 長 | 笹 森 和 雄 |
| 産 業 建 設 部 長 | 金 子 則 之 | 象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 松 野 勝 弘 |
| 仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 阿 部 五 郎 | 金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 三 浦 忠 彦 |
| 教 育 次 長 | 佐 藤 定 夫 | ガ ス 水 道 局 長 | 宮 崎 俊 雄 |
| 消 防 長 | 高 橋 誠 | 総 務 課 長 | 斎 藤 隆 一 |
| 企 画 課 長 | 竹 内 規 悦 | 財 政 課 長 | 佐 藤 好 文 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 縫 子 | 情 報 シ ス テ ム 課 長 | 池 田 史 郎 |
| 収 入 役 室 長 | 斎 藤 乃 里 子 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 佐 藤 正 記 |
| 国 体 推 進 室 長 | 佐 々 木 秀 明 | 市 民 課 長 | 木 内 利 雄 |
| 生 活 環 境 課 長 | 佐 藤 侑 | 清 掃 セ ン タ ー 長 | 柴 田 正 彦 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 阿 部 洋 子 | 福 祉 事 務 所 長 | 佐 藤 秀 男 |
| 農 林 課 長 | 大 場 久 | 農 漁 村 整 備 課 長 | 伊 藤 賢 二 |
| 商 工 課 長 | 斎 藤 芳 克 | 観 光 課 長 | 長 谷 山 良 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 斎 藤 利 秀 | 建 設 課 長 | 佐 藤 家 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 阿 部 誠 一 | 下 水 道 課 長 | 佐 々 木 義 明 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 | 佐 藤 和 広 | 社 会 教 育 課 長 | 斎 藤 俊 |
| 文 化 財 保 護 課 長 | 安 倍 溥 | 仁 賀 保 公 民 館 長 | 岩 井 敏 一 |
| 象 潟 公 民 館 長 | 佐 藤 文 一 | フ ェ ラ イ ト 子 ど も 科 学 館 長 | 森 浩 一 |
| 白 瀬 記 念 館 長 | 佐 藤 金 矢 | 象 潟 体 育 館 長 | 斎 藤 弘 |
| 管 理 課 長 | 本 間 正 志 | 事 業 課 長 | 須 田 登 美 雄 |
| 熱 量 変 更 推 進 室 長 | 小 柳 伸 光 | 消 防 次 長 | 佐 藤 吉 晴 |
| 消 防 署 長 | 下 居 和 夫 | 消 防 総 務 課 長 | 中 津 博 行 |
| 消 防 予 防 課 長 | 佐 藤 松 雄 | 消 防 警 防 課 長 | 北 岡 二 人 |
| 消 防 通 信 指 令 課 長 | 三 浦 菊 雄 | | |

午後 1 時 47 分 開 会

年長委員（佐々木弥四夫君） にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予

算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は45名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に46番佐々木正勝委員を推薦いたします。

同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、28番佐藤功委員を推薦いたします。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（佐々木弥四夫君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。したがって、委員長には46番佐々木正勝委員を、副委員長には28番佐藤功委員が決定いたしました。

46番佐々木正勝委員、28番佐藤功委員は議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

これをもって私の職務を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【年長委員（佐々木弥四夫君）委員長席を退き、一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君）委員長席に着く】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ただいま指名されました46番佐々木正勝です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第48号の審査をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会いたします。

午後1時51分 散 会

.....

午後2時2分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題になっています議案第41号から議案第57号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第1号から陳情第8号までの8件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時3分 散会

平成 17 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 46 名 ）

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 佐々木 | 勇 | 2 番 | 黒田 | 直孝 |
| 3 番 | 佐々木 | 春男 | 4 番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5 番 | 飯尾 | 明芳 | 6 番 | 荘司 | 範彦 |
| 7 番 | 佐藤 | 元 | 8 番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9 番 | 池田 | 甚一 | 10 番 | 板垣 | 英雄 |
| 11 番 | 宮本 | 久美子 | 12 番 | 工藤 | 久市 |
| 13 番 | 加藤 | 照美 | 14 番 | 長谷川 | 誠 |
| 15 番 | 佐々木 | 正雄 | 16 番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17 番 | 竹内 | 賢 | 19 番 | 池田 | 好隆 |
| 20 番 | 梶原 | 澄夫 | 21 番 | 伊藤 | 知 |
| 22 番 | 佐々木 | 正己 | 23 番 | 村上 | 次郎 |
| 24 番 | 山田 | 明 | 25 番 | 高橋 | 二郎 |
| 26 番 | 飯尾 | 善紀 | 27 番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28 番 | 佐藤 | 功 | 29 番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30 番 | 小川 | 正文 | 31 番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32 番 | 佐藤 | 範義 | 33 番 | 菊地 | 衛 |
| 34 番 | 宮崎 | 信一 | 35 番 | 伊藤 | 晃 |
| 36 番 | 須田 | 鉄郎 | 37 番 | 佐々木 | 元 |
| 38 番 | 齋藤 | 信義 | 39 番 | 池田 | 敏郎 |
| 40 番 | 佐々木 | 正明 | 41 番 | 市川 | 雄次 |
| 42 番 | 佐々木 | 栄 | 43 番 | 佐々木 | 春男 |
| 44 番 | 須田 | 金一 | 45 番 | 加藤 | 光裕 |
| 46 番 | 佐々木 | 正勝 | 47 番 | 榭原 | 均 |

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 参 事 佐藤 正
 庶務係長 藤谷 博之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 横山 忠長 教育長 三浦 博
 総務部長 須田 正彦 市民部長 笹森 和雄

| | | | |
|-----------------|--------|---------------|--------|
| 産業建設部長 | 金子 則之 | 象潟市民サービスセンター長 | 松野 勝弘 |
| 仁賀保市民サービスセンター長 | 阿部 五郎 | 金浦市民サービスセンター長 | 三浦 忠彦 |
| 教育次長 | 佐藤 定夫 | ガス水道局長 | 宮崎 俊雄 |
| 消防長 | 高橋 誠 | 総務課長 | 斎藤 隆一 |
| 企画課長 | 竹内 規悦 | 財政課長 | 佐藤 好文 |
| 税務課長 | 佐藤 縫子 | 情報システム課長 | 池田 史郎 |
| 収入役室長 | 斎藤 乃里子 | 選挙管理委員会事務局長 | 佐藤 正記 |
| 国体推進室長 | 佐々木 秀明 | 市民課長 | 木内 利雄 |
| 生活環境課長 | 佐藤 侑 | 清掃センター長 | 柴田 正彦 |
| 健康福祉課長 | 阿部 洋子 | 福祉事務所長 | 佐藤 秀男 |
| 農林課長 | 大場 久 | 農漁村整備課長 | 伊藤 賢二 |
| 商工課長 | 斎藤 芳克 | 観光課長 | 長谷山 良 |
| 農業委員会事務局長 | 斎藤 利秀 | 建設課長 | 佐藤 家一 |
| 都市整備課長 | 阿部 誠一 | 下水道課長 | 佐々木 義明 |
| 教育委員会 学校教育課長 | 佐藤 和広 | 社会教育課長 | 斎藤 俊 |
| 文化財保護課長 | 安倍 溥 | 仁賀保公民館長 | 岩井 敏一 |
| 象潟公民館長 | 佐藤 文一 | フェライト子ども科学館長 | 森 浩一 |
| 白瀬記念館長 | 佐藤 金矢 | 象潟体育館長 | 斎藤 弘 |
| 管理課長 | 本間 正志 | 事業課長 | 須田 登英雄 |
| 熱量変更推進室長 | 小柳 伸光 | 消防次長 | 佐藤 吉晴 |
| 消防署長 | 下居 和夫 | 消防総務課長 | 中津 博行 |
| 消防予防課長 | 佐藤 松雄 | 消防警防課長 | 北岡 二人 |
| 消防通信指令課長 | 三浦 菊雄 | | |

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成17年12月28日(水曜日)午前10時開議

- 第1 議案第58号 監査委員の選任について
- 第2 議案第41号 にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定について
- 第3 議案第42号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第43号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第44号 にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定について

- 第6 議案第45号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第7 議案第46号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第8 議案第47号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第9 議案第48号 平成17年度にかほ市一般会計予算
- 第10 議案第49号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第11 議案第50号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第12 議案第51号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第13 議案第52号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第14 議案第53号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第15 議案第54号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第16 議案第55号 平成17年度にかほ市観光施設整備特別会計予算
- 第17 議案第56号 平成17年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第18 議案第57号 平成17年度にかほ市水道事業会計予算
- 第19 陳情第1号 介護保険の改善を求める陳情書
- 第20 陳情第2号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を
求める陳情書
- 第21 陳情第3号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書
- 第22 陳情第4号 庶民大增税の中止を求める陳情書
- 第23 陳情第5号 子宮頸がん検診の逐年施行のお願い
- 第24 陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足
の緊急改善を求める陳情
- 第25 陳情第7号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書
- 第26 陳情第8号 法務局の増員に関する陳情書
- 第27 議提第6号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を
求める意見書の提出について
- 第28 議提第7号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出に
ついて
- 第29 議提第8号 庶民大增税の中止を求める意見書の提出について
- 第30 議提第9号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足
の緊急改善を求める意見書の提出について
- 第31 議提第10号 地方交付税、地方財政の確保を求める意見書の提出について
- 第32 議提第11号 法務局等の増員に関する意見書の提出について
- 第33 議提第12号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
- 第34 議提第13号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
- 第35 議提第14号 非核・平和の市宣言決議
- 第36 にかほ市開発公社理事の推せんについて

第37 にかほ市開発公社監事の推せんについて

第38 委員会の閉会中の継続審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榊原均君） ただいまの出席議員は46人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第58号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、42番佐々木栄議員の退場を求めます。

【42番（佐々木栄君）退場】

議長（榊原均君） 休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。今定例会に追加議案1件を提案しておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の説明を申し上げます。

議案第58号監査委員の選任についてでございます。現在空席となっております議員の中から選任する監査委員について、佐々木栄氏を選任したく議会の同意をお願いするものでございます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（榊原均君） これから総務部長の補足説明を行います。総務部長。

総務部長（須田正彦君） 監査委員の略歴を皆様のお手元のほうに配付しておりますので御参照いただきたいと思います。以上です。

議長（榊原均君） これから議案第58号監査委員の選任についての質疑を行います。質疑ありま

せんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 58 号監査委員の選任についての討論、採決を行います。

議案第 58 号監査委員の選任については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

【議場閉鎖】

議長（榊原均君） ただいまの出席議員数は 44 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 35 番伊藤晃議員、36 番須田鉄郎議員、37 番佐々木元議員を指名します。

投票用紙を配ります。

【投票用紙配付】

議長（榊原均君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（榊原均君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（榊原均君） 投票漏れありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。35 番伊藤晃議員、36 番須田鉄郎議員、37 番佐々木元議員開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人伊藤晃君、須田鉄郎君、佐々木元君立ち会いの上、開票】

議長（榊原均君） 投票の結果を報告します。

投票総数 44 票、有効投票 44 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 35 票、反対 9 票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 58 号監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

【42番（佐々木栄君）復席】

議長（榊原均君） ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時11分 休 憩

平成17年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(46名)

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐々木 | 勇 | 2番 | 黒田 | 直孝 |
| 3番 | 佐々木 | 春男 | 4番 | 竹内 | 睦夫 |
| 5番 | 飯尾 | 明芳 | 6番 | 荘司 | 範彦 |
| 7番 | 佐藤 | 元 | 8番 | 斎藤 | 和夫 |
| 9番 | 池田 | 甚一 | 10番 | 板垣 | 英雄 |
| 11番 | 宮本 | 久美子 | 12番 | 工藤 | 久市 |
| 13番 | 加藤 | 照美 | 14番 | 長谷川 | 誠 |
| 15番 | 佐々木 | 正雄 | 16番 | 佐々木 | 正勝 |
| 17番 | 竹内 | 賢 | 19番 | 池田 | 好隆 |
| 20番 | 梶原 | 澄夫 | 21番 | 伊藤 | 知 |
| 22番 | 佐々木 | 正己 | 23番 | 村上 | 次郎 |
| 24番 | 山田 | 明 | 25番 | 高橋 | 二郎 |
| 26番 | 飯尾 | 善紀 | 27番 | 佐々木 | 弥四夫 |
| 28番 | 佐藤 | 功 | 29番 | 佐藤 | 文昭 |
| 30番 | 小川 | 正文 | 31番 | 本藤 | 敏夫 |
| 32番 | 佐藤 | 範義 | 33番 | 菊地 | 衛 |
| 34番 | 宮崎 | 信一 | 35番 | 伊藤 | 晃 |
| 36番 | 須田 | 鉄郎 | 37番 | 佐々木 | 元 |
| 38番 | 齋藤 | 信義 | 39番 | 池田 | 敏郎 |
| 40番 | 佐々木 | 正明 | 41番 | 市川 | 雄次 |
| 42番 | 佐々木 | 栄 | 43番 | 佐々木 | 春男 |
| 44番 | 須田 | 金一 | 45番 | 加藤 | 光裕 |
| 46番 | 佐々木 | 正勝 | 47番 | 榭原 | 均 |

議会事務局職員

| | | | | | |
|--------|----|----|----|-----|----|
| 議会事務局長 | 竹内 | 享一 | 参事 | 佐藤 | 正 |
| 庶務係長 | 藤谷 | 博之 | 主査 | 佐々木 | 美佳 |

説 明 員

| | | | |
|-----------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 市 長 | 横 山 忠 長 | 教 育 長 | 三 浦 博 |
| 総 務 部 長 | 須 田 正 彦 | 市 民 部 長 | 笹 森 和 雄 |
| 産 業 建 設 部 長 | 金 子 則 之 | 象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 松 野 勝 弘 |
| 仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 阿 部 五 郎 | 金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長 | 三 浦 忠 彦 |
| 教 育 次 長 | 佐 藤 定 夫 | ガ ス 水 道 局 長 | 宮 崎 俊 雄 |
| 消 防 長 | 高 橋 誠 | 総 務 課 長 | 斎 藤 隆 一 |
| 企 画 課 長 | 竹 内 規 悦 | 財 政 課 長 | 佐 藤 好 文 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 縫 子 | 情 報 シ ス テ ム 課 長 | 池 田 史 郎 |
| 収 入 役 室 長 | 斎 藤 乃 里 子 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 | 佐 藤 正 記 |
| 国 体 推 進 室 長 | 佐 々 木 秀 明 | 市 民 課 長 | 木 内 利 雄 |
| 生 活 環 境 課 長 | 佐 藤 侑 | 清 掃 セ ン タ ー 長 | 柴 田 正 彦 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 阿 部 洋 子 | 福 祉 事 務 所 長 | 佐 藤 秀 男 |
| 農 林 課 長 | 大 場 久 | 農 漁 村 整 備 課 長 | 伊 藤 賢 二 |
| 商 工 課 長 | 斎 藤 芳 克 | 観 光 課 長 | 長 谷 山 良 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 斎 藤 利 秀 | 建 設 課 長 | 佐 藤 家 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | 阿 部 誠 一 | 下 水 道 課 長 | 佐 々 木 義 明 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 | 佐 藤 和 広 | 社 会 教 育 課 長 | 斎 藤 俊 |
| 文 化 財 保 護 課 長 | 安 倍 溥 | 仁 賀 保 公 民 館 長 | 岩 井 敏 一 |
| 象 潟 公 民 館 長 | 佐 藤 文 一 | フ ェ ラ イ ト 子 ど も 科 学 館 長 | 森 浩 一 |
| 白 瀬 記 念 館 長 | 佐 藤 金 矢 | 象 潟 体 育 館 長 | 斎 藤 弘 |
| 管 理 課 長 | 本 間 正 志 | 事 業 課 長 | 須 田 登 美 雄 |
| 熱 量 変 更 推 進 室 長 | 小 柳 伸 光 | 消 防 次 長 | 佐 藤 吉 晴 |
| 消 防 署 長 | 下 居 和 夫 | 消 防 総 務 課 長 | 中 津 博 行 |
| 消 防 予 防 課 長 | 佐 藤 松 雄 | 消 防 警 防 課 長 | 北 岡 二 人 |
| 消 防 通 信 指 令 課 長 | 三 浦 菊 雄 | | |

平成 17 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 48 号）

第 2 討 論

第3 採 決

.....
午前 10 時 12 分 開 議

一般会計予算特別委員長(佐々木正勝君) ただいま出席している委員は 45 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。36 番須田鉄郎総務小委員長。

【総務小委員長(36 番須田鉄郎君)登壇】

総務小委員長(須田鉄郎君) おはようございます。

議案第 48 号平成 17 年度にかほ市一般会計予算の中から総務部関係について審議の経過と結果について報告いたします。

なお、審議経過につきましては、本会議における議案説明及び議案質疑に対する答弁がなかったと思われる箇所について予算書のページを追って報告したいと思います。

初めに、ページ 14 ページ、歳入の 1 款 1 項 1 目の 2 節滞納繰越分として 273 万 9,000 円ございますが、これは年度内に徴収する徴収可能な分を計上しているとのことであります。実際には滞納分は旧 3 町合わせて 2,781 万円となっております。徴収努力はしておりますが、なかなか難しい現状のようでございます。

次に、ページ 38 ページでございます。1 款 1 項 1 目議会費でございます。議会費のうち交際費について質問がございました。議長交際費を公開するか否かということです。たまたま議長が委員会に同席しておりましたので意見を聞きましたところ、市長交際費と同様、公開が原則であるとのことでありました。

次に、同じページの 11 節需用費の中の印刷製本費、それから 12 節の役務費の業者の選定方法について質問がございました。印刷製本費については、旧仁賀保町の小林印刷、それから象潟の出羽印刷から見積もりを徴収した結果、出羽印刷に決定したとのことでございます。それから、12 節の筆耕翻訳料については、秋田市の木内速記事務所、それから象潟の PC ポイントから見積もりを徴収した結果、木内速記のほうが 1 時間当たり 5,000 円も安いということで木内速記に決まったようでございます。

次に、ページ 40 ページ、この総務費の一般管理費の中に、来年 3 月に予定しています合併記念式の費用がところどころに網羅されております。この記念式典の費用について質問がございました。記念品等の報償費が 97 万円、記念式典用花代と消耗品が 13 万円、海外姉妹都市等招待者の食料費として 6 万円、プログラム等の印刷製本費が 40 万円、案内状等の通信運搬費に 8 万円、海外姉妹都市招待者の国内移動サービス等の手数料に 51 万円、会場借り上げ等の使用料が 25 万円、合計で 240 万円となるようでございます。海外招待者は、米国アナコーテス、米国ショウニー、中国諸暨市の

3 つを予定しておりましたが、委員の中から、白瀬記念館と交流のあるニュージーランドのカンタベリー博物館にも招待状を出したほうがよいのではないかという意見が出まして、そのようにしたいとのことでございました。

次に、42 ページでございます。2 款 1 項 3 目会計管理費の中の役務費、保険料でございます。保険料が 27 万 8,000 円でございますが、金額的には少ないですが、仁賀保・金浦の議員の方たちはなじみがないかもしれませんが、この保険料は収入役室で保管する現金、小切手、株券に係る動産総合保険であり、旧象潟町だけが加入しているものでございます。

次に、4 目の財産管理費のうち 13 節の委託料でございます。これは仁賀保庁舎並びに金浦庁舎前の「にかほ市役所」の篆刻石 80 万 7,000 円がこの中に予算措置されております。このことにつきましては 23 番村上次郎議員より当委員会に質問書が提出されております。質問の要旨と答弁について御報告申し上げます。

質問は大きく 2 点ございます。1 つは、象潟庁舎の篆刻石について、象潟庁舎前の篆刻石設置はなぜ必要だったのか。2 つ目が、いつ、だれの指示で、どこで発注したのか。3 つ目が、予算措置はどこか。4 つ目が、いつ、どこに支払いをしたのかということでございます。回答を朗読します。1 つ目のなぜ必要だったかということにつきましては、旧町において同じ場所に同じ規格の象潟町庁舎名の篆刻石が設置されていたので、合併準備の一環としてそれにかわるものとして設置したということであります。2 つ目のだれの指示でだれが発注したかということにつきましては、旧象潟町で発注しており、契約月日は平成 17 年 7 月 28 日、契約金額が 31 万 5,000 円。完了月日が 9 月 30 日。委託業者、佐藤石材店代表佐藤力ということであります。それから、3 つ目の予算措置はどこかということですが、予算措置は合併準備ということで旧象潟町の 6 月補正において 2 款総務費 2 項企画費 4 目合併準備費 13 節委託料に計上されたということであります。委託業務は旧町で完了しておりましたが、未払いのため予算は新市へ移行され、合併準備費であるため暫定予算の 2 款総務費 1 項総務管理費 9 目企画費 13 節委託料に計上したということであります。4 つ目の、いつ、どこに支払いをしたのかということにつきましては、支払日は 17 年の 10 月 27 日、支払い先は佐藤石材店、佐藤力でございます。

2 つ目の大きな質問についてであります。仁賀保・金浦庁舎篆刻石について、1 つ、仁賀保・金浦の篆刻石は、いつ、だれが、何のために発注したのか。それから、2 つ目が、予算の措置は予備費と言うが、いつ、だれが、何の項目から支出しているのか。3 つ目は、支払い先はどこかということございました。それに対する当局の回答でございます。1 つ目の、だれが、何のために発注したかということですが、象潟庁舎の篆刻石が新市にふさわしい立派ですばらしいものであり、分庁方式を採用していることから、巴職務執行者が合併記念の証として設置することを判断し、新市において発注いたしました。契約月日、17 年 10 月 11 日。契約金額は 80 万 7,000 円。仁賀保分 33 万 3,000 円、金浦分 47 万 4,000 円であります。完了月日、平成 17 年 11 月 4 日。委託業者は、佐藤石材店代表佐藤力であります。2 つ目の予算措置についてであります。予算執行の手続について説明いたします。御承知のとおり、にかほ市役所名の篆刻石設置の経費は、予算措置がなされていないため暫定予算の予備費から一たん必要経費を 2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費 13 節委託料

に充用し、そこから平成 17 年 11 月 14 日に支払いを行っております。なお、今回の本予算においては暫定予算が本予算に吸収されることから、暫定予算の充用先と同じ 2 款総務費 1 項総務管理費 4 目財産管理費 13 節委託料の予算計上としております。3 つ目の支払い先はどこかということですが、平成 17 年 11 月 14 日、佐藤石材店佐藤力ということでございます。

次に、46 ページをお願いします。46 ページの 19 節負担金補助及び交付金の補助金のうち、協働のまちづくり事業に 183 万 4,000 円が計上されておりますが、事業内容について委員の中から質問がございました。協働のまちづくり事業は夢いききマイタウン事業ということで、住民の皆さんが自主的に取り組む地域交流活動を支援するものであり、この活動事業費の半分以上を補助金として交付するものであります。内容としては、各種研修会の開催、災害防止活動、環境整備、健康づくり、ボランティア活動、青少年健全育成などがあります。1 団体、あるいは場合によっては一個人でも地域づくりに役立つ活動であれば 2 分の 1 を限度として 50 万円以内で交付しているとのことでございます。今年度は象潟地域だけでございますが、平成 18 年度からはにかほ市いきいきマイタウン事業として展開するというところでございます。

次に、48 ページをお願いいたします。48 ページの賃金がございます。これは確定申告に要する臨時雇用賃金でございますが、臨時雇用をせずに他課の職員の応援で対応できないのかという質問がございました。総務部長初め各センター長の御意見を伺ったところ、旧 3 町の職員の半分以上が他課に異動しており、職務効率が思わしくない状況であるとのことでございます。合併後で仕事量もふえていることから、税金の申告相談に 3 ヶ月も応援に出せる状況ではないということで臨時雇用やむを得ないものではないか、そういう意見がございました。

以上、議案第 48 号総務部関係予算については賛成多数で可決に決しております。

以上です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。 — 17 番竹内賢委員。

17 番(竹内賢君) 最初に、39 ページの関係で、筆耕翻訳料、1 時間当たり木内速記のほうで 5,000 円も安いと、そういうことで木内速記というふうにして説明ありました。内容について、ただ金額的に安いからというようなものなのか、例えば、会議録ということですから即効性というか、早くできる、そういうことまで検討したのか、あるいはそういうことまで委員の中から話が出されてこの予算についてオーケーになったのか、その点が 1 点であります。

それから、2 つ目は、問題になっていました、いわゆる金浦庁舎と仁賀保庁舎の設置したにかほ市役所の篆刻石の看板についてであります。かなり村上委員の質問に対して詳しく話がされておりますけれども、暫定予算が 2 回出されております。10 月 11 日、12 日、それから 11 月 30 日。この際に、説明の内容からいくと、合併にふさわしい記念すべきものだというような、そういうことで予備費から充用したという話でしたが、そのぐらい自信あるものでしたらなぜ説明がされなかったのか。議会においては一つも説明されておられません。これは職務執行者がそういう判断をしたということですが、本来からいくと、私はやっぱり新規事業ですから、きちんとした予算の計上されて、そしてつくられるべきものであると思いますが、そういうことについてなぜ暫定予算説明

の際にそれぐらい自信あるものが説明されなかったのか、そういう審議が委員の中で出されなかったのか。

さらに、最後は、この予算について多数で可決をしたというふうにして言われましたが、多数というのは何対何ですか。秋田県議会の例もありますからお聞きします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 総務小委員長。

総務小委員長（須田鉄郎君） お答えします。

1 つ目の筆耕翻訳料についてでございますが、仕事の内容までは確認しておりません。ただ、木内速記が旧仁賀保町時代に委託していると。それからPCポイントは象潟町で委託しておりました。1時間あたり木内速記が1万5,000円、約です。それからPCポイントが約2万円ということで、その差が5,000円あると、そういうことございました。

それから、2 つ目の篆刻石につきましては、そこまでは当委員会では審議しておりませんでした。

それから、3 つ目でございますが、何対何ということですが、大変申しわけありませんが、委員長としての不手際で何対何ということは確認しておりませんが、確実に賛成者が多かったと委員長として認識いたしましたので賛成多数ということになりました。申しわけありません。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 17 番竹内賢委員。

17 番（竹内賢君） 筆耕翻訳料の関係ですが、例えば、第1回の臨時会が開かれた10月の11、12日、これの会議録がいつ完成されたのか、あるいはそういう完成 — 市民はですね、やっぱりどういう内容でというのでホームページを見たり、あるいは旧象潟の場合は、ホールと、それから議会と、それから公民館ですか、こういうことに会議録をきちんとやっぱり情報公開をすると、そういうことになっています。したがって、市民の皆さんが注目する内容について会議が開かれたらすぐ見られると、そういう状態がやっぱり大切だろうと思います。したがって、ただ単なる金額だけが安いということじゃなくて、内容までのものが本当は求めるべきなんです。そういうことについて当局からも1つも話がなかったんですか。それが1つであります。

それから、2 つ目は、篆刻石の内容についてです。今、詳しく述べられましたけれども、暫定予算でなぜ説明がされなかったのか、そういうことに委員から1つもやっぱり話が出なかったんですか。それが出ればこういうふうにして尾を引くことにはならなかったと思うんですが、委員会としてそういう審議を本当にやらなかったんですか。

もう一点。多数、間違いなく多数というのは、これは16人ですね。委員長を除くと15人。この内容で — 違いますか。すみません。14人ですか。そういうことできちんと見なかったんですか。例えば3分の2とか、4分の3とか、5分の4とか、そういう多数、どちらのほうの多数なんですか。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 総務小委員長。

総務小委員長（須田鉄郎君） 1点目、2点目、その点については審議しておりません。

それから、3点目については全く私の不手際でございますが、何分の何というところまでも、人数がはっきり何人ということ、何対何ということ、何分の何ということもわかりません。ただ、はっきりと賛成多数だと委員長として確認いたしましたので賛成多数ということで報告しております。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 17 番竹内賢委員。

17 番（竹内賢君） 予算小委員会は開会の際に、ただいまの出席委員は何人ですというふうにして確認しなかったのでしょうか。それであれば、例えば 16 人の委員なら 16 人のうち委員長を除いての 15 人と。欠席がいなければ全員出席。その中で多数と、そういうことであれば一定の、わかりますけれども、委員までも、会議の人数までも確認しなかったんですか。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 総務小委員長。

総務小委員長（須田鉄郎君） お答えします。当日の出席者は 15 名でございました。賛否が拮抗している場合ですと、それは当然、人数確認というのは今までもやってきたわけですが、明らかに賛成者が多数であると、そういう状況でございましたので、何人が賛成で何人が反対なのか、正確には把握していないと。ただ、先ほど申し上げましたように、賛否拮抗していたわけではございません。明らかに賛成者が多数でございましたので、そう御報告申し上げました。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員会の報告を求めます。31 番本藤敏夫教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（31 番本藤敏夫君）登壇】

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 一般会計予算特別小委員会の教育民生小委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、非常に窓口が広くて、市民部関係、それから教育委員会、それから消防と、大きくこういう分野に分かれております。最初に、市民部関係を御報告申し上げます。なお、報告に当たっては、新市に移行する予算等は別に全員に配付されている資料もありますので、できるだけ省略していきたいと、こう考えております。

最初に、市民部関係の予算であります。一般会計の歳入であります。ページ 18 ページの 11 款 1 項 2 目衛生費分担金は、仁賀保と西目に関する斎場及び最終処分場に関するもので 1,328 万 7,000 円が計上されております。それから、11 款 2 項 1 目民生費負担金 7,288 万 6,000 円は、保育園に関する入園料等に関する歳入であります。

それから、ページ 22 ページになりますが、12 款 2 項 3 目衛生手数料は、1 節環境衛生手数料として 394 万 6,000 円が主で、廃棄物処理に関する手数料であります。

なお、ページ 22 ページの 13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 3 億 9,837 万 7,000 円は、社会福祉費の負担金や児童手当、保育料、生活保護費、保険基盤安定基金の保険者支援分などが主なものでございます。

ページ 26 ページに 14 款 1 項 1 目民生費県負担金は、国庫負担金に関する社会福祉費負担金、児童手当、保育料、生活保護費、保険基盤、保険者の支援分を含む、これは国庫負担に沿ったものになっております。

それから、ページ 28、14 款 2 項 2 目民生費県補助金は、2 億 2,709 万 4,000 円のうち、社会福祉

費補助金は5,552万9,000円、これは新規事業で新たに補正するもので、提案理由でも説明ありましたが、高齢者筋力向上トレーニングや地域福祉総合推進事業の補助金であります。それから、2節の児童福祉費補助金は、9,477万9,000円は、保育園の延長保育や日常保育等の事業に関する歳入であります。3節医療給付費補助金は、7,678万6,000円で福祉医療費に関する補助金、それから、ページ36、18款4項6目雑入に13億37万3,000円のうち1,545万2,000円、これは金浦町の赤字分の国保特別会計からの歳入であります。それから、リサイクル缶の缶売買代として560万円などがこの雑入に含まれております。そのほか、各施設の利用料その他が雑入に入っておりますが、省略をいたします。

次に、歳出であります。49ページになりますが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の使用料及び賃借料が700万3,000円、これは住基ネットのシステムの借上料であります。

ページ55の2款7項住民対策費は、交通安全対策と防犯街灯等の対策費になっております。

3款民生費1項1目社会福祉総務費中、これはページ56から57でありますけれども、13節、15節は提案理由でもお話がありましたとおり、仁賀保の忠霊塔、皇紀2600年記念でつくられ、かなり老朽化しているということと、以前から移設希望が遺族会その他で持ち上がり、今日に至り移設すると。移設先は仁賀保の墓地公園の見晴らしのいい場所ということで、この設計工事費が計上されてございます。19節は1,567万4,000円は、地域ネットワーク推進事業費であります。

3款1項2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金は、2,918万9,000円が養護老人ホーム等の入所費用及び老人クラブの補助金などが入っております。

3目の身体知的障害者福祉費の20節扶助費は、身障者、知的障害者等の支援費として1億2,906万5,000円の予算化であります。

4目介護予防・地域支え合い事業費、18節788万8,000円は筋力向上の機器の購入の経費であります。提案理由の際はその設置場所等において説明がございましたが、現在の段階で仁賀保の通称スマイルと考えているという説明がございました。

19節の1億2,468万3,000円は、介護保険制度の開始に伴う現行運用システムの変更に要する経費であります。

3款2項2目児童運営費、ページ63ページであります。19節4億7,781万9,000円は、市内9カ所の保育所運営の負担金となっております。

それから、3款3項1目生活保護総務費は、にかほ市になった関係から福祉事務所の設置が必要でありまして、その経費として新たに上がってきたもので、主なものは、20節の扶助費は生活保護世帯にかかわる扶助費で、扶助費の4分の3は国から入ることになっております。

歳入で説明漏らしましたが、生活保護費の国庫負担金はページ23ページにありますので、御参照いただければ、9,251万6,000円という負担金が入っております。今、生活保護費の国庫で負担しないような話もちろはら出ましたが、これがこの現状であります。

それから、ページ66ページ、3款4項1目国民年金事務費のほとんどは人件費であります。仁賀保地域の年金受給状況の説明がありました。被保険者が6,144人、受給者がそれを上回る7,829人で、受給総額が約48億800万円ということで、非常に大きな受給額に驚いております。

ページ 67 ページ、3 款 4 項 2 目保健医療費は、2 億 2,484 万 7,000 円の高額ですが、福祉医療費の扶助費、高額医療費の繰出金が主なものになっております。

次に、4 款 1 項 2 目母子保健事業費中、13 節はインフルエンザ等の予防接種の委託料も入っております。現在、2,864 人が接種されているようであります。これは 65 歳以上の方に援助がございました。

ページ 72 ページ、4 款 1 項 6 目環境衛生費は、斎場建設に関する設計委託と同工事費が主なものでございます。

ページ 73 ページ、4 款 2 項清掃総務費は、ごみ処理場等に関する経費が主なもので、19 節の 6,105 万 3,000 円の広域圏組合や由利本荘リサイクルセンター、し尿処理場等に対する負担金が主なものになっております。

4 款 2 項 2 目清掃センター運営費は、ごみ収集委託、資源ごみや缶、リサイクルの委託、ばい煙等の分析などで 5,591 万 9,000 円、それから 5,591 万 6,000 円の焼却炉分配コンベヤーや不燃バンカー等の工事費が入っております。

審査過程で以上申し上げなかった関係のことだけをつけ加えますと、一つは、予算的には非常に少ないのでありますが、心の相談室に関係し、自殺者の多い秋田県の中で、精神衛生、精神保健の分野の事業が少ないのではないかという意見が出され、さらに地域福祉計画を早期に策定し、トータルな分野にこれらを入れて、早期に地域福祉計画を策定してほしいという希望が出されております。これに対し、市民部長は、福祉全般に関する地域福祉計画を早期に策定し、施策に反映していきたいと述べておられます。

次に、3 款 2 項 5 目ひとり親家族福祉費に関する質問であります。母子家庭の援助に比べ父子家庭に対する援助が薄いのではないかという質問が出されまして、父子家庭、母子家庭には福祉医療の対象などあるわけではありますが、父子扶養手当として月 7,000 円の扶養手当支給が市単独事業としてあることの説明が加えられております。

それから、3 点目、清掃センターの工事費の関係から、将来、広域圏での施設統合の見通しはないのかという質問がありましたが、現段階では協議されていないとのことでございます。これはダイオキシンの問題が発生した際に、一時合併の話も持ち上がったのでありますが、それ以降とんざし、大幅な炉の改善を図り現在に至っているという現状であります。

なお、交通安全や防犯等の関係で街灯等の整備などの意見も出されまして、交通安全施設、街灯等の整備充実を図ってもらいたいという意見も出されたことをつけ加えておきたいと思っております。

以上が民生費関係であります。

次に、教育委員会関係について説明をいたします。

まずは歳入の関係であります。教育関係の歳入では、21 ページですが、12 款 1 項 8 目教育使用料の社会教育施設使用料等がございます。これはフェライト子ども科学館や白瀬記念館、それから勤労青少年ホーム、その他、B & G などの海洋センターや体育施設、それらの使用料が 878 万 4,000 円というふうになっております。

それから、25 ページですが、13 款 2 項 4 目教育費国庫補助金の 4 節史跡等の購入費補助金 391

万4,000円、これは天然記念物九十九島の島の一部買い上げでございます。

16款1項2目教育費寄附金、32ページであります。これは753万8,000円、仁賀保の奨学会からの寄附金であります。

それから、17款2項2目象潟中学校建設基金の繰入金1,080万円、それから、18款4項5目学校給食費納付金が2,594万円、これは象潟分、各校の給食の納付金であります。個人負担分であります。年間を通しますと5,700万円ほどのうちの2,594万円という内容になっております。

19款1項7目教育債、37ページ公立学校整備事業債として1億2,160万円、これは象潟中と給食センターへの市債になるものでございます。

次に、歳出であります。歳出については111ページ、10款1項3目教育助成費の19節負担金補助及び交付金の補助は、児童生徒の通学費補助等が932万5,000円、すこやか子育て支援事業補助金が882万7,000円、幼稚園奨励費補助金が883万6,000円、各種派遣補助、あるいは25節には積立金として育英基金の積み立て753万8,000円が主なものになっております。

4目は英語指導助手等にかかわる経費であります。

それから、112ページ、2項1目13節委託料は、学校の各種設備の保守委託料が487万円で、ほか耐震診断委託料として760万円が主なものになっております。

113ページ、1項学校管理費の15節工事請負費は、上浜小学校の教室や昇降口の改修工事、平沢小学校の体育館のサッシの改修工事、あるいは小出小学校の屋内消火配管改修工事、これが400万円、象潟小学校の消火栓及びフェンス改修等が765万円、象潟小学校コンピューター室の整備、これが工事費として290万円が主なものになっております。

それから、116ページ、3項1目15節工事請負費は、金浦中学校の来客用のトイレ工事、これが702万3,000円、金浦中学校空調設備工事808万5,000円、金浦中学校のFF暖房機が499万6,000円、これらが主なものであります。17節の公有財産購入費と22節の補償補填の関係は、仁賀保中学校の中学校改修に伴う用地費の立木補償になっているものでございます。

118ページには、象潟中学校の建てかえにかかわる設計費と工事費、それから造成費の委託料も含めて入っているものであります。

それから、若干説明を省略いたしまして、124ページの7目仁賀保勤労青少年ホーム管理費の15節の工事費は、説明にありましたようにデジタル放送の関係の共同アンテナ、それから、備品購入は視聴覚室の音響映像備品、それから図書購入費が主なものになっているものであります。

それから、127ページの9目のフェライト子ども科学館の管理費の13節委託料は、各種設備補修が749万6,000円、ファンタジーシアター映像シナリオの制作委託が4,389万円となっております。

128ページについては、10目白瀬南極探検隊記念館管理費の13節委託料は各設備の保守点検でありまして、特別展示委託としては63万円が主なものになっております。15節の工事請負費は記念館のトイレの改修工事と、南極の氷展示室の200万円が主なものになっております。

129ページは、文化財保護に関する各種設備管理の委託料と、それから、130ページの13目、これは象潟の九十九島を購入するための不動産鑑定を経費であります。

あと134ページは、金浦給食センター費の15節工事請負費は、給食運搬の発着場改良工事であり

ます。これは運搬車両の囲い工事であります。

136 ページは、象潟学校共同調理建替事業の設計基盤の調査委託料となっております。

以上であります。審査過程で育英会や奨学会の運営状況として、これまで旧3町の運営状況は異なっておりまして、象潟は基金、金浦は特別会計、仁賀保は奨学会というような制度でやっておりますが、今後は育英会の基金2,490万円を基金として今後運営するという説明がございました。それから、学校給食の納付金関係に関連いたしまして、学校給食方式の違いがあり、その利点や特徴を検討し、共同調理方式がいいのか、自校方式がいいのかを学校改築とあわせて多面的に今後検討していくということが質問に対して答えられております。なお、地産地消を奨励するようにも委員から意見が出されております。

それから、象潟中学校の改築に関する件であります。校舎は2階建て鉄筋コンクリート、体育館は鉄骨づくり一部2階建て、ランチルーム鉄筋コンクリート、地域学校連携施設は鉄筋コンクリート、それから武道館は鉄骨づくり、給食センターも鉄骨づくりということになります。その補助の内容を申し上げますと、校舎、体育館等は武道場、地域連携施設も含めて補助率は標準建設費の3分の1、それから給食調理場はランチルーム等補助建設費の2分の1ということでございます。なお、積立基金の残高は、中学校建設費5億412万8,000円、給食調理場建設費が8,000万円という基金の状況になっております。

それから、図書館関係の支出に関連した質問も出まして、現在の蔵書を、象潟の図書には約2万冊の蔵書、金浦図書館には2万2,900冊の蔵書、それから仁賀保の青少年ホームにある図書室には2万2,000冊の蔵書があることの説明がありまして、図書館事業の充実を各委員から求められております。

それから、史跡等の購入費補助に関しては、現在103の島のうち32の島が民有地であります。保護及び管理の関係もあり、国の補助が8割補助の制度があることから、できればこの32を計画的に買い上げをしていきたいという考えから、今回の買い上げについて提案されておったものであります。

以上が大ざっぱであります。教育委員会関係であります。

次に、消防本部に関する予算であります。

最初に、歳入であります。12款使用料及び手数料は、危険物の施設の設置変更の申請が各防火対象物のほうから来ているわけですが、それらの手数料であります。簡略の声が低くありませんけれども、簡略いたします。

5目消防費国庫補助金については、提案理由の説明があったとおりであります。

それから、14節については、消防と警察署との直通電話が回線しておりますので、その使用料が計上されております。

それから、2目非常備消防費の修繕料は、消防団の消防ポンプ自動車の車検等にかかわるものですが、これに関連して非常備消防団の車が車検の場合は地域の消防ポンプはどうなっているかという質問がありましたが、車検の際はポンプ部分を車庫に残し車検をやっていると。常備消防においては、工作車、化学車等の代用を使って支障のないように出動態勢をとっているという説明

がございました。今回のC D 型のポンプ車は緊急援助隊仕様になっているものでございます。

審査過程で問題になりましたのは、63人の給与費が上がっているわけでありますが、この人数の体制で問題はないのかということでもあります。現実には救急車2台出動しますと、非番の招集をかけて、3名が急遽消防署に駆けつけるという状況があるわけでありますが、こういう状況が年間145件、一年365日中145件その非番招集をかけなきゃならない状況があるという状況下で、そのうち救急車が3台出動しなければならない案件がことして28件あったという状況であります。このような体制をいつまでもとっておいていいのかという話であります。

国で示す消防力整備指針という指針に定める基準が、ちなみに消防職員の人数が88名という基準になっているようであります。さらに、ポンプ車の運行に際しては5人乗車が基本であります。当署では4人乗車が出動態勢になっているという状況下にあり、63人では非常に職員の労働過重にもなるし、職員管理面でも好ましくないと。少なくとも非番招集しなくてもよい人数、3人の交代要員を入れて6人の確保は早期にやるべきでないかという教育民生常任委員の強い要望がありましたので、当局に早期解決を期待したいものであることをつけ加えておきたいと思えます。

さらに、携帯電話からの119番通報は12月6日から作動されております。現在まで6件の通報があったそうであります。これは秋田県で消防本部一斉に改善した事業でありまして、山形県は来年の3月からこのようなシステムになるという説明がございました。

非常に広い範囲なものですから、はしょってもこういう時間になってしまいました。以上で一応報告といたします。

議案の48号中、市民部、教育委員会、消防本部に関する一般会計予算については全員賛成により可決とつけ加え、報告といたします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 2点伺います。

74ページの清掃センター関係で、議案説明の際に焼却炉を22年までもたせるといふことなんです。もう5年もつのかなと若干心配しておりますが、その辺、委員会でお話が出たら御紹介ください。

それと、111ページの英語指導助手のお金ですが、660万円ほど。これ、議案説明の際にも今の委員長のお話の中にも全然中身について出てきません。

【教育民生小委員長（本藤敏夫君）「何ですか」と呼ぶ】

22番（佐々木正己君） 英語指導助手です。111ページ、667万5,000円。この中身について当然委員会では話し合われたと思いますが、名前とか、小・中12校のうちどこまで守備範囲をするとか、そういうふうなお話が出たらお願いいたします。以上です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 御質問にお答えいたします。これに関する審議はかなり時間を割いて審議しております。先ほども申し上げましたが、由利本荘市とにかほで統一してやることは考えていないかという話もいたしましたが、それはなしと。既に現在の使用している炉は通常言

われている耐用年数から見れば、はるかにオーバーしているのです、非常に毎年工事費がかかっていくと。平成 22 年までもたせるために今後もこのような経費は免れないという状況にあることを説明を受けております。

それから、2 点目の 111 ページの英語指導教師であります、仁賀保・金浦・象潟にそれぞれ英語指導員が配置されております。名前まで説明は受けておったのであります、仁賀保はショー・クーパーさんという方で、金浦はキャサリン・フォードでした。それから象潟はジョナサン・アイザクソンというのかな、発音がどうかわかりませんが、この 3 名が英語指導教師として派遣され、それぞれの学校、それから時間があれば一般社会人までそうした指導をやっているというふうに説明を受けております。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。 17 番竹内賢委員。

17 番（竹内賢君） 何点かお伺いしたいと思います。

1 点目は、各学校ごとの、いわゆる小学校、中学校というような予算書になっていますから、その内容として各学校ごとの予算のいわゆる詳細なというか、説明書が出されて、それに基づいて審議されたのかどうか、それが 1 点目であります。

2 点目は、ページの 113 ページの小学校管理費の工事費中、象潟小学校のフェンスの更改工事費 420 万円、これは旧象潟町で 9 月 3 日の臨時議会で予算化されたものですが、この工事の見通し等についての説明があったのかどうか。

3 つ目は、象潟中学校の校舎の建設について、体育館とか、あるいは校舎とかという話がありましたが、基本設計等についての見通しというか、18 年度、19 年度建てるというふうにしてなっていますから、基本設計がどういう状態に現在なって、そしていつころできて、議会のほうにそれが提示できるのか、そういう話について説明があったのか、あるいは委員の中から質問があったのか審議結果について伺いたいと思います。

それから、4 点目は、図書館の蔵書の内容について今説明を受けました。これの内容ですね、将来的な図書館のあり方、図書館機能をどういうふうにして高めていくのか、そういう一定の話があったのかどうか伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 最初の 1 点目、各学校ごとの説明書をもって審査したかどうかという質問に対しては、そういう各学校ごとの説明書まではいただいている審査してありません。

それから、次のフェンスの工事はいつできるのかということではありますが、その完成月日まで聞いておりません。改修工事は 765 万円となっております。

それから、象潟中の改築の関係であります、一応 18 年度、19 年度での年度区分に基づいて計画がなされているようであります。18 年度は標準建設事業費が 3 億 7,988 万 2,000 円。それから給食調理関係については、標準建設事業費が 3,408 万円、それから、そのうち起債が校舎・体育館等は 4 億 1,650 万円、それから補助金が 1 億 500 万円、一般財源が 1 億 7,850 万円、これが校舎体育館等の内訳でありまして、給食の関係は、補助額が 1,100 万円、それから起債額が 6,930 万円、一般財源が 2 億 9,700 万円という計画でありまして、平成 19 年度には完成予定でありまして、標準建

設事業費が19年度の場合は8億3,949万8,000円、それから給食調理場等は7,531万6,000円。そのうち事業費補助額、起債等を除いた一般財源は、学校・体育館等は3億9,530万円、それから給食調理関係については補助、起債を除いた一般財源が5,910万円というような形で、間もなく本設計が仕上がる、年明けには仕上がるということで、今、我々の審査の段階では概要設計で審査をさせていただいたということでございます。

それから、4点目の図書館機能をどう高めるかという話ではありますが、図書館の充実という面では意見を出されておりますが、新規に図書館を建てるとか何かという面までは突っ込んでおりません。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 17番竹内賢委員。

17番（竹内賢君） 私が聞いたのは小学校のフェンスについてですが、これ、420万円というのは9月3日の補正でできた内容ですが、755万円にふえたということなんですか。そして、例えばいつできるかまではという話が、もう工事発注とかそういうものはやられてそういう説明になったのか伺いたいと思います。

それから、象潟中学校の建設の関係で、今かなり詳しく予算的な裏づけについては話が出されましたが、一覧表というものが出されて皆さんが説明を受けて審議をされたのか、この2点について伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） フェンスの関係についてはちょっと置いて、象潟中の建設計画の件は、概要設計の設計図面はいただき、それから各年次ごとの計画書をいただいて審査をさせていただきました。

暫時休憩をお願いします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 竹内委員の質問にお答えします。

私、最初に説明したときに、あるいは象潟小学校消火栓及びフェンス改修工事と言わなかったのかなと今思っています。765万円というのはフェンスとそれから、この新市移行予算の中にもありますが、フェンスが420万円、あと上浜の消火栓が云々こういうふうにありますので、フェンスそのものの工事額が改正になったわけではないのであります。完成については、私ども聞いていませんが、ただ、事情があって設計がおくれてまだ着手していないということは聞いております。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。 28 番佐藤功委員。

28 番（佐藤功君） 57 ページの民生費の 2 目の老人福祉費にかかわる 19 節の負担金補助及び交付金 2,659 万 7,000 円と補助金 259 万 2,000 円の内訳を具体的にひとつお尋ねをいたします。

次に、59 ページ、介護関係の 4 目ですが、委員長の報告によりますと、筋力向上の機器購入ということで備品購入費として 788 万 8,000 円計上されておりまして、その筋力向上の機器、この予算計上の目的と購入台数、それから設置する場所、マシンの機能、その使用対象、それに加えてまして指導員を置くのかどうなのか。

次に、71 ページ、老人保健事業費関係ですが、13 節の 1,133 万円の計上額になっております。この中の衛生費ということで、今、保健関係で 3 町合併後、春・秋の清掃検査がやられております。その仁賀保・金浦・象潟の清掃検査の今後のあり方がどのようになっていくのかお尋ねします。

最後に、消防関係、消防施設費の中の備品購入費 3,339 万円計上されておりますが、この予算計上の中に救急体制にかかわるものが含まれておるのかどうなのか、加えて、今後の救急体制をどのようにしていくのかお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 42 分 休 憩

午前 11 時 47 分 再 開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 最初に、質問の内容のわかるところからお答えします。

ページ 59 の備品購入、これについては提案理由でも説明あったとおり 6 基ですよ。先ほど説明したとおり、提案理由の際は設置場所があいまいでありましたが、仁賀保のスマイル、これ、デイサービスの関係もあってそこにしたいというような内容でありまして、必要によってはこの資料ただけなんですけれども、6 基の機器も一応見させていただきました。佐藤議員は仁賀保の青少年ホームのトレーニング機器の内容を熟知されていますが、あの機器の筋力にかかわる分の軽い程度の機器というふうにお考えいただければよろしいかと思えます。筋力トレーニングというのは非常に使い方によっては危険なものであり、ということで、しかるべく指導員を配置してやりたいと。3 町のことでありますから、車の送迎等の関係もあるんでしょうけれども、使いやすい形で使ってもらおうというのでいろいろ場所の検討もされたようであります。

それから、何ページでしたか、すみません。

【28 番（佐藤功君）「57 ページ」と呼ぶ】

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 57 ページの負担金補助ですか。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 28 番佐藤功委員。

28 番（佐藤功君） それではもう一度申し上げます。

57 ページの 19 節負担金補助及び交付金 2,659 万 7,000 円、補助金の 259 万 2,000 円。それから、71 ページの 13 節の委託料 1,133 万円のところと、あと 69 ページにかかわる分と、あと 107 ページ、委員長お得意の消防関係です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 57 ページの負担金補助及び交付金は、これは地域ネットワークの推進事業と、それからにかほ市社協、それから象潟社協、象潟の民協、仁賀保、これらに対する助成と負担金であります。

それから、71 ページの委託料ですか。13 節委託料、これには各種検診、基本検診等の各種検診が入りまして、そのほかにデータパンチとか受付のシステム、医師打ち合わせ等の関係も入っているようであります。

それから、常備消防費の 196 万 1,000 円は、セパレート型の作業着を購入するということで、計上されております。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 28 番佐藤功委員。

28 番（佐藤功君） わからないようですので。70 ページは 3 目の老人保健事業費になっておるんですよ。それで、お尋ねしたやつは 13 節の委託料の 1,133 万円ということであります。

【教育民生小委員長（本藤敏夫君）「69 ページですか。69 ページの、すみません、佐藤委員、申しわけないです」と呼ぶ】

28 番（佐藤功君） 71 ページの委託料ですね。71 ページ。1,133 万円、これは今答えましたね。

【教育民生小委員長（本藤敏夫君）「それから、答えていないのは」と呼ぶ】

28 番（佐藤功君） ページは 4 款の 69 ページの衛生費関係になるんですが、その中で春・秋実施されている清掃検査、3 町ごとありますが、それ、合併後どのようにして進まれていくかということであります。だから、69 ページというのは、その 4 款の衛生費ということで、衛生費の中で清掃検査をどのようにして考えているかということ、数値ではないです。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休 憩

午前 11 時 54 分 再 開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 掃除検査とか大掃除実施とかということの質問だと思いますが、予算等もございませんでした。よって当小委員会ではそのことは審議しておりません。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 28 番佐藤功委員。

28 番（佐藤功君） 13 節関係で再度質問しますが、各種検診ということで、この検診の内容につ

いてお尋ねします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 老人保健法に定める検診項目やがん検診等がその内容になっております。佐藤議員にも多分仁賀保であれば検診の来年の受診が、どういう受診を受けられますかという案内が行っていると思いますが、あのような検診項目になっていることを御理解ください。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 28番佐藤功委員。

28番（佐藤功君） 今回の検診の申し込みについては、いろいろ市民の方々も変わったというようなことであります。その点について審査されましたか。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 17年度の検診の結果について協議をいたしましたし、18年度の検診についての料金体系等についても御意見がありました。それは18年度は予算審議の段階で審査する機会がありますのでということで、それ以上を突っ込まないで、検診内容とそれから負担の関係、案を資料としていただき、それでとどめております。18年度は3月の予算審査の段階で検討していきたい。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

昼食のため1時まで暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、産業建設小委員会の報告を求めます。16番佐々木正勝産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番佐々木正勝君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正勝君） それでは、産業建設小委員会の経緯と結果について申し上げますが、そういうことで私、金浦のほうと大変食い違いありまして、かなり実際苦労しているわけですが、報告の内容もここへ来て初めて、いや、こういう内容なのかというふうにして本当に戸惑って、名称も違うような格好でありますので、そういう関係から十分な報告もできないと思っておりますが、金浦方式のこの協議会の内容に従って報告したいと、そう思います。

それで、普通、一般会計特別小委員会ということで、私もこういうことでなかなかじめなかったわけですが、そのことについて申し上げます。

まず最初に、いろいろ指示されましたが、この常任委員会の申し合わせにもありますとおり、委

員会の審査報告書は結果を文書をもって提出すると。それから、審査経過については要点を口頭で報告すると、そのような申し合わせがありますので、こういう方式に従って報告をしないと、こういうふうには思います。

にかほ市一般会計予算特別産業建設小委員会を開催いたし、その経緯と結果について報告いたします。まず第1日目、平成17年12月22日午前10時より全員出席をいたし、議案第48号平成17年度にかほ市一般会計予算特別産業建設小委員会を開催いたし、関係部門を審議いたしました。

まず、農林課所管でございますが、この歳入についてですが、農林費、林業費分担金60万円は、松くい虫被害木伐倒処理分担金であります。農林水産使用料380万6,000円は、金浦物産センター使用料26万3,000円、象潟物産直売施設使用料324万円、牧草牧野使用料14万3,000円、その他であります。

農業費補助金1億1,338万9,000円は、あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金676万1,000円、中山間地域等直接支払交付事業補助金9,782万円等でございます。

林業費補助金5,538万5,000円は、松くい虫防除対策事業補助金3,758万5,000円で、仁賀保分が755万6,000円、金浦分が433万3,000円、象潟分が2,619万6,000円。

それから、森林整備地域活動支援交付金996万2,000円は、仁賀保分が431万5,000円、金浦分17万2,000円、象潟分547万5,000円であります。

次に、歳出ですが、まず、農業振興費についてですが、負担金補助及び交付金2,058万4,000円中の負担金39万2,000円は、気象情報システム負担金、航空防除抛金、西部地区花卉生産推進協議会負担金、担い手育成総合支援協議会負担金であります。補助金については、1,866万6,000円のうち、あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金880万3,000円は、米以外の複合生産支援であります。水田農業再生産対策補助金184万4,000円は、台風被害による助成、それから、土づくり強化推進対策事業補助金277万1,000円は、JA大地分で10アール当たり400円から、その町で違うようでしたが、400円から900円でありました。

それから、生産調整推進対策費補助金1,799万4,000円は、大豆転作に伴うものです。仁賀保地区が転作大豆補助金で、1ヘクタール当たり以上の団地で115ヘクタール、反当9,000円の補助が主なものであります。

畜産業費305万9,000円は、牧野及び家畜導入事業補助金が主であります。現在の飼育農家数は和牛57戸、乳用牛4戸、頭数は和牛が257頭、乳用牛は199頭とのことであります。

農林整備総務費1,976万5,000円は、農道整備、土地改良区補助837万1,000円、農業集落排水事業への繰出金891万9,000円であります。

中山間地域直接支払交付金1億3,316万1,000円は、仁賀保分が1,478万円、金浦分624万円、象潟分1億1,214万1,000円です。仁賀保4地区、金浦2地区、象潟24地区、合計30地区で交付されています。

林業振興費4,494万1,000円は、林道負担金で2,252万7,000円、太郎ヶ台林道開設事業負担金で小国地区から桂坂まで延長11キロメートル、幅4メートルです。用地は民有地で全部無償で10年計画の県工事であります。

松くい虫防除対策事業費は5,125万5,000円は、樹幹注入委託料789万6,000円、伐倒駆除委託料3,599万5,000円です。衛生伐倒は薫蒸剤を入れてテントをかけてその中で殺虫をするというものでありまして、樹幹注入は立ち木に薬剤を注入することです。それから特別伐倒は山から運び出してそれをチップにすることだそうです。

緑資源機構造林事業費701万円は、造林保育事業686万9,000円が主なものです。

それから、農業委員会費1,948万8,000円のうち、会長交際費6万円は全国農業委員会会長代表者集会等の費用で、小作料については、上田は3町とも2万1,000円、10アール当たり2万1,000円、中田で10アール当たり仁賀保、金浦が1万6,000円、象潟が1万5,000円。下田、10アール当たり金浦、象潟が1万1,000円、仁賀保が1万円であり、これから新市の標準小作料として統一していく考えです。

それから、都市整備課所管ですが、その歳入については、国庫補助金の都市公園事業補助金、仁賀保運動公園サッカー場建設事業費1億3,600万円の50%が補助対象です。住宅費補助金、公営住宅家賃対策補助金900万円、公営住宅の家賃収入補助金307万2,000円であり、公営住宅家賃収入補助金は平成16年度で3町とも交付が終了し、今年度に限り平成16年度実施済みの50%の交付が決定したことにより計上したものです。公有財産購入費仁賀保庁舎前駐車場用地1,359万2,000円、仁賀保墓地公園用地75万3,000円です。

商工課関係ですが、エニワンの施設については、旧金浦町公民館跡地にある集会施設で労働者研修センターのことです。商工会の運営費補助金は、合併前にそれぞれの町で執行されていますので新市の予算には計上されていません。開店開業起業家資金は、にかほ市に居住する起業家に対して資金の一部を支援する制度で、1件当たり150万円を限度に無利子で貸与するものです。現在、旧象潟町制度において2件の貸与予定があります。

それから、漁業集落整備課ですが、水産振興費の貸付金2,000万円は、旧西目町、仁賀保、金浦、象潟の4町でつくった制度で、漁協から漁業者への貸付利率は8%、貸付期間は5年です。象潟小澗分港の消波ブロックは平成17年度はブロックを製作し、18年度に設置いたします。象潟漁港の整備については、実際被害が出ているので、県に対しても引き続きかさ上げ等の全体的な整備を要望していきます。漁協南部総括支所の側溝側の護岸に壁画を描くための予算活性化推進事業の委託料150万円です。水産加工の特産品化について、今、ブランド化を目指しているのはイカめしです。イカめしという一般的なものの中に地元産の大豆を入れて特産品化し販売しているが、なかなかブランド化はできていません。最近地元で揚げるホッケのすり身を使ってフィッシュソーセージを試作したり、学校給食に使えるよう前向きに検討しております。

築磯の工事は、金浦赤石川の河口で、幅15メートル、長さ80メートルの自然石を1,300立方メートル、帯状にして海に投入して、数年後に藻場海藻の場になり、魚介類の産卵場所をつくるのが目的です。

それから、観光課所管ですが、工事の予定価格、設計額公表については、新市になってからは各所管の工事は各所管で発注を取っており、発注状況につきましては逐次財政課に報告をいたし、財政課では各庁舎のサービスセンターに配付し、窓口とか、所管の窓口でも縦覧できます。

入札の透明性のための入札制度の見直しの方向性については、旧3町とも250万円以上のものについて事前に事前公表を行っておりました。事前公表を行うことによって競争性の効果がない、入札・落札額の引き上げ等が予想されますが、公表することによって競争性を高めていきたい考えであります。また、地産能力の向上を図ることからも事前公表を行っております。入札制度については、指名競争入札、一般競争入札、見積もり入札の3種類ありますが、談合を防止する上で、県でも研修会や講習会を開催し、また、県南6市入札担当部課長会議も組織されて、今後も研修を重ねていくことで確認しております。

除雪費予算額は9,800万円で、16年度は年末からの稼働で9,300万円ぐらいでしたが、今年度は12月初旬から稼働して、10日間で1,100万円ぐらいで、まだ報告されていない部分もあり、除雪をすることにより対策業務が伴うため、かなりの費用が必要になると考えます。

工事請負契約の前払い制度については、契約約款の中に前払金の条項が盛り込んであり、契約額の40%以内を請求できる考えのようであります。旧象潟町では2,000万円以上について前払いを行う内規をとっていたようであります。

あいさつの際に、「産業建設常任委員会」と言ったようですが、前の報告の際にも言いましたが、「一般会計予算特別産業建設小委員会の報告」に訂正してください。

そういうことで、大変不手際もありますが、以上をもちまして当特別小委員会に付託された事件の審査報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。22番佐々木正己委員。質疑のほうは、ページの確認、それから質疑の内容をこちらのほうで確認しますので、ゆっくりとお願いいたします。

22番（佐々木正己君） 93ページの観光施設費の13節委託料、これ、はまなすへということの説明でしたけれども、一般質問にもはまなすのことがありまして、経営、あるいは経理について何か私の印象では余り、その透明性に欠けるのではないかというような、そんなような趣旨だったと取りました。ということで、委員会でもってこのことについて委託料の額も含めて内容的にどんな審査をしたのか、あったらお尋ねいたします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正勝君） 答弁いたしますが、これも、何分、当委員会では一般会計のほうと特別会計のほう、ちょっと重複したりすることがありますので、その点も一応審査はしましたが、特別会計のほうで申し上げようかなと思っていたんですが、このことについては一般会計の中では審議されませんでした。特別会計の観光施設費について指摘されましたけれども、そういうことで……

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩いたします。

午後1時20分 休 憩

午後1時22分 再 開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正勝君） そのことで、これも前にも申し上げましたが、一般会計と特別会計と重複していることで、一般会計の中で特別会計のほうを審議したりしたところもありますので、迷っていましたが、この観光施設のほうでは特別会計のほうで申し上げようかなと思っておりましたので、今、その件で、それも特別と一般とちょうど重複していたものですから、今、このはまなすの件について答弁いたします。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩します。

午後 1 時 23 分 休 憩

午後 1 時 24 分 再 開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正勝君） 観光施設のはまなすの件で御質問ありましたが、それも金浦観光開発株式会社、現在、前金浦町長が社長となっております。が、にかほ市の代表がトップとなる株式会社ですので、役員構成も含め検討しています。議会等の関係で時間をとれませんでした。が、年明け早々には話し合いをいたします。株式会社ということで定款、登記があります。また、16 年度決算書、委託契約書の写しの提出を求めました。もしも、はまなすにおいて不慮の事故とか事件が発生した場合の事故責任、経営責任等、会社組織の一日も早い透明性を図る必要があるという意見から、市長の出席を求めまして審議を行いました。それで、年明けの早いうちに解決することで結審をいたしております。以上であります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 22 番佐々木正己委員。

22 番（佐々木正己君） 今の委員長の御報告ですと、市長を呼んだということと、年明けにも、透明性を高めたいと。今まで何かそういうもやもやとしたものがあるという委員会のそういうような御意見が多かったとか、その辺、どうなのでしょう。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正勝君） それで、内容わかっている方もおと思いますが、通常町長がその社長になるというふうな、実際定款にもそのようには明記されていないんですけども、そのような形式のもとになっていたわけでありまして。今、前々の町長から引き継ぎされて前の町長にバトンタッチされました。町長がかわって、前々の町長が辞任をいたして前の町長にかわったわけでありまして。しかし、今、合併に伴って、前の町長が失職しておりますので、通常でありますと自然失職をするのが当然、こういうことではあります。前町長はそのはっきりした定款のないことを利用とかどうか分かりませんが、そのまま現在町長を失職しても社長にとどまっている、そういうことからいろいろ各市民からも批判的なことがありまして、しっかりした条文化をしなけれ

ばならないのではないかとというようなことから、そういう話も出ております。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 48 号平成 17 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

最初に、反対討論の発言を許します。 27 番佐々木弥四夫委員。

27 番（佐々木弥四夫君） 私は、議案第 48 号一般会計予算について反対討論いたします。

会計予算は市民の市政を執行する上で当然のことながら市の発展、市民の幸せを基本として策定されるものだとは思っております。この基本に反すると思われる件が二、三ありますので私は反対するわけでありますが、この予算すべてに反対だというわけではありません。

1 点目は、10 款 3 項 4 節の象潟中学校用地造成工事請負費についてであります。用地造成については、造成事業の初歩とも言うべき入札について、新聞に工事請負談合事件として記事が掲載され、市民に大きな不安を与えました。そして、2 回目の入札については、談合はない、不正はないと、当局は常に報告していながら、特定の業者を入札から排除したり、また、入札の予算の価格と落札価格の大幅な差額が生じた問題など、市民の中からは、火のないところから煙は出ないというような大きな不安と市政に対する不信が生まれてきております。私は決して中学校建設に対しては、それこそ一日も早くつくってもらいたいという気持ちでおるわけでありますけれども、このような市民に対して不安と不信を与えるような予算の執行については反対するものであります。

2 点目は、14 款 1 項 1 節予備費の象潟庁舎前に設置された「にかほ市役所」と書かれた篆刻石の看板についてであります。この看板が設置される以前に合併協議会、また、協議会においても議決され、市の条例にも明記されておるにかほ市役所象潟庁舎の看板が庁舎の前に掲げられております。以前から合併議決後も象潟町においては、本庁舎は象潟役場にあるんだということをかかなり宣伝されてきました。そのたびに、そのことを生かすためにこのような篆刻石を看板にしたのではないかとというような声もあります。あくまでも分庁方式であり、皆、各庁舎とも皆同じであり、金浦、仁賀保から篆刻石は不平等であるというのは当然だと思います。金浦、仁賀保にも篆刻石の看板を立てられたようでありますけれども、市民の融和にまさに水を差すものだと言わなければなりません。全く市民を無視した無駄遣いでないかと思えます。みずからの主張を通すためにだれにも相談もなくこのような無謀な看板の設置を市民の税金である市の予算に計上するとは、市の予算を私物化するものであると思われてなりません。

以上のことから私は本予算に反対するものであります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 次に、賛成討論の発言を許します。

【17 番（竹内賢君）「議事の進め方について伺いたい」と呼ぶ】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 32 分 休 憩

午後1時33分 再開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

賛成討論の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 討論がないものと認め、賛成討論を終わります。

次に、ほかに反対討論ありませんか。 — 17番竹内賢委員。

17番（竹内賢君） 簡単に申し上げます。

このにかほ市の合併に至った経過の中で多くの住民の方々は、合併しなければ財政がもたない、住民サービスが今のような状況ではいけないという、そういう訴えがいろんな形で出されて、住民の皆さんが合併に傾いたという大きな要素があると私は考えます。そういう中で、今回の、あるいは前の暫定予算も含めてですが、行財政運営が果たしてそういう住民の考え方に沿ったものなのかどうか、きちんと私はやっぱり受けとめざるを得ません。

今、佐々木弥四夫委員も言いましたが、にかほ市役所の篆刻石の問題、これは議会の議決を経たというような、暫定予算で経たというような話をされていますが、説明はされておられません。そういう中で、安易に、いわゆる前の職務執行者の話の中でやられたということ、新規事業については暫定予算の中では2つぐらいしかなかったはずなんです。きちんと説明をされて議会の議決を経てこういうふうにして本予算に出たのであれば話は論外ですが、それがまず1点であります。議会の軽視をした行為があったということ。

2つ目は、職員の給与を引き下げながら特別職や議員の期末手当を引き上げた行為、これは市民の皆さんからも多くの意見を聞いております。これは財政運営について、これについても市民の期待を裏切るものだと私は思います。

最初の一步が大切だと思います。その最初の一步を誤ることは、今後の市政について暗雲を投げかけるものだと考えます。アリの一穴は土手の決壊につながるという話があります。今まで私たちは町時代から、財政については、運営についてはやっぱり慎重にやろうと、そういう話をやってきました。合併をしてこういうお金の使い方をするということは、どんな小さなことでも私はうまくないと思います。そういう意味から言って、この予算については反対せざるを得ません。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに反対討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 討論がないものと認め、反対討論を終わります。

これで一般会計予算に対する討論を終わります。

これから議案第48号を採決いたします。この採決は起立採決で行います。

議案第48号平成17年度にかほ市一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のと

おり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託された案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午後 1 時 38 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午後 1 時 40 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 41 号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定についてから、日程第 18、議案第 57 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計予算までの議案 17 件、日程第 19、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書から、日程第 26、陳情第 8 号法務局の増員に関する陳情書までの 8 件、計 25 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。須田鉄郎総務常任委員長。

【総務常任委員長（36 番須田鉄郎君）登壇】

総務常任委員長（須田鉄郎君） それでは御報告いたします。

当委員会に付託されました議案 2 件、陳情 3 件について審議の経過と結果を報告いたします。

初めに、議案第 41 号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定についてです。

本案は、釜ヶ台冬師地区の携帯電話不通話地区解消のための事業に伴う条例の制定であり、この事業を実施することにより当該地区の居住地域は全域カバーできるということであります。また、携帯電話の加入者が 200 以下の地域は民間企業の設備投資が望めないことから、本事業は市単独の起債事業で実施するものであります。なお、現在、携帯電話の通話が困難な院内、上小国、横岡、上浜地区の一部についても、基本的には民間事業者による解消を促していきたいとのことでございました。本議案は全会一致で可決に決しております。

次に、議案第 42 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、提案理由にありますように、既に各旧町で専決処分した条例を市税条例に置きかえるための関係条文の改正であり、何ら問題なく全会一致で可決に決しております。

次に、陳情第 4 号庶民大增税の中止を求める陳情書につきましては、賛成多数で採択に決しております。

次に、陳情第 7 号地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書は、全会一致で採択に決しております。

また、陳情第 8 号法務局の増員に関する陳情書につきましても、賛成多数で採択に決しております。

以上でございます。

議長（榊原均君） これから総務常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 陳情第 4 号庶民大增税の中止を求める陳情書、賛成多数ということでしたが、少数者の、いわゆる陳情に反対する人方の意見というのは何が、どういう意見が出されておったのか、これを伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 総務常任委員長。

休憩いたします。

午後 1 時 45 分 休 憩

午後 1 時 46 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（須田鉄郎君） お答えします。特に反対意見としてはありませんでしたが、採決の結果、そういう結果になったものであります。

議長（榊原均君） 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 率直に申し上げますと、例えばここに陳情の内容が書いてあります。定率減税の全廃、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除の縮小、老年者控除、住民税の非課税措置の廃止、こういうものについて具体的な論議がされたのかどうか、あるいは、例えば収入が 200 万円の人、そして所得が 120 万円の人が具体的にどのぐらいの増税になるのか、そういうことが論議されましたか。

議長（榊原均君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（須田鉄郎君） お答えします。委員会の中ではそういう話し合いは一切なされておられません。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。本藤敏夫教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（31 番本藤敏夫君）登壇】

教育民生常任委員長（本藤敏夫君） 教育民生常任委員会に付託された 7 本の議案と 5 本の陳情書について審査した結果について御報告申し上げます。

最初に、国民健康保険条例の一部改正であります。議案 43 号。

これは、国民健康保険法施行令の規定により 2 名を加える、11 名になっているものに 2 名を加えるという案件であります。これについては施行令により退職被保険者の要件がありまして、退職被保険者が 1,500 人以上、全体の構成比が 3% 以上の場合は 2 名のこの委員を置かなければならないという規定に基づいております。にかほ市は 2,604 人、退職被保険者であります。それから全体の比率が 24.1% となっておりますので、2 名のうち組合健保代表者と、それから政府管掌から 1 名とこの 2 名を新たに委員に加えるという説明でありまして、この件については法の定めるところによるものでありますので、全員の可決であります。

それから、次は、議案第 44 号斎場条例の一部改正に関するものであります。

これについては、議案の説明にもありましたが、象潟斎場の位置の変更、分筆された関係での位

置の変更と、それから斎場に動物炉を設けたことによるその料金を決定したことがこの改正の趣旨であります。使用開始は平成 18 年 2 月の予定であります。一部、料金に動物の大小等の大きさ、これは本会議でもお話ありましたが、そのようなことの若干の意見もありましたけれども、まず今回はこれでスタートしようということで、これも全員賛成により可決決定しております。

次、議案第 46 号簡易水道特別会計であります。

これは、一般会計からの繰り入れ 500 万円以内と定めたものでありまして、これは簡易水道の償還金と、それから職員給与との関係を繰り入れするというものでございます。これは予算書のページ 76 ページにそれぞれその繰り入れの額が 458 万 4,000 円ということで載っております。全員賛成により可決しております。

それから、次、議案第 49 号の平成 17 年の国民健康保険事業の特別会計であります。

これについては、歳入歳出とも一般被保険者にかかわる療養給付費及び退職被保険者等にかかわる療養給付費の見込みでありますから、それに関する歳入でもありますので、短くという声もありますから、内容を省略いたしますが、の中で審査過程で、国の負担補助がなくなり、県に移譲された補助制度の制度内容があります。これは国民健康保険と老人保健も共通したことでありますけれども、断定的にそういう負担の割合が推移していくと、それは三位一体改革の国の施策に基づいたものであります。それに対して次のような意見が出されております。市町村の負担率の改正や国庫補助を廃止して新たに県に財源移譲をして、県から負担をするということに対して、その国の財源移譲が将来とも保障されるのかというような面が危ぶまれるところであります。以上、49 号の説明を終わります。

なお、49 号の資料として歳入歳出あらかじめ各町の組み込みの予算歳入歳出が配付されてありますので、別紙御参照をいただきたいと思っております。

それから、議案第 50 号国民健康保険の施設勘定の予算であります。

予算の内容については、診療所の改築等の関係でありますから、主として、内容は省略いたしますが、審査過程で問題になったことだけ説明をいたします。医師 2 名体制から 1 名体制に入っております。平成 16 年から入っております。それで、1 名の医師が 2 つの診療所を兼務するという状況下であって、こういう体制でいいのかと、医師の労働過重が問題になりました。そのことについて種々協議をいたしまして、市民部長に対し、看護師の補充と医師の業務改善についての速急の検討、要望意見があったことをつけ加えて、50 号の国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての説明を終わります。前段の国保会計についても、それから施設勘定予算についても全員賛成で可決しております。

それから、次、議案第 51 号老人保健の特別会計予算であります。やはり国・県の補助負担の関係で財源移譲をし、県から直接来るような、しかも補助率も年次を定めて変わるということで、国保事業勘定と同様、財源移譲の将来的不安はここに残るものであります。内容については、医療給付費、医療費支給費の見込みが主でありますので、内容を省略いたします。

次、議案第 53 号平成 17 年度簡易水道特別会計予算歳入歳出であります。

これは、金浦 2 カ所、仁賀保 4 カ所、象潟 5 カ所の簡易水道の関係の予算であります。その大方

が大須郷の工事の関係が入っております。簡易水道の実際にやっているのが象潟5カ所、小砂川、大砂川、洗釜、中ノ沢、関であります、大須郷は入っていませんが、これは給水段階になりますと簡易水道会計に入るようになるものであります。説明は省略いたします。

以上、7本の議案会計すべて全員の賛成で可決をしていることを改めて申し上げます。

次に、教育民生常任委員会に付託された陳情5本であります。その件について説明を申し上げます。

介護保険の改善を求める陳情書、陳情番号1番であります。

これについては、多数により継続審査になっております。継続の理由は、この陳情の文面は市町村に対する制度の陳情内容になっております。かつ、その陳情内容に具体的な金額が付されてあります。市に陳情する場合、介護保険が10月から一部改正されておりますし、他市町村の状況等も加味するというので、閉会中に継続審査するその前提として、現状の、あるいは他市町村の資料をもう少し検討して審査を慎重にするということで継続審査になったものであります。

次に、陳情番号2、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書であります。

この陳情書には意見書も求められております。これについては趣旨のとおりということでありましたが、一部、具体的な3割から2割に戻すことなどできるのかどうかなどという意見も、一たん決まったものがもとのさやにまたおさまるのかというような意見もあり、賛成多数で別紙配付のとりの意見書案が採択されております。

それから、次の陳情番号3番、社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書であります。

これについては、趣旨そのとおりという大方の意見でありましたが、意見書の記の3番に、消費税増税や庶民大増税の関係がプラスされてありましたが、あくまでもこの社会保障、年金制度の創設をポイントとするという意味で年金課税をもとに戻すというふうに改め意見書を提出することで賛成多数で採択しているものであります。

それから、陳情番号5番、子宮頸がん検診の逐年施行のお願いということで、これは意見書は求められておりませんが、そういう陳情であります。

これについては文面そのとおりでありまして、リスクを少なくするという意味からはチャンスを増やす意味で、ましてや過去において、年代は別にして、検診間隔が1年で施行した経緯もありますので、それをそういう意味から本案は全員賛成で採択いたしております。

それから、陳情番号6番、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情書、これについては、文案にあるとおりそのとおりであるという全員の認識のもと採択いたしております。

以上、雑駁な報告になりましたが、教育民生常任委員会に付託された議案、陳情の報告とさせていただきます。

【「休憩」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 暫時休憩します。

午後 2 時 05 分 休 憩

午後 2 時 06 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（本藤敏夫君） 一部意見書案については訂正箇所も説明いたしましたが、後にこの意見書案については審査する機会もありますので、我々の修正した文案は後でまた説明する機会がありますので、そのようにお願いしたいと思います。

議長（榊原均君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書、慎重な審査ということについては私も異論ありませんが、中で、例えば資料が幾らか市当局から出してもらって、例えば市町村として在宅要介護者の閉じこもり防止と栄養改善のために通所サービス利用者に 1 回 400 円程度の食事代補助を制度化すること。すると、現在の今のこういういわゆるにかほ市の場合、これが当てはまる人がどのくらいあって、それが全体的にどのくらい予算が必要なのかとか、そういう一定の資料は出されてこの審査がやられたんですか。

議長（榊原均君） 教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（本藤敏夫君） 介護保険の陳情、その他の陳情について、提案者から来ていただくかどうか、委員会で事前に話をして、まあ招聘しなくてもいいという前提で協議いたしております。

それから、陳情番号 1 番のこの陳情については、いわゆる介護保険による食事等の内容も事情を確認いたしましたし、それから、委員の中で勉強されている方もおまして、湯沢市でこうしたことについての補助制度をやっているところもあるというような話も出ておりましたので、より資料を集めてこれからさらに検討をし、市長に陳情する場合、一般的に言われる横出しとか、制度の上乗せとか、単独でやれることはどういうことかというところまで突き詰めていければいいなという内容で継続審査させていただきました。もう少し資料が豊富であればまた別な回答が出てあったかもしれませんが、以上であります。

議長（榊原均君） 17 番竹内賢君。

17 番（竹内賢君） いや、私の聞いたのは、にかほ市の現状、いわゆる例えば施設入所者の負担を軽減するために 1 万円とかといった場合に、介護手当が 1 万円といった場合はどのくらいが必要なのか、年間。あるいは 1 回 400 円程度の食事代補助をした場合は何人があってどのくらいが必要なのか、そういう資料を当局から説明なり求めて審査をされたのですかと。

議長（榊原均君） 教育民生常任委員長。簡潔に説明願います。

教育民生常任委員長（本藤敏夫君） 残念ながら資料提出は求めませんでした。

議長（榊原均君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。佐々木正勝産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番佐々木正勝君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正勝君） まず、本常任委員会に付託された事件、議案第45号、47号、52号、54号、55号、56号、57号の7件であります。

まず、45号であります。にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入金686万3,000円でありますが、採決の結果、全員賛成で可決されました。

次の47号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてであります。851万9,000円、これも採決の結果、全員賛成で可決されました。

それから、52号にかほ市公共下水道事業特別会計予算であります。これについては、委託料について見積もりを3社から徴収して一番安いものと契約しております。下水道事業団についての委託料については、体制、組織力等を考慮すれば下水道事業団に委託することが最善と考えております。補償補填及び賠償金800万円の一般住宅への補償では、象潟地区21件、金浦地区29件、仁賀保地区90件です。工事後に事後調査を行い、下水道工事によるひび割れ、沈下、はがれが生じた場合は、決められたルールに従い補償金額を算定し、それに従って交渉しております。

それで、下水道のほうから資料を提出されましたので申し上げます。現在、計画処理人口が2万1,400人、仁賀保地区が7,500人の35.1%、金浦地区が4,800人の22.4%、象潟地区が9,100人の42.5%であります。計画の事業総額が377億円、前年度までの事業費執行額が214億1,000万円です。その進捗率は56.8%、214億円費やしております。水洗化人口計画であります。計画の48.3%が水洗化されております。そういう資料提出がありました。

それで審議を終了いたしまして採決を行った結果、全員賛成で可決されました。

議案第54号農業集落排水事業特別会計ですが、雑入9,354万3,000円は、仁賀保地区の剰余金6,600万円です。金浦が1,000万円、象潟の事業に絡む消費税還付金1,300万円、県からの補償工事の歳入が300万円です。金融機関に対する口座振替手数料は、くみ取り料がここから600万円ぐらいで、そのほかに検査手数料として銀行の手数料であります。積立金については、昨年6億9,000万円の工事を実施し、今の県の補償制度は昨年実施した工事の償還金に充てるものとして今年6,900万円が来ます。元金は5年据え置きで、利子が約1,100万円発生します。その利子分を差し引いた残りの額を積立金として計上しております。

以上でありまして、審査を終わり、採決の結果、全員賛成で可決されております。

それから、議案第55号であります。指定管理者制度についての条例改正等の現時点での進行状況については、ねむの丘は開発公社が、はまなすは株式会社が経営しており、市の施設については3月で条例化していきます。それについて審議を終了いたしまして、採決の結果、55号案件に対しては全員賛成で可決されております。

次に、56号平成17年度にかほ市ガス事業会計であります。器具販売収益の積算根拠は、現在、熱量変更のため器具の事前調査を行い、安全装置のついていないもの、古くて部品がないもの等一

台一台調査をいたし、交換が必要な器具については格安で割引販売を実施しているので、例年以上の収益があると見込んでおります。市内の自家ガス井戸は、象潟地区1カ所、金浦地区1カ所、一日に象潟が600立方メートル、金浦が750立方メートルの自家井戸噴出量であります。象潟地区のガスホルダーは熱量変更完了後に取り壊しの予定であります。

以上、ガス事業の審査を終了いたし、採決を行った結果、全員賛成で可決とされました。

次に、議案第57号平成17年度にかほ市水道事業会計予算であります。3町合併に伴って3地区の水道本管を結ぶ可能性については、浄水場は各地区に1カ所ずつで、簡水の数も象潟地区5カ所、金浦地区2カ所、仁賀保地区4カ所で、法的な支障はないものと思いますが、新年度以降検討して有効利用に努めていきたいという答弁でありました。今後、簡易水道と上水道への構造計画については、調査をしながら計画していきたいと考えております。場所によって地形的な問題もあり、現在の水量は十分供給できる能力はあります。

石綿管の処理については、入れかえではなく新たに管を布設しています。石綿管については、埋め殺ししています。石綿管の残りのキロ数は10月1日現在、象潟地区24キロメートル、金浦地区3,600メートル、仁賀保地区2,100メートルの計2万9,700メートルです。公共下水道関連工事や更新事業で順次更新していく計画であります。

以上で審査を終わりました。採決を行った結果、全員賛成で可決と決した次第であります。

以上で本委員会に付託された事件の審査報告を終わります。

議長（榊原均君） これから産業建設常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） 議案の第56号について若干お尋ねします。にかほ市のガス事業についてありますが、供給戸数、今後ふえていく見込みがあるかどうかということが第1点。

次に、需要の拡大のためにどのような努力をされているか。もし審査されておりましたらお答えをいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（佐々木正勝君） お答えしますが、ガスの供給量につきましては、最近オール電化とか、そういう電気の使用料がふえてきまして、そのことについてガス事業をどう考えるか、そういうふうな一応話もしましたが、的確な、このぐらいの数字になるだろうということまでは話しませんでした。今、にかほ地区でどのぐらいのオール電化が進んでいるかもまだ把握しておりませんので、そういう話は一応出ました。

それから、ガスのこれからの方針については、そういう話はございませんでした。

議長（榊原均君） 28番佐藤功議員。

28番（佐藤功君） それでは質問の観点を変えて質問させていただきますが、この予算書を見ますと、予定されている貸借対照表、普通予定の損益決算書も当然添付されるんですが、損益計算書を見ないとちょっとわかりませんが、3条予算、4条予算でいきますと、非常に財政的に厳しい状況にあります。そこでお尋ねしたいんですが、17年度以降、ガス料金の改定がなされるかどうかということも審査されたかどうか、もし審査されておりましたらお答えをいただきたいと思っております。

議長（榊原均君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（佐々木正勝君） はっきり言ってそういうことまでは具体的にありませんでしたが、これから熱量変更に伴う、今、新潟からタンクローリー車で運ぶというようなこともこれから出ることですので、その点について、これからのガス事業の普及等にもこれから大変大切なことであろうと思います。具体的なそういう意見とか質問は出ませんでした。

議長（榊原均君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

午後2時24分 休 憩

午後2時35分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。佐々木正勝一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（46番佐々木正勝君）登壇】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 議案第48号平成17年度にかほ市一般会計予算は、起立多数で可決されましたことを御報告申し上げます。

議長（榊原均君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第41号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第41号にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。 23番村上次郎議員。

23番（村上次郎君） 議案第42号にかほ市税条例の一部を改正する条例案について、本議案に

反対の討論をします。

先ほどの委員長報告では何ら問題ないというふうにありましたけれども、確かに形式的な改正であり、既に決定して動いているということは認めることができます。しかし、その内容には多くの問題を含んでいるので、あえて発言します。

説明では、この改正で65歳以上、年125万円以下の老人について、これまで非課税だった人を課税対象者にするというものです。125万円といえば月額10万円程度の所得です。この中からいろいろと引かれます。65歳以上となれば次第に医療費もかかる年代です。国保税も介護保険の負担もあります。こういう人を非課税から外して税金をかけるという考えが出てくることに、小泉政治の弱い者いじめの典型があらわれていると思います。

憲法25条では、御承知のとおり、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとありますが、小泉政府はこれと逆行しています。また、説明では、この改正で65歳以上の非課税だった人が、均等割で1,650人、190万円の負担、所得税で1,388人が900万円の負担増とされています。かなりの人数と言えるのではないのでしょうか。非課税から課税対象者になればこれだけでは済みません。介護保険でも利用者負担の段階が上がり、それこそ今回の介護保険改悪で天井知らずの負担増の層に入っていく心配があります。

市税条例の改正はこれだけにとどまらないので、小泉内閣になってからの負担増の流れの中で見ていく必要があると思います。小泉内閣が決めてこれまでに実施した負担増は、医療保険料、サラリーマンの医療費本人負担、介護保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、所得税・住民税の配偶者特別控除の廃止、住民税均等割の妻の非課税措置縮小、老人保健制度への1割負担導入、年金給付の物価マイナススライド、所得税増税、この増税の中には公的年金等控除縮小、老年者控除廃止、配偶者特別排除の廃止などがずらずらと並んでいます。そして、さらなる負担増の後は消費税増税への道をつくるとされています。

旧仁賀保町での試算では、老年者控除の廃止、公的年金等控除削減、個人住民税・均等割の増額、生計同一の妻に対する非課税措置の廃止等々で、その影響が延べ6,266人、3,768万円の負担増とされていました。さらに定率減税の廃止では4,399人が5,500万円の増税と言われていました。にかほ市全体では少なくともこの2倍以上の数字になると推測されます。余りにもひどい増税、負担増ではないでしょうか。

その一方で、所得税の最高税率引き下げ、大もうけをしている大企業の法人税率引き下げなどには手をつけていません。それどころか、期限切れとなったIT投資減税のかわりに新たな減税策を講ずるなど、大企業には手厚い待遇ぶりです。もうけている大企業からはそれ相応の負担をしてもらい、むだと目される公共事業や軍事費の削減、政党助成金の廃止、米軍への思いやり予算の廃止などによって庶民大増税は避けることができると考えます。大企業や大金融機関などからの献金をもらい、その見返りの政治をやるという小泉政府与党のあり方は変えるべきだと考えます。

本議案は政府とそれに賛成した与党などの改悪によるもので、市当局直接の責任ではないわけですが、弱い者いじめになっているこの条例改正の部分は認めることができないということを表明して、討論を終わります。

議長（榊原均君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第 42 号の討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 42 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 43 号の討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 43 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 44 号の討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 44 号にかほ市斎場条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 45 号の討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 45 号にかほ市公共下水道事業特別会計へ

の繰入れについては、委員長の報告のとおり……

【「議長、全員でない」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 休憩いたします。

午後 2 時 45 分 休 憩

午後 2 時 50 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど起立全員により可決と申し上げましたが、起立多数により可決と訂正させていただきます。したがって、議案第 45 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 46 号の討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 46 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 47 号の討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 47 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号平成 17 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第 48 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 48 号平成 17 年度にかほ市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 49 号の討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 49 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 50 号の討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 50 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 51 号の討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 52 号の討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 52 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 53 号の討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 53 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 54 号の討論を終わります。

これから議案第 54 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 54 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 55 号の討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号平成 17 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 56 号の討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 56 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 57 号の討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 57 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書は、委員長の報告のとおり継続審査に決定しました。

次に、陳情第 2 号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、陳情第 2 号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 3 号社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、陳情第3号社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号庶民大増税の中止を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第4号庶民大増税の中止を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号子宮頸がん検診の逐年施行のお願いの討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第5号子宮頸がん検診の逐年施行のお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第6号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第7号地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号法務局の増員に関する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、陳情第8号法務局の増員に関する陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27、議提第6号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかけられる医療」を求める意見書の提出についてから、日程第35、議提第14号非核・平和の市宣言決議までの9件を一括議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。議提第6号及び議提第7号について、31番本藤敏夫議員の説明を求めます。31番本藤敏夫議員。

【31番（本藤敏夫君）登壇】

31番（本藤敏夫君） 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかけられる医療」を求める意見書を別紙により提出することについて、提案については、下の1番が2、3割負担、2割に戻すという現行でありましたが、当委員会では健康保険による患者負担を軽減するにとどめて出すことにしたものであります。

議提第7号、これについても3番の記の3の後ろに税に関する文言がありましたが、当委員会ですそれを修正し、年金課税を元に戻すにとどめて意見書を出す案としてございます。

議長（榊原均君） これから議提第6号及び議提第7号の2件について質疑を行います。質疑ありませんか。 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 両方について共通しております。陳情書の文言を意見書のために変えたということではありますが、これは最初の陳情書の提案時期にそのことを言わなければ、例えば保険税の3割から2割とか具体的なことで内容が変わったということで、各議員、採択、不採択の大きなポイントになることだと思うんです。ということで、じゃ、こういうことであれば最初の陳情のときに賛成しなかったとかということになりかねないんで、その辺の御所見を伺いたいと思います。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31番（本藤敏夫君） さきの審議内容を報告した段階で申し上げております。

議長（榊原均君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） いえ、そのときは、陳情書のときは、意見書のときに言うからということで具体的なことは聞いていなかったんですが。

議長（榊原均君） 本藤敏夫議員。

31 番（本藤敏夫君） 患者・国民負担増計画の中止に関する件については説明をしておりました。その次の消費税の庶民増税の部分については修正のことについて触れなかった。それは議案の意見書を議論する場がもう一つあるということに気がつきまして、そういうふうにいたしました。

議長（榊原均君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 私も賛成した手前、それは別に変えませんが、今後そういった意見書の提出するときに、こういった重要事項の変更は当然、陳情を本会議に諮るときに前もって全員にこういうことで一部採択だということを書いてもらうように今後強くお願いをして、終わりにいたします。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議提第 6 号及び議提第 7 号の 2 件についての質疑を終わります。

これから議提第 6 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第 6 号患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 7 号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第 7 号社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 8 号庶民増税の中止を求める意見書の提出について、36 番須田鉄郎議員の説明を求めます。36 番須田鉄郎議員。

【36 番（須田鉄郎君）登壇】

36 番（須田鉄郎君） 議提第 8 号庶民増税の中止を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。平成 17 年 12 月 28 日提出。提出者、に

かほ市議会議員須田鉄郎。賛成者、佐藤功。あと以下のとおりでございます。意見書案及び提出先は別紙のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

議長（榊原均君） これから議提第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第8号の質疑を終わります。

これから議提第8号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議提第8号庶民大増税の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出について、31番本藤敏夫議員の説明を求めます。31番本藤敏夫議員。

【31番（本藤敏夫君）登壇】

31番（本藤敏夫君） 陳情6号の関係でございます。これは陳情6号の文例そのままを採用したものであります。以上であります。

議長（榊原均君） これから議提第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第9号の質疑を終わります。

これから議提第9号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議提第9号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第10号から議提第12号までの3件について、36番須田鉄郎議員の説明を求めます。36番須田鉄郎議員。

【36番（須田鉄郎君）登壇】

36番（須田鉄郎君） 議提第10号地方交付税、地方財政の確保を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり提出します。提出者及び賛成者は以下のとおりであります。意見書案及び提出先は別紙のとおりでございます。

次に、議提第 11 号法務局等の増員に関する意見書。別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。提出者及び賛成者は以下のとおり。意見書案及び提出先は別紙のとおりであります。

議提第 12 号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書。別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。提出者、賛成者は以下のとおりであります。意見書及び提出先は別紙のとおりでございます。

以上です。

議長(榊原均君) これから議提第 10 号から議提第 12 号までの 3 件についての質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(榊原均君) 質疑なしと認めます。これで議提第 10 号から議提第 12 号までの 3 件についての質疑を終わります。

これから議提第 10 号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(榊原均君) 討論なしと認めます。

これから議提第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長(榊原均君) 起立全員です。したがって、議提第 10 号地方交付税、地方財政の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 11 号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(榊原均君) 討論なしと認めます。

これから議提第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長(榊原均君) 起立多数です。したがって、議提第 11 号法務局等の増員に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 12 号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(榊原均君) 討論なしと認めます。

これから議提第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長(榊原均君) 起立全員です。したがって、議提第 12 号「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 13 号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について、29 番佐藤文昭議員の説明を求めます。29 番佐藤文昭議員。

【29番（佐藤文昭君）登壇】

29番（佐藤文昭君） それでは、議提第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月28日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員佐藤文昭。賛成者、にかほ市議会議員伊藤晃、佐々木正勝、本藤敏夫、池田好隆、加藤光裕、佐々木正勝、須田鉄郎、斎藤和夫、竹内睦夫。以上でございます。

議長（榊原均君） これから議提第13号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号の質疑を終わります。

これから議提第13号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議提第13号議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第14号非核・平和の市宣言決議について、23番村上次郎議員の説明を求めます。23番村上次郎議員。

【23番（村上次郎君）登壇】

23番（村上次郎君） 議員提案第14号非核・平和の市宣言決議について若干提案の説明をします。

提案者は私となっていますが、賛成者はそこにある9名の方であります。

今までの議員提案と若干違いがありますが、本年は戦後60年ということで、合併したのも戦後60年の節目ということです。皆さんのお手元のほうに、旧象潟町、旧金浦町、旧仁賀保町の、若干表題も違いますが、趣旨がほとんど同じ議会での宣言決議という資料を配付してあります。象潟は昭和60年6月、金浦町は昭和63年12月、仁賀保町は昭和61年9月にそれぞれ非核平和の町の宣言をしております。合併して市になりますと自動的にこれが消滅するというので、新しい市で再提案するという形になります。60年代のこの各町で宣言をしたことにかかわってきた議員は、この中にも各旧町ともそれぞれおられまして、この会場には10人の議員がおられます。

文面はそこにあるとおりですので特に読みませんけれども、国是である非核三原則、これは核兵器を持たない・つぐらない・持ち込まないということでもあります。また、旧金浦町では空襲を受けまして、昭和20年、間もなく戦争が終わるところですが、8月10日、昼近くにグラマンと見られる戦闘機が爆弾を2つ投下。機銃掃射をする。そして重傷者が3名、軽傷者が6名出ているということなどもありましたので、金浦町で宣言したその内容を盛り込んでおります。

以上、御同意を得られますように提案をいたします。

議長（榊原均君） これから議提第14号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第 14 号の質疑を終わります。

これから議提第 14 号の討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第 14 号非核・平和の市宣言決議については、原案のとおり可決されました。

日程第 36、にかほ市開発公社理事の推せんについてを議題とします。にかほ市開発公社理事には、総務常任委員会から 14 番長谷川誠議員、24 番山田明議員、教育民生常任委員会から 7 番佐藤元議員、23 番村上次郎議員、産業建設常任委員会から 12 番工藤久市議員、15 番佐々木正雄議員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社理事に、14 番長谷川誠議員、24 番山田明議員、7 番佐藤元議員、23 番村上次郎議員、12 番工藤久市議員、15 番佐々木正雄議員を推薦することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3 時 34 分 休 憩

午後 3 時 35 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 37、にかほ市開発公社監事の推せんについてを議題とします。にかほ市開発公社監事には、42 番佐々木栄議員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、にかほ市開発公社監事に、42 番佐々木栄議員を推薦することに決定しました。

日程第 38、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。各委員長から目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継

続審査にすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 17 年第 3 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 3 時 35 分 閉 会